

平成 27 年 第 3 回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

平成27年第3回小国町議会定例会会議録

(第 1 日)

- 1. 招集年月日 平成27年 9月10日(木)
- 1. 招集の場所 小国町山村開発センター
- 1. 開 会 平成27年 9月10日 午前10時04分
- 1. 閉 会 平成27年 9月10日 午後 3時50分

1. 応招議員

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 穴 井 帝 史 君 | 2番 大 塚 英 博 君 |
| 3番 北 里 勝 義 君 | 4番 高 村 祝 次 君 |
| 5番 児 玉 智 博 君 | 6番 時 松 唯 一 君 |
| 7番 穴 見 まち子 君 | 8番 松 崎 俊 一 君 |
| 9番 熊 谷 博 行 君 | 10番 時 松 昭 弘 君 |
| 11番 松 本 明 雄 君 | 12番 渡 邊 誠 次 君 |

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 穴 井 帝 史 君 | 2番 大 塚 英 博 君 |
| 3番 北 里 勝 義 君 | 4番 高 村 祝 次 君 |
| 5番 児 玉 智 博 君 | 6番 時 松 唯 一 君 |
| 7番 穴 見 まち子 君 | 8番 松 崎 俊 一 君 |
| 9番 熊 谷 博 行 君 | 10番 時 松 昭 弘 君 |
| 11番 松 本 明 雄 君 | 12番 渡 邊 誠 次 君 |

1. 欠 席 議 員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 北 里 武 一 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 藍 澤 誠 也 君	税 務 課 長 北 里 康 二 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 河 野 孝 一 君
福 祉 課 長 穴 井 幸 子 君	保 育 園 長 梶 原 良 子 君
会 計 管 理 室 長 佐 藤 登 喜 子 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 児 玉 智 博 君

7番 穴 見 まち子 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 9月10日から 9月24日までの15日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

2.

午前10時04分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 27. 9. 10)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

本日から9月の定例会でございます。開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

今年の夏は、各地で観測史上最も猛暑日が続いた夏でございまして、また降雨量も最高値を上回る地域が多数ございました。農作物に対しても当町のみならず、全国に影響も出ております。担当の課長からも先だつての大雨、台風等での小国町の被災等の御報告もございました。注意報、警報発令後の自主避難、予防的避難による避難所も開設されまして、各所において数名が避難をされたというふうに聞いております。まだ今後も風水害、台風含めて災害の恐れはございますので、早めの避難また注意喚起等を皆さまそれぞれにおかれましても御尽力、御協力をいただきたいというふうに思っております。またその暑さも一転、急に朝晩が冷え込んで、秋の訪れ等も感じる季節となってまいりました。皆さまにおかれましても気候の変化等々にお体をくずされませぬよう、ぜひともお体を御自愛いただきたいというふうに思っております。

それでは平成27年第3回小国町議会9月定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましても何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。本定例会は決算議会ということもございまして、十分なる御審議方よろしくお願い申し上げます。次第でございます。

それでは北里町長から御挨拶をいただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 皆さんおはようございます。平成27年の第3回の小国町議会定例会、皆さま方におかれましては大変お忙しいときにお集まりをいただき本当にありがとうございます。

ただいま議長のほうからお話がありましたとおりに、長雨が続けております。農作物が大変心配されるところであります。つい先ほどの話でございますけれども、大変喜ばしいことは、小国町に関係する方で、先日柔道の話でございますけれども、梅木真美選手が先ほど役場にいられて、金メダルの報告をいただきました。その後すぐ県庁のほうに行かれるということで、梅木真美選手は九重の出身ではありますけれども、小国中学校に通ってきて、そこでまた柔道の技を磨かれたということでございます。先だつての世界柔道のカザフスタンの大会で金メダルということで、町に関係する方が世界で活躍することは大変よろしいことではないかなあというふうに思っております。

さて、決算議会ということでもあります。本日の議案の上程ということで、承認案件が1件、それから条例関係が3件、一般会計の補正予算並びに各特別会計の補正予算。そして、それぞれの決算認定の部分が上程をされております。議会運営委員会では全員協議会方式でそれぞれの款、項、目すべてに渡り、皆さま方に慎重審議をしていただくという旨を伺っております。決算は予算の鏡というふうに使われておりますので、執行部といたしましても議会の方々から様々な御意

見を伺い、そして今後につなげていきたいというふうに思っております。期間といたしましては、24日が予備日でございますけれども、少し長くなるかと思っておりますがよろしくお願ひ申し上げて挨拶に代えます。よろしくお願ひいたします。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、平成27年第3回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

議長（渡邊誠次君） 本日の議事日程については、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

5番 児玉智博君

7番 穴見まち子君

をお願いをいたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期については、さる9月3日に議会運営委員会が開かれ、小国町議会会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日9月10日から9月24日までの15日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月10日から9月24日までの15日間と決定しました。

本会議は、本日と17日、18日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会したいと思います。

議長（渡邊誠次君） 日程第3、「承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第5号 平成27年度小国町一般会計補正予算（第4号）について）」を議題といたします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君）おはようございます。それでは議案集をお開き願ひたいと思ひます。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成27年9月10日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。引き続き朗読させていただきます。

専決第5号 平成27年度小国町一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度小国町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分する。

平成27年8月12日専決

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは別とじの議案集をお開き願いたいと思います。補正予算書をお開き願いたいと思います。表に専決第5号と書いてある分でございます。1ページでございます。

平成27年度小国町一般会計補正予算（第4号）

平成27年度小国町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5千186万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年8月12日専決

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。2ページのほうでございます。

歳入歳出の補正ということで第1表でございますが、歳入が繰越金を51万円ということで補正に充てさせていただいております。歳出としまして、教育費の保健体育費が51万円ということで補正をしたものでございます。

それでは歳出のほうを説明させていただきます。4ページでございます。4ページのほうでは歳入歳出でございますけれども、先ほど申しましたように歳入のほうは繰越金を財源に充てさせていただいております51万円です。歳出のほうでは教育費の保健体育費、保健体育総務費ということで負担金補助及び交付金ということで51万円。中学校部活動全国大会出場の補助金ということでございます。バドミントンの選手として、全国大会、北海道の試合に参加した分の助成金ということで専決させていただいた分でございます。

以上で、専決につきましての説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより承認第5号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて

専決第5号、平成27年度小国町一般会計補正予算(第4号)について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

議長(渡邊誠次君) 日程第4、「議案第47号 小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長(松岡勝也君) それでは議案を朗読させていただきます。2ページでございます。

議案第47号 小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年9月10日提出

小国町長 北里 耕 亮

でございます。それでは別の小国町定例議会議案の条例ということで、全員協議会のほうでも説明させていただいたのですが、再度その分を説明させていただきまして、その後新旧対照表の説明をしたいというふうに思っております。

今回の個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、行政の事務における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法によりまして、今回特定個人情報に関する条例を改正するというものでございます。今回の主な改正の内容としましては、前回全員協議会の中でも説明いたしましたけれども、大きくは1から7項目でございます。

1点といたしましては、現在規定されております個人情報の内容に、個人情報に該当しない特定個人情報を含むということでございます。2番目の改正点としましては、特定個人情報に関する評価書を住民に公表して、これに対する意見書を反映するための機関に、小国町個人情報保護審査会を設置するというところでございます。これは現在の小国町個人情報保護条例の中にもうたわれておりますけれども、改めて特定個人情報が設置されるということで、今回改正の中に盛り込むということでございます。3点目としましては、実施機関が保有しております特定個人情報について個人情報ファイル簿を作成して、公表する旨を規定に追加するというものでございます。4点目としましては、特定個人情報を取り扱う事務の目的外に使用してはならないという旨を規

定し追加するということと、例外として、個人の生命・身体・財産を保護するため必要であるという場合に設けるということを追加するものでございます。5点目としましては、特定個人情報の開示請求に関して、未成年又は被後見人に係る規定を追加すると。また開示請求に対する決定の期間、開示の方法の実施についてを改正するというものでございます。6番目としましては、特定個人情報の訂正の請求期間、訂正を行った場合の情報提供者等への通知、その他の内容を規定に追加するというものでございます。7点目は、特定個人情報の利用停止について、特定個人情報が適法に取得されたものでない場合による時は、利用の停止を請求することができ、この停止の手續に関する決定の期間等の規定を追加するという、大きく7点の追加及び改正をするものでございます。

それでは、新旧対照表のほうで説明させていただきたいと思います。右肩に総務課（1）ということで資料1というふうに書いてあります新旧対照表でございます。左側のほうが現行、右側のほうが改正後というふうに書かれております。まず目的としましては、第1条で新しく追加されたのが番号法に規定するというところで、横棒で書かれております個人情報に該当しない特定個人情報を含むということを追加したものでございます。定義として第2条でございます。これにつきましては各号に出てきます用語の意義について、1号から全部で7号まで文言についての定義をうたっているということでございます。めくっていただきまして2ページでございます。第6条の2として、新しく追加されるもので、特定個人情報保護評価というのが第6条の2としてうたわれております。中ほどに、小国町個人情報保護審査会での意見を聴くものとするということが加えられております。3ページのほうでは、今度は第7条の2としまして、実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ審査会に対し次に掲げる事項を通知しなければならないということで、通知しなければならない項目を1号から次のページの10号まで明記をしております。4ページでございます。前項の規定でありましたように、次の号では次に掲げる特定個人情報ファイルについては適用しないということで、先ほどの通知をしなければならないに対して該当しない項目を2としまして、1号から9号までうたっております。5ページでございます。5ページの第7条の3としまして、特定個人情報ファイル簿の作成及び公表ということがうたわれております。この中では末尾のほうにありますように、特定個人情報のファイル簿を作成し、公表しなければならないというふうにうたわれております。6ページでございます。第8条で特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限ということがここでうたわれております。第8条の2としまして特定個人情報の利用の制限ということで、利用の目的外に使用してはならないというところがうたわれております。7ページでございます。第9条オンライン結合による提供ということで、この中で個人情報を実施機関以外のものに提供してはならないというところでオンラインの提供に対する制限内容がうたわれております。8ページでございます。8ページの第11条では提供先に対する措置要求、第13条では開示請求できる者という

ことで請求できる者がうたわれています。また2号では、次の各号に掲げる者は本人に代わって開示請求することができるということで、本人に代わって請求する者がここでうたわれております。9ページでございます。開示請求の手續ということで、新旧対照表では代理人ということに今度変わっております。第14条の3では、開示請求に対する決定がうたわれています。その中では第18条として4号、5号では、開示決定にあつての日にちが30日以内、もう1つの分につきましては60日以内というところで日にちの明示がされております。11ページでございます。11ページでは第24条の2としまして、情報提供等の記録の提出先への通知ということで、実施機関は訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとするということでございます。そのほか13ページ。第26条利用停止請求の手續がうたわれております。そのほか14ページでございます。第37条個人情報保護審査会というのがここでうたわれております。ここでは小国町個人情報保護審査会を設置するというところでございます。15ページでございます。第43条では罰則が規定されております。以上で新旧対照表のほうはこういうふうに変更をされております。

今回の条例改正に伴いましては、平成28年の1月1日から施行するというので、ただし各号に関する規定は当該各号に定める日から施行するというので、実質来年の1月から施行するというふうにはされております。また、第6条の1に1条加えるということで規定されております。また第7条の次に2条を加える改正規定ということで、この中では特定個人情報の評価については公布の日というふうに表示されております。第24条の次に1項を加える改正ということでございますが、これについては規定の施行日からというふうにしております。また経過措置としましては、この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、従前の例というふうでうたわれております。

以上で、小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第47号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 今提案理由の説明にもありましたように、これはマイナンバー制度ですね、これを開始させるための提案です。このマイナンバー制度というのがどういうものかというところ、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録している全員に、生涯変わらない番号を割り振り、社会保障や税の情報を国が一括管理するものです。1つの番号で容易に国民一人ひとりの個人情報を結びつけて活用する番号制度は、それを活用する側にとっては極めて効率的なツールであるということは確かですが、それは一人ひとりの個人情報が容易に名寄せ、集積されるということであり、ひとたび流出したり、悪用されたりすれば、甚大なプライバシー侵害やなりすましなどの犯罪等の危険性を飛躍的に高めるものとなります。政府は盛んに行政手続が便利になるなどと言っている

ますが、多くの国民はそもそもその制度を知らないうえ、膨大な個人情報を国が一手に握ることへの懸念、情報漏れの不安の声が広がっています。こうした番号制度を既に導入している韓国やアメリカでは共通番号と個人情報がセットで大量流出し、プライバシー侵害、犯罪利用、なりすまし被害が横行して社会問題になっています。日本でも今年6月初めには、日本年金機構から125万件に及ぶ個人情報が流出するという重大な事件が明らかとなりました。個人情報が流出した不安に付け込んだ詐欺事件も発生してしまいました。年金機構は、マイナンバーを付番する個人情報を大量に保有する機関です。今回の個人情報流出事件は、年金機構のような公的な機関がマイナンバーを保有するから安全だという、こうした安全神話を根底から突き崩しました。今回の年金情報漏れは、政府が個人情報をきちんと保護、管理できるのかという国民の疑念を深めるものとなったのではないのでしょうか。また同じ月に、東京商工会議所の事務局職員のパソコンがやはりメールを介してウイルス感染し、最大で1万2千件を超える会員企業などの個人情報が流出したことも判明しました。生涯変わらない1つの番号で様々な分野に渡る個人情報を管理し、名寄せ突合しやすくなる仕組みであるマイナンバー制度を実施することは、あまりに危険と言わなければなりません。こうした国民の不安が払拭されない中で、今年の10月に住民票を持つ人たちへの番号通知がスタートし、来年1月には希望者に対して顔写真付きの個人番号カードが無料で発行され、運用を開始する予定となっております。マイナンバー制度に対し、プライバシー侵害やなりすまし犯罪を招く恐れが指摘されていることに対し、町としてどう考えているのでしょうか。そもそもこうした安全対策ですね、町が万全にできているのか、できていない中でもし仮にこういう条例改正をするのであれば、極めて無責任であると指摘しなければならないと思うわけですが、見解を求めます。

総務課長（松岡勝也君） 先だって全員協議会の中での一番の個人情報の流出、プライバシーの流出問題が心配されるということでもあります。これにつきまして、今現在町の中でも職員の中でも一番に心配されますのが、インターネットからのサイバー攻撃、そういうのが一番心配であります。それに対しては、職員間また個人情報流出をしないためにもインターネットの接続に対する職員間の危機管理対策、仮にそういった非常事態が生じた場合は、一応マニュアルとしましては担当課長に報告、また最終的には総務課長報告、緊急対策としてはLANケーブルの切断ということを第一に考えております。そのほか、行政の専用回線を使った個人情報等の実際の作業を心がけていくということが、一番のインターネットとの接続に対する流出防止であろうというふうに考えております。何しろ個人個人がきちっとしたインターネットとの接続、個人情報の事務作業をきちっと分離して進めていくことがまず第一であると考えておりますので、そこについては各部署、個人個人、日頃のチェック体制、その辺のいろんなあらゆる職員のペーパー上の流出も心配されます。そういったところもすべて職員間、またいろんな先ほどありましたように審査会等もごさいます。そういったところにも、どういった形で個人情報のファイルを整理するかとい

うところも考慮しなければならない部分もございますので、いろんな分野で安全対策を図っていきながら、この制度を進めていかねばならないというふうに考えているところです。

5番（児玉智博君）　そういうウイルスに感染したらLANケーブルを抜くとかですね、ペーパー上の問題とか、そういう職員の何かあったときの対策というのも非常に重要なことではあるのですが、私はさらにシステム面や運用面における安全対策の強化が必要だと考えます。1つは住民基本台帳などの個人情報を管理している基幹系ネットワークとインターネットにつながっている情報系ネットワークが分離されているかどうかという点です。基幹系ネットワークと情報系ネットワークが遮断されていなければ、基幹系ネットワークも情報系ネットワークを通じてインターネットでつながっていることになってしまいます。それは不正プログラムによる攻撃で、基幹系ネットワークが保有している個人情報が流出する危険があります。これは基本中の基本ですが、総務省は年金流出事件を受けて、この基幹系ネットワークと情報系ネットワークの接続について物理的に遮断されて通信不可能な状態にするか、若しくは基幹系ネットワークと情報系ネットワークを共有端末で使用する場合でも論理的切断と言われますが、一方のネットワークのみの設定とするなどの対策を講じることを求めています。小国町として、このネットワークの接続状況の安全対策はどのように考えているのでしょうか。私は物理的に切断され、通信不可能な状態にするべきであると考えますがどうでしょうか。

また、年金機構の今回の事件が起きたのは、基幹系ネットワークの個人情報をコピーして移動し、情報系ネットワークの端末で作業していたことが原因です。基幹系ネットワークの個人情報は基幹系ネットワークのみで使用する、あるいは基幹系ネットワークの個人情報は、情報系ネットワークから遮断された環境で使用するなどの対策が今後求められると思いますが、小国町では対策が講じられているのでしょうか。さらに総務省は、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを今年3月に改定しました。この改正で、年金機構の個人情報流出事件の原因となった不正アクセスの標的型攻撃が、対策を取るべき攻撃として例示されています。具体的な対策例として、人的対策例、電磁的記録媒体に対する対策例、そしてネットワークに対する対策例が挙げられています。ネットワークに対する対策例では、ネットワーク機器のログ監視を強化する対策が例示されていますが、小国町の対応はどうなっているのでしょうか。安全対策を徹底的に進めることが大切です。私が聞いたことは最低限のものだと思いますが、小国町のネットワークの現状はどうなっているか、どういった安全対策をとっているか伺います。

総務課長（松岡勝也君）　今御質問がありましたように、今回の年金機構によります個人情報流出というのが、結局インターネットを経由してサイバー攻撃にあったということで、基幹作業を行いますネットと分離した作業に際して、置き換えて作業したということが基本的な情報の原因だったということでございます。本町におきましては、これは行政機関と連携しておりますLGWANという回線がございます。そういう専用の回線を今使って個人的な情報作業を行っている

ころでございますけれども、それとまた実際作業を行いますシステムがTRY-Xということでこれは町村会のシステムでございます。LGWANとは国との連結した全国の行政機関が使っている専用の回線でございます。それを使って作業をしておりますので、内容的には分離しているという状況でございます。先ほど言いましたように年金機構のような形で置き換えて作業をする、そういった形によるインターネットとの接続による流出というのは防いでいかないと非常にサイバー攻撃に遭う可能性があるということでございますので、要は現場の窓口の事務作業につきましては、個人情報を取り扱う作業については、その辺のネットとの接続をしないような作業を心がけていく、絶対しないというところが一番の個人情報の流出防止であろうというふうに思っておりますので、この辺のところをシステム上の徹底、また個人の事務作業の徹底をしていくよう、これからさらに強化していきたいというふうに考えております。

5番（児玉智博君） 今答弁されたようなことをやはり職員一人ひとりに徹底していく、このことが極めて大事だというふうに思います。そこで伺いますが、やはりそういう基幹系ネットワーク、そして情報系のネットワーク、この端末の間での年金機構が行っていたような作業は、絶対にもうこれが原因で、こういうことをすれば流出する危険が発生するということですから、やっぱりこういった問題であったりとか、またそういうペーパー上のプリントアウトした紙の取扱いなんかですね、これをやはりこの番号制度が始まったらどういう危険があるのかというのを一つひとつ洗い出して、リスクを想定して、それを発生させないためには、職員はどう動かなければならないか。だからもう自己流で作業をするようなことがあってはならないと思うのです。職員一人ひとりが金太郎あめのように、同じ手順で作業をしていくということを徹底することが大事だと思います。そうした中でのそういう内部統制ですね、今きちんと確立されているのか。それがきちんとそういう一覧というか、そういうのがあって職員全員が認識を共有できる環境が今小国町で整えられているのか伺います。

総務課長（松岡勝也君） 先ほど御質問の中にごございましたように、国から提出されておりますセキュリティポリシーに関することにつきましては、町内の中でもそれは一応国からの支持を受けまして規定を位置づけしております。そういった中でも、職員間にこれをいかに浸透させていくかというところがペーパー上じゃなくて、それが一番大事であるというふうに思っております。これに関してはあらゆるいろんな個人情報流出が想定されております。ペーパー上もしくは職員間の結局サーバー室に対する侵入の問題、また委託業者のいろんな外部からの侵入の出入りの制限、確認、チェック、その辺とかいろんなシステム上の問題とか、あらゆる問題で情報流出の可能性が明確にいろいろ提示されております。それに対して、職員それぞれがその流出防止のための確認、本当にその確認をしながら特に中枢であります町のサーバー室、電算室に関してのいろんな管理と、また個人個人のパソコン上の作業の確認、そういうのを今一度、役場の中でもマイナンバーのことを今職員間で何回か勉強会を開いておりますので、平行しながらセキュリティの

問題、個人情報流出のそれぞれ個人の毎日の事務作業の中の流出防止対策を、来年の1月からカードが交付されて動き始めるものですから、ここあと何箇月しかございませんけれども、その間にいろんな流出問題そういった心配されることにつきまして、勉強会を重ねていきたいというふうに今考えております。

5番（児玉智博君）　そういう内部統制がきちんと確立しているかと伺ったのですが、今の答弁を聞く限りでは、今職員間での研修なんかは進められているというふうに言われましたが、私は要は安全対策、その内部統制の問題で言えばやはり各課ごと、さらに言えばやはり一つひとつの業務ごとに、2016年からは健診なんかでもこの番号と結び付けていくというふうになっているわけですから、やはりそういう一つひとつの業務ごとに担当者が代わっても同じような作業をするようなマニュアル、そういうのを作っていかなければならないというふうに思います。非常に今の答弁を聞いていると、小国町だけじゃないのかもしれないけれども、小国町もこの後手後手に回っているのではないかというような気がしてなりません。最後に伺いますが、今まさに研修が全職員を対象に行われていると思いますが、職員の中でどういう声がこのマイナンバー制度が始まることに受け止めがなされているか、不安の声は出ていないか伺います。

総務課長（松岡勝也君）今現在これまでも個人情報を取り扱っている各課の担当者を集めまして、いろんな項目の全部洗い出しをしまして、その中で実際今度国がマイナンバー等を連結させる税と社会保障また災害と大きく3つ上げております。その中で実際窓口業務で直接すぐ動く課は税務課、福祉課、住民課というふうな窓口になってきます。その中で実際このナンバーカードがどういった形で窓口で使われるのかというのが、実際カードの中で今国からいろんなパンフレットの中には、いろんな申請、給付申請、届出の中ではナンバーカードを記入する欄を設けるといふところが出されております。しかしどういった様式で出てくるのかとか、こういった形の様式にしないとか、そういった具体的な窓口業務のところはまだ並行作業で改正、書式の見直しといふところが、今実際の窓口でどうすればいいかといふところが問題点であろうと思います。通知カードが出されまして、各家庭に送られまして、その中でも現在住民票のあるところにしか通知カードを送れませんので、それ以外の方に対する対応、またそういった高齢者、ひとり暮らし、子どもさんとか、そういった方が窓口に来られてナンバーカード番号を記入してくださいとか具体的に言った場合どうするかといった、具体的な対策がいろいろ心配されているというのが現状ですので、その辺の一つひとつのことをマニュアルとして窓口業務の職員が勉強していく必要があるというふうに思っております。

5番（児玉智博君）　やはりこの提案、次の議案もそうですけれども、国の制度が変わる中でやはり町が、別にもう恐らく本音を言えば、もう町としてはこういうのはないほうがいいときっと思われているのだらうと思いますけれども、やはり非常に今職員の方たちの受け止めとしてもやはり不安が多い中で、こういうマイナンバー制度をスタートさせる、こういう条例を改正するとい

うことについて、やはり私は今の答弁を聞いても全然安心できないと思います。やはりこういうことについて、とにかくさっき言いましたような内部統制の確立というのは、もうこの1カ月前になっていれば、ある程度できていないといけないのにそれができていないということが明らかになったのではないかなというふうに思います。

以上で終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

6番（時松唯一君） 先ほど同僚議員がおっしゃったことは当然だと思いますが、今日の新聞でも民間では約6割の会社があまり歓迎していないと、そういう中であって行政としてやっていく以上はやはりセキュリティ関連ですね、この件に関してはしっかりやっていただきたい。高森町ですか、数百万の既にセキュリティに関して走っているというようなことが今日の新聞にも出ていますので、執行部の方ももう今日からしっかりやっていただきたい。セキュリティに関しては個人情報もありますので、しっかりと今日から、今からやっていただきたいと思います。予算も上がってくるかと思しますので、そこら辺もしっかりやっていただきたい。

以上です。

総務課長（松岡勝也君） 今御意見がありましたように職員間の勉強会をしっかりと重ねながら、来年に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。質疑がなければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 日本共産党、児玉智博です。私は議案第47号、小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

社会保障税番号制度いわゆるマイナンバー制度は、これまで制度ごとに管理されてきた年金、医療、介護、雇用の情報や納税、給与の情報が1つに結ばれるだけでなく、政府は2018年度からは、金融機関の預貯金口座番号との結び付けを目指しているほか、消費税の10%への増税に伴う還付金制度へのマイナンバーカードの利用を想定しているなど、このマイナンバーが大量の情報の塊になるのは明白であります。一旦マイナンバーが流出すれば、財産から趣味、嗜好に及ぶ様々な個人情報が芋づる式に引き出されるこんな危険が現実のものになってしまいます。内閣府が今月3日に公表した世論調査でも、制度の内容を知らないとの回答は5割を超え、個人番号の通知が1カ月後に迫ってもなお国民の理解が深まっていないことが明白になりました。さらに制度に対し、特に期待することはないという回答は23%から31.2%に増加しています。本町でも特にお年寄りからは、ニュースでは詐欺にだまされたということを書かない日はないような世の中なのに、こんな制度が始まったら年寄りはますます不安になるという声が聞かれていま

す。この制度は、国民の不安を無視して進められていることは明白です。私は、マイナンバー制度に断固反対である立場から、同議案にも反対するものであります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論はございませんか。なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第47号、小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第5、「議案第48号 小国町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案集2ページをお開き願いたいと思います。

議案第48号 小国町手数料条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年9月10日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。これにつきましては先だつての全員協議会の中でも説明させていただきましたが、先ほどの小国町個人情報保護条例の一部を改正するマイナンバーカードに関連するものでございます。主な概要といたしましては、番号法の施行に伴って配付されます通知カード、また申請よって発行される個人番号カードの再交付の手續を国の基準により規定するものでございます。番号法の施行に伴い、住民基本台帳カード交付手数料は廃止となります。またこの手数料の中に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の法律名が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律というふうに名称が改正されましたので併せて改正するものでございます。

それでは一部改正に伴います条例の総務課資料の新旧対照表（2）と書いてあるのがございます。これで説明させていただきます。左が現行、右が改正後ということで、第2条、手数料の種類及び金額は次のとおりとするということで、19号としまして通知カードの再交付手数料を1枚につき500円ということでございます。28号としまして先ほど申しましたように、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第3項の規定により登録の交付手数料1件につき、これについては前と変わっておりません、2千500円です。第5条としまして、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除する。7号としまして、通知カードの再交付

で追記欄の余白がなくなったとき、その他の再交付がやむを得ないとしたときは、町長が認めるということで、そういった項目も改正されております。2ページの中では、今度は個人番号のカードでございます。先ほどは通知カードでございます。個人番号カードの再交付の手数料は1枚800円ということでございます。第5条の(7)としまして、通知カードの再交付及び個人番号カードの再交付で追記欄の余白がなくなったとき、その他の交付がやむを得ないものとして町長が認めるときということで、これは免除ということの欄で新しく改正をされているところでございます。これにつきまして附則といたしましては、平成28年1月1日から施行するということでございます。また第1条の規定につきましては施行日から施行するというふうになっております。これは平成27年の10月5日ということでございます。

以上で、小国町手数料条例の一部を改正する条例につきましての説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第48号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 日本共産党、児玉智博です。私は、議案第48号小国町手数料条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。この議案につきましても、マイナンバー制度をスタートさせるために改正される条例でありますので、先ほどの議案第47条と同じ理由で反対するものであります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第48号、小国町手数料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩いたします。11時5分から再開します。

（午前10時54分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 05 分)

議長（渡邊誠次君） 日程第 6、議案第 49 号、小国町商工業振興対策設備資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

情報課長（藍澤誠也君） 議案集 3 ページを御覧いただきたいと思います。議案を朗読させていただきます。

議案第 49 号 小国町商工業振興対策設備資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、小国町商工業振興対策設備資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 9 月 10 日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。この条例改正の中身につきましては、先の全員協議会で説明しましたとおり、利子補給の対象者に町からのほかの補助金あるいはほかの利子補給を受けているものを除くという規定の追加、それと利子補給の期間を 3 年から 5 年に延長するというものでございます。情報課資料 1 新旧対照表を御覧いただきたいと思います。こちらのほう御覧いただきますと、左側が現行でございます。右側が改正後の案でございます。アンダーラインのところ追加の規定でございます、読ませていただきます。ただし、町で実施している同様の補助金又は利子補給を受けているものには利子補給を行わない。一番下でございますが、利子補給の期間は 5 年間を限度とするというような改正でございます。よろしく願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第 49 号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第 49 号、小国町商工業振興対策設備資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第7、議案第50号から、日程第9、議案第52号までは、平成27年度小国町一般会計補正予算（第5号）及び平成27年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び平成27年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）ですので、一括して議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案集を朗読させていただきます。

議案第50号 平成27年度小国町一般会計補正予算（第5号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度小国町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

平成27年9月10日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。それでは補正予算書のほうをお開き願いたいと思います。先だって全員協議会のほうでは縦版のA3の補正予算を説明させていただきましたけれども、今回補正予算書のほうで主な点を説明させていただきたいというふうに思っております。1ページでございます。

平成27年度小国町一般会計補正予算（第5号）

平成27年度小国町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9千907万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5千93万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年9月10日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは第1表のほうでございます。歳入の総額が1億9千907万2千円で、補正前の4.2%増ということで、今回補正をさせていただくものでございます。主な補正の歳入としましては、地方交付税4千856万6千円、使用料1千万円、国庫支出金3千836万5千円、県支出金1千811万9千円、寄附金150万円、繰越金が8千59万6千円、諸収入586万2千円、

町債につきましてはマイナス489万6千円というふうになっております。

それでは3ページのほうでございます。主な歳出のほうでございます。総務費が7千947万円、民生費2千792万1千円、衛生費96万円、農林水産業費1千620万8千円、商工費2千160万8千円、土木費マイナスの669万3千円、消防費はありません。教育費1千301万3千円、災害復旧費4千670万円、諸支出金といたしましてマイナス11万5千円の歳出の合計が1億9千907万2千円ということでございます。

続きまして5ページでございます。債務負担行為の補正ということで、これは追加でございます。今回社会保障・税番号制度用の電算機器リースということで、これはマイナンバーカードに関連するものでございます。電算機器のリースを債務負担補正によりましてリースするものでございまして、総額が227万円。平成27年度から平成32年度までということで平成27年度が11万円、平成28年度から平成31年度までが毎年46万円、最後の平成32年度が32万円というものでございます。債務負担行為補正の変更ということで、上のほうから、交流無停電の電源装置のリース料ということでございます。これにつきましては、変更前が総額865万円ということでございました。変更が912万円ということで実質の見積り等をとった結果並びに無停電のバッテリー機能の耐寿命化ということで、見積り等をとった関係で金額が上がっております。年度ごとの支払につきましても、平成27年度は45万6千円ということで下がっておりますが、それ以降の支払につきましては平成28年度から平成31年度までが182万4千円、平成32年度が136万8千円ということで全体も上がっておりますけれども、平成27年度減額した分が平成32年度に繰り延ばされたというふうな変更でございます。その下、公用車リース料ということでございます。実質見積り等をとった結果で変更が120万円になったということで、平成27年度が14万円、平成28年度から平成31年度が24万円、平成32年度が10万円というふうにリースの変更をするものでございます。

6ページのほうが地方債の補正ということで、あとで説明いたしますけれども、災害復旧に関する地方債の追加補正で150万円するものでございます。その下の段の変更ということで、臨時財政対策債、これは補正後が実質の生産額ということで変更後が1億6千360万4千円というふうに地方債の補正をするものでございます。

それでは今回の補正に伴います歳出のほうから、主な点を説明させていただきます。12ページをお開き願いたいと思います。一番左の欄から目で一般管理費ということでございます。これにつきましては、総務費の一般管理費の中で人件費関係が主なものでございます。これにつきましては、新規採用の職員並びに4月の異動ということで各課に職員の異動がっております。その関係で給与、職員手当、共済費、その他かかっております。その次、中ほど財産管理費としまして積立金7千万円、これは財政調整基金に積立をするものでございます。次の諸費といたしまして、844万6千円。これは公立病院に交付いたします分でございます。交付税措置に係るす

る分が402万9千円と病院の改良事業負担金ということで441万7千円、これにつきましては後で関連で出てきますけれども、二酸化炭素の排出抑制対策事業補助金に関連する負担金でございます。その次の下でございます。13の地域情報基盤管理運営費ということで、300万円。これは小国チャンネルの運営費ということで委託費、需要費合わせて300万円補正するものでございます。15の環境モデル都市推進費ということでございます。ここで13の委託料ということで2千万円。これは委託料で分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン策定の業務委託料でございます。これはバイオマス地熱エネルギー等の構築に対するマスタープランの作成委託料ということでございます。現在申請中ということで、予算化させていただくものでございます。16の社会保障税番号制度費ということで235万7千円、これはマイナンバーカードに伴います賃金としまして、通知カードが11月頃から配布されるということで、職員対応とまた臨時職員1名でマイナンバーカードの窓口業務を対応したいというふうに考えております。

13ページでございます。これに関連しまして委託料ということで、VPN装置導入サポート業務ということで、これは町のインターネットと分離した回線等をつなぐサポート業務でございます。そのほか負担金補助及び交付金ということで272万3千円、個人番号カードの事務交付金ということで、これは国から補助金がきますけれども、その分を国の機構のほうに負担金ということで国から頂いた補助金を交付するというものでございます。そのほか諸々でございます。税務関係、社会福祉関係は人件費関係でございます。国民年金事務費も人件費関係が主でございます。14ページの保育園費も人件費が主なものでございます。

15ページをお開き願います。農林水産業費でございます。この中で主なものとして、林業費でございます、16ページでございます。林業費は今回集中豪雨関係で林道関係の賃金並びに使用料及び原材料ということで577万円を補正させていただくものでございます。商工費のほうは人件費でございます。3番の観光費でございます、中ほど委託料850万円、観光資源等活用調査委託料ということで550万円。実施設計委託料300万円ということで、これは鍋ヶ滝の第3駐車場を検討するための委託料でございます。15の工事請負費200万円、観光案内看板設置工事ということで国道212号沿線に鍋ヶ滝関係ほか観光地の看板を設置するというものでございます。4番の地域エネルギー費でございます。委託料200万円のマイナスというのは今回補助金のほうで出てきますけれども、当初計上しておりましたけれども、公立病院のほうに二酸化炭素排出抑制対策事業でとり行うため、実際公立病院のほう事業主体という形になりますので、委託料、工事請負費は減額となりまして、19のほうで2千947万円を補助金として計上しているというものでございます。これは公立病院、老健、役場等の二酸化炭素を抑制する対策事業としてバイオマスボイラー、太陽光、LEDの工事を行うものでございます。それに対する補助金でございます。

17ページにつきましては、土木総務費は人件費でございます。道路橋りょう費からは町道維

持関係、これは集中豪雨に対する道路維持費350万円でございます。

そのほか18ページ教育費、小学校費、工事請負費としまして550万円、これは学校給食センター並びにプール建設に伴います遊具設置の移設をしたり、防球ネットを撤去しております。そういう関係で最後の移設していた分の遊具の設置並びに建物への防球をするためのネット設置工事でございます。中学校費でございます。この50万円につきましては備品購入で図書関係でございます。

続きまして19ページでございます。保健体育費でございます。この15の工事請負費、小国小学校のナイター施設の工事ということで、これもプール建設、給食センターの工事に伴いまして、ナイターを移設しておりました。その分の設置工事500万円でございます。続きまして災害復旧費でございます。農林水産業施設災害復旧費ということで、今年の集中豪雨に対する補正でございます。農地災害が250万円、それと農業用施設災害復旧費が514万円、20ページのほうでは林業用施設災害復旧費、林道の災害でございます780万円ということでございます。20ページの公共土木施設災害復旧費ということで1千160万円。これは町道関係の災害復旧が主でございます。今回の補正の主なところを概要説明させていただきました。

それでは、歳入のほうの主なところを説明させていただきます。予算書の9ページでございます。歳入の主なものとしては、地方交付税4千856万6千円、普通交付税の補正でございます。そのほか12の使用料及び手数料ということで1千万円、これは鍋ヶ滝公園の入園料ということで、鍋ヶ滝の入園料が当初計画より大幅に入園者が多いということで、その分を使用料ということで予算の歳入に計上させていただくものでございます。国庫支出金としまして252万3千円、これは社会保障税番号制度の補助金、これはマイナンバー制度に伴います国からの補助金でございます。その下の地域住民生活等緊急支援交付金1千万円、これは地方創生先行型に対する交付金でございます。その下国庫委託金ということで2千200万円、分散型エネルギーインフラプロジェクト委託金ということで、先ほど歳出のほうでもあっておりましたが、低炭素型の抑制対策事業に対する委託金、今現在申請中ということでそれに伴います委託費でございます。

そのほか10ページでございます。中ほど県補助金、これは災害復旧の補助金でございます。農林水産業費の災害復旧費1千430万円、その上の農業費補助金としまして334万8千円、これは機構集積支援事業の補助金ということでございます。これは農業委員会関係ですね。その下の寄附金としまして150万円、これはふるさと寄附金ということで頂いた分を教育関係に使わせていただくものでございます。繰越金8千59万6千円、これは前年度からの繰越金でございます。雑入586万2千円ということで、主なものとしては、中ほどの二酸化炭素排出抑制対策事業補助金1千65万1千円がでございます。その下の小国郷地域公共交通会議精算金ということで、当初小国郷公共交通要望上げておりましたが、採択できなかったということで精算でマイナスになっております。町債が臨時財政対策債マイナスの639万6千円、これも実績によ

る減でございます。

最後11ページが町債ということで、災害復旧費の起債の150万円でございます。

以上、今回の一般会計補正予算に対する概略説明を終わらせていただきます。

福祉課長（穴井幸子君） それでは、小国町国民健康保険特別会計補正予算について説明をさせていただきます。議案集の4ページをお開きください。上段の部分です。朗読させていただきます。

議案第51号 平成27年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成27年9月10日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。それでは別紙の補正予算書のほうをお開きください。1ページでございます。朗読させていただきます。

平成27年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成27年度小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ356万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3千605万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月10日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。それでは、3ページ、4ページで説明をさせていただきます。今回の補正では歳入はすべて繰越金を充てさせていただいております。歳出でございます、4ページです。総務費、総務管理費、一般管理費で39万円の補正をお願いいたします。これは本年度の共同電算処理手数料でございます。国保連合会へレセプトの登録、資格確認等の事務をお願いしているところでございますが、1件の単価が変更になったために増額をお願いしております。続きまして、諸支出金の償還金です。退職者医療交付金返還金で183万2千円、療養給付費等負担金等返還金で134万2千円をお願いしております。これはどちらも平成26年度分として交付金をいただいていたもので、実績確定により余った分を返還するものでございます。合計の317万4千円の補正でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、小国町介護保険特別会計補正予算に移りますが、昨日は、大変急な差し替えをお願いいたしまして申し訳ございませんでした。今後このようなことがないように十分注意をいた

します。それでは小国町介護保険特別会計補正予算の説明をさせていただきます。議案集は4ページでございます。4ページの下段です。

議案第52号 平成27年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度小国町介護保険特別会計補正予算を別紙のとおり提出する。

平成27年9月10日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。それでは別紙の資料でございます。緑の丸の付いた補正予算書でございます。1ページをお開きください。

平成27年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成27年度小国町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ902万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7千7万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月10日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。これにつきましては、3ページから5ページで説明をさせていただきます。

まず歳出から説明させていただきます。5ページを御覧ください。地域支援事業で任意事業費で介護者手当400万円の減額補正をお願いしております。この介護者手当につきましては、今まで介護保険の方から地域支援事業の任意事業で介護者手当は支給されていたのですが、今年度から要介護4と5の方でも介護サービスを受けておられない方以外の方には、介護保険の任意事業での介護者手当は認められないということになりましたものですから、介護保険特別会計からの支給ができなくなりましたということでの減額補正となっております。これは減額となっておりますけれども、一般会計のほうでこの在宅介護を支援するためには、この介護者手当は必要と判断いたしまして、継続して行うために一般会計の老人福祉費のほうから支出させていただくということで、後で説明が出るかと思っておりますけれども、そちらのほうで一般事業として町の単独事業として、介護者手当のほうは上げさせていただいております。続きまして諸支出金です。還付金で介護給付費、国の返還金984万4千円、地域支援事業交付金返還金として314万1千円を上げております。こちらに対しても平成26年度に行った事業に対して給付金等をいただいておりますが、見込みでいただいておりますものですから、返還金が生じました。その分です。また第一号被保険者保険料還付金、第一号被保険者還付加算金が上がっておりますけれど

も、こちらについては個人の所得の構成がございましたので、個人の保険料が見直されました。それに対しての還付が発生したのになります。加算金はそれに付随するものでございます。合わせて1千302万2千円の補正をお願いするものです。

続きまして、歳入です。4ページを御覧ください。4、支払基金交付金より介護給付費交付金、地域支援事業交付金あわせて540万3千円、それから下の段、県支出金133万円につきましては平成26年度の事業で交付金県支出金をいただいておりますが、実績確定により両方からの追加交付がございましたので補正をさせていただくものです。その下の繰入金です。繰入金、一般会計繰入金のほうです。介護者給付費繰入金として低所得者保険料軽減負担金としまして188万5千円を計上しております。また介護者手当の歳入の減額分一般会計繰入金で200万円の減額と基金繰入金で200万円の減額補正をお願いしております。残りは繰越金で補正をお願いしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第50号から議案第52号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） マイナンバー制度が始まることに合わせて、相談業務にあたるということで臨時雇用賃金が計上されているわけですが、全員協議会の時も聞きましたが、改めてどういう業務にあたるのか説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） 通知カードにつきましては、国の今の報道によりますと10月からということですが、実際郵便局を経由して簡易書留で個人の家へ配達されるということですが、それに伴いまして通知カードが届いた家庭の方が、地方公共団体情報システム機構J-LISのほうに結局写真を貼って届けるという作業でございます。それについてどういった写真のどのような形とかそれに書いて申請書にいろんな明記する部分がございます。一応説明等は書いてあるということではございますけれども、やはりどうしても初めてのことでわからない方が必ずいらっしゃると思います。それを役場に入って窓口の右側のほうにちょっと部屋がございます。そこを相談窓口として開設をしたいと思っております。そこで一応総務課の職員も交代しながら1人付いて、もう1人臨時の職員を今回1人雇用したいというような形でございます。どのくらい的人数が来られるか想定できておりませんが、かなり的人数がもし窓口に来られた場合は、税務課、住民課、福祉課のほうでも応援をしながらしていきたいというふうな話をしているところでございまして、作業としましたら、そういった申請の仕方をお手伝いすることが主でございます。また相談としましては、住民票にないけれども息子さんとかおじいちゃんおばあちゃんがですね、どこか病院に行かれていますとか、そういったふうでうちに届いていないけれどもどうしたらよいかとか、いろんなケースが今回想定されますので、そういったときの相談に対応するための臨時雇用ということでございます。

5番（児玉智博君） 総務課職員を1人配置するけれども、臨時雇用も1人するという答弁でした。

もう1つ確認したいのが、その役割分担ですね。総務課職員とこの臨時雇用される方の役割分担というのはあるのですか。

総務課長（松岡勝也君） 役割分担といたしましては、やはり役場職員が主となっていくといかないというふうに思っております。ですから必ず臨時の方もいらっしゃいますけれども、隣は必ず役場の職員がいるということで、その前にはきちんと臨時の方も内容を一応教えながらいく部分はございますけれども、主は役場の職員が隣におりますので、臨時の方も並行しながら学んでいただくというような作業になると思います。ですから主は役場の職員が指導しますけれども、隣に臨時としてサポートしていただくということでございます。

5番（児玉智博君） もうちょっと、そのサポートというのはどういうことを言ってらっしゃるのか。やはりマイナンバーというのは、これから様々な情報と結び付けられるわけで非常に高度な番号だと思うのですよね。年金機構の流出問題でも、最初はその年金番号だけが流出したというふうに言われていましたが、結局それだけにとどまらず、住所とかそのほかの情報も流出したというわけで、やはりこの番号だけがその漏れるという、まあ番号が漏ればほかの情報も流出してしまうことになるのではないかと思います。そこでですね、臨時雇用の人がサポートとおっしゃるけれども、その番号を知ることにはなるのですか。

総務課長（松岡勝也君） 番号についてはですね、結局通知カードがございましたので申請の手法といたしますか、それをサポートしていただくということでございますので、番号についてはこちらの窓口としては知る必要はありませんので、申請する仕方をどういうふうにするかというのが主な業務というふうに考えております。そのほか申請することがまず一番のお客さんの相談であろうと今想定しております。その後、事務の流れ、申請して写真を貼って送りその後また機構のほうから役場のほうに出来上がったカードが届きます。そのカードを再度受け取るという作業がまだ続くというわけですが、そういった流れをきちっと説明してあげるということですので、結局臨時の方が何の仕事をするかということになりますと、その流れの説明また申請の仕方ということで、役場職員と一緒にやってやりながら何人か来られたときですね、1人で対応ができない場合等想定して、雇用の方も一緒に作業、お手伝いしていただくということを考えております。

5番（児玉智博君） やはりですね、この制度そのものが今国民の中に周知されていない中で、かなりの数の相談者が来ることは予想されると思うのです。そこで今番号を知る必要はないとおっしゃったけれども、やはりこういう恐らく親展や重要、そういう文言が書かれた郵便物が届いて、開けてみたけれども何のことやらさっぱりわからないという人はそういうものを持ってきて、これが届いたのですけれども、どうしたらいいのですかということで見せると思うのです。そうすれば個人番号ということを知るつもりはなくても、目にするというそういう知ってしまうという

ことがあるのではないかと思うのですけれども、それは否定されるのですか。

総務課長（松岡勝也君） これにつきましては行政の窓口に関わらず、一般の企業いろんな従業員を雇用されているところも、そういった番号制度を使った給与とかいろんな源泉徴収とかいうことが出てきます。ですので、今回の個人情報保護条例の中におきましても罰則規定ということで、結局用途は給与の支払いや源泉徴収とか限られた業務以外には使ってはならないというところで、結局目に触れるのは触れる機会が多いと思います。ですからそれを他の目的に使用してはならないとうたわれて抑制をしておりますけれども、要はそれ以外に使ってはならないというところで法的に歯止めはかけておりますけれども、その流れを防ぐためにはそういった個人個人が目にした番号を控えていたりとか、ほかに使うとかいうことは絶対してはならないと。仮にもした場合、罰せられるというようなところがございまして、その辺は法的に処罰ですかそういった形になるというふうに思っておりますので、絶対に目に触れないということはありませんので、それは十分その目的以外に使用してはならないということをご心掛けていくということではないかと思っております。

5番（児玉智博君） 制度上で罰則なんかも設けているというふうにおっしゃるけれども、私が問題にしているのは、それ以前の問題だというふうに思うのです。では聞きますが、一般的に正規職員と臨時職員とかの非正規の職員がいらっしゃいますけれども、この人たちがそれぞれ担っている役割であるとか、果たしている役割というのはどういうふうに違うのですか。

総務課長（松岡勝也君） 臨時職員につきましても、同じ個人情報または公務員としての位置づけは同じでございますので、やはり守秘義務ですか、役場の情報というのは絶対持ち出してはならないというのは、臨時職員であろうと同じであるということですので、それはルールにのっとって対応していただくものと、していただかなければならないというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 聞いたことに答えていないと思うのです。だからその違いがあるわけですよ。だから今守秘義務があるからというふうにはおっしゃったけれども、それはそうだと思いますよ。そうじゃなくて、それぞれやっぱり担う任務、果たしている役割、今現状の話です。に違いはあるはずですよ。同じ任務、同じ役割を果たしているのであれば、待遇が明らかに違うわけじゃないですか。不公平な話になると思います。同じ任務、同じ役割を果たしているのなら小国町の職員は全員臨時職員でいいという話になってしまいますよ。きちんと教えてください。

総務課長（松岡勝也君） あくまでも短期間の作業をしていただくということで臨時的に雇用するものですので、役場職員と仕事の見えるかもしれませんが、一時的な作業を手伝っていただくということですので、そこは一線ですね、職員として作業が同じながら同じ職員並みの待遇でということにはあたらないというふうに思っておりますので、今回臨時ということで短期的に雇用するというごこととさせていただきます。

以上です。

5 番（児玉智博君） いや、だから一般的な話をしているのです。今の現状で一般的に臨時職員の方、正規職員の方それぞれが担っている役割はどう違うのですかということを知っているのですが。

総務課長（松岡勝也君） 臨時職員ですね、それぞれの課でございます。そこでやはり職員として、職員がやっている仕事で結局ある程度数的にこなしていかなければいけないとか、それは持ち場持ち場で違います。ですからすべて1から10までをきちっとやっていくのがやはり職員であろうと思います。その一分野を担っていただくのが臨時職員であろうというふうに思いますので、そこは全く雇用の体系と仕事の内容の重さは違ってくると思います。

5 番（児玉智博君） まさにそうだと思うのです。あくまで私が思うのは、この番号を知る機会がある業務ですよ。今から先本当に国民が理解してなくて、不安に思っている方も大勢いらっしゃる。そういう中でやっぱりそういう番号に触れる機会がある仕事ですよ。しかもこれは、今まで正職員ですらやったことがない、扱ったことがない情報ですよ。それを触れる可能性がある業務を臨時雇用で代用というか、それに対応していいのかと思うのです。やはりそういう高度な情報に触れる可能性が、しかも今まで役場としても経験のない業務であればやはり今研修も受けている、ある程度の経験もある正規職員で責任を持ってあたっていくべきではないかと思いますがどうでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 今回のナンバーカードにつきましては12桁の番号が全国に振られるということでパンフレット等には書いてありますが、カードの中には住所、名前、性別、生年月日の4つが組み込まれているということで、その中に個人情報が打ち込まれていないわけですね。ですからその番号が仮に1人歩きしても、結局その中に組み込まれている情報をきちとしたルートで国のほうに出して検索しなければ、その人が誰かというのはわからないわけですので、そのカードが出たからすべての財産とかいろんな個人情報が流れるというわけではございませんので。一番心配されるのはそのカードの番号を実際その方が生存されているとか、その方が本当のカードを受け取る時になり代わって違う人がそのカードの人になりきるとか、そういったところが一番心配されるというふうに言われております。ですからカードを役場の窓口で本人確認するとき間違いなく渡すというところが、一番の大事なところになってくると思いますので、その辺の時になると、またもうちょっと来年先になりますけれども、非常に大事な作業になりますのでそれに対しては、やはり役場の職員が本人確認時にはきちっとしていかなければならないというふうに思っています。臨時職員の方でも個人情報に全く触れないかというところ、いろんな部署によっては個人の部署に触れた臨時職員の方もおります。しかし守秘義務ということを中心とした臨時職員であろうと、公務員ですのでそこはもう守っていただくと。もし守っていただけないことがあればそれなりの対応になるというところで、今回特別個人情報保護条例におくナンバーカードが配布されるということで、特別個人情報がレベルが高いというところにありますけれども、

今の現状でもそういった作業をされている臨時職員の方もいらっしゃいますので、今回特別にそれはそれとして、十分職員の位置づけを主において雇用はしていきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） やはりですね、これがこのマイナンバー制度に対しての今本当に小国町の姿勢、これが問われていることだと思います。やはり今までに国民はもちろんこの役場も対応したことがないような業務で、その番号がわかっただけでは何も漏れませんというふうにおっしゃるけれども、まあ後で言われたようにそれを利用されれば、いかようにでも使いようがあるのです。名前は出しませんけれども、国内の企業で顧客情報が大量に流れてしまったというような教材関係の企業ですけれども、それは何だったかといえばやはりその悪意のある派遣だったか非正規の人が、要は情報を売ったとそれが原因だったということがわかっているのですやはりですね、とにかく疑うわけじゃないですけれども、やはりそういう機会を与えてしまうということに問題があると思います。だからそういう機会を役場が与えないという体勢をしっかりと取るべきだというふうに思いますので、この点についてはいかがでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 今言われましたように、臨時雇用にかかわらず第三者的な方がその番号を知り得て、ほかに流出するということはさっき言われた一番心配することでございます。ペーパー上も含めてでございますけれども。ですからそのためにやはり先ほど申しましたように、罰則規定で処分していくと。仮にそういった目的外使用が発覚した場合は、そういう対応をしていくしか今現在のところはできないのではないかなと思っておりますので、基本的には目的外使用してはならないということを、きちっとそういった該当する職員に対しては現職員ももちろんですけれども、徹底して言っていただくように指導はしていくというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。1時から再開します。

（午後0時01分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） 質疑を続けます。

4番（高村祝次君） 12ページの企画費の中に、小国郷地域公共交通整備等事業補助金350万円とありますけれども、これは減額になっておりますけれども、678万9千円。これについては以前、交通会議の時に提案したのが予算化されて、大体2カ月くらい実証実験をやるというようなことでしたけれども、この前の説明では1カ月ということで。そういう中において、この減額の理由は今南小国町が温泉巡りバスを回しております。ですから、そういうことからこの減額になったのか、そうでないのかの説明をお願いしたいと思います。

政策課長（清高泰広君） はい、お答えいたします。当初は地域公共交通会議としましては、国土交通省の補助事業、約1千300万円ほどを使いまして、実証実験あるいは調査そういったこと

を考えておりました。その中には例えば乗合タクシーの予約をもうちょっと手軽にとか、あるいは乗合タクシーの配車あたりをもうちょっと機能的になるようにということで、そういったいわゆるICを使ったシステムのモデルとかも一応考えておりました。しかし今回そういうことに国土交通省のほうの補助金が付かないということで、地方創生のほうでやろうという話になりました。それともう1つは、国土交通省の補助金が付けば6月ぐらいから準備ができる予定でしたが、地方創生の先行型ということになりまして、3カ月4カ月時間の遅れが出てきておりますものですから、実証実験につきましては春と秋の2回ということで考えておりましたが、その春の部分がちょっと時期的に難しいということでございます。全体的な調査事業につきましても、当初考えていたものに比べて時間的な制約が出てきたものですから、とりあえず本年度は全体で700万円程度で調査や実証実験を行いまして、引き続き翌年度も追加の事業を行っていきたいと考えております。それと南小国町のほうが観光地巡りのバスを出しておりますが、これにつきましては、当初の国土交通省の補助事業の中でもその分につきましては具体的には詰めていませんでしたものですから、その分がなくなったから全体的な事業が下がったわけではございません。

以上です。

4番（高村祝次君） それから、この前の説明会では途中15分ぐらいどこかで休憩をとるというようなことでもございましたけれども、やはり小国から大津まで向かうのは直行で行かないと、大津から逆にお客さんが小国に入る場合は途中で観光案内をしながらでも構いませんけれども、小国から大津まで行くのは直行で行くように計画をやり直してもらいたいと思います。

政策課長（清高泰広君） この直行便につきましては、公共交通会議の中にも産交バスがいらっしやいますものですから、このタイムスケジュールあたりは産交バスと相談した上ですが、その中で産交のほうから、10分間の休憩があるということで出てきておりましたものですから、その分につきましてはもう一度話し合いをするか、あるいは実証実験で10分間の休憩を取ることが利用者にとってプラスになるかマイナスになるかを調査することによって行いたいなと思っております。

4番（高村祝次君） それから、その下の環境モデル都市推進費の中に分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープラン策定業務委託料2千万円とあります。これは国から予算が来るということですがけれども、この前の資料を見ますと木質バイオマスあるいはいろいろと図が書いてありますけれども、最終的にどのようなことをやるのか。木質バイオマスはチップを使ってやる方法だと思いますけれども、この3月だったですかね、配られた資料を見ますと大体小国公立病院と小国老人保健施設、事業費が両方で4千420万円と書いてあります。またその裏に木質バイオマスボイラー導入による削減というかその数字が書いてありますけれども、これを合計すると費用の削減が年間510万円ぐらいですけれども、一方では事業全体が4千何百万円、10年か9年ぐらいの分が事業費に相当します。でも実際この削減するというような数字が書いてありま

すけれども、これは恐らく人件費もかかってくるし、チップを買わなければなりませんのでチップもいります。そこあたりの計算はこのプロジェクトの中で考えていくのか、どういうふうなことをプロジェクトで考えていくのか説明をお願いしたいと思います。

政策課長（清高泰広君） 分散型エネルギーインフラプロジェクト、これは総務省の委託事業ということで出ておりますが、総務省がこの募集をした時の分散型エネルギーインフラプロジェクトのコンセプトというところをちょっと読ませていただきます。関係省庁との連携のもと、自治体を核として需要化、地域エネルギー会社及び金融機関等地域の総力を挙げてプロジェクトを推進し、地域ごとに最適化しながらバイオマスや風力や廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を次々と立ち上げ広域的な地域経済循環を創造する。併せて災害時も含めた地域エネルギーの自立を実現するとともに里山の保全、温室効果ガスの大型削減も目指すということで、いわゆる今までは特に電力あたりがそうなのですが、エネルギーが1カ所に集まってそしてまた広がっていくという形になっております。それをできるだけ地域ごとに地域の持つエネルギーを作り出して、それを地域の中で活用していくことを考えてくださいということで、そういう考えを今後検討するための経費として今回委託料として国が出しますよということで、これから地域のエネルギーの地産地消の問題を検討する場所として考えていきたいと思っています。具体的には小国町の場合は今回のプロジェクトの中では2つ主にありまして、1つは木質のバイオマスの利用と地熱ですね、特にうちの地熱熱水の利用をメインに考えていきたいということで提案をしているところでございます。総務省の考え方としましては、どちらかというエネルギーよりも、この熱の利用を重点的に考えてくれということで注文が来ておりますので、この前お示ししました資料では、ある程度地域の熱エネルギーの利用を中心とした考え方で考えております。それと先ほどの小国公立病院と役場の省エネルギー低炭素化につきましては、これはこのインフラプロジェクトの考え方としては一緒なのですが、環境省の別の事業でやっていこうと思っております。特に削減効率の部分ですがチップの購入や機械の損料とかそういったものを全部含めて計算した中でそういったものを差し引いてもお示した金額的な削減ができるということでお示ししているものでございます。

4番（高村祝次君） しかしですね、この量とかを考えますと年間400トンですから、大体今バイオマスにやっている木材が1立米1トンというような森林組合は計算をしております。400トンですから40台ぐらいの量しか結局は使わないのではないかなというようになりますけれども、それで経済効果が果たして生まれるのかなというふうに思いますけれども、ここあたりはですね、課長や町長はちゃんとわかってその先を考えているのではないかなというふうに思います。だからそういうような考えがあれば、どういうことを考えているのかはつきり述べていただきたい。また、熱源利用してハウス栽培とかありますけれども、以前に小国もみかん栽培をやって失敗した経験がございます。なかなか熊本県も低いところ高いところあって、非常にこの温泉熱を

利用した栽培はなかなかどこもうまい具合っていないというふうに私は思っております。そこあたりもこういう施設を町でやるのか、企業が来てやるのか、どのような考えの方向に進んでいくのか、そこあたりの考えを伝えてもらいたいというふうに思います。

政策課長（清高泰広君） この地域分散型のエネルギーインフラプロジェクトというのはやはりこういった地域エネルギーを地域で作って、地域で消費することによって地域外に出ていったお金を地域に循環させる。あるいは、それに伴い雇用が生まれるということで、地域の経済の浮揚を目的としているものでございます。先ほどの環境省の補助事業で行います役場や公立病院や老健施設というのはそのさきがけという感じで、その先には先ほど言いましたように、分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランの中で、そういった地域の経済を回すようなエネルギーシステムがうまくできないかということを考えているところでございます。それと御指摘のように熱水のハウス栽培につきましては、確かにこれまでにいろいろとやられております。そこあたりにつきましては新しいいろんな技術とかも開発されてきておりますし、いろんなところを勉強しながらその可能性を探っていきたいなと思っております。

町長（北里耕亮君） 原材料の部分でありまして、木質バイオマスのチップボイラーのチップの話でございます。今現在小国の話でございますけれども、民間のチップを製作する会社がありますが、その会社だけではこれから予定しているチップを賄うには、厳しい部分があるというふうに想定をされるのではないかなと思います。そこは地元の小国町の森林組合あたりとも今後の協議をしながら、これだけの林業地域でありましてチップをどのようにこの製造していくか、やはりこれからは民間企業だけでなくチップを製作するようなそういう組織体というか、当然場所とかどういう形であるかとかいうのも検討しなければならないのですが、そうしないとこれから展開をしていこうというボイラーも、当面はその環境省の補助事業の老健施設に設置するボイラー1つでありますけれども、このマスタープラン等において学校施設やほかの福祉施設とかにもボイラーを設置するというような話になれば、やっぱり原材料が足りなくなってくる。これだけの林業地域ですからそのチップをもっと製造するような組織体であったり、仕組づくりをしなければならないというふうに思っております。この分については老健施設は小国町外一ヶ町公立病院組合組織で運営されているものでありますので、南小国町あたりとも何か原材料については協議ができればというふうには思っております。御指摘のとおり、その素材の原材料を今後どうするかという部分についてはこのプロジェクトだけにとどまらず、関係団体としっかり計画をしていくことが必要ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

4番（高村祝次君） いろいろ考えてどれが一番いいかということは非常に難しいかもしれませんが、やはりやる以上は小国の経済がよくなるような事業展開をしていかなければ、せっかく国からもらったお金が結局は無駄銭を使ったと、国の税金を無駄銭をしたというようなことが

起こるのではないかなというふうに思っております。やはり今まで焚物を取ってそれを燃やしていたというのがだんだん人間は便利なほうがいいということで油を使うようになった。また最近では電気というようなことで人間がまず汚れない、汚れることをまずしないようになった。だから果たして今からチップを作って、それを各家庭に配ったとしてもそこに人手がいます。そういう人手が果たして出てくるのかと。そして材料を集めるのにしてもですよ、今は木魂館で薪ストーブを作って今薪を集めておりますけれども、そういう高齢者の方が出てくるのか、これが一、二年で終わったら何もなりませんので、末永く50年でも続くような、やはり続くということはやっぱりそこでちゃんとした経済が生まれないと続かないわけです。ですからそういうような環境省、総務省から補助金がきたからやるということじゃなくて、本当に私も思います、それは小国の8割のこの山林の中で、この山をどうして生かしていかなければならないかと。やはりもう家はどんどん人口が減っていけば建たないと思いますので、もう燃やすほかないかなと。では燃やすにしても売電するのがいいのか、こういうストーブに燃料として使うのがいいのかということがもうある程度数字がバイオマス発電も計算ができると思います。1キロワット出力するのどのくらいの材料がいるということはですとしますので、じっくりその辺を練って小国の経済に長く貢献するような補助金を使っていたきたいというふうに思っております。

以上です。

町長（北里耕亮君） 御意見のとおり自治体、行政としての狙いとか理念とかそういう部分については環境にいいことという部分もありますが、やっぱり小国町が町の中で潤うという部分が大事であろうというふうに思います。林業の御意見にもありました、これだけの林業地域の中で、林地残材という建築用材に使われていない部分のその用途の部分もあります、余りの部分ですね。そういう部分を有効に利用しながらやっていきたいと。ただこれについては既存の工場だけでは先ほども言ったように足りませんので、そういう仕組づくりをしっかりと考えていながらやっていきたいというふうに思っております。それと、エネルギーの地産地消ということで、この町の中でその木材を使ったり、地熱を使ったりという部分で、自立したエネルギーの推進という部分も念頭において町としてはやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

6番（時松唯一君） ただいまの環境モデル都市推進費の中で、国県支出金が2千200万円ということで、説明の欄を見ますとその委託料が2千万円、このちょっと3点だけお聞きします。報酬が10万円で、検討委員がどういう方なのか、旅費が70万円ですよ、この1点、2点、それからもう1点は、2千万円の委託料は環境モデル都市に小国が認定されたときのその会社なのか、別会社なのか、そこらをお尋ねします。

政策課長（清高泰広君） 委託料が国から2千200万円で、歳出の予算としては2千80万円ということで120万円ほど少なくなっていますが、実は環境モデル都市の本年度の予算の中に、

環境にいいこと推進会議ということで、いろいろこの環境モデル都市の関係を考えていただける会が昨年から動いております。そこの委員たちの報酬あたりも、このエネルギープランの中に位置づけて一般財源で組んでいた分をこちらのほうで使わせてもらいたいなと思っております。それ以外にある程度今回のマスタープランを作るにはちょっと専門的な知識助言も必要ですので、何人か外部から専門家、地熱の専門家やバイオマスの専門家の方で現在今の環境にいいこと推進会議以外にもう1つ研究会を作ろうと思っておりますので、その人たちの報酬と旅費ということで組み合わせてもらっているものでございます。それと今度の委託につきましては一般公募して一般的なコンサル会社から公募して行おうと思っておりますので、これまで環境モデル都市を作ったコンサルタントが応募してくればその方にもあれはありますが、別にその間環境モデル都市のアクションプランを作ったコンサルタントを想定しているわけではございません。

3番（北里勝義君） 一般会計補正予算について、お尋ねをいたしたいと思えます。予算書の14ページに5の老人福祉費の中で扶助費、介護者手当360万円ということで上がっております。これは先ほどの説明によりますと、介護保険制度の改正に伴って介護保険特別会計から一般会計のほうに移行させて、町の単独事業ということでやっていくということでございます。これはそれはそれでいいのですけれども、今後こういった制度が改正されていく中で、今後こういった一般会計、町の単独事業に移行されていくことがあるのかどうかお尋ねいたしたいと思えます。

福祉課長（穴井幸子君） お答えいたします。介護保険制度の改正で大きく変わりましたのが地域支援事業です。それが今度新総合事業に移行するというので、予防的な対策ということでいろんな事業の展開を図っていくところなのですけれども、今地域支援事業の予防費のほうは介護保険の保険料のほうから全体で3%というふうに位置づけられておりましたけれども、それが今度幅が広がってくることになります。ですので、今回この事業について一般会計のほうからの移行になりましたけれども、この次それがどんどん進んでいくかということはまだ考えられてはおりません。新総合事業でどのようなメニューをするかという形になっております。というふうにしていきたいと思っております。

3番（北里勝義君） 今回介護保険特別会計においては、財源が繰入金あたりで当初は組んであったのですけれども、今回一般会計になってくると一般財源というような財源になってくるかと思えますけれども、こういった移行をする中で今年から介護保険料も上がってきておりますけれども、介護保険料等に関わってくる部分というのはあるのですか。介護保険料が例えばその分安くなるんだという形ではないのですかね。

福祉課長（穴井幸子君） 今回の介護者手当のほうにつきましては、介護保険特別会計のほうで一応400万円を落としております。財源のほうも400万円落としまして、一般会計のほうに戻しております。それでこの費用につきましては、もともとある費用という形をお願いしているところでございます。それから、この介護者手当につきましては、昨年までは要介護4、5の方を

介護している方に支給しておりましたが、今年度から在宅介護が広がっていくところから、要介護3の方を在宅介護されている方に介護者手当を支給するということでしております。それから保険料が下がるということにつきましては、平成26年度の介護保険特別会計の決算を見ましても、やはり単年度収支とかもちょっと厳しいものがありますので、それについてはまだ考えてはおりません。

以上です。

11番（松本明雄君） 一般会計補正予算の12ページの同僚議員がちょっと質問していたのに付随しますけれども、大津から小国まで来るバスの実証実験の件ですけれども、その件で何%ぐらい乗れば将来的に運行できるのか、それとそのいろんな予算が付かなければやらないのか、それとも南小国と小国と単独でもやる予定なのか、その辺までお聞かせ願いたいと思います。その質問をしたのはですね、今、福岡・黒川線が1日4便ぐらい走っていますけれども、またお客さんが多いから増便しようというような話も出ています。福岡からそれだけのお客さんが来るのであれば、熊本のほうからも相当なお客さんが見込めると思いますので、その辺の数字を見なければわからないとは思いますが、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） この公共交通の話題でいつも私が思うことは、小国町の中の生活をされている方のニーズといいましょうか、意見といいましょうかそういう部分をできるだけ組み入れていきたい。もう1つは町外の方で小国はいいところですから行きたい、ただレンタカーやその交通手段を持っていない方で、バスとかあれば行くのですけれどもねというようなそういう思いがある方、その2つの部分を考えなければいけないというふうに思っております。そして、なおかつ小国郷の公共交通会議を今催しておりますので、南小国町も観光地域であります。集落的には生活の部分も同じような中山間地域であって、小国町と南小国町で検討しながらやっているという状況であります。思いといたしましては、この杖立温泉ないし以前、かじか号というのがあったのを皆さん御記憶あるかと思いますが、ぜひそれを復活させたいという部分は私の思いでありまして、この実証実験後もいろんなニーズであったり、御意見であったり、金額だったり様々な調査をしますけれども、調査があまりに数字が届かないというようであれば、そこはちょっと再検討もあるかと思いますが、できるだけ行っていく方向で、調査をやっていききたいというふうに思っております。やるかやらないかをこの調査で判断するというのもあるのですが、私の思いとしては、やる方向でじゃあどういうニーズがあるか、どういう希望があるかそういう部分を調査していきたいというふうに思っております。ですから私としては、今後の国の補助事業や実証実験を終了後の通行する、実際やる、実行するという部分においても国の補助金や様々な部分はあたりますが、それが無い場合でもどうにかそこはやっていきたいという思いはしております。補足があればお願いします。

政策課長（清高泰広君） 今回の実証実験では、今のところ約20人乗りぐらいのバスを週に2回

2往復を予定しております。経費のほうとしましては、これは基本産交バスにお願いして、臨時の乗合バスとして1カ月間走っていただくという形になっておりますものですから、それに見合ったバス代も産交バスが設定しております、本人負担がございます。そういう意味では現在町内を走っています乗合バスと同じで、運行して足りない分を今町が出していますが、今回の実証実験でも、運行して足りない分を両町から出すという形になっております。多分片道、10人ずつぐらい乗れば大体採算が合うのではないかなというところで考えております。

5番（児玉智博君） 先ほど、4番議員も質問されたことなのですけれども、公立病院のボイラーを木質ですという計画についてなのですが、やはり要するに、もう何でもかんでもそういうチップ化して燃やすということじゃないと思うのです。天ヶ瀬に木質の発電所があって、町長も議会と一緒に前期でしたけれども視察に行きました。そこはどのようにしてそういうのを作ったかということ、林地残材ですね、未利用材を今までは山に放置されてしまっていたのをこれを何とか活かそうじゃないかということから出発して、林地残材をチップ化して発電に役立てているということだったのですよね。だから私も小国町内ですね、その林地残材をチップ化して今までは捨てられていたものをこういう熱利用していますよというふうになれば、やはり町外からも注目されて、さすが環境モデル都市の小国町だということでたくさんのそういう研修なんかも来るかと思うのですけれども、実際は町外から持ち込んだのをチップ化して燃やしているんだというふうになると、またそれはちょっと運ぶのに化石エネルギーを使って、またそれを細かく砕くのにも電力が必要になるわけですから、そうじゃ駄目だと思うのです。例えば小国町の林地残材は、天ヶ瀬の発電所のほうにも実は持ち込まれていますというような話もあって、なかなかそれだけの量を安定して確保するのは難しいのではないかというふうに思うのです。そこでまず1点目ちょっと確認したいのですが、黒淵のほうに日本製紙の子会社になるところのそういうチップ化する工場がありますけれども、私がちょっと感じたところではかなりここも町外から原材料となる丸太がだいぶ持ち込まれてチップ化されているかと思うのですが、この中で小国町で出た木材がどれだけチップ化されているか把握されていच्छゃれば、御報告いただきたいと思います。

政策課長（清高泰広君） 申し訳ございませんが、今のところどのくらいが小国材かというのをデータとして持ち合わせておりませんので、今後調べさせていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） それから先ほどの私の発言で少し誤解があるといけません、老健施設の電力というかエネルギーは今重油を使って暖房等を使っておりますが、それは24時間で入所者の方、それから病院については入院患者がいらっしゃいますので、24時間使うということで一番重油を使っている化石燃料を使っているというデータから、そこに配置しようというふうに決めました。そこでチップボイラーを設置しようという来年度の計画ですが、できるだけ町外からは最初からは入れようなんては思っておりません。もちろん小国町を中心として、その原材料を考えていきたいというふうに思っております。ただ、老健施設は南小国と小国町と両方で組織され

た組織でありますので、一部分の原材料については南小国町からも入れてもよろしいのではないかなというふうに思います。ですから小国町、南小国町以外の部分は最初から計算に入れていないというか、そういう考えはございません。

以上です。

5番（児玉智博君） 町外から入れないと言うのであれば、やはりなおさら両町だけの山から出てくるそういう木材だけで賄えるのかどうなのかという、そういうきちんとした研究をしていただいてからじゃないと、先ほど4番議員も言われましたけれども、なかなか造りはしたけれどもということになってしまえば、もうどうしようもないと思いますので。あくまでその林地残材を活用するという考え方で間違いないですよ。せっかくまっすぐなものまでチップにしてしまえば、ちょっとそれこそ本末転倒だと思うのですが。

町長（北里耕亮君） 今既に民間の会社もC材という二曲がりぐらいして、建築用材には使えない部分を主に取り扱っています。その老健施設のバイオマスチップボイラーについてもその原材料については、未利用材、御意見にあるようなそういう材をやっていきたいと。山の部分にはその放置されていたり、市場に出てもそれが一部焼却されていたりという部分もありますものですから、後は仕組づくりだろうと思います。それを山の作業の方がかなり労力を使って山から引き出してくる、そこの部分の金額と購入金額と見合うかどうかという部分もありますので、ここはしっかり関係するところの例えば森林組合であったり、山の作業の方であったり、そういう部分と検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 農林水産事業の中で、16ページに作業員賃金というのがありますが、もちろんこれは緊急で災害に行った分の業者の労賃かなと思いますが、いつも崩壊、崩土、倒木するところはある程度決まっているのではないかなと思いますが、そういうところには重点的にお金をかけて何回も崩れないようにするというのが一番適切かと思いますが、もちろん賃金の高い安い作業員の力量にもよりますので、各社で変わってくると思いますが、そのあたりはどう考えていますか。

建設課長（佐藤彰治君） お答えいたします。作業員賃金は今県の統一単価というのがございまして、一律に毎年改訂される単価でございまして、この単価を基本使わせていただいております。ただし一律ではございませんで、特殊作業員であるとか、普通作業員であるとかいろんな区分の中でそれぞれ単価が変わってきております。その県の単価を使って町の単価、若干単価も調整が必要な部分もございましてけれども、基本はそういった統一の熊本県の単価を使用しております。また、いわゆる常習地というのがございます、先ほど御質問にありましたけれども。今回常習地というようなところはございませんで、毎年いろんなところが災害に遭ったりしておりますけれども、その災害に対しては例えば維持であるとか、災害復旧事業であるとかそういったところで

対応し、対策を復旧工事として行ってきております。ですので、その前後が壊れるであるとか、あるいは倒木に伴いまして山側が崩土が出るとか、そういった箇所は様々でございまして、その都度現場に見合う対応をしてきているところでございます。

以上でございます。

9番（熊谷博行君） わかりました。それと先日からの台風でこの間も言ったのですが、2番議員の部落は区役で道路清掃をやっておりました。あの道路は区役でもできると思います。そういうところが多々あると思います。行政部長会を通すなりいろいろして町民の協力も得たほうがより早くきれいな道になると思います。どうしてもできないところは建設業者に頼むというふうにもっていったらいいのではないのですか。

建設課長（佐藤彰治君） 確かに今回の台風災の御報告は、先般全員協議会の中でさせていただきました。特に道路や側溝の詰まり、これは御指摘もいただきましたけれども、町といたしましては、地元の方でやっていただく分は非常にありがたいことでございます。感謝しておるところでございますけれども、そのほかで例えば機械がいるであるとかいう状況も場所場所であろうかと思えます。そのような場所は職員がパトロールで気づいたところは当然処理はしていきたいというふうに思っておりますし、また地元からそういった箇所があるようであれば、御報告いただければ対応を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） それではですね、15ページに書いてありますけれども、インフルエンザ予防接種委託料について伺います。このインフルエンザですね、これがワクチンの種類が変わったために、その分の1本あたりの高くなる値段の補正が組まれてあるというふうに思いますが、その法定接種の場合、お年寄りなんかは予防接種を受けられた場合の現物給付のやり方ですね、結構黒淵なんかになりますと津江あたりの診療所に行って受ける方がたくさんいるということで要望も結構あるのですが、公立病院なんかで受けた場合と同じようにできないだろうかという声があります。以前も質問したことがあります。そういった検討は今後なされる予定はありませんでしょうか。

福祉課長（穴井幸子君） お答えいたします。そうですね、医療費の現物給付という形で、何回も御質問等いただいているというふうに思っております。どれぐらいの小国町民の方々が町外の病院を利用されているかというのをきちんと把握して、検討を進めていきたいと思えます。

5番（児玉智博君） 大変今前向きな答弁でしたので必ずですね、まずはレセプトなんかでそれはもう簡単に把握できることだろうというふうに思いますので、ぜひ進めていただきたいと思えます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番(児玉智博君) 5番です。私は、議案第50号、平成27年度小国町一般会計補正予算(第5号)について、反対の立場からの討論をいたします。後の特別会計については賛成であります。以下反対の理由を述べたいと思います。本補正予算については、介護保険で国が要介護4及び5の方たちで、介護給付を受けていない方に対しての介護手当を削減するというそういう無慈悲なやり方をする中で、それが小国町が一般会計で独自事業としてその分を負担するという非常に前向きな予算措置であったり、あるいは大変町民の方からも要望があります熊本大津方面への直行バス運行の実証運転など非常に評価すべき予算措置も数多くあります。しかしながら、大変国民の多くが不安に思うマイナンバー制度の機器のリース料などの債務負担行為であったりとか、また先ほど質疑でも述べました、本来正職員で対応すべきところを臨時雇用という形で対応するなどのなかなか賛成しがたい、納得できない予算も含まれておりますので反対させていただきます。ぜひ役場におかれましてはこういったマイナンバー制度、大変町民の方たちからも不安の声が出ておりますので、そういった今指摘したような部分ですね、しっかりそういう責任ある対応をとっていただくことを強く求めまして討論といたします。

議長(渡邊誠次君) ほかに討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。なお、採決においては執行部は最後にお立ちいただきたいと思いません。

議案第50号、平成27年度小国町一般会計補正予算(第5号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(渡邊誠次君) 挙手多数でございます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 議案第51号、平成27年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 議案第52号、平成27年度小国町介護保険特別会計補正予算(第1号)に

ついて、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) ここで暫時休憩いたします。2時から再開します。

(午後1時50分)

議長(渡邊誠次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時00分)

議長(渡邊誠次君) 日程第10、認定第1号 平成26年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第11から日程第18、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号までの8件は各会計の決算認定になっていきますので一括して議題といたします。

なお本日は、小国町代表監査委員であります室原代表監査委員の御出席をいただいております。後ほど意見書の説明をお願いいたします。初めに執行部より一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定の説明をお願いします。

総務課長(松岡勝也君) それでは議案集を朗読させていただきます。5ページをお開き願いたいと思います。

認定第1号 平成26年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度小国町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月10日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。それでは一般会計につきまして全体の決算の主なところを報告したいと思います。それでは決算書をお開き願いたいと思います。まず2ページ3ページでございます。総括表で左側が歳入、右側が歳出ということでございます。

決算の歳入につきましては、決算額歳入59億5千719万2千157円の歳入でございます。歳出につきましては、総額57億4千357万5千187円という総括の最終結果になっております。それでは歳入歳出のまとめのところでございます。まず歳入のほうです。8ページ9ページをお開き願いたいと思います。歳入の入総額ということで、59億5千719万2千157円、不納欠損額949万862円、収入未済額3千967万1千256円、予算現額と収入済額との比較が9億8千373万1千843円ということになっております。歳出のほうで13ページをお開き願いたいと思います。歳出の支出済額57億4千357万5千187円、翌年度繰越額9億6千501万3千円、不用額2億3千233万5千813円、予算現額と支出済額との比較1

1億9千734万8千813円ということでございます。14ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出差引残額2億1千361万6千970円、翌年度への繰越額2億1千361万6千970円ということで、平成27年9月10日提出、小国町長北里耕亮でございます。こういった歳入歳出の決算でございます。

それではこれに基づきまして、後日それぞれの各課に詳細についてまた全員協議会のほうで審議していただきますけれども、全体的な決算の流れということで別資料の総務課資料ということで平成26年度の決算に係る財政資料という別綴じがございます。そちらのほうで平成26年の決算の全体を説明させていただきたいというふうに思います。右肩に資料(3)総務課というふうに書かれております。よろしゅうございますかね。1ページのほうで決算の状況ということで一般会計というふうに書かれております。右のほうにグラフが書いてある資料でございます。この表を御覧なっただきますと、平成21年度から平成26年度までの決算の状況が書かれております。一番上のほうで標準財政規模ということで小国町が平成26年度は31億5千870万8千円というのが標準財政規模ということになっております。対前年度としますと3千300万円ほど標準財政規模が増えたような形になっております。財政力指数としますと、平成25年度に比べまして0.1ポイント上がって、財政力指数0.21というふうになってございます。この数字は1に近いほど財政力があるということでもいいわけですが、まだ0.21ということで財政力が弱いというような数字でございます。次、上のほうが歳入の主な内容と、中ほどが歳出の主な内容というふうに書かれています。歳入総額が、59億5千719万2千円ということで、前年度に比べますと6億1千400万円ほど増えております。これは歳入の主な要因としましては、学校建設費あとは屋外放送施設関係の改修費による歳入の増でございます。またこの内訳の中で歳入の主なものとしましては、県支出金の4億5千718万2千円。これも同じく先ほどの学校建設及び屋外放送施設関係の県支出金の増です。町債が8億763万8千円ということで前年度より4億2千万円ほど増えております。これにつきましても、先ほどの学校建設並び屋外放送関係に伴う町債の増ということでございます。

下の段の歳出総額ということですが、平成26年度が57億4千357万5千円ということで歳出のほうも対前年度6億5千700万円ほど増えております。やはりこれも主な要因は先ほどの学校建設費、屋外放送関係施設の改修費でございます。その主な内容としましても、下のほうの普通建設事業費が増えております。全体で13億7千407万6千円ということで対前年度6億2千100万円程度増えております。ということで前年度と比べて公共工事が大きかった原因で、歳入歳出とも増えているというところでございます。

形式収支が2億1千361万7千円ということでございます。繰り越すべき財源が7千821万円と実質収支が1億3千540万7千円、率にしまして4.3%ということでございます。その下、単年度収支はマイナスの6千491万2千円ということで、最終的に一番下の実質単年度の

収支もマイナスの1億6千85万7千円ということで、結局、単年度収支及び実質単年度収支も平成23年度から全体的にマイナスが続いているということで、財政上厳しい状況ではないかなとマイナスが続いているという厳しさをマイナスで表わされているというところでございます。

次の2ページのほうでございます。これは財政状況を折れ線グラフで示したものです。上の表が歳入歳出の標準財政規模に対する折れ線グラフです。平成22年度が大きく跳び抜けておりますけれども、このとき平成22年度が75億ぐらい予算規模がございました。これは社会資本整備関係で光ファイバーを整備したという関係で予算規模が大きくなっているということで、その後は全体的に48億から75億、低いときで48億ぐらいの財政規模で推移しているということです。中ほどの折れ線グラフは、一般会計の財政状況の推移ということで歳入の主なものということでございます。これにつきましては、先ほどの上のグラフと一緒にですが、平成22年度が大きくちょうど三角マークの折れ線グラフですが、国県の支出金が大きく増えております。これは先ほどの光ファイバー関係の歳入の増でございます。そのほか一番上が地方交付税の推移でございます。交付税につきましては、大きく変動はしておりませんが、25億から27億をずっと推移している状況でございますけれども、今後はまだちょっと未定というところでございます。一番下の表が一般会計の財政状況の推移ということで、これは歳出でございます。歳入と同じような関係で平成22年度が大きく出ているのは先ほどの光関係の整備の状況です。そのほか推移につきましては、平均的に大体財政的には50億ぐらいの推移、歳出の主なものとしましては、20億から25億程度の推移をしているというところでございます。全体からしますと歳入歳出25億から27億の交付税に対して、48億から75億の平均を推移しているというふうな状況のグラフでございます。

3ページでございます。3ページは平成26年度の町債借入状況ということでございます。中ほど平成26年度の借入ということで大きなものとしましては、上のほうで先ほどありました屋外放送施設の改修事業で借入1億8千万円と。中ほど少し下のほうです、小国町の学校施設整備事業2億8千780万円ということでございます。平成26年度の借入額が総額で8億763万8千円と。下のほうで農業集落排水事業特別会計が4千290万円、水道事業会計が4千万円という状況の町債の借入状況というふうになっております。それと右の欄に借入先が明示されております。

4ページが町債ということで、今現在の状況でございます。平成26年度末が一般会計で43億1千418万2千円と。特別会計が小計で11億3千844万3千円と。合計の平成25年度末で54億5千262万5千円の残高ですと。平成26年度中の増減ということで借入額等が平成26年度は8億5千万円程度借入をいたしております。ということで平成26年度末の現在高で今の借入残高が一番右の一番下の欄でございます。57億3千万円の平成26年度末の町債の残高ということでございます。

次の5ページでございます。町債につきましての借入先別ということで、これを明示しております。上半分が一般会計、中から下が特別会計ということで、主な借入先ということで財政融資資金が主でございます。そのほか地方公共団体や郵便貯金関係からの借入が主でございます。

6ページでございます。基金の年度末の状況ということで、一番左側が財政調整基金ということで平成26年度末が6億19万円となっております。そのほか目的基金が明示されております。合計の10億2千674万円が平成26年度末の基金の状況でございます。

7ページが小国町のネットワーク事業基金の用途状況ということで、これは小国町のネットワーク基金事業ということで平成18年から開始した基金でございます。これについては平成20年の4月からふるさと寄附金制度がスタートいたしておまして、そういった基金、一般寄附等をこのネットワーク基金のほうに基金を積み上げまして、目的に下のほうに活用額ということで平成19年度から平成26年度までネットワーク基金の使用の内容が書かれております。平成26年度は地域づくり環境学習の事業ということで教育文化のほうで150万円、北里柴三郎の顕彰事業で185万円をこのネットワーク基金から使用しております。

以上で平成26年度の一般会計伴います決算状況の概要説明を終わらせていただきます。

福祉課長（穴井幸子君） それでは小国町国民健康保険特別会計決算について御説明させていただきます。議案集の5ページでございます。5ページの下段です。朗読させていただきます。

認定第2号 平成26年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月10日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。それでは別添の特別会計決算書をお開きいただきたいと思います。2ページ、3ページの総括表で御説明申し上げます。

小国町の国民健康保険特別会計は、平成26年度末で被保険者が2千783人、世帯数1千511戸ということで、昨年度末に比べまして人数で101人、世帯数で25戸減少となっております。2ページのほうです。歳入につきまして主なものとしましては、国民健康保険税2億2千777万4千963円、国庫支出金3億7千386万8千783円、共同事業交付金1億2千556万8千129円、それと繰入金これは一般会計からの繰入れですが1億1千429万1千308円、繰越金が1千760万4千994円、もろもろで11億5千525万6千684円でございます。

続きまして、歳出でございます。歳出の主なものは3ページでございます。保険給付費6億6千692万4千303円、これは昨年度より7.6%ほど減となっております。介護納付金7千738万5千587円、共同事業拠出金1億6千315万8千969円、保険事業費1千113万

9千226円、諸支出金としまして6千68万1千234円で歳出の合計が11億3千635万9千159円で昨年より0.4%の減となっております。

続いて、12ページを御覧ください。歳入歳出差引残額が1千889万7千525円になっております。ですので、この額につきましては全額27年度へ繰越をお願いしたいと思っております。それから13ページ以降に事項別の明細書がございますので、こちらのほうで御確認をいただきたいと思っております。また福祉課がお配りいたしました決算資料の中に委託料関係を記載しておりますので、併せて御参照いただきたいと思っております。これで簡単ですが、国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、介護保険特別会計の説明をさせていただきます。議案集の6ページをお願いいたします。上段です。

認定第3号 平成26年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月10日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。こちらは同じ特別会計歳入歳出決算書の42ページ、43ページをお開きください。こちらで説明させていただきます。

介護保険のほうは、平成26年度末で被保険者が2千869人ということで、前年度に比べて47人の増になっております。歳入の主なもの、保険料が1億3千534万2千679円、国庫支出金2億6千985万4千343円、支払基金交付金2億5千982万2千円もろもろございまして、それから繰入金としまして、一般会計から1億1千975万6千878円、繰越金が3千657万4千34円、そのほかで歳入の合計が9億6千111万2千942円となっております。これは前年より1.4%の減となっております。歳出の主なものとしては保険給付費9億383万3千744円、これは前年に比べて0.4%の伸びでございます。それから介護予防費、一般予防費になります地域支援事業が2千9万5千606円で、3.7%伸びております。歳出の総計といたしましては、9億4千484万7千13円となり前年より0.7%の伸びとなっております。

続きまして、50ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額が1千625万5千929円になっております。この額は全額平成27年度への繰越とさせていただきます。また51ページ以降に事項別の明細書がございますので、こちらを御覧いただきたいと思っております。また同じく先ほど御紹介しましたけれども、福祉課の決算資料の中に介護保険関係の委託料等を記載しておりますので、併せて御参照いただきたいと思っております。これで介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、小国町後期高齢者医療特別会計の説明をさせていただきます。議案集の6ページ下の段をお願いいたします。

認定第4号 平成26年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月10日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。こちらも決算資料の76ページ、77ページをお願いいたします。

後期高齢者医療は、熊本県の広域連合が保険者となっております。平成26年度末で小国町の被保険者は1千641人です。前年度に比べては1人の増ということで、今のところ年度末については大きな変わりはありません。歳入の主なものは、保険料が5千846万500円、一般会計からの繰入金が3千530万1千160円でございます。歳入の合計が1億149万6千432円となっています。これは前年より微増の0.2%増となっております。歳出のほうとしまして主なものは、後期高齢者医療広域連合の納付金ということで保険料の納付のほかで9千261万2千260円で、こちらも前年に比べてほとんど変化はございません。あと広域連合からの委託事業としての保険事業が341万5千449円ということで歳出合計が9千695万7千171円、前年と比べまして0.16%微増ですけれども伸びております。

続きまして、82ページを御覧ください。歳入歳出差引残額が453万9千261円となっております。この額はそのまま平成27年度への繰越をお願いしたいと思っております。83ページ以降にまた事項別の明細書がございますので、こちらを御覧いただきたいと思ひますし、福祉課の決算資料の中にも委託料関係を記載しておりますので併せて御確認いただきたいと思ひます。これで後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

住民課長（河野孝一君） 日程第14、認定第5号を説明させていただきます。議案集7ページ上段をお願いいたします。

認定第5号 平成26年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月10日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。特別会計決算書で説明させていただきます。94ページ、95ページをお願いいたします。歳入歳出総括表で説明させていただきます。94ページのほうに歳入として款の1諸収入61万8千875円ですが、これは住宅新築資金等貸付金収入として資金貸付者から資金貸

付金の元利償還金を諸収入として受け入れるものでございます。貸付者は1名です。

続きまして、95ページ歳出でございます。歳出総額が61万8千875円です。内訳といたしまして款1公債費49万3千410円ですが、これは住宅資金を貸し付けた際に町が財源として起債を借入していますので、その起債の元利償還金をそれぞれ歳出するものでございます。款2の諸収入の12万5千465円ですが、これは歳入諸収入61万8千875円から、歳出公債費49万3千410円を差し引いた額、12万5千465円を一般会計のほうへ繰り出すものでございます。

続きまして、100ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額は0円でありまして、翌年度への繰越額も0円でございます。

以上簡単でございますけれども説明を終わらせていただきます。

教育委員会事務局長（横井 誠君） それでは、認定第6号について説明させていただきます。議案集の7ページをお願いします。

認定第6号 平成26年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月10日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。別冊の特別会計歳入歳出決算書の108ページをお願いします。歳入としまして使用料及び手数料が261万2千280円、繰入金が939万8千944円、諸収入が92万4千480円。歳入の合計としまして、1千293万5千704円でございます。次の109ページが歳出でございます。総務費としまして1千293万5千704円でございます。次に114ページをお願いします。先ほどの歳入から歳出を差し引きました金額は0円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

建設課長（佐藤彰治君） それでは、認定第7号について概略を御説明いたします。議案集の8ページ上段でございます。

認定第7号 平成26年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月10日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。それでは予算書のほうで説明させていただきます。特別会計の128ページをお開きいただきたいと思います。簡易水道特別会計につきましては、杖立水道それから小藪水道、市井野水道それから上滴水水道この4地区につきましての事務委託を町のほうで委託された会計

でございます。まず歳出のほうが杖立水道費 575万9千936円の支出でございます。それから小藪水道費が41万6千330円の支出でございます。同じく市井野水道費13万1千930円、それから上滴水水道費19万9千730円そのほか公債費等もございまして、支出合計が728万8千930円となっております。

ページ戻っていただきまして、126ページになります。歳入でございます。使用料、手数料それぞれ728万8千930円の決算でございます。合計、前年度繰越金が23万円ございますので収入合計としましては、決算額751万8千930円となっておりますのでございます。歳入歳出差引残額につきましては23万円ございますが、これにつきましては翌年度への繰越とさせていただきますところでございます。

以上簡単でございますけれども小国町簡易水道特別会計歳入歳出について御説明をいたしました。

引き続きまして、議案集をお開きください。8ページ下段でございます。

認定第8号 平成26年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月10日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。それでは同じく特別会計の決算書142ページをお開きください。これは集落排水事業御存じのとおり西里地区それから田原地区、黒淵地区の3地区についての特別会計でございまして、歳入合計が左側1億4千491万3千231円となっておりますのでございます。右の総括表の歳出でございます。1億4千153万8千906円の歳出となっております。明細につきましては、次項144ページ、145ページ等につきましてその金額の内訳を示しておるところでございます。歳入歳出合計の集落排水事業につきましても、差引残額337万4千325円につきましては翌年度へ繰越をさせていただきたいと思っております。

以上簡単でございますけれども特別会計の御説明を概略させていただきました。

それでは引き続きまして、議案集9ページをお開きください。

認定第9号 平成26年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成26年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月10日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。それでは別紙小国町水道事業会計決算書をお開きください。昨年度より有収率等の改善が見られた工事につきまして漏水調査を行いました結果、いろいろ漏水関係が簡易水道、

上水道並びにございまして、有収率を上げるために職員調査等を行いましてその調査によります改善が多少見られてきたかなというような有収率になっております。上水道が有収率68%、簡易水道が58.8%、合計で65.8%の有収率の結果となっておるところでございます。平成25年度が合算64%でございましたので1.8%の有収率の伸びを示したというところでございます。経理につきまして、経営状況は、公営企業法の改正が昨年度ありまして今年度初めて決算を迎えるということでございます。公営企業の独立採算の趣旨に沿った運営を行い、水道事業収益1億3千198万1千231円に対し、水道事業費用1億2千369万9千108円で828万2千123円の利益を上げることができたというようなことになっております。先ほど申しました工事につきましては、上水道につきましては4工区の工事を実施しております。簡易水道につきましては北里地区について布設替工事を実施しております。逐次今年度もまた配水管の布設替等を・田地区あるいは福坂地区におきまして実施するようにいたしております。

以上簡単でございますけれども、企業会計の概略説明をさせていただきました。以上でございます。

議長（渡邊誠次君） はい、ありがとうございました。

ここでお諮りいたします。

さる9月3日に議会運営委員会を開催し、平成26年度小国町一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定については、全員協議会で審議することに決定いたしました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、全員協議会で審議することに決定いたしました。

それではここで暫時休憩をいたします。3時から再開いたします。

（午後2時47分）

議長（渡邊誠次君） 開会前ですけれども、教育長から本日急を要する臨時の会議の申し出がございまして、許可いたしましたため退席をしております。御報告を一応しておきます。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時00分）

議長（渡邊誠次君） ここで室原代表監査委員より、平成26年度各会計決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書並びに財政健全化等審査意見書の説明をお願いいたします。着座のままで結構です。御説明をお願いいたします。

代表監査委員（室原知邦君） 御紹介をいただきました監査委員の室原でございます。決算審査の意見書の御報告をさせていただきます。失礼して座らせていただきます。

まず一般会計、特別会計、水道事業会計のこの一番厚い冊子から御説明申し上げます。

ページを開いていただきます。まずこの意見書につきましては、先に町長より提出されました平成26年度の各会計について議選の児玉委員とともに審査合議を終えまして、先般9月1日付で町長に提出をいたしております。これはその公文の写しでございます。

ページ移りまして、1ページでございます。平成26年度の小国町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書というようなことで、審査の対象につきましては、ここに掲げてある一般会計から各特別会計でございます。審査の期間が6月の22日から8月の31日まで。方法といたしましては、一般会計それから各特別会計の調書等につきまして、関係法令に準拠しているかどうか、関係諸帳簿及び証拠書類と照合したほか、職員の説明を受けて聴取を実施いたしております。さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として審査をいたしました。審査の結果につきましては、各特別会計、一般会計含めまして関係法令に準拠し調整され、計数は関係諸帳簿、証拠書類と符合し、正確であることを認めたということでございます。なお審査にあたりましては、限られた期間で幅広い行政活動全般に微細にわたり確認するということは難しく、審査が完全なものとは言いがたいかもしれませんが、その点は御了承いただきたいと思っております。

次めくっていただきます、2ページでございます。決算の概要というようなことで、ここから13ページまでが一般会計と特別会計について決算の状況を各項目ごとに示してあります。総括といたしまして、(1)決算規模で、一般会計と特別会計の総決算額は、歳入決算額83億4千104万4千955円、歳出決算額80億8千412万945円で予算減額に対する執行率は歳入で88.7%、歳出で85.9%であったと。前年度と比較しますと歳入において5億9千889万317円の増。それから歳出において6億6千92万9千571円の増となっております。なお以下千円以下については省略をさせていただきます。

ページをめくっていただきます、7ページでございます。町債の発行状況でございます。一般会計と特別会計を合わせました年度末の未償還元金の合計は57億3千70万2千円と。前年より2億7千807万7千円増加をしているということでございます。

次に10ページでございます。なお意見書の内容については、先ほど来より執行部から詳しく説明がありましたので、簡潔に済ませたいと思っております。(5)の財務分析でございます。財政力等の主要項目について分析した結果でございますが、いずれの財政指標におきましても前年と大きな動きはありませんけれども、経常収支率において悪化傾向にあるということで、財政硬直化の域にあると感じられております。

次に14ページでございます。ここから47ページまでが一般会計の決算の状況でございます。中段からですが予算額に対する決算額は歳入で59億5千719万2千円、それから歳出で57億4千357万5千円ということで、差引額の2億1千361万6千円を翌年度に繰り越しておりますが、翌年度に繰り越す財源のうち一般財源これは明許費ですが、7千821万円が含まれておりますので、それを差し引いた実質収支は1億3千540万6千円の黒字となっております。

それから前年実質収支を除いた単年度収支においては、6千491万1千円の赤字となっております。さらに財政調整基金の額を差し引いた実質の単年度収支においては1億6千85万6千円のマイナスというようなことで、実質収支においては4年間赤字が連続しているというような状況でございます。このことは依存財源に頼った財政事情を示しており、引き続き厳しい財政状況にあるということでございます。

次、15ページでございます。(2)歳入の款別決算の状況でございます。中段のほうで構成比率で最も高いものは地方交付税の42.9%、以下町債の13.6%、それから町税の9.9%、それから県支出金の7.7%となっております。町債や繰入金が増加し、地方交付税等の国からの資金が減少していることは、財政上厳しい状況にあると言わざるを得ないと感じております。

それから17ページでございます。②の財源別決算の状況でございます。歳入決算額を自主財源と依存財源別で見ますと、自主財源は15億8千969万9千円で、前年比較しますと2億4千145万6千円増加をいたしております。ただ主要な増加要因といたしましては、繰入金が1億8千400万円ほど増加しているということで、単に自主財源が増加したという見方ではないというふうに感じております。

次に、20ページでございます。町税についてですが、町税の収入済額は5億9千230万4千円ということで、前年比較しますと924万円ほど増加をいたしております。これは主に町民税が前年と比較しまして795万円ほど増加したものによるということです。

それから26ページでございます。不納欠損額というようなことで、不納欠損額は949万1千円、前年比較しますと769万6千円増加をいたしております。不納欠損にあたりましては地方税法の規定に基づき処理をなされておりますけれども、今後も徹底した調査と粘り強い徴収努力を継続されるよう要望いたします。

それから次のページの収入未済額でございます。年度末における過年度と現年度分を合計したもので、収入未済額が3千967万2千円と未集金でございますけれども、額に及んでいると、前年度と比較しますと841万9千円減少をいたしておりますけれども、これは過年度の滞納繰越分において一部不納欠損処理をしておりますので、徴収率が増加したというようなことではないために、今後とも公平負担の原則に沿って徴収管理に努めていただきたいと思います。

次、飛びまして37ページでございます。ここから歳出でございますが、款別の決算状況というようなことで、歳出総額が57億4千357万5千円ということで、前年度と比較しまして6億5千752万5千円増加をいたしております。前年度と比較して増額の大きいものにつきましてはここに書いてありますとおり、小中学校の建設関係の教育費が3億7千681万6千円の増。それから屋外情報システム整備事業ですが、総務費の2億7千832万5千円の増があげられます。

次に40ページでございます。性質別の決算状況でございます。人件費、扶助費、公債費であ

る義務的経費においては、20億6千823万3千円ということで、前年度と比較いたしまして、7千万円ほど増加をいたしております。これは扶助費における臨時福祉給付金あるいは子育て給付金の増が主な要因だろうと思っております。それから投資的経費でございますが13億9千737万6千円ということで、前年度と比較しまして5億3千994万6千円の増と、これは先ほどから何回も出てまいりますが、学校施設整備事業あるいはまた屋外情報システム整備事業の増加によるものでございます。

それから45ページでございます。翌年度の繰越額というようなことで明許費で9億6千501万3千円ということで、前年度と比較しますと6億4千163万1千円の増加となっております。これにおいても、主に教育費の学校施設整備事業によるものが大きいということでございます。

次に46ページ、不用額でございます。この件に関しましては昨年も御質問があり、綿密な予算策定及び計画的な事業の執行等により幾分かは解消できるのではないかなというようなお答えをさせていただいております。不用額は2億3千233万6千円ということで、前年度と比較しますと2千万円ほど増加をしているという状況でございます。

それから47ページの予算の流用でございます。流用件数は昨年に比べまして13件増えまして、金額で630万1千円ということで281万9千円増加いたしております。流用につきましては、議会の議決を要しない執行であるために、今後とも十分に慎重を期されるよう要望するというようなことで、先の町長への意見書提出分にもこの件は触れさせていただいております。特段の注意を払う旨の指摘をさせていただいたところでございます。予算の組替えや補正なりいろいろな方法があると思いますので、その点に注意していただきたいというようなことで、報告をさせていただいております。

次に48ページでございます。ここから90ページまでが国保から農業集落排水事業までの7つの特別会計の事業報告並びに収支決算の状況でございます。概略を御説明申し上げますと、特別会計といいますと一般会計と区別しまして医療や介護など特別な事業を行う会計で、基本的には保険料や使用料で事業の収支を行うという、原則独立採算の形を取るのが通例であります。見てみますと一般会計から3億円を超える多額の繰入れがあります。必ずしも独立しているとは言いがたいというふうに感じております。平成26年度の決算状況を見ましても、実質収支は後に出てまいりますけれども、いずれの事業においても黒字となっておりますが、これは先ほど申し上げました一般財源からの繰入れやまた基金の取り崩しによるものが大きく、以前厳しい財政状況にあるということは認識しておく必要があると思います。また基本的な収入財源である保険料及び使用料におきましては、過年度の滞納繰越分において、一部不納欠損処理を実施したことから減少はしているものの、依然2千700万円程度の残があるということで、現年度分においてもその未済額が増加傾向にあるというふうなことで、このことも各特別会計の収支に影響を及

ばす1つの原因であると考えております。各会計ごとの収支については後ほど御覧をいただきたいと思ひます。

次に91ページでございます。財産に関する調書というようなことで、(1)公有財産といたしまして、以下土地建物から出資金まで各項目ごとに移動状況が示してあります。

94ページでございます。(3)で基金ということで財政調整基金をはじめとする20の基金が設置されております。平成26年度末時点で総額10億7千200万円というようなことで、前年度と比較しますと3億4千万円ほど減少しているという状況でございます。

以上一般会計及び特別会計の決算について説明を申し上げました。

最後に、この項のむすびといたしまして、簡単に御説明、御報告を申し上げます。まず前段は現下の経済条件について触れてあります。抜粋して読み上げさせていただきます。現下の日本経済は、株価の上昇と円安の効果により、消費の拡大と輸出産業を中心とした経済の底上げにより、景況感が見受けられるようになった。ただ先般内閣府が発表しました4月から6月期のGDP国内総生産の数値においては前期比0.4%の減、年率換算におきまして1.6%の減となり、個人消費の落ち込みや、さらには地方経済の減速、8月末から株価が乱降下をしておりますけれども、それによって企業の業績が悪化し、景気後退の恐れもあるというような状況でございます。そのような中、ここに決算の状況が書いてありますが、先ほど御説明を申し上げたとおりでございます。依然財政状況は厳しい状況にあるということ、それを踏まえまして投資的支出を伴う中段以下でございますが、インフラ整備等の高度行政活動は避けては通れない部分であります。財政状況が厳しい中では基金の減少も含めて充当可能財源が減少している現状では、将来負担が重くなるなど今後の行政活動にも少なからず影響があると考えております。

本年、総理をトップとするまち・ひと・しごと創生本部を設置し、人口減少の克服と地域活性化による地方創生に向けて本格的に稼働し、各自治体は本年度中に国の長期ビジョンを踏まえた地域版の人口ビジョンと総合戦略を策定することとされ、現在その作業が進められていると思ひます。いずれ内容が明らかになってくると思ひますが、いよいよ地方自治体としては、将来の人口動態調査である人口ビジョンや地域が抱える課題を洗い出し、その課題に対する効果的な施策をPDCAサイクルの手法をもって、地方版総合戦略を策定し実践していくことになり、地域の独自性の真価が問われる時代に入ってきた感がすると。

昨年の決算審査意見書のむすびでも触れさせていただきましたが、今後地方自治体が人口減少の中で生産年齢が減少することによるキャッシュフローに該当する大切な歳入項目である税収の減は大きな負担になることは否めない。その中でいかに効率的な行政活動・住民サービスが実施しているかも今回の地方総合戦略に少なからずとも関連してくると思ひれる。特に計画を実行し、評価し、改善していくサイクルの中で、3つの評価をどのように行い、改善につなげていくかということが一番重要になってくると思ひますし、また難しい問題だろうと思ひれます。

現在全国の都道府県又は市町村の中の多くで、行政評価の導入ないしは試行中として、町村においても約3割の自治体で実施または試行している状況にあります。今後は今回の戦略の実施にあたり、さらに活用する団体が増えてくるものと思われます。評価にあたりましては、事務事業の効率性及び廃止・削減から予算配分の変更、さらには長期計画の進行管理又は住民へのアカウタビリティの徹底等多岐にわたりますが、その手法は様々であると考えております。

昨年内部統制のことにも触れ、チェックリストを作成することによって事前のリスク対応を可能にできると提言を申し上げました。併せてこれからこの行政評価を活用することによって、さらに今後予測され税収の減少などに伴う財政悪化に対応し、既存の事業を見直し、財政の改善につなげる手段として大きな役割を果たすものと思われるということでむすびとさせていただきます。

引き続き、99ページでございます。小国町の基金運用状況審査意見書というようなことで、現在2つの基金が設置されておまして、審査を行いました。結果においては、各基金の運用状況報告の計数は正確であり、状況も適正なものと認めております。ただ2つの基金とも最近の利用実績がないため、今後の対応を検討する時期にきていると感じております。

次に103ページでございます。小国町の水道事業会計の決算に関する意見書でございます。審査方法等については一般会計に準じて実施しております。結果についても効率的な運用がなされていると判断をいたしております。

112ページをお開きいただきたいと思います。経営収支の状況というようなことで、1年間の取引を収益と費用に区分しました損益計算書で示したものでございます。①収益が営業収益で1億1千392万4千円、前年度と比較しまして60万6千円の増と。それから収益の中の営業外収益では1千805万6千円の決算となり、前年度と比較しまして861万9千円の増となっております。この後に長期前受金戻入で690万8千4円というのがありますが、ここの数字をちょっと訂正をいただきたいと思います。690万8千4円を消していただいて、1千443万9千4円となっております。それから②の費用でございます。営業費用は1億1千98万2千円ということで、前年度と比較しまして319万8千円の減となっております。営業外費用においては1千2千225万2千円の決算で、前年度と比較しまして23万3千円の増となっております。

ページをめくっていただきまして、114ページでございます。ただいまの修正に関係いたしまして、上から3の営業外収益の中の(3)長期前受金戻入とありますが、ここに補助金と同額の数字が平成24年度、平成25年度入っておりますこれはゼロでございます。ここは抹消していただきたいと思います。(3)の長期前受金戻入の平成24年度は277万円となっておりますがこれはゼロ。平成25年度も753万1千円となっておりますがこれもゼロ。最終の一番右の690万8千4円の増となっておりますのが、ここが先ほど申し上げました1千443万9千4

円ということで訂正をお願いいたしたいと思います。

それから115ページでございます。財政状況ですが、これは貸借対照表というようなことで、次の116ページ、117ページに出しておりますが、これは決算時の財産の状況を表したシートになりますが、貸方の負債資本で事業資金をどのように調達し、また借方の資産としてどのように保有しているかというものを見るものでございます。①といたしまして資産が21億6千784万5千円と、前年度と比較しまして6千174万2千円の増となっております。それから負債が10億7千270万9千円、比較しまして10億2千863万7千円の増でございます。それから資本でございますが、資本は10億9千513万6千円が、前年度と比較しますと9億6千689万5千円の減となっております。

それから118ページでございます。水道料金に関わる未収金でございますが、また、のところにあります。本年度末の未収額は584万3千円で、前年度と比較しまして11万3千円増加しております。水道料金は収入の根幹をなすものであり、今後とも住民の不公平感をなくし、未収金の回収に引き続き努力されるよう要望するということで言わせていただいております。

それから120ページ経営分析でございます。いずれの指標におきましては前年と動きが生じておりますが、これは先ほど課長のほうから話もありました公営企業会計制度の改正に伴うものが大きいと思われま。今後とも十分な経費節減に努め、安定した収支を保つことが求められるということで、122ページむすびでございます。

今までの収益及び財政の状況をまとめたもので重複をいたしますけれども、平成26年度の水道事業会計は、純利益として828万2千123円となっております。純利益の主な要因といたしましては下のほうから書いてありますが、これも公営企業会計制度の改正によるものであるということで、さらに今後2年程度は老朽化した配水管布設替工事やそれから企業債借入残も増加してくるということで、事業の改善、経営効率化に一層の努力を求めるということでむすびとしております。

以上一般会計から水道事業会計の意見書の御報告を終わります。

次に、小国町の財政健全化審査意見書というようなことで、薄い冊子でございます。ページをめくっていただきまして公文でございますが、これは一般会計と同様に9月1日付で町長に提出しました公文の写しでございます。ページをめくっていただきます。まず小国町の財政健全化審査意見書というようなことで、これについては平成19年に地方公共団体の財政の健全化を図る法律によって、国より義務付けられたものでございます。各比率の数値をもって財政状況を的確に捉え、早期の対応を図るものでございます。審査の対象につきましては、ここの4つの比率でございます。結果においては算定の基礎となる事項、いずれも適正に作成されているものと認められたということです。内容を見てみますと、上段2つ実質赤字比率及び連結の実質赤字比率については表記がございませんけれども、いずれも黒字であるということでこれについては表記が

なされておられません。それから3番目の実質公債費比率でございます。これは前年並みで基準内の数値比率でありますけれども、分子である公債費の元利償還金の額は学校整備事業等の大型事業の影響で今後平成30年頃から増加するものと思われまます。併せて分母の税収や地方交付税等の動向のいかんによっては、将来を見据えた借入額の調整が必要になるのではないかなという思いがいたしております。それから将来負担率でございます。これは分子に地方債の現在高や、それから大型事業の負担金あるいはまた特別会計の繰出しを、また分母に標準財政規模から基金の積立額を差し引いた額で計算されますけれども、これも近年の大型事業の実施により、あるいは基金の減少によりまして前年度より大きく増加をいたしており、今後の行政活動にも影響を及ぼすと考えられるということで判断をいたしております。

次にページをめくっていただきます。公営企業の資金不足比率でございます。これについては、いずれの会計においても資金不足は発生していないというふうな状況でございます。

最後に、財政援助団体等の監査報告というようなことで、財政援助団体等の監査につきましては、昨年までは11月からの定期監査の中で実施をいたしておりました。ただ、監査結果が時期的な問題もありまして、翌年度の予算に反映できないというようなことから本年より決算審査と時期を同じくして実施をいたしております。実施した団体においては後に記載してあるJAからエフエム小国までの9団体でございます。いずれの団体においても軽微な改善点は見受けられますけれども、おおむね適正な処理がなされていたと判断をいたしております。なお改善に向けましては団体側の事務処理の問題もありますけれども、担当部署において補助金等の申請から実績報告まで含めて徹底したチェックを行えば、未然に解消できるものが大きく、改めて機能の充実を図るようお願いをいたしたいと思っております。内容については後ほど御覧をいただきたいと思っております。

以上の一般会計から財政健全化、それから財政援助団体等の監査報告を終わります。

議長（渡邊誠次君） どうもありがとうございました。ここで室原代表監査委員に対しまして御質問等ございましたらお願いをいたします。御質問ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、室原代表監査委員におかれましては、長時間大変御苦労さまでした。また特に決算審査におかれましては、限られた時間の中で審査業務に精励されたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

どうぞ御退席をお願いいたします。

（室原代表監査委員 退席）

議長（渡邊誠次君） 日程第19、「報告第1号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

執行部より報告をお願いいたします。

総務課長（松岡勝也君） それでは報告をさせていただきます。議案集をお開き願いたいと思いません。

報告第1号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり監査意見書を付して報告する。

平成27年9月10日

小国町長 北里耕亮

でございます。先ほど室原代表監査委員から財政健全化についても詳しく報告がなされましたけれども、今回も報告をさせていただきます。

記としまして、財政健全化比率ということで左のほうから実質赤字比率、次に連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率ということで4つの財政指標を報告する義務がございます。実質赤字比率につきましては、括弧書きとしましては早期健全の基準ということでそれぞれ書かれております。15.0%ということでございますが、実質赤字は発生していないということで黒字ということで横棒になっております。同じく連結実質赤字比率につきましても、20%につきまして赤字は発生していないということで横棒でございます。実質公債費比率につきましては12.9%ということでございます。将来負担比率が350%ついて72.7%ということで、これも先ほど監査から報告がありましたように、今後の将来負担については十分検討が必要ということでありました。そして資金不足比率ということで、これにつきましては上水道企業会計から特別会計ということで、資金不足は発生しておりません。備考欄に書かれてありますように公営企業法の適用と適用外の部分で備考欄に法律のほうが明記されております。

以上で財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより報告第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第20、陳情第2号、陳情書「ダム作業道路を利用し避難道として延長を求める」を議題といたします。

それでは事務局に陳情書の朗読をお願いいたします。

議会事務局長（小田宣義君） それでは朗読をさせていただきます。陳情第2号、A4の1枚紙でございます。

陳情書

小国町議会 議長様

日頃よりの阿蘇地域振興の発展のために、多大な御支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、私どもの住む杖立地区は、平成3年の台風19号による風倒木被害、平成5年の山腹崩壊（犠牲者2名）と数年ごとに被害を被ってます。その後、10年位前に杖立上流の白岩川に県土木によってスリットダム及びダムを3基造ってもらい、2年前の白岩川山腹崩壊時は、被害を最小限にとどめることができ感謝しています。ところで3基のうち一番下のダム建設時の作業道路から下を見れば、60から70メートル下に町道及び民家を見ることができます。現状の道路は、町道（旧国道212号線）と国道（杖立バイパス）の2本です。杖立の上流に避難道がありますが、川が増水すればすぐに水没し、避難道としては使えません。

つきましては、県土木が建設したそのダム作業道路を利用し、避難道として延長していただきたく、費用もかかりますが経営難の時代に申し訳ありませんが、国・県・町が協力して検討をお願い申し上げます。

平成27年6月22日

山林地権者代表 高村 純次
杖立温泉観光協会 会長代行 権藤 芳春
副会長 河津 豊四郎

陳情書は同日6月22日に事務局で受け付けております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

ここでお諮りいたします。

この陳情書の取扱いについては、議会運営委員会において協議をいたし、会議規則第92条第1項の規定により、総務文教福祉常任委員会に付託し審査をしていただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、総務文教福祉常任委員会に付託し、審査をしていただきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） 日程第21、「発委第2号 小国町議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

この件については、別紙配付資料のとおり、小国町議会会議規則第14条第3項の規定により発委案として受理しました。

ここで提出者より説明を求めます。

8番（松崎俊一君） 8番、松崎でございます。

発委第2号

小国町議会議長 渡邊 誠次様

提出者 議会運営委員長 松崎 俊一

小国町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

この小国町議会会議規則の一部改正について、提案理由を申し上げます。全国議長会に設置されている町村議長の制度、運営に関する検討委員会が昨今の社会情勢を勘案し、国会、都道府県議会、市議会の規定を参考に標準町村議会会議規則を改正されましたので、それに伴う改正となります。改正する内容につきましては、会議規則新旧対照表を御覧いただきますようお願いいたします。議員各位におかれましては、この規則の一部改正を御理解いただきまして御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発委第2号、小国町議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第22、「発委第3号 小国町議会傍聴規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

この件については、別紙配付資料のとおり、小国町議会会議規則第14条第3項の規定により発委案として受理しました。

ここで提出者より説明を求めます。

8番（松崎俊一君） 8番、松崎です。

発委第3号

小国町議会議長 渡邊 誠次様

提出者 小国町議会運営委員長 松崎 俊一

小国町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

この小国町議会傍聴規則の一部改正について、提案理由を申し上げます。理由につきましては、先ほど説明いたしました発委第2号と同じですので省略させていただきたいと思っております。改正する内容につきましては、傍聴規則新旧対照表を御覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発委第3号、小国町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第23、「議員派遣の件」についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

議員派遣については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。

議長（渡邊誠次君） 日程第24、「議員派遣報告」についてを議題といたします。

この件についても、別紙のお手元に配付のとおり、小国町議会会議規則第122条の規定により、6月議会以降今日まで研修会等に各議員を派遣いたしましたので、配付資料のとおり御報告をいたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第25、「行政報告」。

執行部より報告事項がありましたらお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 行政報告でございます。本日は2件ほどございまして、まず総務課のほうの職員採用についてと住民課の人権フェスティバルについて報告をさせていただきます。そしてまた議会開会中、何か報告事項がまたあれば最終日にでも追加で行政報告をする可能性もございませぬ。それではまず2つについて課長から報告をさせていただきます。

総務課長（松岡勝也君） それでは、総務課のほうから行政報告をいたします。

平成27年度の職員採用でございます。新規採用につきましては前回定例議会のほうで報告いたしましたように、一般事務が4名程度、保育士が2名程度、建築が1名程度と採用計画しておりましたが、応募状況でございますけれども一般事務が23名、保育士が6名となっております。残念ながら建築のほうは応募がございませぬでしたので、今回は採用を見合わせますというところでございます。一次試験につきましては、9月20日阿蘇中央高校で行うようになっております。以上で総務課の行政報告を終わらせていただきます。

住民課長（河野孝一君） 小国町人権啓発フェスティバルについて、まず資料の配付をお願いしたいと思ひます。

（資料配付）

住民課長（河野孝一君） それでは、小国町の人権フェスティバルの開催についてのお知らせでございます。本年度も人権啓発といたしまして、本年は戦後70年を迎えております。人権侵害の戦争というものを理解していただきながら、今後の人権啓発に努めていきたいということで本年は「明日ある君へ」ということで知覧特攻隊物語というものを講師桂春蝶さんを招きまして、9月19日にJA阿蘇小国郷情報企画センターで13時から15時の間で開きたいと思ひております。入場料は無料でございます。13時から人権啓発パレードを行ひまして、13時30分から開会式、それから人権啓発のコッコロによるミニステージ。それから講演となる予定でございますので、ぜひ御参加のほうをお願いしたいと思ひております。よろしくお願ひいたします。

議長（渡邊誠次君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

（午後3時50分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5番）

署名議員（7番）

第 2 日

平成27年第3回小国町議会定例会会議録

(第 2 日)

- 1. 招集年月日 平成27年 9月17日(木)
- 1. 招集の場所 小国町山村開発センター
- 1. 開 会 平成27年 9月17日 午前10時01分
- 1. 閉 会 平成27年 9月17日 午後 3時40分

1. 応招議員

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 穴 井 帝 史 君 | 2番 大 塚 英 博 君 |
| 3番 北 里 勝 義 君 | 4番 高 村 祝 次 君 |
| 5番 児 玉 智 博 君 | 6番 時 松 唯 一 君 |
| 7番 穴 見 まち子 君 | 8番 松 崎 俊 一 君 |
| 9番 熊 谷 博 行 君 | 10番 時 松 昭 弘 君 |
| 11番 松 本 明 雄 君 | 12番 渡 邊 誠 次 君 |

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 穴 井 帝 史 君 | 2番 大 塚 英 博 君 |
| 3番 北 里 勝 義 君 | 4番 高 村 祝 次 君 |
| 5番 児 玉 智 博 君 | 6番 時 松 唯 一 君 |
| 7番 穴 見 まち子 君 | 8番 松 崎 俊 一 君 |
| 9番 熊 谷 博 行 君 | 10番 時 松 昭 弘 君 |
| 11番 松 本 明 雄 君 | 12番 渡 邊 誠 次 君 |

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 北 里 武 一 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 藍 澤 誠 也 君	税 務 課 長 北 里 康 二 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 河 野 孝 一 君
福 祉 課 長 穴 井 幸 子 君	保 育 園 長 梶 原 良 子 君
会 計 管 理 室 長 佐 藤 登 喜 子 君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時01分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 27. 9. 17)

議長（渡邊誠次君） 皆さん、おはようございます。

本日は、9月定例会本会議2日目でございます。

開会に先立ちまして少しだけ御挨拶を申し上げます。

先日、10日未明から順次、栃木、茨城各県に特別警報が出まして、本当に報道でも皆さん御存じのとおり甚大なる被害が出ております。記録的な大雨をもたらした直接の原因は、温帯低気圧に変わった台風の停滞と周りの条件が重なって、関東地方の上空に南北に伸びた線状降水帯と呼ばれる雨雲の連なりだそうでございます。この小国町においても、標高が高くなると上昇気流も高まる傾向にあるということなので、私たちの地域も多分に漏れなしといえますか、該当するのではないかなというふうに考えております。また台風20号も発生しております。連休中に影響があるやもしれませんし、阿蘇の噴火によって風評被害を含め、影響が確実に出ている状況でございます。科学の力というのは非常に向上しておりますけれども、自然にはまだまだあらがうことは非常に難しいかなというふうに感じております。災害対策は未然に防ぐ対策と、事後いかに迅速に対応できるかの防御策、対処策、それから復興策とございます。まずは災害がないことを心から祈りながらではございますけれども、行政、民間と協力し合って、明白な情報の下、確固たる安全と確実な安心をつくり上げていくことが必要ではないかなというふうに考えております。皆さま方におかれましても、引き続きの御尽力を賜りたいと存じ上げております。

それでは、本日9月定例会2日目です。

ただいま出席議員は12人であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時01分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「認定第1号 平成26年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 5番、児玉です。

私は、議案第1号、平成26年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてに反対の立場から討論を行います。9月1日に公表された財務省の昨年度の法人企業統計によると、資本金10億

円以上の大企業の経常利益、短期純利益は過去最高を更新しています。一方、社員1人当たりの給与額は大企業でも1%しか増えていません。一方、株主への配当は過去最高です。増加額は1.5兆円です。内部留保は299.5兆円にまで膨れ上がっています。非常にゆがんでしまっています。2014年度は4月から消費税が増税されました。社会保障の充実をうたった増税でしたが、高齢者の医療費の自己負担割合増や年金支給費の減額、児童扶養手当の減額など、充実どころか後退してしまっています。小国町には地方自治法第1条にある福祉の機関として、町民の命、暮らしを守る役割がいよいよ重要になった年度であったと思います。この役割に照らせば、本決算はまだ不十分であったと言わなければなりません。町長は決算審査の中で、各団体に支出されている数ある補助金を毎年惰性的に出しているものもあるため、見直していく旨の答弁を行いました。少子高齢化をはじめとして、小国町には直面する課題が山積する中、限られた財源を1円たりとも無駄にせず有効活用することは大変重要です。次年度予算については、この言葉にふさわしい編成になっていることを期待しています。補助金の部落解放同盟小国支部への直接的補助金は、毎年200万円の予算が計上され、ほぼ全額が支出され続け、研修参加者への旅費などに使われています。特定の主義・主張の下結社された団体が、自らのために参加する研修などを行政が保障する道理はありません。特定の集会所の維持管理を行政が保障するものそうです。自分たちが利用する施設を清掃して賃金を受け取るなど、常識的にあり得ない話です。このような税金の使い方を続ければ同和問題を解決するどころか、新たな差別を助長、温存するものであり、解決から逆行するものであります。以前指摘しましたが、200万円あれば子どもの医療費助成で県内医療機関全てでの現物給付か若しくは助成対象年齢を高校生までの引上げが可能です。町長はこの団体補助金を政策的に必要と考え、見直さないと明言しました。しかし、この言葉は苦勞して納税している住民のために今、町民が何を求め必要かという首長として最も念頭に置かなければならないことに背を向けることになるのではないのでしょうか。次年度予算編成においては不公正な同和行政、同和教育を終結し、公正な調整運営を行うよう強く求めて討論を終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

1番（穴井帝史君） 認定第1号、平成26年度小国町一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論いたします。

平成26年度の予算は、歳入は前年度比11%増の59億5千700万円と増えております。主な要因としましては、町税の増と小中学校建設事業等に伴う県補助金及びこれに伴う町債が主なものです。しかし、財源不足により財政調整基金及び減債基金が4億4千万円の繰入歳入の決算となっております。今後予算編成並びに財政計画につきましては、中長期的な検討を踏まえた計画をお願いしたいと思います。続きまして、歳出面では前年度比13%増の57億4千300万円となっております。主な要因としましては、歳入と同じ教育費の小中学校建設事業費の増、地

域情報基盤管理運営費の屋外情報施設整備事業等の増、また、環境モデル都市推進事業費関連で、木魂館の木質バイオマスボイラー導入実施設計計画及び太陽光発電設置事業など、環境モデル都市を目指す具体的な取組が行われております。民生費では社会福祉協議会の民営化に伴う出損金、また障害者福祉費、老人福祉費の給付費及び措置費等、臨時福祉給付金や子育て世帯への臨時給付金などが主なものです。また農林水産業におきましては、雪害復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金が平成25年度補正の繰越し事業により、雪害によるビニールハウス等の復旧事業が実施されました。高齢化に伴う施設野菜等におきまして大きな支援となっております。

商工費では、小国町商店街空き家事業対策等の補助金及び商店街等おもてなし補助金により商店会等への支援が行われました。この支援を機に商店街を含めた町の活性化に期待をしております。観光面では鍋ヶ滝公園整備事業が主なものです。観光客が予想以上に増えておりますので、公園整備と併せて道路改良におきましても計画的な執行をお願いいたしたいと思っております。

土木費では、町道明里線ほか5路線の道路改良及び柏田住宅の浴室改修工事が主なものです。道路改良工事につきましては、これからも計画的な改良工事と地域住民の意見を踏まえた執行に努めていただきたいと思います。

公債費は、過疎対策事業費、臨時財政対策費及び教育福祉施設等整備事業費の償還が主なものです。今後、財政計画と併せた償還計画に十分配慮していただきたいと思います。

次に諸支出金ですが、国民健康保険特別会計ほか、4つの特別会計の繰出金ですが、総額3億3千万円となり、前年度増の2千600万円となっております。今後これは財政の負担が心配されるものであります。

また、平成26年度の実質収支は、1億3千500万円の黒字となっており、積立金として7千万円財政調整基金へ積立てする予定となっております。平成26年度末の財政調整基金の残高は6億円と減少しておりますので、今後財政計画と併せて財政調整基金の運用には十分配慮していただき、安定した財政運営に努めていただきたいと思います。

それと人口減少対策に取り組む決意を表明しました。このことを踏まえ本町でも、まち・ひと・しごと創生法による地域生活総合戦略による雇用創出などに取り組むこととしており、その成果が期待されるものです。また国は国民全てに番号を付ける社会保障、マイナンバー制度を来年1月から開始するとしております。平成26年度決算にもありますが、これから各家庭に届く通知カードが配布されると思いますが、個人情報には十分して町民に分かりやすく案内していただきますようお願いいたします。

ちょっと話は変わりますが、小国町が環境モデル都市に認定されて今年で2年目を迎えます。平成26年度は木魂館の太陽光発電事業に着手し、今年度は木質バイオマスボイラーの設置工事や公共施設低炭素化工事等が計画されております。このことは町長の環境モデル都市を目指している具体的な取組の姿勢であり、町民から見ても大変分かりやすい事業ではないかと思っております。

ます。これからの小国の環境モデル都市の推進に大いに期待をしております。今後、倉原住宅の建て替え工事や町道改良工事など、公共工事についても計画的に取り組をお願いいたします。財政的には一般会計の地方債残高は前年度より3億1千万円減ったものの、平成26年度末残高46億3千万円となっております。また特別会計を組み入れると、平成26年度末残高は57億3千万円あります。バランスの取れた財政計画を踏まえ、執行にあたっては特段の配慮を努めていただきたいと思います。

最後に、本決算が小国町民の暮らしの向上につながるものと確信し、認定第1号、平成26年度小国町一般会計歳入歳出決算に対して賛成の討論といたします。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号、平成26年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、認定第1号は認定されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第2から日程第9、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号は、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計利益の処分及び決算の認定でありますので一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、認定第2号、平成26年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、平成26年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、及び認定第4号、平成26年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに反対の立場から討論を行います。

安倍政権のアベノミクスの下、日本社会では格差の拡大が進行し、町民多数の暮らしはよくなるどころかますます苦しいものとなってきました。この3つの会計は社会保障の会計です。私たち人間は生まれながらに皆、不平等であります。ゆえに社会保障制度を通じて所得の再分配や平

等化を図る必要があります。つまり、生活の最前提条件として社会保障制度が必要となるのです。国民健康保険の被保険者の多くは農家や商店主あるいは非正規雇用者です。収入は増えないにも関わらず、アベノミクスの円安政策による物価の高騰で生活費やなりわいに必要な経費は高くなり、暮らしを苦しめています。国保税が高すぎて払いたくてもいよいよ払えないという方たちが増えています。また、万一保険税を滞納してしまえば、保険証を取り上げ短期証に置き換えるという措置も見過ごすことはできません。更に2014年度は新たに70歳となった人の自己負担割合を1割から2割へと倍化する改悪が実施されました。これらの人々の多くは、僅かな年金を頼りに暮らしています。まさに金の切れ目が命の切れ目とでもいうべき事態であります。国保や介護保険財政が大変厳しい状況であることも分かります。しかし、被保険者は国保や介護保険との関係だけで生きているわけではありません。執行部におかれましては、会計の困難さばかりを見るのではなく、被保険者が暮らす日本社会全体の状況を見渡し負担軽減に乗り出すべきであったと指摘したいと思います。

また、財政が厳しいと言いながらも無駄が残されていることも看過できません。国民健康保険の疾病予防費の印刷製本費20万2千176円は、すこやかこくほという冊子ですが、支払先は製薬会社です。わざわざ発注するような中身ではありませんし、職員で作成し、広報おぐにに掲載すれば予算も縮小できるはずです。町内全世帯配布という性質からも、国保会計から支出する必要もありません。介護保険会計の介護給付費等費用適正化事業委託料120万9千600円は、二次予防事業委託料256万4千640円と同じ業者に委託されています。小国町の実施事業を評価するという事業の性格がある以上、客観的視点を担保するために別の業者に委託すべきであったと指摘したいと思います。また事業を行う義務がなかったのなら、多額の費用を費やして実施したことそのものについても疑問であります。次年度予算編成においては、被保険者が苦勞して納めている税、保険料を1円も無駄にすることのないよう徹底するよう求めて討論といたします。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。なお採決においては、執行部は最後にお立ちをいただきたいと思っております。

認定第2号、平成26年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、認定第2号は認定されました。

議長（渡邊誠次君） 認定第3号、平成26年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、認定第3号は認定されました。

議長（渡邊誠次君） 認定第4号、平成26年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、認定第4号は認定されました。

議長（渡邊誠次君） 認定第5号、平成26年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、認定第5号は認定されました。

議長（渡邊誠次君） 認定第6号、平成26年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、認定第6号は認定されました。

議長（渡邊誠次君） 認定第7号、平成26年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、認定第7号は認定されました。

議長（渡邊誠次君） 認定第8号、平成26年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、認定第8号は認定されました。

議長（渡邊誠次君） 認定第9号、平成26年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、認定第9号は認定されました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩いたします。10時30分より再開いたします。

（午前10時23分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

議長（渡邊誠次君） 本日は一般質問1日目となっていますので、直ちに質問に入ります。なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。本日は、5名の議員の登壇を予定しております。順に5番児玉智博君、9番熊谷博行君、4番高村祝次君、2番大塚英博君、10番時松昭弘君でございます。各議員におかれましては適時準備をお願いいたします。それでは、直ちに質問に入ります。

5番（児玉智博君） 厚生労働省が発表した2014年の合計特殊出生率は、前年を0.01ポイント下回る1.4人となり、9年振りに低下に転じました。昨年生まれた子どもの数は、100万3千532人で過去最少を更新しました。40年前の半分です。日本社会の少子化、人口減少の加速は重要な問題です。

まずパネルを御覧ください。小国町が作成した資料です。グラフが3つ並んでいますが、一番左は国立人口問題研究所が示した小国町の将来人口の推計です。2060年に2千743人としております。小国町の、まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョン素案では、子育て支援環境を整えることで合計特殊出生率を現在の1.75から2.10へ向上させるとしています。そうなった場合、人口推計は真ん中のグラフになります。さらに、人口ビジョンでは人口流出と流入を均衡させることで、2060年の人口を4千889人とすると目標を立てています。それが一番右のグラフであります。この実現のためには、子どもを産み育てる安心の環境づくりに本腰を入れる町政の実現が急がれます。

そこで今日は3月議会に引き続き、子どもの医療費助成について質問します。まず確認したいのが、総合戦略の中で子どもの医療費助成をどう位置付けるかという問題です。熊本県が行った次世代育成対策に関する基礎調査というのがあります。理想とする子どもの数より、実際持てる子どもの数が少ない理由として、小学生・中学生の保護者では、経済的負担が66.8%と2位以下を3倍も引き離し、格別の高さとなっています。さらに、内閣府の都市と地方における子育て環境に関する調査では、九州・沖縄の場合、子育て費用の中で負担に感じている出費として医療費が30.8%で、保育費の24.1%より高くなっています。子どもの医療費助成とは、数ある子育て支援の中でも最も重要であると考えますが、小国町ではどのように位置付けられているでしょうか。

町長（北里耕亮君）　子どもの子育てとか、そういう部分の御質問であります。まず、先ほどパネルで示していただきました議会の冒頭にも参考資料として、小国町が人口ビジョンのまだ策定の途中ではありますが示させていただきました。人口の問題については、私は3期目、これからのまた4年間、最重要事項と位置付けております。人口減少に歯止めをかけるというようなスローガンも掲げさせていただいております。その部分について意見といたしましては、一致している部分があります。重要事項であるという部分は、ここで発言をさせていただきたいというふうに思います。ただ、最重要かどうかという部分については、人口減少問題は子どもの育てやすい環境・医療という部分だけにとどまらず、様々な部分がありますので、そこは御理解をいただきたいというふうには思います。

さて、過去の行政の位置付けを話すときに、過去の歴史的な変化をここで少し御紹介をさせていただきたいというふうに思っております。今まで平成20年7月から就学前までの医療費を小学校1年生から3年生までのかさ上げといいましょうか、そういう部分をさせていただきました。この部分についても予算はかかりましたけれども、一定の効果はあったというふうに行政としては判断をしております。また、その後平成22年からは中学校3年生まで一気に引き上げさせていただきました。この部分についても、いろいろな総合的に判断をさせていただきました。他町村の動向もあったやに、その議会の議論の中ではあったというふうに覚えておりますが、まずはこの小国町の子育てのしやすさ、そういう部分を考えて中学3年生までを引き上げさせていただきました。そういう部分で子育て支援、少子化対策の位置付けといたしましては、繰り返しになりますけれども、重要事項ではあるというふうなことは重ねて言わせていただきますが、一番大事かどうかという部分については、様々な重要事項の中の一つだという位置付けであるというふうに答えさせていただきたいと思います。

以上です。

5番（児玉智博君）　現在の小国町の子どもの医療費助成の水準をどう見るか。今町長が答弁されたように、町長が1期目の6月議会で小学校3年生までの助成対象の引上げを実行されたと。その後、今言われたように平成22年からは中学校卒業まで拡大になって、それまでは入院の場合、千円の自己負担というのが求められていたわけですが、それをなくして町内の医療機関については窓口無料化となったわけです。これは当時では県内でもトップクラスの水準にあったと思います。しかし、またパネルを御覧いただきたいのですが、今年4月現在、中学校3年生まで助成対象としているのは、県内45市町村中28自治体になっています。もはやこの中学校3年生まで助成するというのは普通のことだと言えると思います。さらに、9つの自治体では高校3年生まで助成しています。しかも同じ郡内の産山村、南阿蘇村も高校生まで助成をしております。これは全て今年の4月1日現在です。これは本腰を入れて人口ビジョンを達成しようと言うなら、この遅れを直視するべきだし、何より今小国町の子どもたちや親御さんが高等教育期間中はお金の

心配なく、必要などときには病院にかかれるようにしていくためにも、高校3年生まで引き上げて、なおかつ町外の医療機関についても現物給付、窓口無料化すべきだと考えますがいかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 先ほど発言の中で、重要事項であるというのは言わせていただきました。その際、やはり予算にも密接に関係があることであります。これは財源がなくしてはでき得ない分野であります。その年だけの支出であれば一定の部分あるかと思いますが、これ一度始めますと当然のことを言いますが、毎年毎年かかってきます。でも、その事柄が非常にいいことだということであれば、また議会や町民の合意、そういう部分も大いにあるかと思いますが、するかしないかということで、するほうであれば町民の方も御理解はするという位置付けにはなるかと思いますが、やはりあくまで町自治体といたしましては、財源の事柄、予算の事柄、総合的に判断しなければなりません。そして議員からは数回この質問については御意見をいただいている部分であります。その部分についてまた繰り返しでありますけれども、地方創生の中でこの人口を考える部分については大変重要で、そして子育ての環境やソフト面を考えることは、またそれも重要であるというのは何度も言わせていただきましたので、執行部の内部でもこの分についてはまた検討していきたいというふうには思っております。また、状況によりましては、執行部と議会、車の両輪でありますので、議会の中でも常任委員会の中あたりでも、またこの分野の話を話題にいただければというふうに思います。

それでは少し長くなりますが、まず現物支給について、私の少し課題といいましょうか、そういう部分を発言させていただいて、また議会の内部で話題にさせていただきたいと思う事柄が、現物支給というのはその窓口で領収書をもらい、そしてまた役場に来てと。一度立替払という部分はもちろんありますけれども、町内の部分については問題は解決をしておりますが、具体的なお話をさせていただきますと、例えば津江地域にも診療所というか、病院というかかかる所があります。そういう部分に、じゃあどれぐらいお子様方が行っているかと。また、阿蘇市・郡近くでは内牧にもありますし、阿蘇市の旧一の宮エリアにも医療機関はありますが、どのぐらいそのあたりに行っているか、若しくは熊本市内には大規模病院がありますけれども、どれぐらい行っているのかというやっぱり分析も必要ではないかなというふうに思います。もし、近隣の所に非常に多く行っているのであれば、そこと打ち合わせをさせていただきながら、直接契約をして、そのことができるのであるかというような検討もしなければならぬというふうに思っております。これは次の課題ですが、もし熊本県内の医療機関や全体を考えるのであれば、そういう制度があるやに少し伺っております。連合会という会が、ちょっと正確にはすみません申し上げられませんが、国保連合会だったのでしょうか、そういう部分に委託をしてどこの病院にかかってもその対応ができるということも伺っておりますが、これについてはまたその委託料の予算がかかるという部分も伺っております。じゃあそれが正確に大体どれぐらいかというのもまだちょっと把握は、

大体の金額は分かりますが把握はしておりません。そういう二つのやり方があるかと思っております。

次の話題で、高校生の話題をさせていただきます。高校生に関しては、地元の高校の小国高校に行っていらっしゃる生徒もいれば、ほかの高校に在学をされている高校生もいらっしゃいます。じゃあ小国高校以外の高校に行ってる方をどうすればいいとか、そこも様々議論する必要があるのではないかというふうなこともあります。また、もし高校生まで医療費助成をすれば1年間にどれぐらいの金額が予想されるのかというのも検討しなければならないかと思えます。結論を言いますと、もう少しそういう話題を執行部からまた今後提案をさせていただいて、議会の常任委員会や様々なところで話題にさせていただいて、議論を深めていきたいとそういうスタンスであります。

以上でございます。

5番（児玉智博君） この問題については過去にも何度か質問させていただいたのですが、随分前向きに捉えていただくことができはじめたのかなというふうに思いました。今幾つかの課題が挙げられましたが、やはり町外医療機関の現物給付化という問題を考えるときに、やはり重要になるのが、かなりこの小国郷地域はお医者さんも少なくて病院も少ないですし、やはりそうした中で入院機能があるのは、今のところ小国公立病院だけというような状況です。そうした中でやはりお子さんが病気になったときに、小国公立病院に例え連れていったとしても、それが重い病気であったりとか、あるいは体制がとれなくて入院できないから入院は日赤病院であったりとか、熊大とかそういう熊本市の病院に入院させてくださいということで病院側から言われた場合に、やはり親御さんたちとしてはそのつもりはなかったけれども、仕方がないから命に関わることだからということで入院させた場合に、やはり入院となれば3割の自己負担といっても期間にもよるでしょうけれども、1週間以上も入院してしまえば、高ければやはり10万円近くの自己負担金を支払わないといけないというような状況になると思うのです。そういうふうに考えた場合に今いる子どもたちを手助けしていくということ、これが非常に大事だと思うし、やはり今小国町の町民の人たちが、これは子育てがしやすい町だと思える町にならないと、人口の問題ですよ、移住者を受け入れるという窓口まで最近小国町はつくっているわけですから、やはりそういう町づくりをしていかなければなかなか移住者も増えないのではないかなと思うわけです。また、先ほど申しましたけれども、同じ郡内でも高校3年生までの拡大という話になれば、産山村や南阿蘇村も高校3年生までもうしているわけですよ。やはり、町外の人から見れば小国町も阿蘇の一部ですよ。そうなった場合に、じゃあちょっと阿蘇に住もうかなとなったときに、やはりそういうある意味周辺の市町村とも、周辺市町村もこれは国全体で総合戦略というのは立てているわけですから、やはり何とか人口を獲得しようと思ってみんな一生懸命やっているわけです。そうした中で小国町が勝つという言い方が正しいかどうか分からないけれども、やはり勝って、移

住者を迎え入れるというためにも、やはりここはひとつ子育て支援を強めて、子育てしやすい町づくりをしていくためにはやっていかなければならないのではないかとそういうふうに思います。ただ、今そのための検討を執行部内でもやっていくので、是非常任委員会なんかでも議論をしてほしいということで、町長からの御意見がありました。そこで議長、提案なのですが、この問題についてやはり所管の常任委員会を開いて議会内でも議論をしていくということは、これは非常に大事なことだと思いますが、そのためのお取り計らいを是非議会運営委員会などで話題にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（渡邊誠次君） 後日別な時間を取りまして、ゆっくりとまずはお話を伺いたいというふうに思います。

以上です。

5番（児玉智博君） そこで先ほど町長の答弁の中で財源の話も出ましたが、私は県の果たす役割が熊本県の場合、非常に不十分だと思います。もう1枚このパネルを御覧いただきたいのですが、これは熊本県が助成する子どもの医療費ですが、これは4歳未満と入院では単独で全国最低、通院でも3県と同率でワースト3という状況です。蒲島知事は昨日の県議会で、県政が着実に前進している手応えを感じているなどと言って、来春の知事選への立候補を表明しました。しかし実態はどうかというと、人口は熊本都市圏に集中をして経済でも都市圏とそれ以外の地域との格差は拡大を続けている。子どもの医療費助成については、中学校3年生までの無料化を求める7万以上の県民の署名が集まったにも関わらず、既に県内の全ての市町村が県の補助制度に独自に上乘せをして県民への助成を行っています。そのため、今県の市町村への助成対象を拡大しても、市町村の財政負担の肩代わりにしかならず、県民幸福量の最大化にはつながらないと議会で答弁をしています。その一方で、阿蘇の自然を破壊する上に効果も疑問視されている立野ダムには、無批判にも総額275億円もの県費を費やそうとしています。町長、このような県や知事に対し、一体何が町民あるいは県民の幸福につながるのか、訴えていくべきであるとは思いませんか。子どもの医療費助成でも県がしっかりと責任を果たしていくよう予算要求すべきだと思います。今後策定される県の総合戦略にも、しっかりとこの子育て支援を位置付けていくよう求めていくべきだと思いますがいかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 熊本県の行政の部分については全てではありませんが、そういう情報を私も把握をしております。思いといたしましては今後も引き続き要望を上げていきたい、そして先ほど言われた言葉のフレーズの中に、肩代わりという部分も把握をしております、自治体が基礎自治体である町、村、市もそうですけれども、かなり厳しい状態で、でもやはり町民のためにとあってしっかりやっている部分を県あたりも御理解をいただきまして、そういう制度にさせていただけると自治体として、私たち小国町としては助かるという部分はここで申し述べさせていただきたい。で、引き続き要望はしていきたいと。特に子育てもそうですが、ちょっと質問にはあり

ませんけれども、医療の部分についても熊本県行政は少し自治体の状況を把握の部分が、というふうに思っておりますので、そのあたりのところはいつも私、小国町外一ヶ町公立病院組合の組合長でありますけれども、頻繁に要望活動をしておりますが、なかなか厳しい状態があります。医療のほうはそうですが、子育ての部分についても引き続き要望をしていきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） やっぱりまさに今町長が答弁されたとおりだと、それは小国町だけじゃなくて全ての市町村がそうなんだと思うのです。やはり、この冒頭で子育てのために子どもの医療費助成が重要だと。私は最も重要という言葉を使いましたが、町長はそれはほかの部分も子育て支援では大事なものがあるというふうにおっしゃいました。私もそうだと思うのです。だから、基礎自治体が厳しい財政の中でもやはり大事な子どもの命を守るために、子育て支援に独自財源を使ってやっている中で、やっぱり県がそこをしっかりと責任を持つようになれば、そのほかの部分の子育て支援についても、それ以外の政策についてもまわすことができるお金が増えて、それが結果として町民の福祉の増進であったりとか、それこそ幸福量の最大化につながると思うのです。この問題については、小国町長以外にもほかの市町村長の中からも要望が出ているのです。熊本県の市長会では、せめて就学前まで医療費助成を拡大してほしいというそういう申入れを市長会として行っているわけですから、是非この部分についてはいろんな町村会なんかを通じて、いろんな首長たちとも協力をして是非実現できるように要求をしていっていただきたいなというふうに思っています。そして、次の質問ですが、介護保険について質問します。今回の決算では。

町長（北里耕亮君） 答弁していいですか。

その県の部分がどれほど大事かという部分で、同じ意見でございますが、要望していくというのは先ほど答えました。それで高校生までの話題を今後また話題にしていきたいというのは発言しました。こういう表現はちょっと適正かどうかわかりませんが、やはり就学前までの医療費、小学校、中学校まで合わせて足し算をしますと、それが毎年毎年かかるというのは当然のことです。でも、大事な事業はやはり続けていかなければというふうな思いをしておりますが、改めて議会の皆様方に10万円、20万円のお話ではありませんので、少し年間どれくらいかかっているかというのを併せて発言をさせていただき、そして今後の判断の材料にまた議論を深める、別の機会の常任委員会とかの部分での判断にさせていただきたいと思いますが、ちょっと福祉課長から大体年間の、決算の部分で出ておりましたけれども、ちょっと発言させていただきたいと思えます。

福祉課長（穴井幸子君） 平成26年度の中学生の医療費、高校生の医療費につきましてはちょっと拾うことができませんでしたので、中学生が同じく1年から3年の3年間ということですので、同程度ではないかということで、中学生の医療費ですね。平成26年度につきましては、乳幼児

医療が687万8千777円、児童医療のほうが1千11万1千331円、合計の1千699万108円となっております。

町長（北里耕亮君） 先ほど県の部分の話が続いておりますけれども、このあたりの中の幾ばくかでも、確かに御意見のとおり熊本県行政が市町村に対して加勢をいただくと、どれほど財源的にもという思いはあります。ですから、引き続き要望はしていきたいと思っております。そして今言う金額が相当の金額ではあります。大事であるという認識はしておりますが、これにまたプラスして高校生という部分がありますので、またいろいろな場面で議論を深めていただきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 県への要望については、私も県民としてしっかり県民の皆さんと力を合わせて、県に対する要望も行っていきたいと思っております。

次に介護保険についてですが、今回の決算では社会福祉法人等を交付先とする介護保険、低所得者対策補助金について、交付実績がゼロで県負担分も全額返還しています。まず、この制度について要旨を説明してください。

福祉課長（穴井幸子君） お答えいたします。社会福祉法人等による利用者負担軽減制度でございます。これにつきましては社会福祉法人等と申しますのは、まず社会福祉法人が非課税でございます。そこで税制の優遇を受けているという法人の特性上、低所得者の負担軽減を行うことということで、それが法人の使命という考えの下その制度が推進されておられます。地域貢献という意味でのものがございます。これにつきましては、県を受けて町が実施主体となっております。中身のほうまで。

5番（児玉智博君） 要旨だけ、中身のほうも分かるように。

福祉課長（穴井幸子君） こちらについては介護保険サービスを受けられる方は1割の負担がありますけれども、そのうちの要件を満たした方、例えば6つの要件があるんですけども、それらを全部満たした方につきましては、その介護保険料の1割の分の自己負担が25%軽減される。本人の負担はその1割のうちの75%を負担していただき、その残りの25%につきましては事業所とその自治体でおよそ半分ずつ負担をするという事業になっております。

5番（児玉智博君） 近年、老後破産などの言葉に表されるように、高齢者の貧困の問題が深刻になっていきます。社会保障の分野では、負担は高く給付は低くという流れがますます加速しており、増税や物価高とあいまって高齢者の暮らしはいよいよ深刻な状況に置かれていると思います。特に高齢者だけの世帯や独居世帯が多い小国町は、いざ介護が必要になったときに自己負担金が高く、思うようにサービスが受けられないという方が今後増えていくのではないかと思います。この低所得者対策補助金だけでは十分とは言えませんが、生計困難者にとって一種の手助けになることは間違いないと思います。しかし、小国町の場合、町内の社会福祉法人は社会福祉協議会

だけしかなく、提供されているサービスも限られています。そのため町内の生計困難者の方たちの多くは、制度があっても救済の枠の外に置かれているというのが実情ではないでしょうか。厚生労働省の社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱には、事業主体についてはこの取扱いがあくまで事業主体に負担を求めるものであることから、市町村又は社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域などにおいては、当該市町村の判断により社会福祉事業を経営するほかの事業主体においても、利用者負担の軽減を行い得るものとする。なお、その場合には都道府県と協議するものとするということと、本事業は全ての市町村において実施することが必要となるものであり、市町村は指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設について、全ての社会福祉法人がこの事業に基づく軽減制度を実施するよう働きかけるものとするとなっております。つまり、小国町は社会福祉法人はあるけれども、そこが提供していない介護サービスが多いと思うのです。そうした中で、ほかの株式会社であったりとかNPOとか、その他の法人が運営する介護サービスがそれを補完しているというかそういう状況にあると思うのですが、補助の対象を社会福祉法人以外にも広げる必要があるのではないかとと思いますが、いかがお考えでしょうか。

福祉課長（穴井幸子君） 議員の御指摘のとおり小国町の中では社会福祉協議会が法人で、この訪問介護につきまして登録をしております。これにつきましても社会福祉法人がない自治体については、そのほかの事業所というところにあることができるというふうにもうたわれておりますけれども、ちょっとここは県に確認をいたしました。例えば訪問介護以外に例えば入所関係のほうですね、そちらのほうのサービスを行っているところについては、社会福祉法人ではないんですけれども、そういったのをできますかというようなところは問い合わせはいたしましたけれども、県としてはそれは一般の事業所ではできないという返事がありました。それともう一つは、この制度につきましては本人が申請をしてサービスが受けられる証明書といいますかそういったのを持つんですけれども、小国町以外に他の町村におられる方もこのサービスを受ける、他の市町村で登録をしていればそのサービスを受けることはできます。一応それでよろしいでしょうか。

5番（児玉智博君） まず1点目、ほかの市町村に登録をしておけば受けることができますね、ほかの社会福祉法人にということでしたけれども、それで十分なのかということなんですよね。極めてそれは不十分だと思います。ほとんどの町民の方たちが町内の介護施設を利用されているというのが実情じゃないでしょうか。それと県ができませんというふうに言いましたとさらっと言われたわけですが、じゃあなぜできないというふうな説明だったのか、そこを説明してください。

福祉課長（穴井幸子君） この制度につきましては先ほども申しましたけれども、社会福祉法人が非課税で税制の優遇措置を受けているといったことがあります。それでそういった法人の特性上

で低所得者の負担軽減を行うということが法人の使命ということで、その制度の活用が推進されているということです。軽減分については社会福祉法人が負担をいたしまして、またその一部を市町村が助成という形になるのですが、今のところ小国町のほうは社会福祉協議会の訪問介護の部分ですので、ほかの居住サービスがあるところの一般事業所のことも、ちょっと先ほども話しましたけれども確認をしたんですけれども、この事業というのが社会福祉法人対象ということで、一般の事業所のほうでは考えていないということでありました。

5番（児玉智博君） 何だかよく分からないんですけれども、でもこの制度自体が社会福祉法人などに全然限定されていないんですよ。しかもその介護サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域においてはじゃなくて、地域などにおいてはというふうに明確に書いてあるわけですよ。今、県が言った話をされましたけれども、それを聞いていてもこれは極めて行政の御都合主義でしかないというふうに思います。実際、町内の介護事業者の皆さんがどう考えていらっしゃるか、私アンケートを行いまして、まず、この制度が社会福祉法人以外にも拡大された場合はどうしますかということをお聞きしました。その中で今現在、これまでに独自に行政何かの手助けを受けずに、独自に生活困難な利用者の方の利用料を減免したことがありますかという問いには、1カ所の事業者の方がもう既に減免をしていますよというふうに言われているわけです。しかもここは1人や2人の人数ではないわけです。そのほか全部のアンケートを送ったのが9日とギリギリだったので、まだ返ってきている枚数自体は4つの事業者からしか返ってきていないのですが、今現在は利用料の減免を行っていない施設というか介護事業者の方でも、もしこれが拡大された場合にはこの制度を利用する価値はあると思うというふうに皆さんが答えていらっしゃるわけです。その中の理由を言われているわけですが、ちょっと御紹介すると、ある事業者の方、サービスの内容までは言いません。利用料のことですが、当社は小国町では最も安く設定しています。しかしそれでも国民年金では支払いがなかなか難しいというのが現状ですと、こういうふうにおっしゃっています。それともう一つ御紹介すると、低所得の方は生活保護を申請し介護保険利用には支障がありませんと、しかし、生活保護を受けられない方で困っている方はいらっしゃると思いますと、こういうふうなアンケートが返ってきています。やはり私はこうした町内の事業者の方も歓迎していることですから、たった1回、県にいや駄目ですよと突っぱねられただけで諦めていいのかと。まさにここは今、小国町の福祉の姿勢が問われていると思いますが、ここは改めて行政としても町内の事業者たちの話を聞いて、そして町民の安心した老後のために県と交渉していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

福祉課長（穴井幸子君） この制度につきましては、もう一度県のほうにしっかり質問というかしらべてみたいと思います。それと先ほどのそのアンケート、その利用者の方々ですね、やっぱり一番密着しているというのは相談員といいますかケアマネですね。そういった方々の何て言いますか周知ですね、この制度についての周知とかもしっかりしていきたいと考えています。こう

いった制度がありますよということですね。そして本人さん。そしてこの制度に6つの項目がありますけれどもそれをクリアするということで、その方がこれをクリアするかどうかは調べてみないと分からないので申請をしていただいて、そしていろんなことを所得関係や家族関係などを調べさせていただいて、クリアになればそれを使えるような形になるかと思うのですが、そういったのがありますということをしかり周知をしていくような形でしていきたいと思えます。県のほうにももう一度しかり確認をしていきたいと思えます。

5番（児玉智博君） やはり現行制度の枠内の中で、今回の決算では実績がゼロだったんですけど、それを増やそうと思うなら町が周知することも必要だけれども、やはり実際そのサービス提供者である社会福祉協議会が実際接しているわけですから、大体その生活状況なども把握しているわけですから、そういうあつと思ったときには直接こういう制度がありますよというような働きかけをしかり社会福祉協議会に指導していかないと、これは駄目だと思います。県とも再び交渉していくとおっしゃいましたので、是非やっていっていただきたいと思えます。

福祉課長（穴井幸子君） 先ほど社会福祉協議会の話が出ました。ちょっと確認をいたしましたところ対象者がいないといえますか、今回は相談はお互いにしましたけれども要件に合わなかったということが実情でございます。

5番（児玉智博君） 次に、保育園についての質問です。ケーブルテレビの週感おぐチャンで、蓬莱保育園の夕涼み会が取り上げられた際、同保育園は来年から休園するため、最後の夕涼み会になると伝えられました。この件について監査委員には7月15日の決算審査の後に、休園しようと思っているとのお話が語られていたのですが、議会にはおぐチャンが放送された後も、今日まで一切の説明が行われていません。これはあまりに議会制民主主義を無視したやり方だと思います。こんなことが許されると思っているのですか。

保育園長（梶原良子君） おぐチャンのほうで、蓬莱保育園の夕涼み会の様子が放送された件で、今年度末で休園の予定であるということで放送されたかとは思っておりますが、事前にでも議会のほうに説明をしていなかったこと、説明が遅れたことを大変申し訳なく思っております。すみませんでした。休園につきましては、県に届出が必要ということで、休園する3カ月前までには届け出ることはなっております。来年の3月末に休園という形になれば、12月までに届出を出さなければいけないことになっています。県にその際必要な項目はということで確認をいたしました。議決要件ではないということでしたので、今後11月に次年度の新入園児の募集をいたしますので、それが終わってから結果を見ながらではあります。12月の議会で休園の報告をしてから県に休園届を提出するという予定ではあります。

5番（児玉智博君） もう12月までに届けていかなければならないというのであれば、それは報告だけでいいのかと、こういう大事な問題をですね。議会にもそういう説明もしない、あるいは地域住民の方たちもこれは正式な直接の説明というのも行政から行われていない。こういうやり

方で本当にそれが民主主義といえるのかというふうに私は思うわけです。やはり保育園の統廃合のことも私も何度かこの議会で取り上げてきましたが、いまだに町民に対してまともな説明もできない状況にあるんです。しかもその流れで休園を検討しているけれども、でも一切の説明はしない、意見も聞こうとしない、そういうやり方をするのであれば、これは休園という名の下にもうそのままその流れで統廃合してしまおうというふうにやっているんじゃないかと私は疑ってしまうわけです。8月の全員協議会では休園などという説明はされませんでしたけれども、行政報告のような中で、保育園長から非常に蓬莱保育園の人数が少なくなってしまうと、来年からはもう5人しかいなくなると。下城保育園も何年かあとには同じような状況になりますというふうに言われたわけです。そうであれば、じゃあ何年後かに下城保育園も人数が少なくなってしまうと、地域への説明も、保護者からの意見も聞くことなく自分たちの判断だけで休園にしてしまっただけ、そういうことを続けていくのかと。まさに今小国町の民主主義が問われていると思うのですが、いかがですか。

保育園長（梶原良子君） 今の現状をお伝えしたいと思います。蓬莱保育園におきましては、昨年度末、今年3月までは16名の園児がいましたが、卒園や転園それから退園もありまして、4月の時点で園児数が7名でした。急きょ5月途中で全然考えもしていなかった2名の園児が御家庭の都合で転出するという事になって、それからもう1名、里帰り出産で入園をしていた子どもさんが8月末で退園することは決まっていたので、現在園児数は4名となっております。この4名の中で年長児が2名、それから年少児が1名、それから2歳児が1名という構成になっております。今年の4月には保護者と保育園とで、園児数が少ないのでこの1年間をどうしていくかというお話をさせていただきまして、いろいろ行事等もどうやってしていこうかというお話をさせていただきまして、4月、5月、6月と毎月保護者と保育園との話をしながらなんですが、いろんな提案をさせていただきまして、宮原保育園と交流保育をしましょうということとか提案をしましたが、年長の保護者はどうしても蓬莱保育園で卒園をしたいという御意向がありましたので、それでは3月までは蓬莱保育園で保育を何とか頑張りますということで今やっておりますが、年少児の1名と2歳児の1名は黒淵以外から登園してきておりまして、次年度は宮原保育園のほうに転園したいという意向を伝えていただきましたので、そうなってくると新入園児がいなければゼロという形になりますので、保護者には3月末で休園というのを視野に入れながらというふうには最初はお話しましたが、今現在4名ということですので、年長児以外の保護者も来年の4月以降の保育園を宮原保育園にするということを決めていらっしゃるということで、休園という形をとらせていただきたいというお話は保護者にはしております。それと協議会長のところにもいろいろほっぽ蓬莱祭とか、銚納社のお祭りとかにも参加させていただいておりましたので、園児数が少なくなったことをお伝えして、今年度は少ないですけども保護者も一緒にお手伝いしていただきながら、お祭りには参加させていただきたいということを協議会長には二度ほどお伝

えに行っております。本当に園児数が少ないというのが、一番今後保育ができなくなるのではないかと不安がありますし、遊びを見ていてなかなか遊びが広がらないし、ルールのある遊びができないというのもありまして、遊びの一つひとつが長続きしないという現状も見ていますので、月に1回若しくは2回は宮原保育園のほうに全員来て、交流保育を今やっております。そこで大人数の中で一緒に遊んでもらったり、給食を食べたりお昼寝したりをやってもらい、また蓬萊保育園のほうに帰ってお迎えを待つというのを月に2回ほど予定を入れながら今やっているところではあります。

以上です。

5番（児玉智博君） 私が言っているのは、何でそれを町民に対する説明が全くないのかということの問題にしているのです。だからそれを私の質問の持ち時間の中で、そんな聞いてもないようなことを答えるのではなくて、やはりそれを議会の場で、そのために行政報告何かも、今回も行政報告の時間をとって議会に説明する機会があったじゃないですか。にも関わらずそれをしてこなかったと、そして地域の住民の方たちにしてもそうですよ。やっぱりそういう説明と、そして町民の意見を聞く、これをしていないことを問題にしているのです。統廃合の問題にしてもこの話が出てからかなり時間がたつけれども、それがなされていない。こんなことで本当にやっぱり住民自治が守られてるのかと。まさにこれ小国町の町政が問われているのではないかと思います。この点について今後どうしていくのか。やはり12月議会まで何の説明も、意見を聞く機会も持たずに、なし崩し的にいってしまうのかと。今後また下城保育園何かでもこういう問題になったときにやっぱり同じようなことをやっていくのか、はっきりしてください。

町長（北里耕亮君） この部分については、行政が恣意的に統廃合に持っていかう部分ではございません。先ほどその説明の話は確かにそのような部分でありますので、今後11月に入園児募集をして、もしなければそういうふうになる可能性がありますということは、また再度地域住民の、その枠組みはまたいろいろ検討しますけれども、どういった形かで説明させていただきたいというように思います。それと統廃合の部分でも説明がないという御意見でございましたが、まだそういうふうに保育園の内部では1回説明させていただきましたけれども、年度は替わりますして保護者の方々自身も変わります。そういう部分で引き続き行っていこうとは思いますが、まだ具体的に説明ができる状態に至っておりません。そういう環境、状況になれば、またしていきたいと思います。そしてまたこの部分については議会の中でも様々御意見があるであろうと思いますので、先ほどの子育ての話ではないのですが、この保育園についてもまた議会の御意見をお聞きしたいとそういう思いはしております。

以上です。

5番（児玉智博君） やはり町づくりにおいて、小国町のような本当に小さなコンパクトな町ですよ。そうであればやはりそういう町の特性というのは、1人聞けば、熊本市で1人の意見を聞

くよりも多い割合の町民の意見が届いたということだと思っております。やはり今後小国町らしい、小さい町らしい、小さいながらに自立した町づくりを進めていくためには、やはり町民参加型の町民の声をしっかりと聞く町政づくりというのが、これは必要不可欠な問題だと思っております。そういう中でやはりこういう説明する状況にないと言うけれども、でも、統廃合の方針というのは変わっていないわけでしょう。そうであれば何回も何回も、たった1回の説明会で終わらそうと思うから、そういうまだまとまっていないとかそういう話になると思うのです。やはり繰り返し何回も細かく町民の意見を聞いて、今後の小国町の保育をどうしていくかと、どうすべきかということ判断していただきたいということを最後に求めまして、あと1問通告しておりましたが、時間が中途半端になりますので終わりたいと思っております。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。まずもって東日本豪雨被災者の皆様にお見舞いとお悔やみを申し上げます。今回の災害は堤防の一番弱い所が出た災害でした。河川の内側は構造物等で補強をするのですが、川裏側はどうしてもコスト面から土で築堤をするというのが通常です。学生時代に堤防が崩壊する実験をしたのを思い出しました。何十年も前のことを今の歳になってやっと思い出することができました。日頃いかに自分が災害に考えが薄いかははっきりいたしました。小国町には鬼怒川みたいな堤防や住宅街はほとんどないと思っておりますが、何が起きるのか分からないのが災害です。また、14日阿蘇中岳が噴火し、警戒レベル3が発令されています。常に危機感を持って生活しなければならないと思っております。

国会のほうでは、安全保障関連法案で持ち切りです。ぎりぎりまでテレビを見ていましたが、決まらないままこの場に来ました。村山談話、小泉談話、安倍談話と10年おきにある総理大臣の戦争の謝罪ばかりのイメージでしたが、安倍談話は私に少し心に残るものがありました。ちょっと申し上げます。特にあの戦争には何の関わりもない私たちの子や孫、そしてその先の世代の子どもたちに謝罪を続ける宿命を負わせてはなりません。こういう文章がありました。これから日本は積極的平和主義をとり世界の平和と繁栄のために貢献していくという文章を読んで、ああ少しは進んだのかなという感じを受けました。

それでは、本題に入ります。よろしかったら1問1答でお願いいたします。

まずは農畜産産業における特産品・特産物について質問します。本町の特産品は多々あると思っておりますが、生産者の高齢化、後継者不足による生産能力低下対策をお聞きしたいです。

町長（北里耕亮君） 農業分野の農畜産物の特産品という部分、ほか農畜産物以外の特産品もあるかと思っておりますが、後継者不足での減少傾向ということで対策はあるかというような質問でございます。この部分については大きな課題であるというふうに町としては認識をいたしておまして、関連した質問がまた別の方からも出ております。そういう部分については主な特産品というか野菜関係でありますと例えば、ハウレンソウとか、キュウリや大根、椎茸とかいろいろございますけれども、確かに正確ではありませんが10年前に比べるとその生産額、その取扱高、減少して

いる部分は否めません。そういう部分について町といたしましては、新規就農者対策ほかいろんな施策を講じてはおりますけれども、まだ十分ではないところもありますので。また今後この分については地方創生の部分で、やはり地域の例えば耕作地やそういう部分がしっかり守られていないと、やはり地域としては自給自足というか自立というかそういう部分ができ得ません。この小国町という町の中で、町民の方がその中で仕事の観点からも農業、林業、しっかりした生活ができることが幸せな生活を送れることにもつながりますので、そのあたりのところは今後も更にまた対策を講じていくという部分でございます。たくさんありますので一つひとつは申し上げられませんが、今の対策プラスこれからまた様々な対策を講じていくということで、答弁をさせていただきたいと思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。次に、私個人的に小国の特産品で一番はジャージー牛乳だと思っているのですが、夏場は毎日1リットル飲みます。冬場でも500ミリリットルぐらいは飲みますが、この商品はJA阿蘇でも小国単独のものと認識していますが、ジャージー牛が小国に来たのが昭和32年だと調べた中には書いていましたが、酪農家の方は60年間ジャージー牛乳を守ってきたと思います。私たちも小学校1年から50年間ずっとお世話になっている品物ですが、町長はこれをどうお考えですか。

町長（北里耕亮君） ジャージーの部分でございますが、先ほど少し言い漏らしたことがありますので、例えば担い手や後継者不足については、最近特に活躍が目覚ましいのは若手農業者の方々が小国町では大変活動が活発になってきました。会の立ち上げもいたしまして、そういう取組を行っております。また上田地域において農地の集積加速化事業という部分にも取り組み、集落営農の法人会の検討を今現在しております。担い手という部分については今後も繰り返しの答弁になりますが、しっかり町としてやっていきたいというふうに思っております。

さて、今御質問のジャージー酪農についての位置付けでございますが、これは町として大変重要な産業の1つというふうに思っております。先ほど野菜ほか特産品いろいろ申し上げましたけれども、ハウレンソウ、キュウリ、大根、年々減少はしておりますが、ただ、平成26年度の個数で例えばハウレンソウが、個数も減少はしておりますけれども取扱量が1億7千とか2億近くあたりいたします。キュウリもちょっと減少はしておりますけれども、1億近く。その中でやはり酪農の分野が非常に突出して、これは原乳、生乳でありますけれども、平成26年度が7億ほどあります。加工も合わせれば相当の取扱量というか生産額、損益というか営業利益だというふうに思っております。ですから、そういう部分についても、町としての産業といたしましては大変重要な産業であるというふうな位置付けはいたしております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。私が心配しているのは要するにJA阿蘇と合併して、昔は

小国農協で全てを守っていけばよかったとは思いますが、どうしてもJA阿蘇の中に入れば、もし赤字経営になればJAから切り離すとかそういうことになった場合に、町は守っていけるのかというのと、全国で1万頭弱に減少したと言われているジャージー牛ですが、そのうち小国町には1千200頭余りいるそうです。全国で言えば2位ということでございます。ちなみに1位は岡山県の真庭市で小国町の3倍いるそうです。過去には小国も昭和52、3年頃、700頭以下になるぐらい減った時期もあったと聞いております。しかし、今はまた頑張ってください、1千200頭まで上がったということで、後継者不足により低迷していくのはもう間違いないと思います。先日全農の広報誌AGRI FUTUREにJA阿蘇小国郷の酪農家の文言を拝読させていただきました。私は大変感銘いたしました。町はJAと今後、乳製品等について検討会等を開催したことがあるのか聞かせてください。

町長（北里耕亮君） 検討会という正式な枠組みでの協議は行ってはおりませんが、事実を申し上げますと、この酪農の分野について役員の方と協議をしたことはあります。また職員の方に現状の農協の中での例えば損益の部分や資産、どういう機械があってどういう資産があるか、通常の営業の運転資金とか細かい部分全てではありませんけれども、大体の部分をお知らせをいただきたいというような旨の部分の概略の概略の協議をしたことはありますけれども、今議員がおっしゃるような検討会であるとか、そういう正式なものはまだ行ったことはありません。

ちょっと質問にはなかったのですが、先ほど私、重要ということでは申しましたが、本当に加工品の中ではヨーグルトだったり、小国町の産業はジャージー牛乳がありますねと、町外の方からも大変言われることは多いです。この部分を町としても伸ばしていきたいという思いはしっかりあるというふうに思いますので、そこは発言をさせていただきたいというふうに思っております。その中で今御意見のように、そういう話題でまだ途中の段階というか、内部で一部分協議をしたというだけであります。このあたりのところは議会の御意見も、そういう検討会をするのかどうなのかという部分を逆にお聞かせさせていただきたいとか、また先ほどの福祉の話ではないですけども、議会の中でまた話題にさせていただけるとありがたいなというふうな思いをしております。

9番（熊谷博行君） はい、9番熊谷です。まずやっぱり小国町は農家が大半を占めています。もちろん商工業も大事なのですが、農家が減れば減るほど小国町の人口は折れ線グラフみたいに減っていくと思います。まず、農家が減らないような対策をとっていただき、人口減に努めていくといいと思います。

次に、2番目に分散型エネルギーインフラプロジェクトについて質問いたします。本町には地域の恵みの中に地熱がありますが、今行われている木材乾燥施設以外、新地熱事業参入へ考えがあればお聞かせください。

町長（北里耕亮君） 先ほどの農業の分野について、最後の答弁をいたしたいと思いますが、先ほ

ど言いましたように若手農業者の会が非常に活発にやっとな今でき始めて活動し始めて、そしてこれから花が咲くというような時期にきていると思います。そういう部分について後継者の維持、そういう部分が今後の産業の活性化にも大いにつながるということで、これは所管が違いますが住民課所管の中では、結婚対策というような部分も今まさにやり始めております。そういう中で少しそういう推移も見守っていただきながら、また様々な御意見をいただきたいというふうに思っております。

次にエネルギーの話でございますが、環境モデル都市に認定いただきまして、本年度の一般会計予算の補正予算も様々計上させていただきました。国の省庁からの調査事業も始まりまして、地方創生の中での仕事づくりであったり、エネルギーの地産地消という観点、そういう大事さからも大変力を入れていきたいという分野ではあります。そして答え、答弁でありますけれども、地熱の事業について町が参入する気はあるかというような内容であったかと思いますが、これについても今までいろいろ集落のいろんな御意見があり、この地熱についてはその影響であったり地域集落の意見の違いとかであったり、なかなかでき得ませんでした。4、5年前まではですね。状況が少しずつ変わってきまして、地域の地熱とかエネルギーに対する考え方、全国的な再生可能エネルギーに対しての考え方の変り、そういう部分から総合的に判断いたしまして、これからはやはり積極的に参入をすべきだろうというふうに思っております。

じゃあ、どういう形で参入をするかという部分についても、ここで答えが出るものではありませんけれども、例えば、地熱の発電に関してどういう形かに関わり合うのか。発電以外に熱利用、熱を利用することによって関わり得るのか。形はいろいろあるかと思いますが、またこのあたりについても今いろんな調査事業を行っております、また地場の地域の集落の動きもある。小国町内のエネルギーに関係する会社も設立をされたようですし、そういったところとの連携も図れるのではないかという検討もできたり様々ありますので、このあたりのところも少し推移を、途中経過は議会で報告をいたしますので、見守っていただければというふうに思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。分かりました。今町長のおっしゃられた中に一緒に教えてもらえれば。本町には町所有の地熱ボーリング坑を所持しているのですか。それと、もし発電所計画を将来考えていくなれば、以前に失敗した経験がありますので、やっぱり慎重に考えていくべきだと思いますので、そのあたりのお考えをお聞かせください。

町長（北里耕亮君） 先ほど答弁の中で、町がいろんな参入の仕方があるという答えをいたしました。その中では町が発電事業に関わる、そういう参入の仕方、その形もじゃあ出資をするのか、町が井戸を掘るのか、井戸を貸すのかとかいろいろ検討しなければならないことがあるかと思えます。答えを言いますと、今町が所有をしている井戸というのはございません。そういう部分で今までは国の旧通産省時代の井戸がありましたが、そこはちょっと売却というか町所有ではない

ですし、県の調査井戸もありましたけれども、そこはまた違う。結論は同じように町の所有のところはありませんので、そういった部分もそこは町がもし掘るとなればどこに掘るのか、町有地なのかどうなのかと、本当に様々検討する課題がこの分野は多ございます。そして今議員から発言があったように過去の部分もありますので、慎重には進めていきたいと思いますが、ただ今いろんな様な調査事業に取り組んでいこうと思っておりますので、このあたりのところは議会にまた報告をさせていただきながら、検討をしていきたいというように思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。もう既に地熱事業を展開している市町村、事業所もろもろあると思いますが、小国にも一つ発電所はありますが、そういうところに視察とか研修をした実績はございますか。

町長（北里耕亮君） 私自身も非常に距離的に近い近隣のまだこれはかなり前の話であります。かなり前というか半年以上前でございますけれども、大分県側の一番近い近隣の井戸を実際に見に行ったことがございます。また職員については、様々な地域に地熱発電所というところについても行った経緯がございます。その部分についてもこれから先ほど答弁のとおり検討していくということですので、必要に応じてまたやっていきたいというふうには思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） はい、分かりました。次、質問いたします。国民健康保険税の値上げについて質問です。6月議会で国保税の引上げが議決されましたが、このまま1年間現状維持でいくのかお答えください。

町長（北里耕亮君） 国民健康保険税の仕組みといたしましては、仮算定と本算定という部分があります。ちょっと言葉が足りなかったら補足していただきたいのですが、通常7月に本算定ということで、一応の期日と基準があります。その部分について、年度途中でそれを変更するという部分についてはまた一定の混乱があるかと思っておりますので、1年間といいましょうか、そういう部分で来年度の同じ時期に執行部といたしましてはまた検討しなければいけないというふうな思いはしております。ただその前にこれは質問にはないのですが、やはり説明の部分というのが大変大事であろうというふうに思っておりますので、今日のこの質問もそうですけれども、また秋以降に議会の皆様方や一番関連がある町民の方々、おぐに広報においてはページを割いて、今まで国民健康保険税の税の部分については記してきましたけれども、まだお知らせ的な部分が足りない部分もありますので、いろんな形で話題にしていきたいと。数字的な部分もデータの分析等も必要でございます。そういう必要性も御理解いただくような、そういう説明も今後は行っていきたいというふうに思っております。結論はこのまま1年間で年度途中で変更することではなくて、この1年間やるということの答弁でございます。

9番（熊谷博行君） はい、9番熊谷です。ということは一般財源で補てんしていくということと

私は捉えますが、それには限度があるのではないですか、町長。

町長（北里耕亮君） 少し担当課のほうから金額等については補足をお願いしたいというふうに思いますが、相互扶助という考えで財源があつてのこの制度であります。当然、やりくりの中では、分かりやすい言葉で言うとやりくりという言葉を使いますが、基金も底をついて、この8年間保険税を改正することはありませんでした。その部分の影響で、執行部といたしましてはぎりぎりまで町民の生活を考えながらやれるところまでという思いで、今回6月に上程をいたしましたけれども、御理解得られなかった部分でありますので、当然その一般財源からの繰入れという部分をしないとやりくりができません。そういう部分については、ほかの事業がその影響によってできなくなるという部分についても言及しなければならないというふうに思っております。その金額についてと補足をお願いします。

福祉課長（穴井幸子君） 金額についてでございますけれども、今年度年度当初につきましては、一応、3千500万円の不足というふうにしておりました。そのうちの1千500万円についてということで、税は上げていただきたいというお話をさせていただいております。一応、今年度につきましてはやっぱり今年の歳出、それとあと国、県その他の機関からの補助、負担金ですね、そういったのを見まして、そして12月や3月ぐらいにその金額等が決まって、法定外繰入が必要なときにはそれを一般会計からお願いするという形になります。少しお時間をいただいて国保のことについてちょっと説明をさせていただきたいと思います。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。十分検討して私たちにも町民にも分かるような回答をしていただきたいと思います。これで一般質問を終わります。

町長（北里耕亮君） 説明という部分について、先ほどの議員のほかの案件の部分についてもそうでございますけれども、様々な部分について説明というのは大事であるというふうに私も思っております。限られた時間ではありますけれども、執行部の考えもございまして、少し述べさせていただきます。また秋以降にそういう具体的な数字であったり、その狙いであったり、そういう部分はまた別の機会もありますが、本日は概略説明をさせていただくということで御理解いただきたいと思います。

福祉課長（穴井幸子君） ありがとうございます。国民健康保険制度についてちょっと説明させていただきます。国民健康保険制度につきましては、どの被用者保険にも入らない方が入る保険になっております。自営業の方とか農林漁業の方、5人未満の事業所の従業員の方、また退職をされた方などですね。比較的経済力の低い方が、国民皆保険の最後の受皿となっている保険でございます。国保の特別会計を簡単に御説明させていただきますと、一般会計とちょっと異なりまして初めに歳出額を計上いたします。そして、その支出額は被保険者の医療費などに応じて変動いたします。ですので、歳入の見込みがないからといって、これを押さえるということとはできない性質を持っております。歳出がある程度決まったあとに、国保支出金や保険税、また

一般会計からの繰入金、これは法定内の繰入金となりますけれども、そういったものを算出いたします。通常、国保特別会計の歳入で唯一保険者の判断といいますか、もちろん議会で承認していただく必要があるものですが、保険者の判断で増減できるというのが保険税でもございます。ただ、この保険税だけで、この歳入に見合う分を賄おうというふうにするには、とても無理があります。大幅に保険税率を上げなくてはならないという形になります。また保険税の国保の被保険者の部分は、やっぱり国保の方のほうが所得収入に対しての保険税の負担感というのはかなり高いと思います。社会保険とかに加入の方よりも保険税の負担感は本当に2倍ほどあるかと思えます。ですので、保険税につきましてはある程度の負担をお願いして、そして国保の被保険者以外の方にも国保保険税の負担感を理解していただいたところで、歳入の不足分については一般会計からの法定外の繰入れをお願いするという形が続きだと思っております。ただ一般会計からの繰入れができないとなれば、繰上充当といいますか、来年度の歳入からの借金というような形になりますので、どれだけでも一般財源をお願いするのは難しいかもしれないと思っておりますけれども、一般財源も少しずつ両方で負担をしていくというような形をとらせていただきたいと思います。一般財源で補てんしていくのも限度がというところでも、ある程度の御理解をいただきながらしていく形になるのではないかと思います。その年その年の財政状況を見ながら保険税率についても検討させていただくことになるのではないかと思います。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。介護保険は勉強したので分かるのですが、ちょっと分かりませんでしたので次回は勉強してきますので、また質問させていただきます。今回はこれで終わります。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。再開を1時からお願いいたします。

（午前11時59分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

4番（高村祝次君） それでは6月議会に予告してありました、今回は一次産業であります農林業について質問いたしたいと思えます。また大半が私の考えでございますので最後に町長に質問が3回ありますので、3問について答えていただきたいというふうに思えます。

まずは先ほど9番議員が質問されましたけれども、本当に象徴がある農業の大切さと重要さを言われましたけれども、それが口で言うだけではなくて本当に予算化して農林業の方々がやる気を出さなければ、今、環境モデル都市ということで町はいろいろ計画を立てておりますけれども、これがどこまで人口減につながるかなという私は思いがしております。

まずは林業について言いますけれども、やはり、町が進めているチップを利用したボイラーについては、この前から議会でも私が言いましたけれども、400立米のチップを利用するというところでございますけれども、それは恐らく単価はトン1万2千円と書いてありましたけれども、

恐らく買ってやるということではないかなと。ゆくゆくは町内全部にボイラーが据わったときには、恐らくチップ工場を建てたりやっつけていかなければ、間に合わないのではないかと考えております。そこでやはり今、一人親方が主に山林作業をやっておりますけれども、伐採作業をやっておりますけれども、もうほとんど高齢化になっていると思います。果たしてその材を集められるかという私は懸念をしております。今現在見ましても、やはり一人親方の人たちは森林組合に頼めば1日大体立米当たり4千300円から5千円ぐらいの立米単価で受けております。そうなりますと曲がったとことか、木の裏、裏木何かはほとんど手を掛けなくて、やっぱり自分たちのお金になるような材を出すわけでございますので、要するにC材というのがほとんど出にくいと、今の状況で私はそう思っております。ですからそれを木の根元から裏まで出さなければ材は集まらないと。今バイオマス発電がさかんになってきておりますけれども、その材も今非常に不足している。ある企業ではペレットを作るのにも材が集まらないと。県から頼まれてハウスのボイラーに使うペレットを作ることも今非常に苦労しているという話がありました。そうなりますと、やはり私の考えることは機械を利用して、一人親方に法人や組織を作らせて、機械を導入させて、そしてやらなければ私は到底無理というふうに思っております。町のチップボイラーが順調に進んだ場合ですよ。進まなくてもやっぱり林家の手取りが今ここ1、2年、今年の春は本当に下がりました。7千円、8千円と1万円を切りましたけれども、昨年当たりは1万2千円から3千円、高い時は1万5千円というような時もございましたけれども、今後考えた時には、人口減によって消費税前のように家は建たないと。そうなりますと、やはり単価は下がるわけでございますので底値をどう引き上げていくかと。そして林家、労働者の利益が出るような仕組みを作っていかなければ、私は非常に小国の林業も厳しくなってくるというふうに思っております。ここでやはり町長、私が今提案しているようにやはり町で今1回提案をしましたけれども、一人親方に対して機械の導入に今300万円つけております。それにまたプラスして機械、ユンボの先に付けるプロセッサーですか、そういうのを使って町長がやる考えがあるのかないのか。それに対して補助金を出す考えがあるのか。町から負担をしてでもそれを作っていこうと。いろいろ今から計画は立てているようではございますけれども、そういう考えがあるのかないのかをお尋ねしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 林地残材の有効利用、未利用材の有効利用という部分において、町としては木質のバイオマスを進めている中で、その原材料の部分の課題があるのは先だって御意見のあったとおりであります。そこで議員の発言の中でのこれから先の原材料の部分については、やはり根本から裏までという部分は確かにそのとおりであります。それ以外に町外から持ってくるという部分は先日そういうことは念頭においていないということをお答えいたしましたけれども、この小国町内のこの林業地の中で、これだけの山林がある中で、やはり有効利用という観点からできるだけその山から出していただくと。じゃあ、どうやって出すかという部分で今御意見があった

ように機械化も一つ、それから何か立米で受けていただいている部分のかさ上げ、あとはその一人親方の増員。なかなか今難しい案件を二つほど今言いましたけれども、これから執行部といたしましては、その分の課題がもう目の前に迫っておりますので。そして先日答弁いたしましたようにその仕組みや枠組みを考えるとというふうに答弁いたしましたので、関係団体の森林組合、そしてその密接に関係がある一人親方組合との協議を持っていくという、そういうつもりではありません。その中で機械をまた導入して伐木搬出を増やしていきたいというような団体の意見で、そこからまた行政としてのやっぱり考えとかという部分の議論をしなければいけないかなというふうには思っております。要望があったからすぐさま機械を導入するための補助金を出しますよという部分では、なかなか本質ではないと思います。行政も一体となってその課題に対して、どうやったら一番原材料が出てくるかという部分を考えていきたいとは思っております。

以上です。

4番(高村祝次君) それからやはり森林組合は昨年大体平成26年度総会のしおりによりますと、2億8千万円ぐらいの国、県、町からの補助金をいただいております。町からは大体3千300万円ぐらいの森林組合に補助金を出しておりますけれども、大半が間伐補助金あるいは小国材を使った補助金と920万円、それから後継者育成というようなことで300万円が主でございますけれども、やはりそれ以外に今言われた議会の問題、あるいは林道が国から6千600万円ぐらい補助金を取って、2本ぐらい林道を造っております。やはりそういう林道も細目に入れていかないと搬出が大変だからなかなか材が集まらないと。大半が山で切り捨てて終わることですので、やはり林業については林道もしっかり国の予算を取ってきて、町長はいつも東京に行ったときには林野庁へ行って、林道の補助金もしっかり取ってきてもらいたいと思っております。

それから今、林業については私の考えはそれだけにしておきますけれども、農業分野については先ほど9番議員が言われましたけれども、小国の大体農産物の売上げは十数年前から比べると半分ぐらいになっておると。全体的に15億円ぐらいになっていっております。その中でも先ほどから話題になりましたジャージー牛乳は6億2千万円ぐらいに農家の手取りがなっております。大根にホウレンソウ、キュウリが大体5億円というような数字できております。以前は大根は10億、ホウレンソウもそのくらいあった時期があります。非常になぜ今日のようなことになったかと言えば、やはりやりたいとやろうとした若手農業者、農業の人たちが負債を抱えて、そしてやっぱり儲かるはずのが儲からなかったということで、結局は農業をやめてほかの産業に就職をしなければならなかったというのが私が言うまでもなく、ほとんどの議員の方が、あの人は何でやめたんだと、ちまたにそういう話を聞くのではなからうかなと思っております。今国もいろいろ畜産については、クラスター事業や集落営農については、いろいろ補助金もたくさん出してあります。しかしこれを誰がリードしていくのかと。若手農業者に対して、よしやろうじゃないかというのを誰が声を掛けていくのかと。以前は、私たちがちょうど28歳の時から大型畜

産を目指していた時は、農協職員の方々が、これだけ借金しても大丈夫だと後押しをしてくれた人がおりました。しかし今はそういう人がいるのでしょうか。役場に来て課長に頼めばですよ、あそこを造成したい、機械を入れられるように造成したいと言ったら、即、それは今度のこの事業でやりましょうと言ったらその年にできていたわけですよ、以前は。それがなかなか言ってもできない、それは国の仕組みもございますけれども、町の職員の偉業も私はあるのではなからうかというように思っております。

今いろいろTPPの問題で農業に対する補助金がたくさん出ておりますけれども、これは私はちょうど30年前、牛肉の自由化のとき今のように牛肉が高騰しました。ジャージーで雄で肥育したら60万円ぐらいで売れていました。今がちょうど30年前と一緒です。ジャージーと黒のF1を付けたら90万円、今そのとおりでございます。しかし、ここ4、5年前に非常に飼料が高騰して、肥育しても採算が合わない。ほとんどの肥育農家も手をかけません。高くなったからといって手をかける馬鹿はおりません。国の政策は、何かあるから農家に対してマイナスというときには必ずそのような対策が出てきます。私も1回農林省に行って農業政策は蛇の生殺しと一緒にではないかと。蛇の頭をたたきますと、尻っぽでひよろひよろひよると生きております。そして元気になってくると補助金を。その頭をたたいていろいろこうなりますと言っているけれども、自由化でこうなりますと言うときにはみんなどうしようかと。そうすると、補助金、機械の補助します、何に補助しますというのが国の政策です。やはりそういうことじゃなくて、本当に日本の食糧の大切さ、それを国民が意識しないと農業はよくなりません。いろいろ調整は大切、大切と申しますが、やはりかなりな投資を後継者にして応援してやる気を出させないと、私は人口減は止められない。もういくつかの集落では、あそこの集落は若者がいないが集落はどうなるだろうかとそういう話も聞きます。現にうちの田原集落にしてもそうです。後継者がいるのは何軒かしかない。以前は30軒あるうちの半数以上が大根作り、牛飼、椎茸作り、いろいろやっておりましたけれども、大根作り農家も3、4軒になってしまった。ほかの農家はどうかと言えれば後継者がいないと、いっても勤めに出ていると、町内にいないというのが大半の小国の状況じゃないかなと思っております。本当に私は若い者を見たら、若いときには働けと、働かないなら口ばかりで夢物語しても駄目だと。夢があるなら、まず働くことだということを言いましたけれども、なかなか今の時代そういう私たちの年代の人も言いません。私はそれはしきりに言います。夢だけを語っても駄目だと。ある人に言いました、100人会議をして今度は来ますかと。おい、お前たちは仕事をしないで、口だけで夢物語しても駄目ですよ。本当に仕事をこうして頑張つてやらないと、何したらいいかにしたらいいと。国が農業は6次産業というから6次産業と夢を語っても駄目と。本当に自分でやって、そしてみんなに説得して、そしてほかの人がついてくるような政策、方向を定めてやらないと口では駄目と。とにかくそういうような今は口だけでいろいろ会をつくったりいろいろやっても、本気で俺はやるんだと意思がないとどんなにお金を突っ

込んでも駄目ですよ。そういうことで、今農業の中でもいろいろ話が若手にもあると思いますけれども、嫁をもらうことにしても、やっぱり家族が一丸となった雰囲気がないと私は本人だけではどうにもならないし、周りの協力体制がなければ駄目だと。今町が協力体制して住民課でやっておりますけれども、現に私たちも福岡ドームへピラ配りに行きました。その中にも婚活のピラが載せてありましたけれども、やはりそういう体制は必要ですけれども、やはり何といても家庭づくりが私は一番大切だというふうに思っております。

そこでまずは町長、先ほどから9番議員が質問されましたけれども、牛乳工場のことについてちょっと触れましたけれども、やはり私は前回町長が全員協議会の中で営業マンをおくと言った中において、町長は雇うと、営業マンをおいて雇うと言ったから私が、町長それは何を売るのですかと。そして営業マンを雇うのを断念して、次はやはり工場をまずは町の工場にして、そしてそれから営業マンですよということで、1回か2回か農協のほうに行って話しをしたと思います。しかし先ほどの答弁では、今後いろいろ会合を開いてというような話でございましたけれども。今ちょうど国はこの6次産業化ネットワーク活動交付金というようなお金が今出ております。やはり今がチャンスだと私は思っております。私も選挙のときにちょうど言いました。とにかく自分で責任持ってやるぞと。いつかは小国の牛乳工場にするという思いをしております。それというのも今町長は環境モデル都市でやろうとしていることよりも先にそれをやれば、結局牛乳工場が出た黒字は今全部阿蘇市に行っているわけです。それを小国に置けば小国に税金が入ってくる。現にもう酪農組合を設立しましたので、それは工場を造る造らないの話はあとの話で、とにかく組合をつくっていこうということで小国郷酪農組合を立ち上げました。それがどういう方向に進むかは若い世代の考えですけれども、とにかく前に向かって進んでいきたいというような私の思いがあります。

町長、こういう6次産業化あるいは農業後継者の支援ということで、今小国町も耕作放棄地は出ております。その耕作放棄地を町長は農業委員会の会長でありますし、今後耕作放棄地をどのようにして解消していくのか、それについてどういうことを町長として、後継者に耕作放棄地にならないようお願いしていくのかその辺の考えをお願いしたいと思っております。

町長(北里耕亮君) まず、その質問に入る前に先ほどお話がありました酪農のお話でございます。別の団体をというような発言もありまして、ちょっとはつきり把握をしておりませんでしたけれども、やはり小国町といたしましては先ほどから繰り返しになりますが、ジャージーを伸ばしたいとその思いは一緒であります。町の部分でブランド化をすること、それが小国町のやはり生産者の生活の安定であつたりそういう部分につながると思いますし、町にとっても大変いいことですから。ただその手法と中身の話でございますが、小国の酪農振興会という団体があると思っておりますけれども、その中での意見を是非団体としてまとめていただきたいというふうな思いもしております。そして、町執行部と議会とそしてそういう団体、そして話の進み具合によってはJAが

関係しておりますから、そういう部分で話を進めていければというふうに思っております。一番いい形で町を伸ばしたいというふうに思っておりますので、それに是非御協力をいただきたいというふうに思っております。

次に、全体的な話の農業の部分、後継者の話であったり耕作放棄地の話であったりありますが、まずは先ほどお話の中にもありましたように、農業委員会の組織にも私は属しておりますので、今国のほうではこのあたりまでが耕作放棄地、もう山林化している場所もあるわけですね。そういう分については非農地化ということで進めていきまして、あと作っていただかなければならないところが放棄地になっていると、それはやっぱり見逃すべきところではないと。やはり非常に周りが水稻を作っておられて中だけ空いておるといような部分については、大変積極的に作っていただくような動きを農業委員会としても推進をしているところであります。パトロールもしておりますし、そして農地集積ということですね。少し農業支援の部分で国のお話をしますが、農地中間管理機構の創設を国はしておりますし、町も一体となってやっていきたいと。経営所得安定対策の見直しにも、これについては麦、大豆という部分で小国町はあまり関係しないのですが、水田フル活用と、そういう部分とあと特にこれから関係あるのが、日本型直接支払制度ということで枠組みが変わってきております。中山間地と農地・水と併せたような部分になりますので、それを小国町としては最大限利用しながら先ほど言う耕作放棄地やWCSの話もありますし、積極的にやっていきたいというふうに思っております。予算の金額面については町としても農業はあまり目立たないかもしれませんが、金額的にはここ数年農業予算全体としてはあまり変わっておりません。ただ、これでよしという部分ではありませんので、議会のほうからの御意見でこういう意見もあるが、こういう提案もあるがという部分においては積極的に執行部もその議論には乗りまして、一体となってやっていきたいという所存であります。

以上です。

4番（高村祝次君） 耕作放棄地については、やはり今なぜ耕作放棄地になるかと言えば、私は大半が道路がないとか道路が狭いとか、あるいは山が近くで日が当たらないとかいうところが耕作放棄地になっていると。しかし、北里の七日市に行きますと、一番部落の真ん中に木が植わっております。ああいうところはどうかして昔の田んぼでいられなかったのかなというふうに見て私は感じております。しかし、やはり田んぼを今まで借りて何十町というふうに耕作していた方も、一番大変なのは田んぼの周りの草切りが大変だと。田を売る前に何人か雇ってくろ切りをしなければいけないという話をよく聞きます。やはりそういうことで田んぼの面積が広いのか、あぜくろの面積が広いのか分からないのが小国の田んぼでございますので、やはりそこあたりは今機械ができております。非常に良い機械もありますので、そこあたりをやはり町長として中山間の事業で買っているところもありますし、集落営農をつくっているところはそこあたりで買おうかというような発想も出てくるかもしれませんが、やはり先ほど林業でも言ったように、機

械の補助、とにかく農家に負債をさせたらそれをいかに軽く抑えてやるか、これが私は政策じゃなかろうかと思えます。する仕事に応援しても本人のやる気ないなら何もなりません、やる気がある人に機械を導入してやはり耕作放棄地をなくすと。耕作地が狭い、何枚もあるところには基盤整備もやるというのを、これはお金も何も事務的に補助事業はないかと職員があたってやれば基盤整備などできるでしょう。やる気があってから3枚の田を1枚にしたりとかできる。その手順をちゃんと作ってやればそれを作りますかと言ったら、それは恐らく面積が1枚に3反も4反もあるならそれは牧草でも植えようかというようなことになってくるのではなかろうかというふうに私は思っておりますので、そこあたりの機械の購入助成あるいは今畜産の中ではクラスター事業という事業もあります。今2分の1ですけれども、ちょうど20年近くなりますけれども、そのときに公債事業でやったときも町は建物から機械から応援をしていただいた経緯がございますので、北里町長になってどういう考えを持っておられるのかお尋ねしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 農業の機械の部分で、今くろ切りのそういう機械もあるというような提案だったり、そういう林業の機械と同様に農業の部分についても機械と。そして農家の方の負債の話もございました。補助事業といたしましては経営体育成支援事業、農地集積や6次化とか新たな取組などが要件というそういう制度があったり、先ほど御意見があった畜産クラスター事業、これはリース事業というふうにあると。畜産総合対策事業、中山間直接支払、これは皆さん御案内のとおりであります。その中山間直接支払の中でトラクターやコンバイン、そういう部分を購入されている地域も実際あります。あとは制度資金ということで、利子補給などを行っている部分があると思えますが、基本的に個人での農機具の導入はこの制度ではできないという部分になっておりますが、そのあたりを1歩踏み込んだ施策にするかどうかは、また1歩進んだ議論を重ねる必要があるというふうに私は思っております。この部分について予算の限りはありますので、あとは政策というような話であると思えますけれども、どういう方を対象にするかとか、そういう案件で個人でもと、幾らぐらい補助するかとかいう部分の課題は幾つもあると思えます。そういう課題に対して、別の場所なりでまた話題を深めることができるといふような思いをしております。1期4年間の今私3期目でございますけれども、農業についての施策というのが、ハード整備は確かにあまり量的にはそう大変な金額を投入という部分はしておりませんが、薬味野菜の里の事柄であったり、新規就農者、親元就農の話、これも議会からの意見もございましたが様々取り組んできた部分はあります。あと地方創生とかこの人口減の部分で農家の方の後継者、農家の方の生活をよくする、この部分についてはやはり必要だと基本的な私は意味合いを持っておるといふふうに思っております。結論は全く考えないということではなくて、議会とともに今後検討していきたいというふうな思いはしております。

以上です。

4番（高村祝次君） 実際、この前も決算のときに出てきましたけれども、農協関係にいつている

のが1千100万円ぐらい補助金がありました。実際それが農家にいっているのが800万円で、売上げが10億9千万円ぐらいありますけれども、実際補助金として町からいっているのが800万円で、去年は雪害対策で2千98万円のうちの479万円が町から出たと。中山間については6千600万円のうちの1千651万円が町から出されたということで、なかなか町民の方から見れば、議員の中でもそう思っている方がいると思いますけれども、中山間については半分が共同利用しなさいと、半分は利益者にということでですね。その利益者の分も恐らく機械の購入とか農道とかいろいろ整備している部落はほとんどが本人の方にはいっていないし、あるいはその中山間地でもらったお金に対して公民館やお宮に一人割り振りしてからなかなか取り立てが難しいから出そうかと、やっていこうかというふうに使われている集落も私はあると思います。ですから、農家の中山間地の6千600万円が本当に農家のためになっているかと言えば、逆に言えば、町のために景観を乱さないように使っているのが大半じゃないかなというふうに思います。ですから、本当に農業予算で雪害対策したら800万円ですよ。その中でも一番大きいのが人口精子の精液に対する500万円が一番大きいというわけです。椎茸については宣伝費を15万円町から出してあります。そのくらいで、ほかの農産物は以前ハウスを建てる時に補助金とか使いましたけれども、ほとんどそういう土壌を改良するとき土壌検査なんかには僅かなお金が出ておりますけれども、大半は牛の種付け、精液の費用500何十万円が大半でありました。ですから本当に野菜農家、ハウレンソウ、キュウリ、いろんな春菊もあるし、いちごもある、やっぱりそういう新しい産地をつくっていこうという気配が全くできないわけですよ、農家の人たちは。現に酪農だけは、もう10数年前からキロ1円ずつ取りまして、積み立てして年間に400何十万円集まります。今年度は500万円使いました。そして11月23日は小国ドームを借りて野球教室をするというふうに計画を立てておりますし、先ほどから言ったように福岡ドームにおいては婚活のパンフレット、南小国は赤牛井の宣伝も入ってございましたけれども、そういうような努力をされております。実際に商工会や杖立温泉については1千100万円、わいた山麓については230万円、それぞれ温泉街で自分たちで宣伝費を積み立ててやっているとは思いますが、自分たちの仕事に自分たちの生産されたお金を積んでいる部会は酪農部会だけじゃないかなと。ほかに部会はたくさんありますけれども、大半はそんな大金は積んでいないというのが現状でございます。ですから、本当に農業が大切というならば、それだけのそれなりの酪農に限らず畜産に限らず、ほかの農産物についてもやはり町の姿勢をはっきり示してもらいたいというふうに私は思います。口だけの政策では誰もついてきません。実際、本当に町をよくするなら、1次産業で働いている皆さんが本当によかったと、小国はいいぞというような町づくりをしていかなければ、私は人口減は絶対止められないというふうに思っております。もう私は町長のここは答弁はいりません。私は町民にそれを訴えたい。本当に1次産業を食食物にしたら小国町は駄目ですよということを言いたい。建設業もあります。しかし、公共工事のほかに建設業は大工でも、

左官屋でも、電気屋でも第1次産業が頑張れば仕事はたくさんあります。そういう建設業もおります。ですからそのあたりを町長、予算を作ることだけじゃなくて、町民の方々は本当に小国で生産され販売された物を買うという意識がなければ、小国の人口減は絶対に止められないというふうに思います。

それでは2番目に移っていきます。2番目については、非常に先ほどから言いましたけれども、間伐補助金と同じようにやはり椎茸原木に対しても私は補助金を出す必要があるのではなかろうかというふうに思います。椎茸の売上げをちょっと調べてまいりましたので報告いたします。大体農協の生椎茸で売上げが8千478万9千円です。それと熊本県の椎茸組合に販売している小国町内の販売が7千170万713円です。干し椎茸については、恐らく大分県にも流れておりますし、直販所にも出しております。ですからこの倍1億4千万円ぐらい上がっていると。全部足すと2億5千万円ぐらいあるわけですよ。森林組合の売上げは4億円ですよ、木を売って、間伐、伐採で4億円しか売っていない。同じ椎茸は特用林産になりますけれども、片一方は2億5千万円ぐらい上がっている、それはもちろん大分県に原木を買いに行っている人もおります。しかし私が言いたいのは、今部落で共有原野を持っておるけれども、くぬぎは安いしお金にならないからもう地ぐるみ手放そうかというような話も聞きます。これは椎茸生産者を守るということでなくて、小国町の集落を守るというようなことで、是非この算出の仕方、原木に対して幾ら出すのかというのは昨年熊本県でやりましたけれども、大体1本の木に菌は何本打つかということで計算して、駒で計算をすれば補助金は出ると思います。ですからそこあたりをしっかりと町長も検討していただいて、前向きにまず小国がやれば、ついでに言いますけれども、南小国の椎茸の生椎茸の生産は1千400万円です。小国とかなりの差があります。生産者が少ないわけですから。それだけ小国の椎茸は2億5千万円という大根の生産量よりも上でございますので、酪農に次いで椎茸が上がっておると。はっきり直販所とか県外に出している量は把握できませんけれども、大体以前、種駒の補助金出したときから考えれば、半分以上は町外に出しているというように思われます。ですから2億5千万円ぐらいは椎茸は上がっておるということですので、今後すぐには言いませんけれども町長の答弁を求めたいと思います。

町長（北里耕亮君） この部分については二つの切り口というか考え方があってと思います。椎茸産業、一つの産業という部分において駒代の補助のときにもかなり話題と議論にさせていただいたかと思いますが、価格の関係からだけ見れば、今話題にさせていただいたように乾燥椎茸と生椎茸とあるわけですが、キロ当たりの単価は確かに平成25年は駒代の補助のときにも話題にしましたけれども、やはり東日本震災の影響を受けて、風評被害などの風評を受けてかなり悪かったと。原価割れ、底値ということで、それで町もかなりの単独の補助を考えた。キロ当たり1千855円、平成26年がキロ当たりの2千490円、平成27年がキロ当たり5千248円ということで、平成27年以降は交付金事業になりますけれども、平成26年と同程度の助成

となる見込みということで、単価的には金額的には元に戻っているというか非常に上向きではないかなというふうに思っております。ただ、この金額がいつまでも推移すれば一つの産業としては喜ばしいことですが、これも推移を見守らなければならないというふうな思いをしております。生椎茸の金額は先ほど議員が言ったとおりであります。

もう一つの切り口は、議員のお話のとおりには共有原野の財産という部分の捉え方も確かに一理あります。その部分についてなかなか金額的に原木の代金としては厳しいので、集落の維持、それができにくいのではないかなというふうな話題があるというお話でございます。その部分についてはこれをまた要望があったから、じゃあすぐさま補助金を出してしまおうというなら、全体としてどれぐらいになるかの検討もつきませんし、じゃあそれが一体いくらのかさ上げ補助にしたらいいかとか、これも先ほどの機械補助と同様にもう少し具体的な、あるモデル地域を作るなり何なりして、なかなか発言が難しいのではあります。集落の方はそれは安いより高いほうがいいというのは分かっておりますけれども、町にも財源がございますのでそのあたりのところは様々な角度から議論をしていきたいというふうに思っております。

4番（高村祝次君） 確かに今年の3月ごろまでは3千円、3千何百円、一気に6月になって5千何百円というように上がりました。それも今年は全国的に不作だったからそういうふうな単価が出ております。ですから、これがいつまで続くかというところも分かりません。やはり一つは消費が伸びないという大きな問題があります。ですから先ほど言ったように、今町から出されている消費宣伝、北九州で椎茸を食べさせたりとか、小国で駒打ち、原木を持って行って北九州でそういう駒打ち体験もしているというふうな話も聞きましたけれども、やはりもう少し熊本県の椎茸じゃなく、小国の椎茸です、阿蘇小国の椎茸ですというようなアピールをしていけば、椎茸も高く売れますし、集落の維持もできるようになってくると思います。ですから私はやはりそこあたりで今は高くなったからもういいじゃないかという次元の話じゃないと。山林、自然をいかに守っていくか。山に人が入ることによって山を守ります、荒らさないようになります。人が入らなくなると、やはり猪のすみかになり、鹿のすみかになるわけですから。やはりここは今は野焼きも減って、なかなか山に入らないようになってきたと。場所のいいところは買う人がいても、場所の悪いところは買う人がいないというようになってきたから、場所の悪い所は部落で持っていては何も意味がないということで、手放そうかというふうな話が出てくると思います。ですからやはり林業と一緒にございます。どうか来年の予算に組んでくださいとかいうことじゃなく、なるべく早く高村議員が言っていたのがいつかできたぞと言われるように、今まで述べてきたことが機械の導入にしろいろんなことが、やはり私は議会に出たら自分の言っていることが10年先、20年先経って、やっぱりあの人が言っていたのは本当のことだったなと、町長は口だけだったなということにならないように私は町の政策はやっていくべきだと思います。ですから私がいつも言いますけれども、ただ数の力で押し切るのではなく少数意見も聞いていくというのが私の政治姿勢

でございます。いいことはどの党が言ってもいいことはいいと、おかしいことはおかしいと。どんなに数が多くてもおかしいことはおかしい、向かっていくのが私でございます。ですから、できないは構いませんけれども、いつかそれが達成できるように私も頑張っていきたいと。先ほどからちょっと町長は聞き取れなかったということは、今小国は酪農振興会という会があります。今回は小国郷酪農組合というのを立ち上げたということでございますので、またそのことにつきましては、今後組合をどうしていくかというようなことで、いろいろ話をしていきたいと思っております。

それでは最後に6月の一般質問の豚舎のその後についてお伺いをいたします。6月、課長から聞いたのが、機械が壊れておったので早急に修理をするようにという約束をしたと。そして、近く放流は行われていませんというようなお答えをいただきましたということですが、鶏ならあまり尿も出てこないから分かりますけれども、豚については牛と一緒に牛ほどは尿は出てこないと思っておりますけれども、それが飲めるような水で河川に流すのは立派なことですが、それだけの設備がしてあるのでしょうか。その後、役場としてどういうことで見に行ったのでしょうか。あくまでも私は町民の方から、しっかりやってくださいよという要望をいただきましたので、2回もわたって言っているわけでございまして何も嫌がらせではありません。近くの人あるいはそういう苦情を言った人たちが、本当にどうしているのだろうという心配をしておりますので、そのあたりの答弁をお願いしたいと思います。

産業課長（澁谷洋典君） お答えいたします。その件につきましては、私も含めて産業課で現場のほうに行っておりますので、町長よりも私のほうからの答弁にさせていただきたいと思っております。6月議会のときにも答弁いたしましたように、昨年11月に苦情が寄せられたということで、県のほうと同行し調査を行った際に、ふん尿の処理機械が故障しており修理に時間が掛かるという返事をいただいていたこともありました関係で、その後の経緯につきましてもお聞きしたいということで8月に県のほうと同行し行う予定でしたけれども、ちょうど台風15号の通過と重なりましたため、9月になりまして早急に県と一緒に現状の聞き取りということで伺いました。今回は畜舎内のほうにも入れていただきまして、現場のほうを見ながら聞き取りをさせていただきました。施設の内容といたしましては、繁殖豚舎、肥育豚舎、分娩舎等ございまして、ふん尿処理施設としましてはふん尿の受入槽が1基、固液分離機が1基、堆肥舎が2棟、曝気槽、これは受入槽も含めて7槽に分かれた曝気槽が1基ございました。昨年立会いのときに故障していたと言われた曝気槽に入れるブロウにつきましては、修理も完了しておりまして全槽正常に稼働しているような状況でございました。またこれらの処理施設につきましては、すべてコンクリート製でありまして、野積みや素掘り等の状況はございませんでした。また河川への放流等といった形跡もございませんでした。そういったことから一緒に同行していただきました県のほうの見解といたしましては、今回の確認では家畜排泄物の管理の適正化、また利用の促進に関する法律には

違反する事例はなく指導には至らなかったという意見でございました。なぜこれを申しますかという、この家畜排泄物法というのは法律の執行機関は県知事であります。ですから、この法律に基づきまして指導や助言、勧告、命令とかそうした執行権というのは県ということになりますので、あえてここでも県の意見というのを述べさせていただきました。また堆肥舎によりできた堆肥につきましては、管内の子牛農家の方が年に数回取りに来られて農地に還元されているという聞き取り内容でございました。また尿につきましても、全部で7槽ある曝気槽の中に菌環境整備剤、複合好気性菌剤というバクテリアの一種だと思っておりますけれども、そういったものを投入していることで、豚舎への還流や堆肥への散布などにより場内で処理ができているということでしたので一応そういう内容でございました。

4番（高村祝次君） それでは尿について、どういう方法でそれをまた循環して使っているのか。これがもし、外部の人が川に放流していたということを確認したらどうなりますか。町長どうなりますか、それは。

町長（北里耕亮君） 専門的な部分になりますので、課長から答弁をいたさせます。

産業課長（澁谷洋典君） 産業課畜産部局といたしましては、4番議員は特に詳しいと思っておりますけれども、当然畜産の環境問題に対しては畜産課としても対処するのは当然ですけれども、それと併せて畜産の振興をするというのが産業課畜産係の一番の課題ではないかということでもあります。ですから、そういう地区外への放流などの事実があればそれは当然畜産部局ではなくて、家畜排泄物法ではなくて、保健所等の環境部局からの指導が入ることにはなりますけれども、もしそういうことがあればそうならないように畜産係としては相談などを受けて、畜産部局で対処できるものは対処して行って、そういう畜産部局以外からの指導が入らないように相談に乗っていくのが私たちの仕事ではないかというふうにも考えております。

4番（高村祝次君） しっかりみんなが疑いの目で見ないように、やはり本人も近くに畑はたくさんございますし、草地に還元をやりようという意識があれば人から疑いの目を向けられることもなく、本当にバキュームカーで汲み出してやっておりますとかということが言えますけれども、今の状況を私にしっかりやってくださいという人に説明しても恐らく納得はしないと思います。どうですか、それは。

産業課長（澁谷洋典君） 当然、農地還元ということで、例えばその農家がそういった農地還元をする農地等がもし少ないのであれば、そういった農地を畜産部局のほうでも相談に乗ってそういった還元できる農地を探すとか、とにかく今畜産を営んでいる方がこれからもその場所で畜産を営んでいけるように相談に乗っていくのも畜産サイドの仕事ではないかと思っておりますので、その辺も含めて今後も指導等を行っていきたいと思っております。

4番（高村祝次君） 三共牧場の向こうで大分県側で豚を飼っている人は、わざわざあそこから田原まで尿を散布しに来ていたわけですよ。ですからあそこから田原とか西村が持っている牧草地

とかいうところは、三共牧場から比べたら3分の1の距離ですから、産業課としてはしっかりそこあたりは疑いの目を向けられないように指導をお願いしたいと思います。それではこれをもちまして私の一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩いたします。2時10分から再開いたします。

（午後1時59分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分）

2番（大塚英博君） 2番、大塚でございます。今回は、子ども子育て支援のための保育園の課題と、2番目には高齢化の中での高齢者の福祉対策、そして3番目には鍋ヶ滝の観光開発について、この3点について質問をしていきたいと思っております。まず1点目は、一時預かり事業所としての宮原保育園の現状についてお伺いしたいと思います。今0歳から3歳までの幼児の数という者がどのように変化しているのかをお聞きしたいと思います。

保育園長（梶原良子君） お答えいたします。宮原保育園におきまして0歳から3歳の園児の数ということですが、ここ数年、平成23年度あたりから0歳から2歳までの園児数というのが増えておりまして、平成23年度は0歳から2歳までの園児が44名おりました。大体それくらいの人数で毎年受入れをしておりましたが、今年度になりまして0歳から2歳までの園児が今現在51名おります。部屋数もちよっと少なく限られた部屋数ですので、いろいろ工夫をしながら今保育をしているところでございます。

2番（大塚英博君） 2番、大塚です。今の現状を聞いた中で、今一時預かり所ができる場所は宮原保育園だけに限っておりまして、これが一つの影響。もう一つの影響は今働きながら子どもを預ける、要するに預けることによって働くことができるという親たちが増えたことだと思います。そういうような中で今、蓬萊保育園、そして下城保育園、ほかの保育園のほうにはこの規定がありません。どんどんどんどんこの数が増えていけば、宮原保育園の現状というのは大変なものになってくると思います。そういう中でこの中にありますように、小国町の一時預かり所の事業実施規則ということがございますけれども、この中に宮原保育園に限ってそれがありますので、この件についてほかの保育園のほうにも広めていただきたいなという希望でございます。その件について、町長のお考えをお聞きしたいと思いますけれども。

町長（北里耕亮君） まず制度上の、先ほどの数の推移は答弁が園長のほうからありました。このあたりについても所管をしている園の考えもあるでしょうから、まずは園のほうから答弁をいたさせます。

保育園長（梶原良子君） 一時預かり事業に関しましては、今のところ先ほど議員がおっしゃられたとおりに宮原保育園のみで対応させていただいておりますが、これは県からの指導もありまして一時預かりをするにあたって、それ専門の職員を2名配置ということになっておりまして、各

園に一時預かりを置きますと職員数をもっと増やさなきゃいけないというのがありますし、一時預かりを利用される方は週に数日お仕事に行かれるとか、1日に1、2時間出掛けるとか、病院に行かなきゃいけないとかそういうときにお預かりをするのですが、結構宮原の地域にあるということが、宮原保育園にあるということで利用されている方がたくさんいらっしゃると思います。一時預かりも確かに利用される方は今増えてはいるのですが、宮原保育園が今職員30名置いておりますので、その中の2名を一時預かりの担当としておりますので、その中で今後も一時預かりのほうをさせていただきたいと思っております。

2番（大塚英博君） 先ほど言いましたように、子どもを預けることができなければ仕事に就けない人というもおられるということで、行政としてもそのようなことで何とか方法を考えていただきたいと思っております。それにおいて宮原保育園の現状につきまして、一時預かり保育をすることによって本来の保育園の機能という現状についてどうなっているのかお聞かせください。

保育園長（梶原良子君） 今現在は一時預かりの子どもは、その年齢に応じたクラスと一緒に入って、一時預かりをさせていただいております。今、宮原保育園の現状といたしましては、先ほども申しましたようにやっぱり3歳未満児、0歳から2歳までの子どもの入園希望がとても多くなりまして、6月以降あたりから新たな入園を希望される方が御相談に来られております。今現在では宮原保育園では0歳児の受入れはちょっと難しいというか職員が整っておりません。今現在0歳児が7名、11月にもう1名入る予定にはなっているのですが、職員のほうが今不足しておりますので、0歳児を入れるためには職員をもう少し増やさないと、0歳児は受入れできないという状況で、ちょっと今のところ0歳児の待機児童という形にはなるかとは思いますが、2名ほど今おります。

以上です。

2番（大塚英博君） 今の話を聞くと、これからいろんなところが宮原保育園のほうに移ってきます。そうすると宮原保育園は非常にパニック状態、今の状態ではとても運営できないのではないかという危惧さえしてきます。その中で子ども子育て支援センターというのが、北里保育園のほうのカンガルーのぼっけという中に移ってきました。このことも本来ならば宮原保育園がその機能を果たすべきところが、そのスペース的に余裕がないということだと思います。そういう中で移っている状況でございます。それでこれからそういうふうな飽和状態の保育園の現状から、保育園の新たな建て替えとか建設についての考え方がありますか、町長にお伺いいたします。

町長（北里耕亮君） 今現在小国町の町立保育園についてはいくつかの課題がありますし、またもう少しここを手立てをすること、こういう考えを増やすことがより子育て環境を整えるという部分が幾つかあります。その一つに、今話題になりました子育て支援センター、名称はカンガルーのぼっけという名称が今ありますけれども、そういった部分もやはり園と一体となったという部分はそのほうが理想であろうというふうに思います。ただ今現状も北里保育園の近くに、北里小

学校跡にありますけれども、非常に活発ないい動きをしております。あとは場所の事柄だけではないかなというふうに思っております。また病後児保育という言葉がありますけれども、お子さんが少し病気がりというか、その後になかなか家で保護者の方はお仕事の都合上みれないと、そういうときにどうするかというようなそういう課題もあります。そういう手立てというか、そういうこともやっていければというような思いをしております。そういう部分については一体となって環境を整えるという部分もありますし、宮原保育園の建て替えという部分もございますので、そういった部分については町としてはそういう検討をこれからもしていくし、実は前議会のときからではありますけれども、そういう方向性、一定の方向性を示させていただいております。ただ、先ほど別の議員からの御意見にもありましたように、説明について引き続きまたいろんな角度からさせていただいて、町のしっかりした方針を議会とも議論を重ねながらではありますが、示していきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（大塚英博君） 2番です。そのことについては大変期待しております。施設としては保護者の就労状況に関わらず、そのニーズに合わせて子どもを受け入れ、幼児期の学校教育、保育を一体的に行う幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設で、子どもの不安に対する相談を受けることや、親子の集まる場所を提供する地域の子ども・子育て支援の役割を果たすことが期待されている、この平成24年度に法制化されました国のほうが奨励しています、幼保連携型こども園の設置を大いに期待しております。

保育園長（梶原良子君） 幼保連携型認定こども園というお話が今出ましたが、幼保連携型というのは幼稚園機能と保育所機能を備えたということにはなりますが、小国町には一つ民間であります。幼稚園もありますし、今子どもが減ってきておりますので、保育園としては3歳未満児の保育ができる部分を充実していきたいなというふうには思います。子ども・子育て支援制度の中で、3歳未満児の待機児童をなくすために、地域型保育といって家庭的保育それから小規模保育、事業所内保育、委託訪問型保育というのが上げられておりますので、この中のいずれかが小国町の中でも行われていくと0歳から2歳ぐらいまでの小さい子どもを預けられる保護者にとってはいいのではないかなというふうに考えてはおります。

以上です。

2番（大塚英博君） 今話がありましたように、小規模保育事業所や家庭的保育事業所みたいな地域型保育所、このことについても検討していただきたいと思っております。それでは次に、二つ目の質問に入らせていただきます。二つ目は小国町のこれからの高齢者福祉に対する取組について質問をいたします。現在、小国町における65歳以上の高齢化率の推移について、平成25年度、平成26年度についてお伺いいたします。

福祉課長（穴井幸子君） お答えいたします。各年9月というところでお答えさせていただきます。

平成24年度が33.4%、平成25年度が34.4%、平成26年度が36.1%というふうになっております。

2番（大塚英博君） 今聞きましたように、これからも平成30年度には40.5%に、平成32年度には46%に上がり続けると書いております。ちなみにその中で平成26年度の資料というのが、こちらのほうに小国町の地域福祉計画の中にありますので読みますと、平成26年度にひとり暮らしは503名、高齢者の夫婦世帯が942名、計1千445名、全世帯に占める割合というのが46.8%、これは平成26年度でございます。それから今の現在においては、この率はもう少し上がっているのかなと思います。そういった中で、高齢化の中で一番心配するのは将来に対する不安だと考えます。今その中で介護施設というものが小国郷の中にはたくさんありますけれども、話によればもういっばいの状態で非常に難しいという話を聞きます。そして運営をすることさえ、今そこで働く人が不足してるために、非常に運営においても大変苦勞しているという状況の中にあります。こういうふうな中で高齢化を迎えて、そういう方々がこれから不安もなく安心して将来を迎えようと考えたときに、何とかこのところの対策を講じなければならないのではないかなと思っておりますけれども、その件について御見解をお願いいたします。

福祉課長（穴井幸子君） そうですね、高齢化社会に向けまして、今お話の中にありました町の施設というところがございますが、地域密着型の施設や老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、特別養護老人ホームとございます。今のところそういったところに入所をされている方がおられますけれども、今国の方針としましてはどちらかという在宅介護のほうをしっかりと進めていくようなところで動いております。

町長（北里耕亮君） 介護保険を利用するサービス事業であったり、そういう部分とは別枠の、何かそういう施設が町でできないかなと私は思っております。というのも町内のための、町民のためのという部分も大事であります、町外から例えば都市部から、この自然環境を気に入っていただいて、そういう温泉とかを取り入れた何か別枠のそういう施設もできないかなというような思いはしております。これについてはやはり一番最大の狙いは雇用であります。ここ数年やはり施設、これはサービスを含めた部分もそうですが、施設ができますとそこには数十人単位の雇用者が生まれます。働く場所としては男性女性両方ですが、特に女性のほうもいろんな部分で活躍の場になりますし、そういう場所ができればというような思いはしております。

以上です。

2番（大塚英博君） これも本当に期待しております。このことに対して問題なのが、要支援1から要支援5までの方々がどんどん増えている中で今度の法律が少し変わりました。この変わった点について説明のほうをお願いいたします。

福祉課長（穴井幸子君） 介護保険法が変わったということで幾つか挙げられます。まず第一は介護の保険料が改定されました。その中で介護保険料の第一階層の保険料の軽減措置とかは受けら

れるようになってきております。また特別養護老人ホームがあるのですが、こちらは要介護の3以上でないと新たな新規の入所はできないというようなことにもなったりしております。ほかにもございますが、そういったところでよろしいでしょうか。

2番（大塚英博君） 要するにこれから先、在宅介護というのが多分増えてくると思います。そういう中で今説明がありましたように、給付というのが少し変わったという点においては、私はいのかなと思いますけれども、本当に仕事を休んで介護をしなければいけないという状況というのは、大変出費もかさむのではなかろうかということでございます。

次に小国町の福祉計画についてお伺いしたいと思います。その中にふれあいサロン、各地域で公民館などを活用して開催し、高齢者や子どもたち、子育て中の保護者の方など誰でも参加できる集いの場を広げていきますというのと、宮原地区に店舗などを一角のスペースを使って、誰でも立ち寄れる小国の縁側を開きます。3つ目には町内の保育園や小国幼稚園と連携して、子どもたちと高齢者などが異なる人たちが交流できる機会を多くつくりますとありましたが、今そういう状況というかそういうふうなことになっているかどうか、またもしなっているということであれば、どういうところでチェックしているかどうか、このことについてもお尋ねしたいと思います。

福祉課長（穴井幸子君） サロンということですが、今町の介護予防事業等では元気クラブですね、こちらは集会所等で今現在13カ所、あと元気が出る学校、元気が出る大学は木魂館です。元気が出る学校は毎週1回、これは4カ月間に限られています。元気が出る大学は木魂館で週1回、それからふれあいいいききサロンは各集会所で9カ所やっております。またパワーリハビリ教室、筋トレ館、また脳の健康教室は開発センター、ポールウォーキング教室は旧北里小学校等っております。また今年の6月には認知症カフェ等がオープンしておりますし、あと高齢者と保育園児・幼稚園児の交流につきましては、社会福祉協議会のところでふれあい餅つき、それとか夏祭りですね、そういった交流事業等が行われております。

2番（大塚英博君） 分かりました。今地域において福祉座談会というのが行われております。そういう中で、特にみんなが触れ合う縁側作りというものを是非これから進めていただきたいと考えますが、これに対しては誰に頼むというわけではなく、やっぱり行政のほうが頭になってそれを率先して行っていただきたいと思いますが、その辺のところをお聞かせいただきたいと思っております。

福祉課長（穴井幸子君） 今の福祉座談会ですね、平成26年度から各地域で行っております。その中で地域のいろんなお年寄りの方、民生委員の方、消防団の方、地域の方々に来ていただいて、生活する上で地域の課題とかいろんなことを話をざっくばらんに出していただいて、そしてそれを問題点が出てきたらそれをどのようなふうで解決していく、その方策はどんなのがあるかというようなものをしていくところです。その中でやっぱり地域のつながりがというところが出て

きたりします。実際にここでは倉原や下町サロン、そういったところが地域のサロンという形で出てきているというふうに思います。また町内の各地域でですね、例えば元気クラブ、地域の皆様のよりどころで体力づくりをしたりお話をしたりする元気クラブか、そういったサロンとかをどちらか一つでもできるような動きができていけたらと思っております。

2番（大塚英博君） 2番です。今、民生委員、児童委員という協議会がございます。本来これが多いのが一つの活動だと考えております。そういうのと連携をしながら推し進めていただければと思います。この点についての3点目の質問は、介護予防の取組について伺いたいと思います。介護予防の中には元気クラブとか今言われましたサロンというのがありますが、グラウンドゴルフというのが他の地域で活発に行われております。これも健康寿命を延ばす介護予防の効果的な一つだと私は考えております。やっぱりこのグラウンドゴルフというのは、本来ならばスポーツの段階で教育関係に振られるかもしれませんが、これからは幅広く捉えたときにテレビでも放映されたように、やっぱり治癒筋力とかいうことがありました。8千歩以上歩いたほうが元気になる。やっぱり運動した人は長生きしている状況でございます。この運動こそがやっぱり介護予防の一つの原動力ではなかろうかと考えております。そういった中で福祉課だけでなく、この取組についてはそういうものを老人会等についてもなるべくそれを普及させて、介護予防の策として考えていただきたいと思ひまして、二つ目の質問を終わります。その取組についてお答えをお願いいたします。

福祉課長（穴井幸子君） おっしゃられるとおり高齢者の体力づくりですね、それはとても重要なことで、介護予防についてもしっかり今地域包括支援センターのほうで、社会福祉協議会併せて取り組んでいるところです。また老人クラブ連合会のほうでも、去年から健康づくり推進部会というのをつくりまして、併せて健康づくりに取り組んでいくということでされております。健康づくりをされている方々は確かにグラウンドゴルフの人口は多いというふうに聞いております。ほかにもゲートボールやミニバレーですね、多分その人に合ったスポーツ、ウォーキングとかそういったのを何かされているのではないかと考えております。楽しく健康づくり、負担にならないような健康づくりが求められるのかなと思っておりますので、そういった御意見等をお聞きしながら、老人クラブや社協とか、町のほうもそういった健康づくりについては若いうちから継続していくのが一番続く方法ではないかなと思ひますので、そういったのを継続ができるような取組を続けてしていきたいと思ひます。

2番（大塚英博君） それについても大変期待しております。次は、最後の3点目について質問したいと思います。3点目の小国町の観光開発、鍋ヶ滝について質問をいたします。現在鍋ヶ滝に県内外から多くの観光客が訪れていますが、担当課でその来場者の数字というのを把握していますか、お伺いいたします。

情報課長（藍澤誠也君） 9月の途中まででございますが、今のところ12万4千410名の来場

となっております。

2番（大塚英博君） 今の答弁で年間10万人以上という人が訪れていますが、これは小国町の観光地として更に開発すべきではないかと考えられますが、町長のお考えをお聞かせください。

町長（北里耕亮君） 鍋ヶ滝の歴史的な背景を少しお話しますと、十数年前は手つかずのそういうエリアで、限られた地元の地域の方が一部清掃をしておりました。そういう中であるCMをきっかけに大変人気が出て、直販所というか一部店舗に近いような形で地元の方が運営をされておりました。数年前に町といたしまして、鍋ヶ滝公園事業ということで社会資本整備交付金を利用させていただきながら公園整備をしまして数年がたち、そして今年の4月から条例改正をして入園料という部分をいただくようになりました。それから数のカウントもさせていただきましたので、先ほど言ったような人数で遠くからもおいでいただいている現状であります。滝については一部分、自然景観を保ちながらその情景を維持するようなことをしなければなりません。あまり開発をし手を入れ過ぎると、人工的な感覚と言いましょるかそういう部分がありまして、写真家の方だったり、非常にあそこで下に降りて行って長時間ずっといらっしゃる方もいます。そういう中で、あまり手を入れ過ぎると本末転倒というか、そういう部分もありますので、今の下に降りた部分や公園の整備というのは、一定の役割は終わったかなというふうには思っております。ただし、前回少し話題にさせていただきました鍋ヶ滝の第3駐車場の検討、そのための基本構想設計の部分については進めていきたいというふうに思っております。その狙いとしては今土・日でシャトルバスを動かしておりますけれども、その第3駐車場のその部分があれば、ピーク時のお盆やゴールデンウィークあたりまでは解消できなくとも、通常の実業シーズンの土・日はその第3駐車場で賄うのではないかなというような検討もいたしております。そういう整備は引き続き行いながらも、中の滝や滝周辺の部分については、もう手を入れることはあまりしないようにしたほうがいいのではないかなというような考えを持っております。

以上です。

2番（大塚英博君） 町長のお考えには賛同できますが、今現在においては道が狭いということで観光バスというものが入っておりません。しかしこの観光バスというのは数を増やす上においては非常に効果的なものでございます。このことについてこの辺を含めて、その周辺の鍋ヶ滝のものよりもその周りを、1人の人から今入場料を200円取っておりますけれども、なるべくたくさんのお金を落とすような仕組み、そういうふうなことについて担当課の方には何か開発というか、そういう計画とかいうのはございますか。お聞きしたいと思います。

情報課長（藍澤誠也君） 議員おっしゃるとおり、現在大型バスは入っておりません。中型バスまでは入っております。大型バスの予約等ありました場合には、町内の事業者等に紹介をしまして、途中で乗り換えて鍋ヶ滝に入るというような状況を今作らせていただいております。まだ道が狭いので大型バスがなかなか周りの交通に迷惑を掛けるというような状況がありますので、そうい

うことで対応させていただいているところです。

2番（大塚英博君） 要するに、観光客が来てそこでお金をどのような形で落としていくかという施設とかそういうものは、いろんなところを見学すると大体その程度のことは多分分かっておると思いますが、担当課のほうはそういう観光地のことについて特に視察に行ったことはございますか。

情報課長（藍澤誠也君） 個人的にはありますが、原尻の滝あるいは九重の夢吊大橋、そういうところの運営についてちょっと勉強させていただきました。施設の規模等も若干違うところがありますが、いろいろとスムーズにいくようにされているような気がいたしております。町のほうとしても鍋ヶ滝、スムーズに見学できて地元で迷惑の掛からないようにやっていきたいというふうに考えているところでございます。

2番（大塚英博君） 今言いましたように、ここで心配なのが観光客の挙動で周辺の住民の方々にはいろんな迷惑を掛けていることに、議員として懸念することではありますが、周辺の皆さんに対しての対策というのはどう考えておられるのかお伺いしたいと思います。

情報課長（藍澤誠也君） 本年度、料金を取りだしました。取りだす前に地元協議会、387会、漆金、それから通路になります各6組、東蓬萊から西野中、下鶴、山角、下鶴、そういう集落の方々各戸に呼び掛けをいたしまして、こういう施策を始めますということで料金徴収を始めております。それから5月の連休の前には再度各組の方々、大字協議会、387会、お集まりいただきまして地元説明会をいたしております。シャトルバスが始まりますというようなこと、それから町内の車におきましてはステッカーを配布いたしまして、通行規制にかからないような形をとらせていただいております。もう一つですが、大字協議会それから387会、漆金と町の担当課、町長を含めまして、定期的に課題等の確認を行いながら鍋ヶ滝の運営を現在やっているところでございます。

2番（大塚英博君） 今のと少し一緒なんですけれども、住民の方々から交通渋滞に対するアドバイスというのを受けていると思いますが、この件についての行動は起こしておられますか。

情報課長（藍澤誠也君） 地元と話す中で、離合ができないところがあるということで、警察と協議して一方通行にしてくれというような御要望がありました。警察と協議する中で、一方通行等にすると全員がそれを守らなければならないと。そういうステッカー等を渡しても一方通行には、地元の人だけ一方通行から外れるというようなことはできないということでありましたので、そのことを説明して、迂回路というような形を取らせていただいております。それとナビで来ますとどこからでも来ることとなります。ファームロードからの入り口に関しては地元車専用ですという表示。それから下滴水の部落におきましては、集落の中に入ってきてにっちもさっちも動かない状況があったというようなことでしたので、集落の中に入らない看板を作らせていただいて、要望による看板等の設置につきましては対応をさせていただいているところでございます。

2番（大塚英博君） これから鍋ヶ滝をもう少し、どんどんどんお客さんを増やすという方向の中で、鍋ヶ滝を中心にしたいろんなイベントなどを計画することが、観光客を増やし町の活性化につながると考えられます。こういうところにおいて周辺の皆さんの意見を聞きながら、早急なより良い開発というものを求めておきます。最後の最後になりましたけれども、小国町には・田滝などのまだまだ眠った観光資源があると思われます。その点について前向きに観光開発をしていくかどうか御答弁をお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 滝と言えば、小国町はまず最初に下城滝を整備というか、下城のいちょうの木のところからの滝の景観、そして反対側に渡れるようなそういうような仕組みを作って、誘導路というかそういう部分を整えました。その次に鍋ヶ滝をしております。御意見があるように、土田滝やそのほかたくさんこの小国町はその歴史的にも滝が多い地域であるというのは伺っておりますので、積極的にそのあたりのまずは調査、そしてどういうふうに見せていくか。地域の資源がありますので、そういう部分を行政としては調査とそれから開発という部分ではないですが、活用ですね、そういう部分をやっていきたいというふうに思っております。少し具体的には・田滝あたりの部分も少し手を入れれば遠くからではありますが、見れるような部分もあるかというふうに思っておりますので、このあたりのところもずっと以前議会の中でも話題になりましたものですから、そういう部分でやっていければというふうに思っております。

以上です。

2番（大塚英博君） 外貨を稼ぐというのは、観光というのが非常に大きな力だと思っております。そういう中で今小国の観光施設というものが、木魂館、ゆうステーション、そして小国ドーム、建物としては。そしてまたいろんなところの施設がありますが、これを点を線に結ぶというそのネットワーク、1人のお客さんが来たときに、それは自然と小国の観光に結びつけるようなネットワークづくりというのも大事じゃないかなと思っております。観光資源の発掘もそれと一緒に併せながら、観光課のほうはこのネットワークづくりについて前回ありましたように、美術館という教育施設でございますけれども、こういうふうなことも含めて専門的に取り組むという姿勢があるかどうかをお聞きしたいと思います。

情報課長（藍澤誠也君） お答えします。先の9月議会の補正予算の中で、先ほど町長が言われました観光資源化に向けての調査ということを計画しております。今議員がおっしゃるとおり、小国町の従来の施設それから新たな施設とを結びつけるような構想と申しますか、計画を中長期で考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

2番（大塚英博君） この件について、小国の特産品というものも一つの流れに乗って、これを対外的にPRをしていかなきゃいけない。そういうふうな、来たお客さんがまた来てみたいというそのPRをしていきたい。これは本当に言うと、今の情報課の中でこれだけを携わるとなると、

専門的な方がおられないとこれに対してはできないのではないかなと私は考えております。そういうことについてお伺いしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 限られた人員ではありますけれども、情報課の中で業務は多くなるかと思いますが、しっかりそのあたりはいる範囲でやっていきたいというふうに思っております。国のほうの地方創生の先行型で、先ほど言った調査事業を調べるような案件も滝関係、それから文化財関係の部分も一つ、国鉄宮原線跡地の調査という部分も少額ではありますけれども一つちょっとありますので、そういう部分でそれをまとめて調査後そのあとがやはり大事だと思います。それをいかに活用していくかという部分で、またその途中であたり結果を議会の中で紹介をしながら、今後どういうふうな予算立てが必要かなども併せて相談させていただきながら、そして進めていきたいと。人員については今のままでできる範囲内でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（大塚英博君） 人員は本当に今のままでいいと思います。私はその中に専門的な方がおられるんだったら、その方たちを利用しながらこれからの小国町、また特産品のPR等を大々的に行っていけば小国町の一つの活性化になるかと思えます。以上3点を全て申し上げました。これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。3時10分から再開いたします。

（午後2時58分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時10分）

10番（時松昭弘君） 10番、時松です。通告に従いまして2点ほど質問をさせていただきます。

1番目、国民健康保険料の算定基準の見直しについてということで質問をさせていただきます。今、国保会計の分につきましては応能負担、応益負担という形でいわゆる資産割、均等割、平等割といろいろな形がありますが、これは日頃からいろんな資産割についてお尋ねをしたいと思います。今資産割のほうについては、協会けんぽあたりにつきましては資産割あたりはないと。また都市部においても資産割等はほとんどない都市があります。ただし、先ほどから質問等があったけれども、国保の会計状況を見るとこれはなかなか資産割等も入れざるを得ない部分があるかなというように理解はしております。しかしながら、最近国保の加入者の世帯で新築の家を造った方々、こういった方たちはこの資産割の中に一応課税の対象になるわけですが、このいわゆる家を造って消費税を払う、あるいはその所得の少ない中で小国町に定住をするということになりますと、家を造った場合には当然この町に居住をするわけですね。今回10月に今国勢調査の資料などが皆さん方のところに配布がなされておりますけれども、この国勢調査の基準によって、いわゆる地方交付税の算定基準が決まってきます。そういった形によってその小国

町に住民台帳があるということになりますと、当然のことながらこの資産割等については少し軽減措置を図ったらどうかというのが今回の質問の内容です。そのことについて町の町長以下担当課の所管の考えをお尋ねしたいと思います。

以上です。

税務課長（北里康二君） 資産割についてなんですけれども、10年ほど前は大体全国の80%が4方式、「あとでもう1回説明しますが」、をとっていました。それから10年で約70%になっております。約10%程度が資産割を見直しといいますか、なくしているというような現況がありますが、これは市町村合併があつて地方自治体の規模が大きくなった。先ほど都市部という御表現がありましたけれども、確かに都市部のほうでは資産割はかなり減ってきているような状況でございます。保険税は医療費分、それから後期高齢者を支援する分、それから介護分の3部門でございます。それぞれ賦課方式税率が定められていますが、賦課の方式に関しましては地方税法の第703条の4において先ほど申しました指摘にもあります、所得割、資産割、均等割、平等割。所得割、資産割が応能で、均等割、平等割が応益というような考え方ですね。そして資産割をなくした所得割、均等割、平等割の3方式、それから所得割、均等割の2方式と。大きな都市では、この2方式というようなことが取り上げられているところでございます。確かに年金暮らしで、たまたま新築されたという条件が重なると少し負担が大きくなっているかなというふうに感じられる場合、直接私どもは聞いたことがございませぬけれども指摘のとおりだと思います。ただ、仮に今現在資産割を除きますと、午前中に福祉課長のほうから歳出の総額が決まっているという話が、算出できるわけなんです、資産割を除くと所得割、若しくは先ほど申しました均等割、平等割どちらか、その3つのうちどれかの割合を高くしなければなりません。現行で考えると、やっぱり所得分のところを考えれば、応能負担の資産割ということも4方式ということで、所得の低い加入者のことをちょっと配慮に入れますと、そのような方式を取らせていただいているのが現状でございます。

町長（北里耕亮君） ただいま所管の課長から説明がありましたとおりに、現在のところでは御質問の部分でそういう方式、資産割の見直しと言いましようか、そういう部分は現在のところ執行部としては考えてはおりませぬ。

以上です。

10番（時松昭弘君） 10番です。全国的な資産割の取扱いについての状況というのをちょっと私まとめてみましたが、資産割は土地・建物の固定資産税に着目して課税しているが、金融資産等には課税されていないということですね。いふなれば、預貯金等には課税はしてないと。これは今度新しいカード等ができてきますけれども、こういったことあたりにも関係はしてくるとかなというように考えます。2つ目には、住んでいる実際の固定資産だけが課税対象となり、他の自治体に対象外である資産はこれは課税の対象になっていないということですね。3つ目が相続

登記と名義変更を行っていない方、これは固定資産税の対象にはならないから当然国保の資産割には入らないということです。居住用資産のように収益性のない土地建物の固定資産にもこれを課税しているということです。そして協会けんぽとの医療保険、これには資産割はないわけですね。3つ目が後期高齢者制度や介護保険には資産割はないと。また毎年課税に対して二重課税を持つ人が苦情的には多いという話も聞いています。ですから、私が今回資産割をゼロにしろということではないのです。先ほどの答弁等もありましたように、資産割があることによって国保会計に対するプラス面があるというふうに思いますが、ただ、新築住宅等を建設したときには、いわゆるこの町に居住をするということで、先ほども申し上げましたように交付税の算定基準の中に入ってくるわけですから、そういったことも少し考慮していったらどうかというようなことで、今回のこの質問をさせていただきました。これをするしないはあとは執行部の政策判断ということになりますけれども、これはなかなかこれをしろということではないですけれども、いわゆるこの負担率の問題等の絡みがありますので、将来的には今度は国保会計が県のほうの一元化になってきますので、そういった形の他町村等あたりの状況をしっかり把握してこの問題には対処していただきたいというふうに考えます。

町長（北里耕亮君） もう少し執行部の内部でも検討というか、先ほどの答弁では現時点においては見直す思いはないという答弁でございまして、それは変わりませんが内部でも現状の把握ということで、小国町のような中山間地のできるだけ似ているところ、そういうところの現状がどうなっているかと。私が発言した思いとしては細分化している、きめ細やかなそういう方式をとっていると、その現状に則して生活困窮者というとあれですが、そういう状況の方も細分化してできるのではないかという思いはしております。ただ、料の一定の枠を、資産割をなくせば所得割と均等割をというような直結、そこだけを軽減するというのはもう政策判断というような案件になってくるだろうというふうに思いますので、少し答弁が慎重にはなるかと思っておりますけれども、今日はきっかけをいただいたという部分ではありますので、ほかの似たような中山間地の部分を調査はしていきたいというふうには思っております。

10番（時松昭弘君） 10番です。今の答弁で内容としてはよく分かりましたが、先ほど5番議員から一般質問の中でもありましたように、すこやか国保、こういった形に対する無駄な予算等もありますのでこの内容につきましては、前回は国保の補正予算を否決はしましたがけれども、やっぱりもう少し中身をみんなに分かりやすいような形で議会あたりにも今後提出をしていただきたいというふうに思います。今町長からもいろいろお話がありましたけれども、このいわゆる方式がいろいろあるわけですね。2次方式、3次方式、4次方式、このことについてはちょっと答弁は求めませんが、こういったことも一応参考にしていただきたい。それをするによって全体的なバランス、税の公平化を図ってもらおうと。それとまたそういった方に対して、滞納の不納欠損等がかなり今回の決算でも見受けられますけれども、不納欠損をする前に滞納あたり

がこのいわゆる税の公平負担ということにすれば、そういったことももう少し税務課を中心として慎重に図っていただきたいというふうに思います。今この問題につきまして、どなたか答弁があれば答弁を受けます。

町長（北里耕亮君） 国保について特に税の部分でありますけれども、しっかりした説明は今後続けていきたいというのをまず発言させていただきたいと思います。それからまた国保の中で御意見としては随分広報の、すこやか国保のほうが話題にはなっておりますが、私としてはそこまで全く無駄であるというふうな思いはいたしておりません。郡内町村、やはり健康づくりとかそういう部分でそういう制度の説明であったり、確かにいろんな工夫はこれから必要だと思います。ただ、国保の部分を節約はしていかなければならないのですが、いろんな一つひとつの事業で全ての事業にわたって悪いというふうな感じはいたしておりません。それから賦課と徴収の徴収ほうでございますけれども、生活相談やその部分に至るまでに幾度となく相手様とやり取りをさせていただいて、そして最終手段の差押えとかに至っておりますので、そうなる前にいろんな努力を執行部はいたしております。決算意見書の中では不納欠損額は一律に出ますが、それに至るまでの判断という材料はかなり執行部といたしましても慎重な対応はして、ただ残念な結果、ああいう数字にはなっております。

以上でございます。

福祉課長（穴井幸子君） すこやか国保について出ましたので、昨日の説明不足がございましたので、すこやか国保につきましては6町村でしているということで、これは国のほうからやっぱり広報活動をしっかりしなさいということで、国のほうからも補助金といいますかそういったのをいただいております。また今町長もお話いただきましたし昨日もお話しましたけれども、中身についてはまた6町村で話し合っていきたいと思っております。

10番（時松昭弘君） 今後しっかりそういったことに進めていただきたいと思います。次に質問の2番目ですが、今後の人口減少に伴う町づくりの進め方についてお尋ねをしたいと思います。今回、総合戦略いわゆる人口ビジョン、特にこれは地方創生に向けた取組の資料をいただきましたが、この資料、総合戦略等につきましても、このとおりできれば素晴らしい町づくりができるかなというふうに思います。ただ、今回の戦略編あるいは人口ビジョン編を見ますと、これは1993年の10月に当時の小国町役場企画課、この中に何人かおられると思いますが、そのときのシナリオが悠木の里づくりという形で、こういった3ページほどに付いた資料がございます。この内容を見ますと、これに似合った部分というのが非常に多く見受けられると。いわゆる1993年から、今日の地方自治体の在り方というのが当時から問われておったかなというふうに、ちょっと振り返って読み比べてみたところです。今後私たちが一番考えていかなければならないのが、この町の人口減少が先ほどからも推移がございましたけれども、非常にあと今後の2040年、このあたりになりますと非常にこう4千人を切るというような状況が一昨年の日

本創生会議の中で話が出てきております。そういったことについてやっぱり私たちも、どこの市町村も同じだろうと思えますけれども、非常にこのことについて危機感というのがあると思えます。今後の地域づくり・町づくりに対しても、いわゆる人口減少があるということに伴う町づくりをしなければならないというふうに考えます。その点について、町長の考えをお尋ねしたいと思います。

町長（北里耕亮君） この人口減少については議員の発言にもありましたように、まだ素案ではありませんけれども、戦略計画そして人口ビジョンの素案ということで配らせていただきました。何も手立てをしなければ大変厳しい状況であるという部分は執行部も理解もしておりますし、かなりのことをやっても、決して今現在から諦めるわけではありませんけれども、力を入れていきたいという思いはいっぱいございますが、ただ大変前に立ち上がる壁は高いものというふうに想定をしながら、でも最大限力を入れてやっていきたいという所存であります。その際に、何か1点これをやれば爆発的に人口が増えるという部分でない、そんな甘いものではないという自覚もしております。内部のやはり町の中の話、外の話。中の話では、やはり子育て支援というような部分での環境整備、そして仕事づくりという部分での若年層の流出を防ぐような動き。そして逆に外の話では外から移住を促すような、この限られた時間ですべては言い表せないですが、そういうことを相当やっていかなければ、この自然環境で暮らしやすい現在の小国町が、集落はなかなか疲弊をし、田畑は少し荒れてというようなあまり想像したくないような部分になっていくのではないかなというふうな思いをしております。そうならないために最大限できる範囲以上の部分をやっていきたいという強い思いはしております。その部分について様々な調査事業は来ておりますが、今後またハード事業も来年度、再来年度どれぐらいの予算が国のほうがつけるかは分かりませんが、そういう情報、アンテナを張り、また議会の方々に入る情報も多いかと思えますのでそういう情報もまた教えていただきながら、町、執行部と一体となって御協力いただければ幸いかというふうに思っております。

以上です。

10番（時松昭弘君） 将来の人口の在り方ということをちょっと考えてみますと、小国高校の問題等が今出てきております。この存続問題というのは非常に重要な課題であると思えますが、海士町の島前高校の事例等で有名ですけれども、過疎地域あるいは子どもの人口が減少しているということは、これはもう通用しないということでは言われております。この山内道雄氏というのが今町長でありますけれども、これはN T Tから町長のほうに立候補したわけですね。この方が言われた言葉の中でも、決死の覚悟というのがやっぱり必要であるというふうに言われております。まさに小国町あたりでも人口減少が伴う、またこれから先の財政の問題等も考えてみますと、今回の決算状況を見ましても、財政収支比率等におきましても0.21という非常に厳しいような数字が出てきております。これも平成21年からあまり変わっていないような状況ですけれども、

当時こういったこの問題あたりも、財政の部分を考えながらクリアしていかなければならないような問題があります。ここで今、地方創生等のいわゆる戦略対策したあたりができておりますけれども、こういったその地方創生絡みのものを、ここにできている戦略ビジョンを示しながら、この地方創生の予算をいかに確保していくかということが今後やっぱり必要じゃないかというように思いますが、そこあたり今後の取り組み方ということについてお尋ねをしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 前段の話題に上りました海士町の話であります。実は7月に小国からは私と教育委員会、それから南小国町は高橋町長と職員の方、そして小国高校から校長先生ほか1人ということで6人で訪問させていただき、先ほど話題になりました山内町長ともお話をする機会をいただきました。大変参考になりました。小国高校だけの問題ではなくてこの小国郷というエリアをどうしていくかという部分で大変参考になりました。そのときにもやはり人という、人間、人材、人、こういう部分もかなり話題になりました。そういう部分でも参考になったわけがございます。それからあとの話でそれが続くわけがございますけれども、いかにして今後取り組んでいくかという部分について先ほどの部分の付け加えでございますが、やはり情報の部分が非常に大きい部分があります。いかに早く国の動きや県の動き、それを捉えて、そしてやはり頑張るところに国も目を向けるというような話もあっておりますものですから、いかに企画というかいいアイデアを出して、例えばそれが実証モデルであったり何だったりという部分もありますものですから積極的にこちら側から提案もし、そして国のいろんな情報も早めに仕入れてそして実現に向けていきたいというように思っております。ただ、見えない部分も表現では国のほうは手立てするというふうな部分もあっておりますが、まだ金額面で本当につくのかという部分がありますので、このあたりのところは議会の皆様方にも一定の情報が入るかと思っておりますので、また助言をいただければというふうな思いをしております。

以上でございます。

10番（時松昭弘君） 10番です。今、地方創生の大臣が石破氏ですが、その人の言葉の中に、日本ほど四季があり自然が豊かで伝統、歴史、芸術、文化にあふれた国はないと。このことを活かす国づくりが必要だということで地方創生法を整備して、全国自治体全てが5カ年間どうするか、何を出すのかということをお尋ねしております。コンサル任せでは駄目だということです。いわゆる今回の決算等も見てみますと非常に委託料が多い部分があります。特に課によっては集中的に委託料が多いところがある。自分たちでできる部分が多々あるかというふうに思いますが、今回そういったことも含めまして次年度からはこういったこともやっぱり考えていく必要があるというふうに思っています。いわゆるコンサル任せでは駄目だということですから、いわゆるコンパクトシティの基盤産業づくりということが今から先はばらまき型じゃないと、提案型であると、いわゆる提案をしたところには予算を流すと。そういったことによって、ただ、今働き方とか今なかなか仕事のことも先ほどからも話が出ておりますけれども、やっぱり今後の

自治体においてはいわゆるP D C Aサイクルというこれもこの中に書いてありますけれども、いわゆる計画、実行、そして評価、改善、この4段階を繰り返すことによって、業務を段階的に改善をするということが一番の大きな視点ではなかろうかというふうに思います。今後もこういったことにつきまして、しっかりと中身を一つひとつ分析をしながら議会と行政と一体になった形で町民の暮らしを守っていく、住民サービスができる、また福祉の増進を図るというような地方自治法の原点に返ることが一番大事ではなかろうかというふうに思います。そういったことをすることはやっぱり私たちが与えられた大きな責任であるというふうに考えていますので、そういったことも含めて、執行部は今後前向きに進めていただきたいというふうに思います。最後に答弁を求めます。

町長（北里耕亮君） 執行部といたしましては、やはり計画という部分は物事全て何でもそうですが、非常に大事であるというのは認識をしております。その部分で地方創生の戦略計画を作る上において、もちろんコンサル任せではなくて様々な角度から議論をしながら重ねながらそして作り上げていくと。人口ビジョンも考えながら作り上げていくという思いはしております。それと同時に、ちょうど総合計画の後期に入ってきております。来年度からですね。その策定も同時に進めなければなりません。町の方向性は一つの方向性で定まっていないと、ぶれがあるといけませんから、戦略計画と総合計画はある程度一体となって進めなければならないという部分で、ちょうどいい機会かなというふうな思いをしております。それと同時に、また過疎計画なども併せてちょうど全ての計画策定が同じ時期になってしまうという部分もありながら、今後の重要な計画策定を執行部内としては考えていっている、そういうところでもあります。この部分についても、議会のいろんな御意見をまた引き続きいただきたいというふうには思っておりますので、そういうお願いをしながら私からの答弁とさせていただきます。

10番（時松昭弘君） 10番です。前向きにしっかりと頑張っていたいただきたいと思いますが、今回の総合戦略の中にあります、総合戦略の策定における世論と経過という資料をいただいております。この中にありますように、産官学金労言ほかということでこの項目はありますけれども、こういったかたちは何回となく会議はあったらというふうに思いますけれども、この中にこれはいわゆる地方創生の会議、戦略会議というのは、ただこれから先の時代を担う人たち、つまり言えば高校生あたりまで住民の参考にする住民総意で作成するべきであるというふうに思いますが、この中にはいわゆる高校生等が入っていませんけれども、そういった高校生等の部分がどれだけ入っているのか分かりませんが、こういったことまで含めた形で今後のこの会議等の参考にさせていただければというふうに思いますが、そこはいかがでしょうか。

政策課長（清高泰広君） 総合戦略につきましてはただいま言われたように、産官学金労言ということで幅広い参加を求められています。ただ具体的には策定の時期的なもの、特に今回はもう10月までに策定ということでスケジュール的には非常にタイトなものがありますものから、

策定委員会は3回を考えております。ただ、それ以外にもいろんな意見を聞く場面をつくっております。例えば住民の皆さんが100人会議ということで、これまで3回ほど有志での会議を行っております。その中で出た意見とかそういったものを参考にさせていただきたいなと思っております。ただ高校生の部分については、特に今のところ高校生に集まってもらい意見を聞くというのは考えておりませんでした。

以上です。

10番（時松昭弘君） これから先の時代を担う方たちですから、そういった子どもたちの意見をやっぱり聞くことによって新たな総合戦略の展開も生まれるのではないかというふうに思います。そこは参考にさせていただければ結構です。これで質問を終わります。

町長（北里耕亮君） 計画を作る上において随分前の過去の話ですが、先ほどシナリオという言葉が出ましたが、そのシナリオ策定のときにも随分若い方にアンケートをしたり、会議に加わっていただいた経緯も過去にはあったかと思えます。私はちょっと議員でありましたけれども。そういう部分で今後についても時期的なタイトな限りはありますけれども、できるだけそういう部分を何らかの形で考えていきたいというような思いを付け加えさせて答弁を終わりたいと思います。

議長（渡邊誠次君） それでは予定をしておりました5人の一般質問が終わりました。これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日18日は、午前10時から会議を開きます。11番松本明雄君、1番穴井帝史君、6番時松唯一君、3番北里勝義君、以上4名の登壇の予定をしております。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

（午後3時40分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5番）

署名議員（7番）

第 3 日

平成27年第3回小国町議会定例会会議録

(第 3 日)

- 1. 招集年月日 平成27年 9月18日(金)
- 1. 招集の場所 小国町山村開発センター
- 1. 開 会 平成27年 9月18日 午前10時01分
- 1. 閉 会 平成27年 9月18日 午後 2時12分

1. 応招議員

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 穴 井 帝 史 君 | 2番 大 塚 英 博 君 |
| 3番 北 里 勝 義 君 | 4番 高 村 祝 次 君 |
| 5番 児 玉 智 博 君 | 6番 時 松 唯 一 君 |
| 7番 穴 見 まち子 君 | 8番 松 崎 俊 一 君 |
| 9番 熊 谷 博 行 君 | 10番 時 松 昭 弘 君 |
| 11番 松 本 明 雄 君 | 12番 渡 邊 誠 次 君 |

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 穴 井 帝 史 君 | 2番 大 塚 英 博 君 |
| 3番 北 里 勝 義 君 | 4番 高 村 祝 次 君 |
| 5番 児 玉 智 博 君 | 6番 時 松 唯 一 君 |
| 7番 穴 見 まち子 君 | 8番 松 崎 俊 一 君 |
| 9番 熊 谷 博 行 君 | 10番 時 松 昭 弘 君 |
| 11番 松 本 明 雄 君 | 12番 渡 邊 誠 次 君 |

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 北 里 武 一 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 藍 澤 誠 也 君	税 務 課 長 北 里 康 二 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 河 野 孝 一 君
福 祉 課 長 穴 井 幸 子 君	保 育 園 長 梶 原 良 子 君
会 計 管 理 室 長 佐 藤 登 喜 子 君	

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時01分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 27. 9. 17)

議長（渡邊誠次君） 皆さん、おはようございます。

国会では安全保障関連法案におきまして、国が大きく今動こうとしております。我が町では本会議に入りますけれども、まさに今同刻、参院の本会議が開かれていることでしょう。それぞれ見解をお持ちでしょうが、まずは国は国、県は県、町は町で決定していかなければならないことを肅々と進めていかなければならないというふうを考えております。

それでは本日は、9月定例会3日目でございます。

ただいま出席議員は12人であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時01分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問となっております。昨日同様に終了約10分前にお知らせをいたします。本日は通告によりまして、4名の登壇を予定しております。順に、11番松本明雄君、1番穴井帝史君、6番時松唯一君、3番北里勝義君でございます。

それでは直ちに質問に入ります。

11番（松本明雄君） 11番、松本です。小国の町にも秋がきて、収穫の季節を迎えております。今年の夏は暑くてそのあとに長雨がありまして、非常に農作物には大変だった時期だと思います。そして今、稲や芋が実ってきている頃には、この前からいろいろ話が出ていました有害鳥獣、猪、鹿等に大切な作物を食べられております。その件についてはまた12月にでも一般質問したいと思いますので、今日は通告どおり小さなことではありますが災害におけるドローン、ドローンと言っても分からないと思いますけれどもこういうものです。見えますね。これについて質問したいと思います。一期目の9月の議会のときに、災害のときの情報収集についてお願いしたと思います。そのときはバイクを活用してビデオカメラを持って現場まで行って、その映像を送っていただいて役場庁舎の中で町長たちが判断していただくという話をしましたが、今はこういうドローン、長野市の善光寺では落ちました。総理府の内閣総理大臣の庁舎の上にも落ちましたけれども、その後いろんな法律も変わってきております。その辺の説明はあとから総務課長にお願いしたいところではありますが、今回茨城県の災害がありました。去年は広島県の災害がありました。非常にどこで何が起るような災害が発生するかも分かりませんので、今後こういう機材を持っていれば我が町も災害が非常に多いところですので、今おぐチャンで流れて映像を見た方もいらっしゃると思いますけれども、町道の西里線、あの上の橋脚ができていたのもこの前出ておりました。そして城村滝ですね、城村滝も私はいつも国道のほうは通るんですけども、あちらの方角からは見たことありません。非常にいい滝があるなとまた痛感したところでございます。滝につ

いては同僚議員も質問されましたけれども、3番目にまた質問させていただきます。それではこのドローンについて衆議院のほうで法案が決まったと思いますけれども、その辺の説明を総務課長よりお願いしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） おはようございます。資料の配付をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（資料配付）

総務課長（松岡勝也君） それではお手元に資料が届いたでしょうか。ただいま11番議員のほうから御質問がありましたドローンのことでございます。9月4日、参議院の本会議によりまして可決成立をいたして衆議院のほうに行くという経過になっておるといことが今入っております。今お手元に行っておりますのは航空法の一部の改正ということで、一番分かりやすい資料がありましたので、これに基づいて説明させていただきます。上のほうに大きく書いてありますように、最近における無人航空機をめぐる状況を鑑み、無人航空機の飛行に関し、航空機の航行や地上の人・物の安全を確保するため、無人航空機の飛行の禁止空域及び無人航空機の飛行の方法を定める等の措置を講じるということでございます。先だって総理官邸のほうでドローンが着陸したということが航空法の一部改正につながったということでございます。背景としまして昨今、無人航空機が急速に普及しており、撮影や農薬散布、インフラ点検などの分野に広がっております。今後、様々な分野に活用されることで、新たな産業・サービスの創出や国民生活の利便や質の向上に資することが期待されております。また一方、落下事案が発生するなど、安全面における課題に直面しております。こうしたことにより国際的な状況を踏まえ、まずは緊急的な措置として無人航空機を飛行させる空域及び飛行の方法等について、基本的なルールを定めることが必要であるということでございます。今回下に概要がございます。大きく3点ございます。無人航空機の飛行にあたり許可を必要とする空域ということが定められました。下にありますように、大きくA、B、Cと書いております。一定の航空の高さのところの上のほうにありますA空域です。Bが空港周辺の空域ということでBになります。人又は家屋の密集している地域をCといたします。そのほか飛行可能ということで区分をされております。この中で米印で飛行機、回転翼航空機等であって人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものと、超軽量のものとは除くということでございます。以下の空域においては、国土交通大臣の許可を受けなければ無人航空機を飛行させてはならないということでございます。空港周辺など、航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域ということで下にA、Bということでございます。人又は家屋の密集している地域の上空がCということでこの空域については国土交通大臣の許可を受けねばならないということになっております。米印にありますように、安全確保の体制をとった事業者等に対しては飛行は許可ということでただし書がございます。

2番目としまして無人航空機の飛行の方法ということで、無人航空機を飛行させる際は国土交

通大臣の承認を受けた場合を除いて、以下の方法により飛行させなければならないということで、日中において飛行させること。周囲の状況を目視により常時監視すること。人又は物件との間に距離を保って飛行させることということなどが定められております。米印としまして安全確保の体制をとる等の場合は、より柔軟な飛行を承認ということでございます。

3番目、一番下のその他としまして、事故や災害時の公共機関等による捜索・救助の場合は、(1)(2)を適用除外ということで、可能ということが今回の法律で可決されております。この1、2に違反した場合におきましては罰金を科すということで、今回50万円以下の罰金ということが定められております。今回の主な航空法の一部改正ということで、ドローンに関する法律の改正があったということで概略の説明でございました。

11番(松本明雄君) この質問をさせてもらって、総務課長にお答えいただいたのは、我が町にも温泉がありまして、温泉は露天風呂が非常に多いです。これを飛ばして露天風呂の盗撮なんかがあるんじゃないかという懸念もありましたので、こういう説明をしていただきました。これは高度なカメラが付いて、約高度100メートルであれば音が聞こえないと、そういうこともありますので今後我が町にも独自の法律じゃないですけども、いろんな規制を作ったほうがいいのではないかと思います。町長はその点どうお考えかお聞かせ願いたいと思います。

町長(北里耕亮君) 基本的な考え方をまず先に述べさせていただきたいと思います。この部分については、私どもの町小国町は中山間地でありまして山間部で御案内のとおり非常に災害も多い地域であります。土砂災害等含めて河川の氾濫、そういった部分も大変多い部分であります。この防災面から言えば、この無人飛行機の利用については活用をしていくべきではないかなと。スムーズに活用ができるのであれば、活用ができるのであるのではないかなという今現在の立ち位置であります。というのも、先ほど話題になりましたおぐにチャンネル等で撮影の風景、非常に明確に上空から滝などを映す部分を私も見ることもありますものですから、そういう部分について例えば危険地域、杉がですね、山林の場合杉があるから地面が見えないので、崩土があるかどうかそこまではどうかとは思いますが、何らかの形で利用できないかというような思いはしております。それで大きさにもいろいろ種類も何かあるやに聞いておきまして、価格も幅があるようでございます。そういう部分は今後、規約や決まり事の整備が先ではありますけれども、町でも防災の面からでも何か購入を考えていければというふうには思っております。

以上でございます。

11番(松本明雄君) 今、おぐちゃんにあるのは私物だと思います。今、行政用とかいろんな形で売り込みもかかっていると思いますけれども、小国町にはまだそういう業者の方が売り込みに来ているとか、そういう話はないのでしょうか。玩具からですね、いろんな免許の問題、安全性の問題とかありますので、その辺のことも考慮しながら考えていただきたいと思います。大体燃料を入れて40分程度飛ばないと役目は果たさないと。災害派遣とかいろんな

面で、こういうドローンが撮った写真、ビデオ何かがあれば、どういう機材をどこに持っていくという判断が即座にできると思いますので、消防、警察、自衛隊、彼らが出動するに当たって、危険なところには踏み込まないようにもこのような機材があれば十分かと思いますので、御検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 無人飛行機ではありませんけれども、平成17年に涌蓋山の集中豪雨の崩壊があったときにスリットダムに非常にたくさんの原木がダムに引っかかった、そういう模様を自衛隊のヘリだったでしょうか、上空から映した部分もありました。ああいう状況は、非常に下流の集落、そして災害対策本部の参考に非常になる場合があります。情報というのを早めにつかむことが、行政にとって未然に防ぐ最大の効果でもあると、よろしいことだというふうに私も理解しておりますので、この部分についてまだ機械等のこの飛行機の売り込みというのがあるかどうかちょっと私のほうは定かではありませんが、そういった部分で少し検討をしていく時期に来ているということで議会の皆様方も御理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

11番（松本明雄君） もう一つ付け加えますと、アメリカの通販の大手の会社はですね、この機材を作って通販業務をやろうと考えているらしいです。荷物的には10キロぐらい持つそうですので、もしも孤立した人がいらっしゃった場合、食べ物と水ぐらいはこれで少人数であれば搬送できると思いますので、その辺の検討もお願いしたいと思います。今おぐチャンでこれを運用していますので、もしも入れるのであれば、おぐチャンにお任せして機材を買って若手に教えながら、何人もの方が上から撮影できる、荷物を運べるという具合にやっていただきたいと思います。今後前向きにですね、何でも前向きに検討していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

町長（北里耕亮君） この部分については先ほどの答弁のとおりで、いろんな価格帯の幅であったり大きさだったり先ほど燃料の話、そういったいろんな部分がありまして、あとはどこに所在のですね、役場に置くのかエフエム小国に置くのか様々あると思いますので、細かい部分は決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

11番（松本明雄君） それではこの質問は終わらせていただきます。第2問ですね、平成24年3月に、これも僕が質問したことでございます。防犯カメラについて一度質問して、そのときの町長の答弁では費用がかかりますので今後検討していきますという話も出ていたのですけれども、その後すぐ保育園のほうでちょっと事件等がありまして、そのときにはすぐに入れました。質問の内容としては、そういうことがあったときにどうするかじゃなくて、僕が言ったときにそういうことをやっていけばそこだけの問題じゃないんですけれども、少しでも早く町民の不安を取り除けたのではないかと思います。そのときのもう一つの質問は、老人の徘徊が増えてくるのでそれも抑止するため、そしてもう一つは観光地に来た方々がいろんなところでいろんな物がなくな

ったりとか、そういう抑止の部分も考えて設置しておけばそういう被害を防げるのではないかと
いうふうに思っております。この前から警察のほうにも行って相談してきましたら、今はいろん
な町が行政のほうがいろんなプライバシーも問題に関していろんな規制を加えていけば、考えて
いけばですね、2分の1の補助が出るような話も聞いておりますので、なるべくそういう防犯カ
メラ、プライバシー、特にいつも5番議員が言いますプライバシーについては、守れる範囲そし
て公務員であれば守秘義務がありますので、それを見ていただくのは役場の職員の方、いろん
な考え方はあると思いますけれども、その辺は執行部のほうで考えていただいて、すぐにでも1台
でも入れていただくと、あとは失礼な話ですけれどもダミーでも構わないと思います。ですから
やっぱりはじめに1台でも入れて、今県のほうの補助もありますので前向きに検討するものどう
かだと思いますけれども、町長の御判断をお願いします。

町長（北里耕亮君） 防犯という観点から今の御質問であろうというふうに思います。冒頭、議員
からの発言もありました保育園の部分については、やはり園児の安全対策ということで年度途中
ではありましたが、すぐ機械を購入して設置いたしました。あと町内様々公共施設及び民間
施設、公共施設の場合には学校関係がちょっとどういう考えなのかというのは、ちょっと私に
は定かではありませんけれども、学校関係のエリアも考えなければいけない。それとあとは一般
的に公園とかそういう町民の方や多くの方々が寄るスペース、ゆうステーションだったり、あと
はけやき広場、スギトピア公園、様々いろいろありますが、ちょっと今現状のところですね、
ゆうステーションが付いているかどうか少し、そういう部分の現状の把握もまたさせていただ
いて、やはり目的をしっかりとその設置する場所場所において整理をしていく必要があるのでは
ないかなという。保育園の場合はああいう事柄があって、すぐ設置しました。学校関係もそう
いう部分で、町外の先ほどありました一部補助があるという部分で警察関係のほうからの補助があ
るというふうに伺っておりますが、あるPTA団体とかいろんな外部団体の組織から申請や要望
があって、それと併せて出すというケースが多いようでございます。先ほどの位置づけとして、
じゃあ公園やゆうステーションとかそういう部分にどういうふうに位置づけをして、やはりその
施設と協議をして話し合っ、やはり付ける必要があるであろうという部分であれば、検討に値
するというふうに思っております。小国町内で先ほどのドローンの話も飛行機の話もそうですが、
やはり防犯・防災・安心・安全、この暮らしやすさという部分については、できるだけ執行部と
してはやっていきたいというふうには思っておりますが、反面そのプライバシーの問題もありま
すので、決まりをしっかりと作りながら何のためにそれを設置するかという町民に対しての説明も
しながらですね、そして理解を求めて、では必要だということで設置していくとか、そういう部
分でまずその箇所箇所を一つひとつ整理しながらやっていくことが必要かなと思います。これに
ついてちょっと補足はありますでしょうか。制度をちょっと説明させていただきたいと思いま
す。

総務課長（松岡勝也君） 先ほど11番議員のほうからありました、県の補助ということで、県の

補助の概要を少し説明させていただきます。これは熊本県の防犯カメラの設置支援補助金というのが平成26年から出ております。対象事業といたしましては、地域の犯罪防止、安全確保が目的ということでございまして、継続的に設置する録画機能付きのカメラということで、不特定多数の者が利用する場所を撮影するものとなっております。また、県の防犯カメラに関する運用指針というのが出てございまして、これに基づいて管理運用規定が定められているところと。また設置地域の自治会等の承認及び当該場所の所有者等の同意が必要であるということが書かれております。また道路沿線でありまして、道路交通法の法令に基づいた許可を受けるということでもあります。また県の補助と重複しないというようなことがうたわれております。対象の経費としましては、カメラ本体、録画機器等でございます。また取付け費用のカメラの設置経費等が補助対象ということで、県が2分の1と、20万円が上限でございます。町村が4分の1、申し出ている事業主体が4分の1ということになっております。ここで事業主体が決められてございまして、防犯のボランティア団体や自治会、学校のPTAほかというような団体が事業主体であるということになっております。現在の阿蘇郡内の状況をお聞きしましたところ、設置しているところとしまして南小国町がこの事業を使って、平成26年、27年から要望してございまして、今3基付けております。そのほか熊本市なども付けております。この事業以外で郡内ちょっとお聞きしましたところ庁舎に付けておりますのが高森町、あとそのほか郡内では保育園、小学校等に付けておるところが、数的には1基とかそのぐらいですけれども、そのほか河川に付けておるところとかもあります。小国町としましては、平成26年に保育園に付けておりますので、設置件数からすると郡内でも一番設置箇所数は多いということで、宮原保育園ほか3園ということで4つの保育園に付けてございまして、全部で16基付けております。ということで一番多く設置してあるということでございまして、そういうことでこの防犯カメラにつきましては、そういった基準等を守りながら、また先ほどプライバシーということで防犯カメラに関する県の運用指針に準じてする必要があると。また全国的に条例制定しているところもございまして、これは公共の防犯カメラに適用するための細かい規定を定めております。また設置する場合の届出とか、そういったところも一般の民間の設置に関しても条例で定めておる町村、市もございまして。今回、県の補助金で設置している町村にお聞きしましたところ、県の補助金の要綱に基づいて設置しているところで、条例化までは至っていないというのが郡内の状況でございました。

以上でございます。

- 1 1 番（松本明雄君） 防犯カメラの話もしているのは、この前大阪で事件がありました。昨日あたりは関東のほうでもいろんな事件が起きています。大阪の事件に関しては、防犯カメラがなかったら犯人まではたどりつけなかっただろうというような話も出ていますので、やっぱり町民に安心・安全を求めるならその辺のことも考えて、早急に考えてもらいたいと思います。商店街や温泉街とかそういうところは組合組織もありますので、そちらにお願いすると。まずは小国町が

いろんなプライバシーの問題や人権の問題を考えながらその辺を整備して、導入を進めていくのが早いことだと思います。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 先ほどから安心・安全という観点から、防災についてもしっかり小国町はやっていきたいとそういう姿勢であり、またこういう中山間地でこういうぐらいの町ではあるんですが、やはり観光客も多ございましていろんな方が入ってきます。大変ありがたいことではあるんですけども、まず各施設の、例えば学校関係とかでは警備保障会社が入りまして、今そういう防犯体制はあるんですが、そこも必要があれば今後やっぱり検討していきたいと。そしていろんな公共施設の例えば、ゆうステーションという名前が先ほど私も言いましたけれども、あの界限でその施設、指定管理に出している部分がゆうステーションカンパニーに出しているんですが、そういう団体とも話し合いをしながら、町としてはちょっと進めていく方向で考えることができないかなというふうな思いはしております、一步ちょっと踏み出した発言にはなりますけれども。安全・安心という部分については、やっぱり冒頭、議員が先ほど事件があつてからでは遅いんですよという部分については私も同感でありまして、そういう部分を未然に防ぐという部分について、町の姿勢としてそれについては一步踏み込んだ検討をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

1 1 番（松本明雄君） それでは3番目の質問をしたいと思います。昨日、同僚議員のほうから質問が出ていました、僕も観光面のほうから鍋ヶ滝について質問をさせていただきたいと思います。鍋ヶ滝は4月から料金のほうをお客様のほうからいただくようになりまして、9月13日現在では12万2千人、約3千人の方がお金を払って鍋ヶ滝を見たいと、そういう観点で来ておられます。それでその人数が来るとやっぱり同僚議員も言っていましたけれども、黒淵の方、近所の方には非常に御迷惑をかけております。ですが、もう一つ踏み込んで質問させていただきます。鍋ヶ滝の入園時間は5時までです。そうするとそこでチケットを買うのは4時半までになっております。それで多くのお客さんがゆうステーションの界限に来て、4時半は非常に早いと、4時半ぐらいに来るお客さんはうちの地元の温泉街に泊まって帰られる方が非常に多いですので、なるべくならその時間を日の長いときは6時までにするとか、それから券を売るところは今紙でやっていますけれども、環境モデル都市ということを掲げ上げるならですね。町長も外国のほうへ行ったことあると思うのですけれども、地下鉄に乗ればプラスチックのコインで対応できる場所もありますので、そういうことがあれば時間的にも早く済むことができるのではないかと。だからいろんな面で地元の方にも迷惑をかけるし、地元の御意向もあると思いますけれども、その辺の判断のほうを、いろいろ話していると思いますけれども、時間のほうを長くしていただきたいと僕のほうからは思っていますので、その辺をちょっとお話ししていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 鍋ヶ滝の件でございます。実は料金をいただくようになりましたのは4月か

らでございますが、私も入りました地元との協議をする場を3回ほど今まで行っております。地元の方は5名ぐらいの方ではありますけれども、役場に夜でありますけれどもおいでいただいて、私や担当課長、審議員、担当の職員と係長ということで、頻繁に打合せをさせていただいております。様々なことが課題となつてはおりますし、逆に行政のほうからこうお願いができませんかという部分の話題もしております。まず時間のことですが、実は私自身のほうからも夏場というか、日の長いシーズンと少し日が短くなるシーズンがありますので、夏場せつかく夕方まで明るうございますので、延ばすことはできませんかねというような話題をしたことがあります。これについては遠くから来る観光客の方も多くて、4時半過ぎぐらいに遠くからせつかく来たのでちよつと入ることができませんかというようなことも今までありましたというようなことも、そういう話題の中からですね。ただ地元や役場の担当課のほうもそうですが、非常に管理面においてしっかりある線を決めておかないと、じゃあその方を入れたらじゃあどこまでかというような部分もありまして、窓口にいらっしゃる方々をじゃあ何時まで拘束をするのか。拘束というのはお勤めいただくかと。そういう部分も総合的にこの部分は数回議論をいたしまして、やっぱり本当言うと長くしたいという部分は意味合い的にはあるのですが、制度上というか仕組み上はやっぱりきちんと定めたほうがいいのかということで、結論としては4時半に受付までという部分で会議の中ではありました。御意見は痛いほど分かるのかと思いはそうなんです、やはりきちんと時間は定めるほうがいいのかということで、その協議の場では結論付けられました。あとは様々な券売機を置くとかいう検討もあって、それは置かなくていいというふうになったり、人員は何人がとかいう色々細かい部分まで議論の中でありましたが、その都度結論付けていって、今非常にスムーズに運営のほうもされております。それはシャトルバスを出すのかとか、第3駐車場の案もその会議の中から出てきたものでありまして、非常に日に日によくなっているという状況でございます。

以上です。

- 1 1番（松本明雄君） 町長の説明である程度は分かったんですけども、やっぱり夏場は5時じゃ早いのではないかと。遠くから来るお客さんが多いので、その辺はもう1回話していただきたいと思います。それとそういう方はどうせ、失礼だけれども、いろんな資料も見てこられているお客様がおりますので、その辺の時間の周知徹底は大きい車で来る方には柴尾石油を曲がる交差点から分かるようにするとか、いろんな方法をとって周知徹底していただきたいと思います。それとですね、今度は滝の話に移りたいと思います。前議員の方、ここにいらっしゃる6番議員もそうですけれども、もう一人議員の方が非常に観光面から滝の話はずっとされてきたと思います。特に6番議員は・田滝に関しては、前お勤めだったのでその辺の話はずっとしてこられました。今、鍋ヶ滝がこういう人数で非常に小国町も潤っておりますので、今後鍋ヶ滝を含め今さっきドローンの映像で映る城村滝、・田滝、下城滝、特に下城滝は今見えますけれども、雑木が相当大

きくなっておりますので、その辺の撤去も今後お考えいただきたいと思います。そしてドローンの映像でいろんな滝を映しながらいろんなテレビとか、ゆうステーションの中とかビジョンがあるところは、そういう滝の放映もすると非常に町外からのお客様は感動するのではないかと思います。それによっていろんな要望が出れば滝の整備も進むと思いますので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 先ほどの鍋ヶ滝のお知らせの話でございますけれども、その協議の場においてもやはりしっかり道しるべですね、そういう部分の大事さというのもいつも会議の中で話題になっております。何時までかという部分もやはりありますので、その部分については今回の部分において看板設置の計画も、計画というかそういう予算も組みましたのでそれでやっていきたいと。その部分の周知徹底。またこれは地元主催の行事ではありますけれども、鍋ヶ滝のライトアップのシーズンも変更になったやに伺っております。そういう部分も町も協力して、その日付がずれたことをお知らせするのを協力はしていきたいというふうには思っております。このお知らせについては大事な部分でございますので、議会の皆さんからもまたいろんな意見があればお聞かせいただきたいと思います。

次の話題でその滝の話でございますが、様々な魅力ある滝がまだ小国町には多いです。既存の滝をもう少しまた整備するという部分も大事でありまして、下城滝の見るとその雑木が少し高くなっているという状況も把握をいたしておりますので、そのあたりはしっかりやっていきたいと。そして土田滝についても、見る場所の整備等も今年の先行型の予算の中にもこの基本構想という形で含まれておりますものですから、またその調査の動向などを議会の皆さん方にお知らせをしたいと。おぐにチャンネルの終わりに、私もちょっと瞬間でしか見ていないんですけども、下城のもう一つ大きな滝があるというふうにも伺っております。ちょっと正式名称は記憶しておりませんが、簿瀬地域に確かあったのではないかなと思いますけれども、そういうまた新たな魅力というのも再発見できるものがあるのではないかなというふうに思っております。ただ道などが全く今の状況ではありませんので、まずは今ある見やすいところを少しもっとたくさんの方に見ていただくという整備でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

情報課長（藍澤誠也君） 時間等の表示や看板の整備についてお話をしたいと思います。9月補正予算におきまして、看板整備の補正を組ませていただきました。鍋ヶ滝の入り口、ちょうど銚納宮のところあたりに看板を設置させていただきたい。そこには一応入園時間等を明記すること。それから国道387号線、銚納宮の手前に暴走禁止とかいうような県の電光掲示板の表示がありますが、県と協議をいたしまして鍋ヶ滝に関する情報を流させてくださいということで協議が終わりまして現在そういう表示が出ております。一応そういう形で地元と協議をしながら、鍋ヶ滝の関係につきましては整備を進めていきたいというふうに思っているところです。

1 1 番（松本明雄君） 終わります。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。10時55分から再開いたします。

（午前10時42分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

1 番（穴井帝史君） 1 番、穴井です。3点ほど質問をいたしたいと思いますが、まず第1番目に小国高校の台湾への修学旅行の推進について質問いたしたいと思います。台湾小国国際交流会がもう28年もの永きに続いておりますが、今年は熊本・高雄線の就航も始まり、県も台湾への旅行を推進しているところでございます。そこで小国高校も修学旅行に取り入れたらと考えますが、それこそ先週アンケート調査とか配っていたそうなんですけれども、昨日その集計がออกมาして、学校側はあくまでアンケートを重視するという考えをお持ちだそうですので、今年度は多分断念する結果となると思われるのではなかろうかと思いますが、これはまだ決定しているわけではございませんけれども、現在県内では小国高校に加えて今年度から上天草高校、八代清流高校、千原台高校の4校が実施すると聞いております。また来年度は東稜高校、熊本北高校も実施予定と聞いております。そこでまずは小国高校存続の会の会長でもある北里町長の見解をお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 議員から存続の会の会長でもあるというふうなことをおっしゃられましたけれども、この案件と存続の部分については少し別ではないかなという思いを私はしております。一つひとつちょっと長くなるかもしれませんが、整理をしながら答弁をさせていただきたいと思っております。まず小国高校存続する協議会、会でありますけれども、事業といたしましては様々な事業、いかにこの小国高校が魅力を持つ学校であるか、小国高校に行きたいというような思いを持っていただけるような学校になるかそれに尽きるというふうに思います。その部分については学力のほうもそうですしスポーツのほうもそうですし、やはり地域に根差した学校であると。そういうような学力、スポーツ、そして地域、この3つが大事であると。そしてまた特に専門とかですね、小国高校だからということで今ホッケーとか様々な活動も行ってありますが、クライミングとかあまり話題になっていないような部分も頑張っておられて、学力のほうでは科学部や文化部のほうも非常に活躍をしていると。そして先だってから小国高校のフェスティバル等もありましたけれども、高校の生徒たちの顔が非常に輝いておって、おぐチャンも積極的に高校の活動を放映するわけでございますけれども、今小国高校としてはよくなっているのではないかなというふうな見方をいたしております。そして地方創生の中で人口減に歯止めをかけるという部分で、小国町としても小国高校については行政として積極的に関わりを持っていきたい。何か魅力を持たせるために人員的に不足するのであれば、これは島前高校の話で、昨日島根県の隠岐島の島前高校の話題が出ましたが、島前高校あたりは地域おこし協力隊を関係する町村からその高校

に設置して、大阪だったり神戸だったりそこに島前高校のPRに行ったり、様々な活動をして、島ですから島外から学生の誘致を行っている。そのほかたくさんこの限られた時間では報告はできませんが、いろんなことをやっているというふうに思います。結論を申し上げますと、もし予算を割くのであればそういった部分に町としては支援をしていくというか、そういう魅力化のためにやっていきたいと。

さて、この修学旅行でありますけれども、今までは東京のほうに行っておられたのではないかなというふうに思います。県立高校でありますので、一定の金額が保護者の積立てなりでやられているのではないかなというふうに思います。その中でもこの小国町に関係する場所に、東京のほうの関係するところに行っておったと伺っております、それはどこかという北里柴三郎博士の関係する北里大学、そしてその横に併設するこれは白金にあります北里研究所、そして北里研究所の会議室でお孫さんである北里一郎先生の話聞くというカリキュラムがあったというふうに伺っております。そのあとには様々東京を見学されているという部分でお話を伺っております。そういう部分でその場所をどこにするかというのは、やはり学校のほうで判断をしていただきたいと。小国町のほうがどこがいいですよというようなことはそれはすべきではないかなというふうには思っております。さて台湾という部分についてでございますが、冒頭、議員がおっしゃられましたように、国際交流の観点ではもう28年も前から台湾の中国文化大学の学生をこの小国町にホームステイにいただいております。そして非常にこの小国の文化、日本の文化に触れていただき、温泉に入らせていただいたり、この自然環境豊かな小国町を満喫していただいて、農村宿泊もしていただいて一定の交流はできていると。その部分については町もいろいろな部分で御協力したいというふうな思いはしております。ただ繰り返しになりますが、修学旅行に関しては今現在のところ、町のほうからそういう支援というかそういう部分については考えていないというのが結論でございます。アンケートがどういう結果になったかはちょっと私も定かではありませんけれども、やはり生徒がもう高校生ですから、どこに行って学習してそういう修学旅行をするのか。やっぱり生徒の考えもあるでしょうし、次にはやっぱり保護者の考え、自分のお子さん方をどこに行かせたいかという部分、そして3番目に学校の考えがあるのではないかなというふうに思います。そこで支えなければいけないという位置づけでは、その存続のための部分ではありますが、直接台湾の修学旅行に補助することと、存続は少しちょっと意味合いの部分についてはかい離があるのではないかなというふうな見解を持っております。

以上でございます。

- 1番（穴井帝史君） 今助成という言葉も町長から出ましたけれども、やっぱり台湾に行く場合、現在より一人当たり3万6千277円ぐらい不足することになるんですね。もし来年以降、台湾に行こうという話が盛り上がった場合、町としてはそういう不足分の助成は一切考えていないのかちょっとお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 今現在東京のほうに行かれているのが、ちょっとどれくらいかは把握をしておりますが、今の議員のお話ではその部分からしますと3万幾らかぐらい足りないということでございますね。というのは今の東京分にプラスしてその金額がかかるというお話でしょうか。今最初に答弁いたしましたように、位置づけといたしましては一度助成金を出しますと、その台湾のが続く限り町から助成しなければなりません。それともう一つは、小国高校は小国町の中学校を卒業した生徒も行かれておりますし、南小国町の中学校を卒業された方も行かれておりますし、また最近では津江のほうからも少数ですが入校されているというふうに向っております。小国町の生徒、小国町の中学校を卒業された方に補助金を出して、南小国町からないとかいうとそこに不公平さが出てきておりますし、やっぱり生徒同士の話とかそういう部分に大きな影響を与えるのではないかなというふうな思いをしております。ですからじゃあ整えればいいのかというところはまた別で、基本的なスタンスとしては今町としては台湾の修学旅行については生徒の考えや保護者の考え、そういう部分を大事にしたいですし、基本的に町が県立の高校の修学旅行に出す位置づけ、それは要望があったからすぐ出すものではないというふうには思っております。

以上でございます。

1番（穴井帝史君） 私も高校生であればやはり東京に行って、そういう博士のところを見学したりとかディズニーランドで思い出作りをする方向に走ると思うのですけれども、この歳になってきますと、やはり台湾とか修学旅行で行ったのがいい思い出になるのではなからうかと思いましたが、ちょっとこういう発言をさせていただいたところでございます。

続きまして、次の質問にまいりたいと思います。8月の台風により一部地域は午後7時ぐらいまで停電が発生したりとか、現在小国町において、水力、風力、また地熱発電、太陽光発電、自然エネルギーには結構恵まれていると思うのです。現在においては電気事業法の網にかかっておりまして問題等もあり、また送電線の問題もあり、せっかく電気をつくる設備があって、町中が真っ暗、町中若しくは町外れが特にそうなんですけれども、もう真っ暗な状態が続くことがございます。一番ひどかったのは平成3年の台風19号のときには、地域によっては2週間も停電になったところもございました。現状ではもう無理とは分かっておりますけれども、せっかく電気を作る設備があって停電になるというのはちょっとおかしな気がしますので、将来にわたってそういう停電しない災害に強い町づくりをできないものかと思いますが、執行部のお考えのほうをお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 今現在の仕組みはもう御案内のとおりでありますけれども、電力会社が九州にはありまして、そこが送電網を設置して行っております。そういう部分で台風の影響で倒木等がありまして、確かにその線を遮断して停電という部分ではあるんですけれども、まず仕組みとして非常に技術的に難しい部分は確かにあるかと思えます。ただ私が、私がというか、小国町が将来これは戦略計画の中にも少し入れていこうかという部分があるのは、小国町が一定のエネル

ギーの地産地消という言葉が私発言をさせていただきましたけれども、これだけ自然環境豊かな、そして地熱の資源もあり木材の資源もあるこの小国町が産出したこのエネルギー、これをエネルギーの地産地消ですから、私たち住民がその生産したエネルギー電力を使っていくということができないかという検討をこれからできないかというふうな計画をしております。これは新電力会社設立というような話にもなっていくのですが、これは技術的にはそう簡単な部分ではありませんで、いろんなもちろん既存の電力会社とも協議が必要ですし、じゃあどういった形式で会社組織にするのかどうなのかと様々検討は重ねていかなければなりません、それでやっとな町内でエネルギーの地産地消ができると。ただそれであっても線はですね、家屋に電力を配線するには線を利用していくわけで、それは倒木があればもちろん遮断はされるので、なかなか地下埋設とかしない限りはそういう影響がやっぱりあるのはあります。技術的には非常に難しい部分ではありますがけれども、まずこの途中の段階のエネルギーの地産地消というところまではですね、町でもやっていきたいという思いはしております。

政策課長（清高泰広君） 町長が今言われたように基本送電は、今現在は九州電力の送電網を利用してるものですから、町内で発電されたとしてもその発電された電気をそのまま各家庭に配るということはまず現在の状態では不可能でございます。ほとんど今の町長の話と同じ繰り返しになりますが、平常の状態での地産地消ということでは今後の課題として考えております。現在の九電の送電網を使う限りは、災害時に現状ではそのまま使うというのはまず今のところは不可能と思われまます。ただこれから先、電力の小売りが全面的に自由化になりますものから、先ほど言いましたように新電力会社、この新電力会社というのは発電をする会社じゃなくて電気を売買できる会社ですね。今までは一般事業者といいまして、九州電力とか限られたところしか売買できませんでしたが、現在新電力会社という会社が全国的にできてきておりまして、その中の幾つかは自治体が新電力会社を立ち上げているところもございます。そういったところの事例を見ながらそういったエネルギーの地産地消のほうから検討を重ねていきたいなと思っております。

1番（穴井帝史君） 現在の電気事業法ではですね、特に地熱発電なんかにおきましてはほかの電気もそうかもしれませんが、勉強不足ですみませんが、停電になったら止めるというのが原則なんですよね。その流れが今申しましたように新電力会社等をつくれれば、技術的に難しいものもあると思いますけれども、是非ともこれは本当前向きに、ただでさえ災害が起きれば今の時代電気がないとほとんど生活ができないような状況にもなっておりますので、是非とも強力に前向きに考えていただきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） そういう戦略計画にも一部入れておりますものから、それはやっていきたいというふうに思いますけれども、この部分についてはどういう枠組みで行っていくのか、第三セクター方式の株式会社にするのか、そのほか一部岐阜県のほうでは財団法人でやっているところもあるんですけども、まだスタートはしていないのですが、福岡県のみやま市というところ

ろは会社組織ですか、全国ではそういう事柄を始める自治体が出てきております。そういう部分でありますので、そこあたりを検討しながら趣旨とかいう部分になれば議会の皆様方にまたお諮りをしながら進めなければなりませんので、途中経過などをまたお知らせしながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

1 番（穴井帝史君） これは何年後になるか分かりませんが、本当小国以外の地区はもう真っ暗でも小国地区だけは明々とするような災害に強い町づくりにもつながると思いますので、繰り返しになりますが何年後になるか分かりませんが、是非とも前向きに検討なされてください。

次の質問にまいりたいと思います。近年、台風はもちろん季節の変わり目や天気の変り目において非常に強風が吹くことがございまして、昨年度は雪害によるビニールハウスへの補助等がなされましたが、ハウス農家の話を聞きますと特に今問題になっているのが、ビニールの処理ですね、そのビニールの処理が産廃物になるものですから、量が多いと高額な料金を徴収されたり中には倉庫の中に保管したりとか、野積みにしたまんまになっている状態もあると聞いておりますが、そこで思うのですが、ビニールハウスのビニールに対する産廃の補助金の補助制度とかを設けることはできないのか質問したいと思います。

産業課長（澁谷洋典君） お答えいたします。農業用廃プラスチックの処理におきましては、目的としましては野外での焼却や不法投棄などがないように、各地域での協議会や農協単位で収集を行うような体制が取られております。小国郷の現在の収集状況といたしましては年に2回、11月と2月でございますけれども、収集場所といたしましては、南小国町の国道212号線沿いのJAの施設のほうにおきまして収集を行っている状況でございます。処理量といたしましては、平成25年度が約15.6トン、平成26年度が約26トン、処理費といたしましては、今議員の言われました廃プラ、ポリになりますけれども、これにつきましてはキロ当たり15円の費用がかかっております。それに対して農協のほうで3円の助成をしている状況で、農家の負担といたしましては、キロ当たり12円の負担になっているかと思っております。これにつきましては小国郷にも小国郷廃プラスチック処理協議会というのがございまして、この協議会に対しまして平成18年度ぐらいまでだったと、私が調べた限りでは平成18年度までなんです町からの助成も行っておりました。それがなくなった経緯というのはちょっとはっきり分かってはいないんですけれども、そこで集められた廃プラ類につきましては、今度指定された収集運搬業者によりまして熊本県の廃プラスチック処理事業協同組合というのがございまして、そこに持ち込まれて処理されるような仕組みとなっております。ちなみに本日この質問があるということで、産業廃棄物の民間の業者あたりにも処理単価あたりも聞いてみたんですけれども、そちらのほうの単価ではキロ当たり35円から45円かかるというような回答をいただきました。じゃあなぜここの熊本県の

廃プラスチック処理協同組合で処理した場合、キロ15円と安いのかというところはですね、ここは基本的に再生利用、リサイクルを目的に処理を行っているということで、単価のほうも抑えられているのではないかと思います。町の助成がなくなったというのも、一つは集まってくる処理の量が少ないということもあるのではないかと思いますし、農家にもちょっとお聞きしましたけれども、そこに出す場合に泥やごみをちゃんと落としてつづら折りにして、同種類のフィルムでちゃんと縛るとか結構手間がかかるらしいのです。ですから処理費用がどうのこうのというよりも、出す手間のほうがちょっと大変ということも量が集まってこない理由の一つになっているのではないかとこのように考えております。

以上です。

1番（穴井帝史君） この際ですね、安ければちょっと手間はかかっても、片付けに際してはやっぱり意識の向上につながるものと思われまますので、せっかく小国町は環境モデル都市ですのでそういう廃棄物をなるべく除去するような形でですね。特に今年は日照不足等の問題で野菜の集荷もままならないと聞いておりますので、是非とも今後前向きな御検討をいただきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 先ほど答弁を課長のほうからしました。こういった部分も更に周知を農協と一緒になってしまうと、実際のところ集まりが少ないというような部分もありますので、そのあたりのところをもう少し分析というか、なぜそういう状況なのかというのをちょっと町としても把握をしたいというふうには思っておりますが、だからといってすぐこの部分を助成金とかうんぬんとかいう部分にはちょっとまだ至らないかなと。もう少し状況の把握をさせていただきたいというふうには思っております。

以上です。

1番（穴井帝史君） 状況把握もちょっと時間はかかるとは思いますけれども、その辺は今町長が述べられたように、確実に状況調査等を行いましてこの問題の解決に向けて進めてもらいたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。11時30分より再開いたします。

（午前11時23分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）

6番（時松唯一君） 6番、時松唯一です。それではまずは平成26年度決算認定が、昨日認定されたところがございますけれども、今回運営補助金について町長の所信をまずお伺いする前に、熊日の6月26日に官民連携で稼ぐまち、まちビジネス投資家、木下斉さんという方が講演をなさっております。ちょっと読ませていただきます。国のモデル事業で幸せになった町を見たことがない。人口減少社会の今、利益を生むことを考えず補助金依存の活性化策をやればやるほど地

方は衰退すると従来の手法を痛烈に批判したと。実践するのは町を一つの会社と見立てて経営する。これが非常に大事だと。行政と民間が互いの利点を生かし、収入に見合う施設を作るという逆算の手法が大事。確実に稼ぐことを意識した活性化に取り組んでほしいという講演をいたしております。これは100%どうかこうかということは町長以下執行部が考えることですが、私は賛同しております。

まず今回監査委員からの指摘で経常収支比率で非常に92.6%と悪化しておると。この悪化している中で何がその原因かということになりますと、やはり義務的経費ですね、給料、それから補助費。今日はその補助費についてまずお尋ねいたします。

各種団体に対する運営補助金について町長の所信をお伺いいたします。決算書から拾っていきますと、町から実に144の団体に対して補助金が支出されており、その合計額は3億4千万円に達し、予算総額の約5%を占めているのであります。決算割合からいくと5.9%になります。補助金が予算規模の5%を占めるという実態は類似町村と比較してどうなのか、比較をしたことがあればお答えいただけます。

町長(北里耕亮君) 小国町のほうからいろいろな団体やそういう分野に補助金を出しております。この部分についてはこういう中山間地、過疎地であり、この自然環境や集落の維持、町民の生活を皆さんが幸せに暮らすために様々な部分で町から助成金を出し、そしてその団体やその事柄、産業だったり農業、林業様々な部分、商工業、観光業いろいろありますけれども、そういう部分が活性化をして更に町民として幸せに暮らすことができるように町から出しております。私といたしましては、その部門一つひとつ、今回決算においては全員協議会で慎重審議がされたものというふうに私は思いますけれども、見直すべきところは見直すという発言もさせていただきましたし、この部分については是非町民の生活に密着をしておったり、また部門ごとにおいては是非伸ばしたい部門ですからということで、これは続けたいというような言葉を発した部分でもあります。補助金制度を私は否定をするものではないというふうに思っておりますし、ただそういう中でも補助金ありきだからいいですよという立ち位置でもありません。自立していくのが本来の姿ではありますが、より伸ばす部分に少し行政から背中を押すというような部分はあってもいいのではないかなというふうな思いをしております。この部分については議会の方々からも様々についてもう少し助成金、補助金をという声も本当に非常に多く聞きます。そういう部分について全て私ができるというふうに答えたこともないですし、一切いたしませんと言ったこともありません。それは事柄によって議論の中で深めていきたいという所信であります。類似町村との比較については担当のほうから答弁をいたさせます。

総務課長(松岡勝也君) 類似町村との比較ということでございますが、これは毎年決算ということでホームページのほうで公表されております。その中で特に財政関係としましては、郡内県内の公表の金額は見ております。この中で通常の一般会計と公表されております補助金につきまし

ては、いろんな公益関係や外部の公営企業への負担金も入っております。ですから一般会計と比較すると通常の公表の補助金は大きく出ておりますので、そこ辺のところは一般会計と区別して見なければちょっと大きく出ているなというふうな気はいたしておりますが、うちの場合が類似町村と言いますと、嘉島町や荅北町とかいうところになります。どうしても条件的に人口とかその辺からいきますと、類似町村ですがなかなかちょっと比較にならないということで、どちらかと言えば阿蘇郡内の高森町とかその辺と大体比較をしておりますけれども、特段補助金がずば抜けて多いとかいう状況では、この決算の表から見ますと、なかなか読み取れないという状況でございます。一応決算の表としては目は通しておるところでございます。

以上です。

6番（時松唯一君） 6番です。類似町村はインターネット上で私も見えていますけれども、私が今申し上げているのは結局これだけ苦しい財政の中に補助金を恒常的に出しているのかと。そういう中で補助金を支出するということは公益上に必要があるから出しているのでしょうかけれども、自分の自家の町に財政力はなくして、その補助金を検討はしているのでしょうかけれども再度見直しをしているかどうか。してきたものを来年度の予算に計上してほしいということをまず申し上げますけれども、そのことをどのように考えておられますか。

町長（北里耕亮君） その都度答弁をいたしておりますけれども、それぞれの分野については一つひとつチェックと検討を重ねております。必ず翌年度の予算協議が、例えば平成28年度の当初予算を検討する際には、今は早めに予算協議をスタートしはじめます。職員の全体説明会を例えば11月の頭ぐらいからスタートして、12月にかけて部門ごとにこの部分がどうであるかということを確認しながら、そして3月の議会まで綿密にやっているというような状況であります。

以上です。

6番（時松唯一君） はい、6番です。当然のことながら予算計上する場合には、各団体から申請書が上がってきているかと思えます。各所管課には申請書が上がり、それ今町長がおっしゃったようにそれを精査し照査し、そして積み上げて予算計上するかと私は思いますけれども、まず先ほど団体に交付されたもので、監査委員の意見もございますが団体には約3億円とですね、それから個人に交付されたもので3千800万円というようなものがございます。そこでお尋ねですが、まず同僚議員と重複する可能性がありますけれども、まず財政援助団体、阿蘇農業協同組合、森林組合、小国町商工会、それから学びやの里、わいた温泉、社会福祉法人小国町社会福祉協議会、それから杖立温泉観光協会がございます。今回の監査委員の指摘の中には、わいた温泉組合に対しては鉱泉維持補修費補助金について岳の湯組所有源泉周辺の補修等の活動実績については報告書を提出させること、ということは今までは報告書がなかったということでしょうか。

情報課長（藍澤誠也君） わいた温泉組合の鉱泉維持補修費につきましては、レジオネラ菌の各源泉のレジオネラ菌の調査を行っております。その報告書はありませんが、領収書のほうは添付を

してあります。

以上です。

6 番（時松唯一君） 6 番です。わいた温泉それから杖立温泉組合が観光協会ですかね、そういう中においてこれは答弁は必要ございませんが、杖立観光温泉協会については件数が 1 件ほど減っている。増えていることはなく減っていつているということですよね。それからもう 1 点、まずこれは町長にお尋ねいたします。社会福祉法人小国町社会福祉協議会が設立されて数年になります。町の制度と社会福祉協議会の制度は違います。制度のことを私は申し上げませんが、ただこの今社会福祉協議会が独立して、今からやる中において理事が 7 名ですかね、その理事の中に町長が在籍していらっしゃる。若しくは今後はそういうことはあり得ないと思いますが、町の議員が入るということは、いささか将来に向かってちょっとおかしいのではないかというような気がしますが、町長いかがお考えですか。

町長（北里耕亮君） 社会福祉法人の例えば小国町社会福祉協議会の話をしてみると、その中の理事と評議員という枠組みがございます。その理事の中に私が入っているということではありますが、何ら問題はないというふうに思っております。

以上です。

6 番（時松唯一君） 何ら問題ないというのは、町長自体が町長として問題ないと思っているのでしようけれども、これは評議員の中で理事を選任し、その中において会長を選出するというようなことになっているかと思えます。ただこれは定款を見ますと、事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とするというそういう中において、第 4 条に自主的に経営基盤の強化を図るとともにその提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。この透明性というところで、私はこれもホームページを開いてみましたが、あくまでも社会福祉法人、小国町社会福祉協議会理事名簿、任期、平成 26 年 4 月 10 日から平成 28 年 4 月 9 日、来年の 4 月 9 日ですよね。これまでが理事が今町長がおっしゃっているように 7 人いらっしゃいますよね、8 人ですか。その中に元議員だった方もいらっしゃいます。それから前会長だった方が今は施設のほうに回られていらっしゃる。これも制度が違うということであれば、私は何も言うことございませんが、ただ独立とそういう透明性を図るのであればやはり福祉協議会、独立した頑張っている百数十名の方々が夢を持てるそういう協議会を作っていくのが、その後押しをするのが町ではなかろうかと思いますがいかがですか。

町長（北里耕亮君） 御意見のとおりだからこそ理事に町の町長が入って、そして中の運営で社会福祉を増進するためにも努力をしているわけでございます。郡内のほかの町村の社会福祉協議会においては、首長が会長を兼ねているところもあります。そういう部分において理事会の中では慎重審議をしながら一つひとつ議案を精査しながらそして決定していくと。法的にも何ら問題は

ないというふうに思っております。

以上です。

6番（時松唯一君） 6番です。何ら問題ないということなのですが、以前は宮崎暢俊町長が福祉法人の会長だったかと思います。前町長はそういうことのないようにということで、今の状況が生まれたかなというふうに私は理解していますけれども、勝手に理解しています。多分私はそうだと思いますが、町長の考えからいけばやはり理事の中に町長はいなければいけないと。突出した経験のやっばりある方は二人までは採用できるということであれば、ここが多分坂本先生なのかなというふうに私は理解しております。ただいかにせん、やはり法人であって独立するのであればやはりそこにはですね、町長がそこに理事としていけば、町長が推薦した人であれば、嫌とは言えないのではないかなと。ここに評議員ですかね、選ばれる方々がいますけれども、やはりどういたしましても、じゃあ理事にこの方を推薦してはどうですかと町長から言われれば、ほかの理事の方は嫌という方がいらっしゃいますか、というふうに思います。

町長（北里耕亮君） 誤解が大分あるようでございますが、私がほかの理事を推薦したというような経緯もないしそういう事柄もありません。制度的には評議員会が理事を提案してそこで決まっていくという部分で。そしてまた先ほど個人の名前も出ましたけれども、ほかの団体の人事にあまり、構成です別組織でありますので、この部分については私の部分の事柄については私自身の考えを述べさせていただきましたけれども、ほかの方についてはなかなか答弁もできませんので、私はほかの理事の推薦とかそういうことをしたこともないし、制度上何ら問題はないという部分を繰り返させていただいて、答弁をいたしたいと思います。

6番（時松唯一君） 6番です。妥協する点が町長と私にはちょっと見付かりませんが、私としては皆さん議員いらっしゃいますけれども、やはり何ら問題のない社会福祉協議会の理事に町の町長がおられると。ある意味では協議会としては助けになるでしょう、ある意味ではマイナス、負の部分もあるかと思いますが。そこら付近は十分考慮して理事として努めていただきたい、そういうふうに思います。

じゃあ、次の質問にいきますけれども。また元に戻りますけれども、144の団体の中に精査し照査し予算を組み上げていく中で、これが全てオーケーだというものはないと思うのですよね。やはり切り詰めていく箇所がかなりあります。その中においてはやはり教育委員会でもあり、教育委員会の今から坂本善三さんの善三美術館としてではなくて、学校教育の一環としてそこを使用しながらやっていこうという同僚議員の意見がございましたけれども、学校教育の中で使用するということになれば、それは夏休み、休み期間なのか、学校教育の教科の一環としてやれるのかどうかを教育長にちょっとお伺いいたします。

教育長（北里武一君） 学校教育というのはやはりきちっと学校教育法の中に指導要領、教育課程というのがはっきりしております。そういう点で美術館というのはあくまでも美術のそういう授

業の一環としてそれを取り上げているわけでございます。したがって授業数の問題で夏季休業中にするという点もございまして、又は普通の授業のときに美術の時間の一環として実施しているというところもございまして。

以上です。

6番（時松唯一君） 6番です。美術館として、美術館という固有名詞が付いてますから、一つはそこに引っ掛かる部分があるのかなという気がいたします。それからこの件につきましては再度町長にお尋ねいたしますけれども、3億数千万円の繰入れをしているという中において、やはり建設的な施策的な、そういう5年なら5年でもこういうふうな状況でここまで持っていくますよと。ただこういうことをやりましたから今年もこういうふうに行うと思います、思いますでは、私はまた来年も繰入金で900万円、1千万円近くかかるのではなかろうかと危惧しておりますがどのようにお考えですか、町長。

町長（北里耕亮君） 先日も答弁をさせていただきましたけれども、美術館についてはこの町に必要な部分であると思っておりますので続けていきたいというふうに思います。ただ開設当初から繰入金の推移も変わっておりまして、ちょうど8年、9年ぐらい前に一度ぐっと削減をさせていただいた時期があります。しかしどうしても、一遍に削減をした経緯もありまして、非常に運営に影響が実はありました。その中で喫茶店、今その中を少し改装いたしました、今現在の事務室のところが喫茶店でありましたその影響で、職員の方とか非常勤職員、臨時職員が少し人数も多かった時代もありましたけれども、今配置等を考えながら工夫をいたしております。それに前回答弁いたしましたように、更に町民に密接に関係があるような、小国町民が例えば文化振興ができるような、以前から町民ギャラリーというのを設けておりますけれども、更にまたあの場所で絵画教室、今現在もやっておりますけれども更に増やしていきたいと。そしてちょっと大きな構想でありますけれども、先だつて言いましたように、これ可能かどうか分かりませんが、鍋ヶ滝にたくさんの観光客の方が行っておりますが、そういう部分でその通りに面しておりますので、何かしらちょっと立ち寄っていただけるような仕組みづくりができないかなというふうな思いもしております。総論を言いますと、その美術館については社会教育的な意味合いもあるのではというような御意見もおりますので、この部分については一定の繰入れはさせていただきながら、そしてできるだけ数多くの町民の方に入っていただき、もちろん町外の観光客の方にも入っていただき発展をしていくような形で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

6番（時松唯一君） 6番です。美術館に対しては是非、情報課なり企画があれば町住民の方にアンケートを一回取ってみてください。今おられる方々がそこに何回、1回以上、何回行ったのかとか、そういう地盤をしっかりと固めて今町長がおっしゃったようなことをやっていくと。ただし、この絵画というのは多分お金がいります。私たちの冷暖房は木陰に入ればいいのですけれども、

やっぱり美術品というのは湿気も冷暖房で湿気が来ないように、あるいは画が劣化すればそれを補修するのに何百万円もかかるのではなかろうかなと危惧しております。だからその坂本善三美術館を町としてやっていく以上は、やっぱりそこら付近も念頭に置いて、その金額あたりもちゃんとはじき出せる、そこにいわゆる坂本善三さんのファンがおります。ファンの方も集めてやっぱりそれを守るような組織づくりをやっていただきたい。そういうふうに思いますが、いかがですか。

町長（北里耕亮君）　そういう思いのあるというか、坂本善三美術館友の会という組織がありまして、実はその友の会から毎年近い形で絵画を寄附していただいたり、友の会主催でコンサートを開いていただいたり様々な活動を行っていただいております。そういう部分で今教育委員会が所管ではありますが、様々広報というかPRも課を越えて連携して、また町としても頑張っていきたいと思っておりますし、また20周年ではありますけれども更にいろんな部分をやっていきたいというふうに思っております。また12月にはこれも先だって言いましたが、坂本善三美術館の運営協議会という組織もありまして議会の方からも入っていただいておりますので、様々な意見を取り入れながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君）　ではここで暫時休憩をいたします。再開を1時からお願いいたします。

（午前11時57分）

議長（渡邊誠次君）　それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君）　6番、時松唯一君の一般質問を続けます。

6番（時松唯一君）　6番です。社会福祉協議会の件で、人事等制度の違いはよく分かっておりますが、会長等についてですね、隣町あるいは他の町村で町長が会長をしているのであれば、私の町も会長は町長がなされたらいかがかなというふうに思います。それからいわゆる社会福祉協議会にしても坂本善三美術館にしても、関連の方々と私ども議員の中で懇談会等を開きながら勉強をしたらどうかというふうにこれは提案でございますがいかがでしょうか。

町長（北里耕亮君）　また私がこの9月議会に発言の中で少し多いフレーズが、議会の常任委員会や全員協議会とかいうところで議会からの御意見をまたたくさんいただきながらというフレーズを何度か申し上げております。この坂本善三美術館についてもそういう話題に議会の中で、常任委員会ですのかどういいう形ですのかは議会に委ねたいというふうに思っておりますので、執行部としてはそれに対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

6番（時松唯一君）　6番。是非、懇談会を持ちながら、坂本善三美術館それから社会福祉協議会の方々と話し合いを持ちたい。また今の町長の答弁のようにそういうことを前向きに考えていた

できれば、近いうちにでも今年度中にでもお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。まず入湯税、これは前回から同僚議員も私も何回も質問したかと思いますが、その入湯税について、杖立、わいた、どちらもございます。このいわゆる鉱泉浴場の修理あるいは災害用の環境関係に使われることも私は承知しております。そういう中において、きっちりと通帳等が整理されているかどうかこれも以前指摘したかと思いますが、まずそちらをお伺いいたします。

町長（北里耕亮君） 入湯税の話題については、議会の中でも数回話題に出たかと思いますが。本来この入湯税、目的税ではありますがけれども、その部分において小国町については一定の部分でその入湯税を還付と言いましょか、その地域に還元をして地域の振興であったりいろんな部分に活用をいただいております。その徴収方法であったりその管理であったりというのはまた担当の所管から答弁をいたさせます。

税務課長（北里康二君） 入湯税につきましては温泉管理者が特別徴収者となりまして、いわゆる預かり税ですね、そういうことで申告をしていただいて、入金していただくということになっております。その延べ数が監査意見書の25ページに出ている年度ごとの延べ数ということでございます。

以上です。

6番（時松唯一君） 6番。ちょっと税務課長の答弁が聞き取れなかったのですが、1点は入湯税というのは税金ですから、その部分について私は申し上げているわけじゃないんですよ。今町長のおっしゃった還付していると、いわゆる数千万単位になるかと思うのですが、私が今申し上げているのは、還付したときに還付した内容のものがきちんと整理され通帳に記入されているのか、それをちゃんと監査委員も同等ですが担当もちゃんとやったのかと。その通帳等はあるのかというのをお尋ねしたい。

情報課長（藍澤誠也君） 監査におきましては、一応事業計画と補助金の入金等を確認しております。杖立温泉観光協会におきましては、両方ですが、一つの通帳に全部の補助金が入金をされております。その確認はしております。出の部分、入りの部分とそれぞれの支出の部分に関しては確認をしております。

以上です。

6番（時松唯一君） 6番です。杖立地区に対しては1千130万円程度ですかね、それから西里、北里地区には450万円程度と。私が申し上げているのは、そういう書類はじゃあ実際確認をし、ちゃんと保管されているということで理解してよろしいでしょうか。

情報課長（藍澤誠也君） 領収書においても実績報告書の中では添付していただいておりますので、そのように御理解していただければよろしいです。

6番（時松唯一君） 6番です。再度になりますが、いわゆる中山間地域等に対しても皆さん御存

じのように、今年が通帳をゼロにしなければいけないというところで一生懸命やっているところなんですよね。ですからその通帳がゼロなのかあるいはその繰越しがあるのか、そこを再度お尋ねいたします。

情報課長（藍澤誠也君） 私どもが確認しておりますのは、杖立におきましては補助金の入金800万円、それから100万円、それから266万7千円。わいたにおきましては80万円、それからそういう補助金におきまして、150万円確認をしております。補助金だけの通帳、受入れの通帳ではありませんので、ほかずっと羅列をされておる部分があります。最終的にゼロというものは確認しておりません。補助金以外のお金に関しても入っておりますので、ゼロにはなっていないというふうに理解しております。

6番（時松唯一君） そういうことであれば、やはり確認は必要かなというふうに思います。来年度あたりはきっちりとそこは確認をしていただきたい。

次に移ります。まず、各種団体の多くは任意的につくられたものが多いかと思えますけれども、そういう中において臨時的に補助をするならば私も納得するのですが、これが恒常的に補助をしている団体、いわゆる今度の決算認定議会でもいろいろ話題になりましたスポーツクラブ等もございます。そこら付近で担当課の課長の答弁では、均等割でグラウンドゴルフですかね、同僚議員が質問したときに、ゲートボールやグラウンドゴルフや年寄り、年寄りというところとちょっといけませんけれども、病気をしないようにということで行われている。そういう中においていわゆるtoto事業があり、あるいはその金額が減ったから負担金をくださいというようなことに関しても、こういうことをきっちりと臨時的にする部分については私は納得しますが、恒常的に今回も予算の中にやっていくということはちょっといかがなものかと思えますが、その見解はいかがでしょう。

教育委員会事務局長（横井 誠君） ただいまの質問にございました、総合型地域スポーツクラブの件についてでございますけれども、平成26年度の決算におきましては、当初予算それから補正予算、合計の800万円ということで支出させていただいております。今年の予算につきましては、金額は300万円が変わりはありませんけれども、これまで小国ドームの管理をお願いしていました平成26年度で計上させていただきました144万円につきましては、その300万円の中に実質的に組み込まれるような形で予算のほうも通していただいております。ですからこれまでの補助金と差引き計算しますと、金額的には補助金のほうは平成27年度に関しましては減っていると、そういう状況で少しずつではございますが、自立が基本でございますので、できるだけそういう状態に近づきますよう今後とも努力していきたいと思っております。

6番（時松唯一君） 6番です。いわゆる体協関係もあるかと思えます。そういう流れというか、そういう一つの中に取り入れていくことが大事かなというふうに思います。以前、総合スポーツということで一番多いのはサッカーかなと。サッカー人口がほとんど8割を占めていたという経

緯がございます。そういう中を含めてでも、やはりもう一度検討を見直すことが必要かなということをお願いいたします。それから先ほど来、環境に関して同僚議員のほうからいろいろと質問がございましたけれども、まずこれは皆さんももう御存じでしょう、一般廃棄物それから産業廃棄物とございます。それから一般廃棄物は皆さんの家庭が出しているものでございます。それから産業廃棄物というのは事業系ですよね。農業というのは業ですから、これは産業廃棄物になります。その中においてやはり相応の負担をしていくということが前提であります。そういうことをやらないで不法投棄というのもございます。不法投棄をすれば刑罰が科せられます。刑罰というのは10年とか、他町村のほうですね、いろいろ裁判沙汰になって数百万円というものをお支払いしたというところがございます。もう皆さん御存じですよ。400万円から500万円不法投棄でやる。これは人糞でも糞尿全てそうでございます。いわゆるそこの中にもう少し勉強していただきたいのは、いわゆる廃棄物は一つの廃掃法があり水質汚濁防止法あり、法律がたくさんございます。これだからこうということはありません。だから業を営んでいる以上はそこら付近はきちんと勉強していただかないと、これは自分がよかったからというものじゃなくて他人が見るものですから、そういうものでございます。併せて参考までに申し上げておきます。最後になりますけれども、まず地方財政が厳しい中に実効性のある対策を加速させて来年度予算につなげていただきたいことを申し上げて、私の質問を終わります。

町長（北里耕亮君） この9月議会の決算議会の最初の挨拶の中で、決算は予算の鏡というふうに言わせていただきまして、全員協議会のときにもそれぞれの委託料であったり補助金であったり負担金であったり様々話題が出ました。先ほども言いましたように、11月の頭ぐらいから平成28年度の予算協議が内部での部分が始まり、そして12月、1月というふうに議論を重ねてまいります。その間にはまた12月議会も挟みますし、様々な常任委員会の活動であったり全員協議会の部分であったり御意見いただく機会もあると思いますので、引き続き議会の皆様方からいろんな御意見もいただきたいと思いますが、町としてですね、やはり選択と集中と言いましょか、伸ばすべきところは伸ばしたいと思えますし見直すべきところはと、これは繰り返しになりますがそういう部分も思っております。そういうふうにさせていただくことを発言させていただきながら答弁とさせていただきます。

議長（渡邊誠次君） ではここで暫時休憩をいたします。再開を1時20分からお願いいたします。

（午後1時15分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時20分）

3番（北里勝義君） 3番、北里です。一般質問を行いたいと思います。まず1点目は、効果的かつ効率的な行政運営についてお尋ねをいたしたいと思います。今年の4月から第4次一括法がまた施行されております。これによって地方分権改革もより一層進んでいくのではないかなという

ふうに思っております。この地方分権改革の大きな一つの柱といたしまして、事務権限移譲があるかと思えます。ここでお尋ねをいたしたいと思えます。現在までに事務権限移譲された項目数です、また今後、今検討中、また今後権限移譲される予定のある項目数についてお尋ねをいたしたいと思えます。

総務課長（松岡勝也君） 御質問にお答えいたします。御承知のとおり、平成12年に地方分権一括法が施行されまして、ただいま3番議員が申しましたように平成23年から第1次地方分権一括法が始まり現在の4次に至っております。この中で権限移譲及び規制緩和について具体的な改革が追加されております。本町おきましては現在対象事業といたしましては16項目ございまして、実際、事務交付をいただいている項目は11件ございます。ちなみに交付金といたしましては平成26年度が50万7千円ということで、これに対する交付金をいただいております。具体的な中身では合併浄化槽関係、又はパスポート関係の事務でございます。また今後事務権限が移譲される項目ということでございます。今現在48項目中、市町村に関係する項目は42項目ということでございます。この42項目の中におきまして県の重点項目といたしましては、小国町に該当するのは5項目ございます。主なものとしましては農地法関係等が今後検討されるということでございます。

3番（北里勝義君） かなりのまた権限移譲が出てくるかと思えます。今総務課長の答弁にありましたとおり、私も例えばパスポートの申請だとか浄化槽の設置届け、そういったものについては従来は振興局また県庁また保健所、そういったあたりに出向いて申請していたのが役場の窓口でできるということでございます。かなりその面についてはワンストップと言いますか、割と利便性が高くなってきたのではないかなというふうに思っております。また国においては今後何といいますか提案募集方式といいますか、そういった中で各自治体がいろんな権限移譲の要望をすれば検討をしていきたいというようなことも聞いております。小国町において、今現在こういった国に対して提案型といいますか要望している権限移譲等があるのか、また今後出てくるのか、そこら辺が分かりましたらちょっとお尋ねいたしたいと思えます。

総務課長（松岡勝也君） 平成26年度におきましては、権限移譲及び規制緩和に係る提案募集型ということで国のほうが募集をいたしております。調べによりますと、全国的には千件ぐらいのいろんな提案が上がっております。今後小国町としましては具体的に提案は上げておりませんが、全国的にはかなりな提案が上がっております。そういったところで重複する点、また小国町に重なる点があるかと思えますので、今後こういった形の提案を研究していきたいというふうに考えております。

3番（北里勝義君） いろんな提案型ですので、またいろんな要望があればこれは継続的にやっていくだろうと思えますので、また検討をしていただきたいというふうに思っております。また昨年内閣府がアンケート調査あたりを行って、私も一般質問したことがあるかと思えますけ

れども、この事務権限移譲で感じられるメリット、またデメリットあたりをどのように感じているのか、そこ辺のところをまたお尋ねをいたしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 権限移譲に伴いますメリット、デメリットということで、先ほど申しましたように合併浄化槽及びパスポート事務ということで、合併浄化槽につきましては、年間14件から15件というふうに担当からお聞きしております。またパスポート事務につきましては大体年間平均100件の受付があるということで、メリットとしましてはやはり町民に対するサービスの向上はもちろんですが、事務のワンストップ化ということが一番のメリットじゃないかなというふうに思っております。また、デメリットと言っては何ですが、その事務に費やす時間で、そういったことと自分の持っている時間とプラスまたそういった事務の時間が増えてくると。また専門性とかそういったところも必要になってくるところがデメリットと言っては何ですが、そういったところが感じられております。

3番（北里勝義君） 昨年、やはりこういうアンケート調査あたりで報道・報告されている中で、やはり仕事を受け入れる体制の整備、それから職員の専門性、それから財源の充実、このようなところが全国的にアンケート調査で挙げられております。小国町においてもやっぱり同じようなことが言えるのではないかなというふうに思っております。これについて、今後職員体制だとかその専門性、そういった中で今後の課題をどのように取り組んでいくのか、そこら辺何か考えがございましたらお尋ねいたしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 権限委譲につきましては、やはり市町村によりますとなかなか受け入れておられない町村もございます。ですから小国町のほうにつきましては早く取り組んでいる部分もありますけれども、こういったところにつきましてはやはり時間が費やすのを待っているわけじゃなくて、やはり県のほうも重点項目と挙げているところにつきましては、早めに内容等を確認しながら受入れ態勢を考えていくとかいうところも必要ではないかなと。また将来の専門性、そういうところも早めに確保していくとか、そういうところも必要になってくるかなと。併せて今申しましたように、予算的な面も考えていく必要が併行して生じてくるというふうに考えております。

3番（北里勝義君） また、この事務権限移譲と併せまして、同じくやっぱり行政運営の中で効率的な行政運営を進めていく中で、もう1点はIT化があるかと思えます。今IT化が進められている中で、毎年IT関連の予算も計上されております。このIT化に伴ってどのように住民サービス向上につながっているのか、またそのことをどのように評価しているのか、そのことをまたお尋ねいたしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） IT化につきましては、御承知のとおり予算でも大きい部分を占めております。小国町の庁舎内を見させていただきますと、やはり住民窓口の1階、住民課、福祉課、税務課と申しますと、町民に対するいろんな証明書であったり給付金であったり、手当、支援やそう

いった料金関係もございしますが、そういった全ての形にはやはりITが必要でございします。そういった町の中におきましても、行政システムを導入しております。そういったシステムがないと全ての町民に対する窓口業務、またいろんな県、国との連絡のいろんな文書のやり取り、そういったのが全て関連しております。これは関連していない課はございませぬので、そういったIT関連につきます、今更に向上しておる状況でございします。評価という形になってきますと、実質はそれぞれのもちろん業務上のシステムはもちろんです、インターネットあとは県とのメールのやり取り、またいろんな職員間の日程調整、いろんな連絡、そういったことにも非常にITの力があると思っております。また日常いろんな国、県とのやり取りの文書管理、また条例関係、それもこういったITの業務の中で行われているのが、非常に住民サービスにもつながっている。また国と直接つながっております行政総合のシステム関係もそうでございします。そういったのが全てIT化が進んだ中で、こういったサービスが向上しているというふうに思っておりますので、更にこういったシステムの高度化が進むと思われますので、更にこういった専門性も必要になってくるというふうに考えております。

3番（北里勝義君） 私もこういったIT化が進められている中で、やはり住民サービスあたりは充実化してきているのではないかなというふうに思っております。またこういったのが進められている中で、人件費等について片一方ではIT化で予算を計上していく中で、人件費あたりとの関わりといいますか、例えば残業代も含むところの人件費あたりにどう、これは難しいかも分かりませぬけれども人件費等の兼ね合いといいますか、その辺どう反映されているのか、その辺が分かりましたらちょっとお尋ねいたしたいと思ひます。

総務課長（松岡勝也君） IT化と人件費の問題といいますと、直接比較はしたことはございませぬが、これだけの制度と緊急性、速度を求められる中で、もちろん人間で事務作業ですするには到底追いつかないような作業をこなしているわけでございしますので、もちろん人間と比較した場合には相当の人件費削減になっていると思ひます。しかし併行しながら、こういった保守委託料は続くわけでございしますので、なかなか比較するのが難しいわけでございしますので、人件費の反映にされるといひますと、実際反映されているというふうに判断しております。しかし、またこれに対する職員の先ほど申しましたように専門性、またセキュリティの問題などが併行しながら必要になってくると思ひます。

3番（北里勝義君） やっぱりこういった中で、やはり事務量が早くなつた分、またIT化で例えば設計だとかいろんな分で、ITが職員何人分もの仕事をする部分もあるかと思ひます。その中でやはりそのことによってまた職員の方々においては、より一層住民のサービスに努めていただくことがまた大事ではないかなというふうに思ひますし、このように多様化といひますか複雑といひますか、そういう状況の中で、私は事務事業評価や施策評価そういった行政評価を導入して、限られた財源の中で効果的かつ効率的な行政運営を進めていかねばならないというふう

に思っております。このことについて町のお考えはどんなですか。行政評価についての考え方は。

町長（北里耕亮君） 御意見のとおりに午前中からのいろんな御意見の中で、それぞれの補助金の見直しとかそういう話題も続いております。そういう中で行政のそれぞれの項目には、たくさん事業があります。その事業だけではありませんけれども、それぞれの款、項、目それぞれたくさんありますが、そういう行政評価、事務事業評価、そういう部分については日頃から行政内部で行っているつもりでありますし、またこういう議会の場でいろいろな御意見もいただいている部分であります。ほかの自治体では、行政評価委員会とかそういうような組織を設けている自治体もあるかとは思いますが、今現在小国町としてはこういう内部のチェック、それから外部というか議会と執行部のそういうチェック、そういう部分で推移をしております。限られた予算の中で平成18年、19年の集中改革プランから非常に行政運営が厳しい、三位一体改革等の時代もございました。そういう部分で、先ほど予算の積算のお話も話題にさせていただきましたが、相当議論に議論を重ねて予算協議をしている部分もございます。そういう中で現在のところの推移としてはそういうやり方で進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

3番（北里勝義君） 行政評価はしっかりしているということだろうと思います。またこの評価と併せてですね、やっぱりこういった意思決定の中ではトップダウン又はボトムアップというような考え方もあるかと思えます。やはりこれも評価とうまく調整をしながら進めていけばまたより良い行政運営ができるのではないかなというふうに思っております。是非、こういった形で進めていただければというふうに思っております。町長、このトップダウンそれからボトムアップ等については、どのようにお考えを持っておられるかそこをちょっと町長の意見だけお尋ねします。

町長（北里耕亮君） 現在の小国町では両方から責めるといいでしょうか、手法で事務事業の評価といいましょうか、そういう事業予算、積算を行っております。私も就任して数年経ちますが、例えば予算協議の話をしていまして、各課から上がってきてTRY-Xに打ち込んで、その理由とかこの事業の重要性とか、そういう部分を見ながらじゃあこれを続けていくのかとか、減らすのか増額するのかという検討もいたした時代もありましたけれども、それが上がってくる前にやっぱり事前に主な事業については政策としてこれはどうでしょうというような部分で、こちらのほうからいわゆるトップダウンの話ですが、各課にそれを発言させていただいてですね、議論をするというボトムアップ方式、トップダウン方式両方を組み合わせて、いろんな議論を庁舎内でも重ねている状況であります。どちらのやり方がいいかというのは、ボトムアップでもなかなか抜けもあったりする状況もありますし、トップダウンだけでは当然これも政策論ばかりで私が全て把握しているわけではございませんので、その両方を掛け合わせながら作りあげていくという手法をとっております。小国町は現在のやり方でいいのではないかなというふうに思っております。またいろいろそういう議会の皆様方もほかの自治体とかほかの事例があって、こういうやり

方でこういう手法もあっていますよというお知らせ等があれば、また御意見などを聞かせていただいて、この部分についてはチェックというか積算と非常に大事な案件でございますので、また御意見を聞きたいというふうに思っております。

以上です。

3番（北里勝義君） 私もこのトップダウン、ボトムアップのどちらがいいかというのはなかなか難しい部分もありますけれども、やはりどちらにしろやはり町民の声を聞きながら事業を進めていくということが一番大事になってくるのではないかなというふうに思っております。

それでは、次に移りたいと思います。小国町の歴史資料館についてお尋ねをいたします。町の歴史や歩みまた伝統文化や生活文化を示し、また文化財等を展示していく歴史資料館は必要ではないかなというふうに感じております。私町民の方からよくこのことはそういう声を聞きます。私は歴史とか文化は、やはりいにしえの人たちから今の私たちに贈られる財産ではないかなというふうに思っております。言葉の中に今は温故知新や温故創新、こういった言葉があります。これは古きを尋ねて新しきを知る、また創るというような言葉でございます。大変大事なことじゃないかなというふうに思っております。町の歴史の中では先人たちはいろんな苦難をやはり乗り越えてきております。それは財政難であったり、また災害であったり、また飢饉であったり、そういった苦難をやはり創意工夫とそれから努力で乗り越えてきたのではないかなというふうに思っておりますし、そのことを学ぶこともやはりこれから町づくりをするにおいて大きな参考になるのではないかなというふうに思っております。町の歴史資料館等の必要性について、町長、お考えがありましたらお尋ねをいたします。

町長（北里耕亮君） 所管といたしましては教育委員会でありまして、教育長からの発言もあるかと思いますが、私のほうから先に答弁をさせていただきたいと思います。必要性という部分に関しては私も御意見が一致している部分がありまして、この部分については必要ではないかなと思っております。ただ資料館という館という、建物というような部分のイメージが先に立つかと思いますが、まだその段階、それも将来的には何らかの形という部分もあるかと思っておりますけれども、まずは今まで小国町の中には、歴史書物が幾つかあるかと思っております。これは例えばの話で小国郷史とかそういう部分の様々な部分もあるかと思っておりますが、やはりいつの時代にもそういう部分の整理といたしまししょうか、そういう部分の編さんといたしまししょうか、そういう部分は大事ではないかなというふうには思っております。この昭和から平成にかけても様々な事柄がありますし、常にそういう部分を整理していきながら次の時代につなげる必要があるのではないかというふうに思っております。ですので歴史資料館という質問ではありますが、その前に例えば小国町の中には、民間団体の中でそういう歴史を研究するといいまししょうか重んじられるといいまししょうかそういう団体もございまして、また教育委員会の中にはこれはまた発言があるかと思っておりますが、直接文化財とは違いますが文化財保護委員とかそういう方もいらっしゃいますし、そういう

歴史に長けている方もいらっしゃいますので、そういう方々に一度ちょっと寄っていただきまして、現状が今大体こうであって将来はこういうふうにしていくとかいう話題がまたしていければというふうな思いはしております。それからそういう本とか書物、あとデータなどがいろいろ整理がされて、そういう保管場所とかそういう部分が第二段階の検討の部分かなと。まずはその中身のほうの整理をやっていく必要があるのではないかなというふうな思いはしております。これは私の思いであって教育委員会の思いがどうかはですね、いいですか、お願いします。

教育長（北里武一君） 教育委員会の事務分担としましては、もう御存じのように学校教育と社会教育というのが教育委員会の事務でございますが、学校教育につきましてはですね、これは皆さん方も全部経験をされていることでおおよそお分かりと思えますけれども、この社会教育というのは社会教育法の中にまたこういうことであることの定めがございます。ちょっと申しますと、学校教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動、この活動の中にはスポーツとかレクリエーションあたりは含んでおります。ですからそして市町村の教育委員会としては、事務としてはこういう事務がありますよということをやったりまた社会教育法の中で、1から19までずっと書いてございます。ただし御存じのように市町村の教育委員会といいましても非常に規模が違います。非常にたくさんスタッフもそろっているところ、予算もあるところ、そういうところございますので、そこで市町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ予算の範囲内において今のようなことをやりなさいということなんです。それに対して学校教育の場合は、これはどこで教育を受けても平等でないといけませんので、全国どこでももう一様に教育というのはしなければならぬけれども、社会教育というのはその土地の必要に応じて、また予算の範囲内に応じてやればいいと、こういうようなことになっております。したがって、今議員がおっしゃいましたそういう歴史資料とかそういうものの資料や整備や収集、こういうことについては教育委員会の事務の一環でございます。したがって、予算等あたりもございましてスタッフもございまして。したがって先ほど町長が申し上げましたように、そういう資料がどんどん集まってくればですね、図書室のコーナーを作って、そのようなところの整理で町民の方に提供するというようなことを考えていかなければならぬというように思っております。これも文化財保護委員の方もございまして、その方々と一緒になりましてこういうことをどうするかということも早速検討はしていきたいと思っております。近いところで高森町あたりが道徳教育とか、そういう読み物資料あたりを作っております。小国町も私が来る前にこれは一つはできておりますけれども、見直してみますと何とか今のところは使えるというふうなことでございますが、これが変えていいというふうなことになれば、やっていかなければならないと思っておりますが、高森町の場合はあそこは専門の指導主事も配置しておりますし、この方のためにそういう指導員というのをまた一人雇って、そういうところでさせているというふうな状況でございます。要するにそういうことにつきましては、今後私どもの事務でござ

いますので、十分検討してまいりたいというように思っております。

3番（北里勝義君） 私も今答弁にありましてお少し長期的な展望に立って、このことは進め
ていかねばならないというふうに思っておりますし、図書館の併設型の資料館をつくっている自
治体もございます。またそういった中でこの山村開発センターですね、この整備計画も今町の計
画の中に上がってきております。また、あみだ杉の館、こういったところと全体的な整備計画の
中でやはり検討をしていかねばならないのではないかなというふうに思っております。また私は
この歴史資料の収集とか編さんというの、やはりまた長期的に行っていけないとなかなか難し
い部分があるかと思えます。今町長の御答弁で文化財保護委員あたりに御相談をしてというよ
うなことでございますので、できればそういった文化財保護委員だけじゃなく、歴史を勉強とい
うか取り組んでおります人たちを入れて、そういった資料編さん委員会あたりができればいいの
ではないかなというふうに思っておりますが、そこら辺は町長どんなでしょうか。

町長（北里耕亮君） 先ほども答弁をいたしました、そういう館という建物の前にやはり中身を
整理していくというのが先であろうと思えますし、その部分についてはただいま教育長が発言を
いたしました予算の範囲もありますものですから、その部分について民間活力をお願いしたいと、
活用させていただきたいという部分もあります。その団体のあえて名前は言いませんけれども、
そういう歴史を非常に研究されている団体がこれは小国郷の、南小国町、小国町の両町で構成さ
れている部分でありますけれども、非常にそういうふうにまずは小国町の歴史、小国郷の関係す
る隣町ですからそういう部分もありますが、まずは小国町の中で、その団体に加入していない方
であっても非常に歴史を研究する古文書の会の方とか、様々町内には年配の方ではありますけれ
ども、非常にそういう技術を持っておられるというかそういう方がいらっしゃいます。民間活力
をお願いをさせていただきながら、この部分については、まずは集まっていたいて議論をして
いただくという部分が大事ではないかなと。どういうものを集まってというのは先ほど答弁いた
しましたように、物が集まれば徐々にそういうふうに保管をしていく、そして町民が必要となっ
たときそれを開いてみるとかいう部分ができればいいかなというふうに思っております。そして
開発センターの整備計画という話題も出ました。これについては総合計画にも載っていますが、
耐震という部分について必要性というのは掲げられておりますが、非常に予算の部分では課題が
あります。同じようなスペースで同じような部分で建てますと相当数金額もかかりますが、これ
についてはでもコミュニティスペースとしては、小国町にはやはりこのぐらいの会議場が幾つか
あるというのはないといけないというふうに思っておりますので、それはまた長期的に考えてい
きたいというふうには思っております。

以上でございます。

教育長（北里武一君） いい機会としてでございますけれども、ちょっと申し上げたいことござい
ますけれども、先ほど学校教育についてと言いましたが、このやはり指導数ですね、指導主事

というところの教育委員会でも配当しなければならないようになってはいるのですが、なかなか現職の先生方をとってきましてかなりの給料がございますので、私どもは辞めた方を指導員として雇っております。そこは何とかやっておりますが社会教育に対してはですね、社会教育主事というのはやはりこれを教育委員会は配当しないといけないわけなんですよ。ところが現在小国町の教育委員会には社会教育主事というのはおりません。こういう専門的なことを指導する専門員というのを置かなければならないということになっておりますけれども、何せ予算の都合でありませぬので、やはり小国は小国にあったそういうやり方でやっていかなければいけませんので、先ほど申しましたまづ文化財保護委員あたりの会議を開きますと、当然こういうことについてはこういう団体があります、こういう専門家がおりますと、そういう方を一つ集めてやろうじゃないかというような話に多分行くのじゃなかろうかと、そういうふうに予想はしております。そういう点では、小国町は小国町なりのそういう点で精いっぱい考えていきたいというふうに思っております。

町長（北里耕亮君） 直接の質問ではありませんけれども、小国町は非常に分野ごとの部分の整理も大事かなと思っております。ジャージーの導入のことからのこの歴史であったり、林業であるとそういう近代史というか、そういう部分も非常に大事かなと。福祉分野、林業分野、農業分野、様々土木、いろいろ河川とか災害とか、いろんな分野で大事な部分をよく整理をしておかないと、またすぐ時代がたっていきますので、そういう部分についてはある程度積極的に編さんとかについては、民間活力もお願いしながらやっていきたいというふうに思っております。

3番（北里勝義君） 私も今町長の意見のとおり農業の歴史だとか林業の歴史、このあたりで一生懸命貢献をされた人たちもおられます。このことはしっかり私たちもまたそういった歴史の中で次の世代にまたつなげていかねばならないというふうに思っております。またそれから例えば古文書だとかそういう組織ができますと、やっぱり調べていきますと古文書だとかまた文化財あたりが出てくるわけですね。そういったのも町の預託制度を作って、やはり高齢化世帯においては古文書とか文化財がなかなか保存していけないというふうなところに対しては、町が無償で預託して、預かって展示などをしていきますよというふうなところも出てくるかとは思っているので、そういった中でやはり町民の意見を聞きながら、まず組織づくり、第一歩を踏み出していただけたらというふうに思っております。

それでは次に移りたいと思います。小国町の少子化対策についてお尋ねをいたします。昨年度、子ども・子育て支援事業計画が策定されております。この計画策定にあたって、ニーズ調査を行っております。子育てを実践している保護者の方々の貴重な意見をいただいております。このことは少数意見も含めまして、尊重をしていかねばならないと思っておりますし、また公表もしなければならぬのではないかなというふうに思っております。このことについて公表とかされたかどうかをお尋ねいたしたいと思っております。

福祉課長（穴井幸子君） 子ども・子育て関係のニーズ調査につきましては、子育て支援拠点のほうに置いております。ニーズ調査の結果です。公表につきましては、公表という形ではしてはおりません。

3番（北里勝義君） ニーズ調査については、また今年度も子育て環境整備事業、この中で環境整備に向けたまたニーズ調査を行うということにしております。私はなぜこれをお聞きしたかというのですね、やはり子育てを実践されている保護者の方々からいろんな意見を聞いて、聞いただけで終わるのではなくて、せっかく聞いた意見はこういう意見がありました、こういう意見がありましたと。こういう意見についてはこういうふうに計画をしていきますと、そういうことをきちんと返してやらないと、町はアンケートを採って調査をしたけれども、あとは何もないもんなどというふうなことでは私はいけないと思うのです。それは子育てを実践しているお母さん、お父さん方また保護者の方々ですね、やっぱり小国町で子どもを産み、子どもを育てていきたいという気持ちにならないと少子化対策にはならないと思っていますし、その人たちに信頼できる町にならなければ私はなかなかこの少子化対策はできないのではないかなというように思っております。今年度の子育て環境整備事業におけるニーズ調査というのは今からだというふうに思っておりますが、ここについてちょっと町長のお考えをお尋ねいたしたいと思います。

町長（北里耕亮君） まず子育て支援事業計画の中での概略調査については、一部把握を私のほうはもちろんさせていただいておりますが、御意見のようにオープンというか公表という部分はしていませんので、今から話題にしていきたいというふうには思っております。その意見の中でやはり多かったのが子どもが遊べる公園ですね、その中でやっぱり遊具がある公園があるといいですねというような話題を大変たくさんの方からいただいております。そういう部分について、あとは医療費の部分であったり、少子化対策の部分であったり、様々小国町といたしましてもやっておりますが、この遊具については、例えば阿蘇市内にあります大型の遊具付き公園にわざわざ行かなければなりませんとか、そういう大分県のほうに設置されているところに行ってるんですよと、どうして小国にはというような御意見もいただきます。私としては、このやっぱり次世代につながる子育て、この人口減に歯止めかけるといふ部分についてもこの部分は力を入れていきたいというふうな思いをしておりますので、この先行型のこの交付金を使いながら、更にじゃあどういうスペースでどういう形で、場所はどの辺がとかいふ部分を検討して具体的に進めていきたいというふうに思っております。まだ今この金額は150万円でこの検討をするわけでございますけれども、これからまた調査検討したいというふうに思いますけれども、この部分についてはしっかり進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

3番（北里勝義君） こういったニーズにしっかり応えていくことが、やはり支援につながっていくのではないかなというふうに思っております。よろしくお願いいたしたいと思います。それか

らもう1点、この少子化対策の中で地方創生交付金を活用して、結婚支援事業に取り組んでいるかと思います。この今年度の取り組む事業の進捗あたりが分かればちょっと御報告いただきたいというふうに思います。

町長（北里耕亮君） 予算の部分で本年度は先行型を利用させていただきまして、結婚対策事業を進めておりまして、まさに先週の土曜、日曜という部分で進めておりまして、詳細は担当課のほうから答弁をいたさせます。

住民課長（河野孝一君） それでは結婚支援事業の進捗状況について説明させていただきます。本年度は昨日町長のほうから御説明申し上げましたとおり、農業後継者を対象とした婚活事業を実施しております。参加男性は7名でございます。小さな国の恋Love Actionをキャッチフレーズに農業体験と観光を組み合わせた1泊2日の婚活イベントで9月、10月、11月の3回を計画しております。JA島原で、農業後継者の婚活イベントで多数の成婚実績のあるコーディネーターの方に、参加男性の自己表現や自己アピール等の研修、それからイベントのコーディネート、3月までの参加者のフォローアップ等を業務委託しております。男性参加者の研修としましては、結婚を考えている女性が何に興味を持っているかと、そういうことを考えて自分の仕事に対する自信、あるいは5年後、10年後、30年後の自分の将来像、夢を表現する研修を行っております。家庭訪問による家族面談も併せて行っております。女性参加者の募集につきましては、男性参加者が熊本市、それから福岡市にチラシを配布して募集を行っております。女性の参加者は9月が8名、それから10月が10名、11月が10名の申込みがっております。先ほど言いましたとおり9月12日、13日に1回目のイベントを実施しております。イベントでは告白タイムは設けずに、農業体験のあとの交流で親睦を深めて終了後に男性、女性の今後のアンケート調査を行って、カップリングを進めております。1回目が終わりましたけれども、参加女性からは楽しかったと、また参加してみたいというような好印象をいただいております。カップリングにつきましてもいい雰囲気です。今後1回目のイベントの反省をしながら、10月、11月のイベント実施に向けて進んでいきたいと思っております。

3番（北里勝義君） 御報告ありがとうございました。参加男性が7名ということですが、何かちょっと少ないかなという感じもしますが、何か対象者を限定されているのかどうか、小国町内全域の若者に呼び掛けたのか、その辺ちょっと分かりましたらお尋ねいたします。

住民課長（河野孝一君） 本年度は事業決定後にちょっと時間的なものがございましたので、全体的な公募ではなくて、一応農業委員を通じて農業後継者を選出させていただいております。

3番（北里勝義君） よく分かりました。町内全域には独身の男性、女性かなり多ございます。こういったのをまた次回には進めていっていただきたいというふうに思っております。また今年度はそういった交付金活用ということでございますが、次年度以降もやっぱりこの結婚支援については継続的にやっていかなければなかなか結果は出ないというふうに思っております。来年以降、

またこういった結婚支援の取り組み、また具体策を持っておるのかどうかお尋ねをいたしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 結論から言いますと、是非継続して進めていきたいというふうに考えております。この部分については非常に大事な事柄だというふうに位置づけておりまして、この部分は非常に力をいれていきたいというふうに考えております。

以上です。

3番（北里勝義君） なかなか結婚支援というのは難しくて、私はやはり結果を恐れては取り組めないというふうに思っております。是非また次年度以降も支援をお願いしたいというふうに思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは通告に従いまして、予定していた4名の一般質問が全て終了いたしました。これで一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「閉会中の継続審査の件」についてを議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教福祉常任委員長並びに産業常任委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務文教福祉常任委員会所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」並びに「議会広報に関する件について」閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

それではお諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じ、これをもって平成27年第3回小国町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午後2時12分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5番）

署名議員（7番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

5番 児 玉 智 博 君

7番 穴 見 まち子 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 9月10日から 9月24日までの15日間とする。

1.	承認第 5 号	専決処分事項の承認を求めることについて (専決第 5 号：平成 27 年度小国町一般会計補正予算 (第 4 号) について) 平成 27 年 9 月 10 日 原案可決
1.	議案第 47 号	小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例について 平成 27 年 9 月 10 日 原案可決
1.	議案第 48 号	小国町手数料条例の一部を改正する条例について 平成 27 年 9 月 10 日 原案可決
1.	議案第 49 号	小国町商工業振興対策設備資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例 について 平成 27 年 9 月 10 日 原案可決
1.	議案第 50 号	平成 27 年度小国町一般会計補正予算 (第 5 号) について 平成 27 年 9 月 10 日 原案可決
1.	議案第 51 号	平成 27 年度小国町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について 平成 27 年 9 月 10 日 原案可決
1.	議案第 52 号	平成 27 年度小国町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について 平成 27 年 9 月 10 日 原案可決
1.	認定第 1 号	平成 26 年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について 平成 27 年 9 月 17 日 認 定
1.	認定第 2 号	平成 26 年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成 27 年 9 月 17 日 認 定
1.	認定第 3 号	平成 26 年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成 27 年 9 月 17 日 認 定
	認定第 4 号	平成 26 年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 平成 27 年 9 月 17 日 認 定
	認定第 5 号	平成 26 年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定 について 平成 27 年 9 月 17 日 認 定
1.	認定第 6 号	平成 26 年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について 平成 27 年 9 月 17 日 認 定
1.	認定第 7 号	平成 26 年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について 平成 27 年 9 月 17 日 認 定
1.	認定第 8 号	平成 26 年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成 27 年 9 月 17 日 認 定

1.	認定第9号	平成26年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について 平成27年9月17日 認定
1.	陳情第2号	陳情書「ダム作業道路を利用し避難道として延長を求める」 平成27年9月10日 継続審査
1.	発委第2号	小国町議会会議規則の一部を改正する規則について 平成27年9月10日 原案可決
1.	発委第3号	小国町議会傍聴規則の一部を改正する規則について 平成27年9月10日 原案可決

《議案外》

平成27年9月10日

1. 報告第1号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
1. 議員派遣の件
1. 議員派遣報告

平成26年9月17日

1. 閉会中の継続審査の件
 - 議会運営委員会
 - 総務文教福祉常任委員会
 - 産業常任委員会
 - 広報特別委員会

に付託

《行政報告》

1. 平成28年度職員採用試験について
1. 小国町人権啓発フェスティバルについて

《一般質問》

(第2日)

1.	子どもの医療費助成について	P 7～13
1.	介護保険について	P13～16
1.	保育園の休園について	P16～19
1.	特産品・特産物について	P19～21
1.	分散型エネルギーインフラプロジェクトについて	P22～23
1.	国民健康保険税について	P23～25
1.	農林業の振興について	P25～37
1.	保育園の現状について	P37～40
1.	高齢者福祉への取り組みについて	P40～43
1.	鍋ヶ滝観光について	P43～46
1.	国民健康保険料について	P47～50
1.	人口減少に伴う町づくりについて	P50～53

(第3日)

1.	災害時におけるドローンの活用について	P 1～ 4
1.	防犯カメラについて	P 5～ 7
1.	鍋ヶ滝入園時間について	P 7～10
1.	小国高校修学旅行について	P10～12
1.	停電時の対策について	P12～14
1.	農業用廃プラスチック処理について	P14～15
1.	団体補助金について	P15～18
1.	社会福祉協議会について	P18～19
1.	坂本善三美術館について	P19～22
1.	入湯税について	P22～23
1.	総合型地域スポーツクラブについて	P23～24
1.	効果的行政運営について	P25～29
1.	町の歴史資料館について	P29～32
1.	少子化対策について	P32～35

平成 27 年

第 4 回 全 員 協 議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

平成27年第4回全員協議会記録

日 時	平成27年9月11日（金曜） 開会 10:00 閉会 13:52
場 所	小国町山村開発センター502号室
出 席 員	穴井帝史 大塚英博 北里勝義 高村祝次 児玉智博 時松唯一 穴見まち子 松崎俊一 熊谷博行 時松昭弘 松本明雄 渡邊誠次
事務局 職員	小田宣義 穴井桂子
説明員	別紙座席表のとおり
会議に付した事件	1. 平成27年度第3回小国町議会定例会提出議案について (総務課・政策課・税務課・会計管理室・議会事務局・監査事務局)
会議の経過概要	平成26年度一般会計歳入歳出決算認定について、各課からの説明及び議員との質疑応答があった。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

全 員 協 議 会 座 席 表

平成27年9月11日(金曜) 午前10時00分

	久野 税務係長 (久野 由美)			小田 議会事務局長 (小田 宣義)	穴井 書記 (穴井 桂子)
田邊 まちづくり係長 (田邊 国昭)	菅尾 徴収係長 (菅尾 宏幸)			佐々木 管財係長 (佐々木博隆)	中島 財政係長 (中島 高宏)
佐々木 政策課審議員 (佐々木忠生)	橋本 税務課審議員 (橋本 修一)			木下 総務課審議員 (木下 勇児)	佐藤 総務係長 (佐藤 則和)
清高 政策課長 (清高泰広)	北里 税務課長 (北里 康二)	北里町長 (北里 耕亮)		松岡 総務課長 (松岡 勝也)	佐藤 会計管理室長 (佐藤登喜子)
2 大塚					11 松本
3 北里勝					10 時松昭
4 高村					9 熊谷
5 児玉	6 時松唯	議長 渡邊	副議長 穴井	7 穴見	8 松崎

議事の経過 (h. 27. 9. 11)

議長（渡邊誠次君） 皆さん、おはようございます。

本日は、全員協議会でございます。開会に先立ちまして、昨日の栃木・茨城を中心とした水害に対しまして、亡くなられた方々に対して、衷心よりお悔やみを申し上げます。それとともに、被災された多くの方々にも併せてお見舞いを申し上げたいというふうに、心から思っているところでございます。一番最初はまだ助けなければいけない人々が残されているという状況もあるでしょうし、それから迅速な暮らしの復旧、そして着実な復興をしっかりと進めていただきたいというふうに思っております。

本日、全員協議会でございますので、また皆様方の慎重審議をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

北里町長に御出席をいただいておりますので、一言御挨拶をお願い申し上げます。

町長（北里耕亮君） 皆さん、おはようございます。

本日は、全員協議会でございます。本日の審議の案件につきましては、議会事務局、監査委員事務局、そして総務課全般、会計管理室、政策課、税務課という部分でございます。本日出席をいたしております各課長、室長、それから局長、そして審議員と係長という部分で出席をいたしております。今、お話ありましたように慎重なる審議をお願い申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（渡邊誠次君） ただいまより、全員協議会を開催いたします。

ただいま出席議員は12人であります。直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

本日の協議事項につきましてはお手元に配付してあるとおりです。平成26年度決算ということで十分なる御審議方をよろしくお願ひ申し上げます。

平成26年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。よろしくお願ひします。

本日の担当課については議会事務局、監査委員事務局、総務課、会計管理室、税務課、政策課の各課長、審議員及び担当係長の出席をお願いしています。

それでは各課長から、所管の平成26年度一般会計歳入歳出決算の概略説明をお願いしたいと思います。

議会事務局長（小田宜義君） 皆さん、おはようございます。議会事務局から、議会事務局と監査委員事務局の監査費の説明をしたいと思います。決算書は80ページをお開き願ひしたいと思います。

議会事務局費です。本年度の歳出総額が7千858万2千802円ということで決算額としては前年度とあまり増減はございません。歳出項目で大きなものとしたしましては、議員の皆さまの報酬、職員の給与、職員手当、共済費等で7千259万5千237円ほどで全体の92.4%

を占めております。不用額が166万4千198円ほど出ておりますけれども、この主な要因といたしましては、費用弁償及び研修会負担金、消耗品等に若干残金が出ております。また、昨年の議員の皆さまの活動状況といたしまして、議員派遣として11回実施しております。また、議長の公務活動としても年間を通して40回ほど実施いたしております。昨年は2泊3日の議員研修を実施したため、議員研修助成金が新たに歳出されております。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、126ページをお願いしたいと思います。監査委員費です。監査委員費の歳出総額は9千600万1千420円です。主なものといたしましては、監査委員の報酬2名分、職員の給与、職員手当、共済費等で全体の92.5%を占めております。監査委員につきましては、昨年が58日前後の活動をしております。監査の内容としては、毎月行います例月出納検査、現金検査、決算審査、定期監査、財政援助団体等監査並びに随時監査があります。

以上で、議会事務局並びに監査委員事務局費の説明を終わりたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） おはようございます。

それでは総務課関連の概要について歳入歳出の説明をさせていただきます。

まず予算書をお開きいただきまして、2ページ、3ページでございます。左の欄が歳入ということで全体でございます。この中に、総務課関連の歳入に属する分が入っております。細かいところは歳出と並行しながら、また後ほど説明させていただきます。

右の欄でいきますと歳出の欄で総務費とございます。この欄では総務課関連、またこの中には情報課、政策課、税務課、住民課、会計ということで総務費の中にも入っておりますので、お知らせをいたしておきます。その中で、中ほどの8番の消防費が総務課に関連する分です。11番の公債費、12番の諸支出金、13番の予備費というふうになっております。

それでは、歳出の82ページをお開き願いたいと思います。82ページの左下の中ほどです。総務管理費の一般管理費ということで、これが総務課に関連する項目でございます。右のページの83ページでございます。ここのページから報酬、給料、職員手当ということになっております。

次のページでございます。85ページです。上のほうから共済費、中ほどに報償費ということでふるさと寄附金の謝礼金、これはふるさと寄附金に対する謝礼でございます。

次の87ページでございます。中ほど、委託料ということでこれに関しますのは、庁舎関係の保守点検の委託料関係、また庁舎消防関係委託料、下のほうで公会計整備ということで156万6千円。それと一番下の備品購入費ということで、LEDの防犯灯の購入がでございます。これは220台購入いたしております。各申請に応じて材料支給したものでございます。

次の89ページでございます。19の負担金補助及び交付金という欄が総務課に属する分でございます。一番下の欄の派遣職員の給与負担金、これが総務課に関連するところでございます。

その下の中ほどは情報課に係る分でございます、左の欄の3の財産管理、これが総務課の関連でございます。水上村の北目団地の小国町有林の巡視員の報酬、その他管財に関する賃金、下のほうでは旧小学校の謝礼金ということでございます。

次のページをお開き願います。91ページでございます。この欄につきましても、町有林の管理、また庁舎管理の役務費関係でございます。特に、13の委託料につきましては町有林の管理委託料、公園関係の委託料、公有財産の委託料等がございます。下のほうでございます。15の工事請負費としまして、スギトピア公園通路橋の整備工事を平成26年度いたしております。

続きまして、93ページでございます。上から2つめの積立金、財政調整基金積立金ということで平成26年度、1億1千700万円を財政調整基金に積立てをいたしております。その他、ここに明記してありますように積立金を基金のほうに積立てをいたしております。

続きまして、94、95ページです。総務課に係るところが、公平委員会、交通安全費でございます。交通安全費につきましては、小国町の交通指導隊関係の報酬費、また小国地区の交通安全協会負担金等が主なものでございます。

続きまして、96、97ページでございます。諸費といたしまして、諸々としましては阿蘇広域行政事務組合の負担金、1千219万円。中ほどより少し下の公立病院建設債元利償還負担金、2千787万7千円。交付税措置にかかる公立病院の交付金、9千248万7千円。またその下の公立病院建設改良事業負担金でございます。こういったものが負担金で支出したものでございます。

次に98、99ページでございます。99ページの中では地域活動交付金ということで、これは各行政区の組のほうに交付金としてお支払しているものでございます。756万8千円でございます。その下の欄の公立病院繰出基準負担金、6千766万9千円。これも公立病院に出しております繰出金でございます。

それでは1ページ飛びまして、102、103ページでございます。電算施設費でございます。主なものとしましては、主要事業の中でも計上しておりますが、金額的には大きくございませんが、委託料の中で広域データバックアップ委託料42万9千円。一番下のほうで、14の使用料及び賃借料としまして、広域データバックアップ使用料ということで庁舎内のサーバーによるデータを一時データバックアップしまして保存している委託料でございます。その他庁舎に関するこの中では委託料で、ネットワーク関係の保守、また電算機器使用料が支出されております。

続きまして、次のページ104、105ページでございます。同じく上の欄の一番下のほうでございます。TRY-Xの負担金としまして802万2千円ということで、庁舎内の行政で使っておりますコンピューターシステムの負担金でございます。

続きまして、ページちょっと飛びまして214ページからでございます。消防費でございます。214、215ページでございます。これにつきましては消防団関係、消防活動の費用が主でござ

ございます。報酬、消防団員の報酬、359名。報償費関係も支出しております。その他、消防関係としまして、これは広域関係でございます。一番下の負担金補助及び交付金ということで、阿蘇広域行政事務組合消防本部の負担金、1億2千121万1千円でございます。

次のページをお開き願います。216、217ページです。同じく上のほうから熊本県消防補償等組合負担金、861万2千円。次の中ほど消防施設費といたしまして、中ほど備品購入ということで消防機材・消火栓の用具等ということで、備品購入が765万4千円。その下、災害対策費、これにつきましては災害に伴います手当、また需用費等が主でございます。

次のページでございます、218、219ページ。委託料といたしまして、移動系の防災無線保守点検委託料、42万3千円。下のほうでは全国瞬時警報システムの改修委託料、80万4千円。その下のほうで負担金補助及び交付金ということで、隣地安全対策立木等撤去事業補助金ということで人家の裏山等の立木の伐採に伴う補助でございます、176万2千円。

続きまして、258、259ページでございます。公債費でございます。元金の分が、財務省の財政融資資金の元金の償還ということで3億3千637万7千円、それと簡易生命保険資金が1億1千800万円、その他銀行関係が元金として返済が上がっております。

次の260、261ページでございます。その他、熊本県市町村職員共済組合、また郵便貯金資金関係1千55万6千円でございます。それと2としまして、利子の償還でございます。財務省の財政融資資金が4千50万3千円、簡易生命保険資金が430万4千円。その下の12としまして、諸支出金でございます。これは繰出金でございます。右の下のほうでございます。国民健康保険特別会計繰出金9千400万円、介護保険特別会計繰出金1億1千900万円、その他特別会計のほうで、坂本善三美術館、農業集落排水事業特別会計繰出金というふうになっております。以上でございます。

歳出のほうは以上でございます。これにつきましては、歳出と一緒に見ていただきたいということで、別とじて平成26年の決算の成果報告書ということで、右肩に大きく資料とあります。これのほうに各課の主な平成26年度の主要施策が書いてございます。

ここで、1点訂正がございました。申し訳ございません。主要施策の中でございまして、下から2行目でございます。衆議院選挙の費用の中で決算額が622万7千円と今書いてございます。これは621万円の誤りでございました。申し訳ございません。訂正方お願いいたします。

一応、主要施策がこういった形で各課毎にとじております。それとその他で委託事業の調書、工事請負調書、補助金調書、負担金調書ということで、それぞれの課におきましてその業務名、款項目節、委託先、内容、その金額、また財源と決算書のページ数が打ってございますので、資料として見ていただきたいというふうに思っております。

それでは、歳入につきまして御説明申し上げます。歳入につきましては、決算書の16ページをお開き願いたいと思います。16ページにつきましては、中ほどの町民税、固定資産税、軽自

自動車税、これにつきましては税務課のほうでございますが、一応税収ということで16、17ページのほうで、収入のほうで決算書の歳入となっております。18ページの下欄でございます。配当割交付金ということで305万2千円の収入が入っております。

次に20、21ページでございます。地方特例交付金、地方交付税でございます。平成26年度決算の地方交付税が25億5千500万円になっております。

次に22、23ページでございます。中ほど交通安全対策特別交付金でございます。その他、26、27ページでございます。使用料、公有地使用料、土地の使用料でございます、327万9千円。公有地の使用料として収入が入っております。

その他38、39ページでございます。国庫委託金ということで総務費の委託金でございます。続きまして、歳入のページで52、53ページでございます。県の委託金、総務費委託金ということで、一番左下のほうでございます。

次のページ、54、55ページです。委託金の中で統計調査費の委託金ということで、昨年度農林業センサスの委託金143万9千円。経済センサス基礎調査の委託金、その下で選挙委託金ということで衆議院選挙621万円、県議会選挙93万8千円となっております。

その次のページでございます。56、57ページでございます。財産収入ということで利子及び配当金ということで、57ページの中ほど財政調整基金積立金利子収入、他、基金の利子収入が配当金利子収入ということで平成26年度入っております。

続いて58、59ページも同じでございます。中ほど、上球磨森林組合配当金4万4千円、その他利子の収入がございます。

続きまして、60、61ページです。一番上のほうで町直営林立木売払金収入155万2千円、これは町有林の売払収入でございます。その下の欄の寄附金、一般寄附金ということで、一般寄附金が417万7千円、それとふるさと寄附金が629万8千円ということで、寄附金を収入で決算いたしております。

繰入金ということで、次の中ほどです。61ページの下欄のほうでございます。地域福祉基金の繰入金4千40万円、一番下の欄、財政調整基金の繰入金ということで2億1千328万7千円、これは財政調整基金より繰入をいたしております。

その他62、63ページにつきましても、基金の繰入金ということで減債基金から小国町地域の元気基金繰入金ということで基金の繰入をしております。

64、65ページでございます。繰越金ということで前年度繰越金が2億5千789万1千円となっております。

続きまして、68、69ページでございます。雑入でございます。雑入につきましては、ページの下から3行目の熊本県市町村振興協会市町村交付金、321万9千円が主な歳入でございます。

続きまして、74から77ページでございます。これは町債ということで町の起債でございます。75ページの下欄で、臨時財政対策債1億6千600万円、77ページのほうでは地域情報通信基盤運営の起債でございます。1千250万円。それと屋外情報システム整備等事業に伴います起債ということで、これは過疎債のソフトで1億8千万円という起債でございます。

以上で、総務課関連に伴います歳入、歳出の概要説明を終わらせていただきます。

政策課長（清高泰広君） おはようございます。

それでは政策課関連の分を御説明させていただきます。

まず、歳出のほうから説明させていただきます。92ページから95ページ、総務費の総務管理費の企画費でございます。支出総額が1千844万4千729円、翌年度繰越額が933万2千円ということで、この繰越の分につきましては、地方創生総合戦略絡みの先行型交付金の分を繰り越しているものでございます。企画費関連の支出の主なものとしましては、公共交通と乗合タクシー関連、あと地域おこし協力隊、昨年11月から1名採用しておりますが、地域おこし協力隊関係の支出、あとまちづくり条例関係の支出、こういったものが企画費の主な支出となっております。

報酬から次のページ、95ページの14番の使用料及び賃借料、この辺りがほとんど地域おこし協力隊、あるいはまちづくり条例関係の支出でございます。その中で95ページ、13番の委託料、これが乗合タクシー運行业務ということで、各タクシー業者へ支払っている金額でございます。

あと19の負担金補助及び交付金につきましては、お配りしております決算資料のほうの補助金調書、あるいは負担金調書、それと主要施策の成果報告書を御参照いただければと思っております。

続きまして、96、97ページ。総務費、総務管理費の諸費でございます。この中で97ページ、下から6つ目ですね、地方バス運行等特別対策補助金ということで、各バス会社に対しての運行の補助金を出しております。それと98ページ、同じく諸費でございますが、阿蘇くまもと空港国際線振興協議会負担金、5万円が政策課の担当となっております。

続きまして、110ページから113ページ、総務費、総務管理費の環境モデル都市推進費でございます。ここにつきましては、主なものとしましては環境モデル都市推進関係の諸経費です。特に今回はアクションプランの作成、環境モデル都市の指定を受けまして、アクションプランの作成がありましたものですから、それに関する費用。それと、木魂館を避難所ということで太陽光発電所と蓄電池に関する経費、あと電気自動車の充電設備、これは町内3カ所設置しましたが、これの設置に関する経費と維持に関する経費。あと木の駅プロジェクトということで、木魂館の温泉施設の木質バイオマス関係のプロジェクトとその設計に関する経費。それと公共施設の低炭素化に関する事業ということで、本年度行う事業の予備調査を昨年行っておりまして、その経費

あたりを110ページから113ページで計上しております。主なものとしましては、委託料と工事請負費と負担金ということでございまして、これにつきましても資料をお配りしておりますので、これを御確認いただきたいなと思っております。

ページ飛びまして、200ページから201ページ、地域エネルギー費でございます。ここににつきまして主なものとしては、町内の各家庭の小国町住宅用の太陽光発電システム設置の補助金というのを80万円支出しております。

歳出の主なものは以上でございます。

歳入のほうでございますが、まず40ページから43ページです。県支出金、県補助金の総務費県補助金。まず41ページのほうの土地利用規制等対策費交付金と熊本県地方バス運行等特別対策補助金、それと43ページの木の駅プロジェクト推進事業補助金、それと最後、県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金、これは木魂館の木質バイオマスの設計に関する補助金でございます。

続きまして、62から63ページ、真ん中にありますが、小国町地域の元気基金繰入金6千万円のうち一部を木魂館の太陽光発電と蓄電池の設置費に使わせていただいております。

それと、74から75ページでございます。諸収入の雑入でございます。これの上から3つ目4つ目の項目、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金、充電インフラ普及支援プロジェクト収入、これは両方とも急速充電器の設置に関する補助金でございます。それと1つ飛びまして、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金800万円。これは先ほどの公共施設の低炭素化に伴う調査事業の補助金でございます。

以上、政策課関連の説明をさせていただきました。

会計管理室長（佐藤登喜子君） おはようございます。

会計管理室の歳入歳出について、御説明いたします。

決算書、歳出のほうですね、105ページをお願いいたします。こちらのほうに会計管理室で3項目上がっております。主として、会計管理室の事務用品を使うものです。役務費のところ通信運搬費とありますけれども、こちらのほうは肥後銀行の指定管理しておりますので、そちらのほうのコンピューター回線を利用するもの。それから手数料としまして、皆さまから納付いたしました納付書の読み上げ機械の手数料ということで出ております。

それから後ろほうへ飛びます。260ページに公債費というのがございます。その中で、先ほど総務課長から利子のところで説明していただきましたけれども、一時借入金利子11万9千342円ありますけれども、これは歳計現金が足りなくなった場合に一時借入をいたしまして、その利子の支払になっております。

それから続きまして、歳入のほうです。前のほうになります。65ページ、諸収入の中に預金利子とございます。基金関係は総務課のほうで収入いたしますけれども、一般に使います歳計現金

の利子はこちらのほうで17万2千871円を、会計のほうの歳計現金の収入ということで使っております。

以上です。

税務課長（北里康二君） 税務課所管について、概要を説明させていただきます。

まず、歳出です。98ページに地籍調査費というのがございます。99ページのほうは事務経費といいますか、職員の給与、旅費、それと推進委員の報償費、あと保険料だとかそういったものでございます。101ページ、これは決算事業説明では19ページに総務課でまとめたものには載っております。大字黒淵の下巣などの4.03キロの一筆現地調査及び測量を行っています。それから前年度に実施した一筆現地調査の6.25の成果閲覧、それから認証、承認の書類の整備ということになります。

続いて、114ページの徴税费ですね。徴税费、最初は税務総務費ということで、これが賦課ですね、納税のための事務する内容でございまして、ここに職員手当とか入っておりますが、委託費、工事請負費、負担金等々が少しありますけれども、それについては決算資料の税務課所管と書いてあるのを御参照ください。

続いて、歳入です。町税が一番ですけれども、町税の収入済額5億9千230万4千193円ということで、対前年度比3.8%の増となっております。増の主な内容は、個人町民税が約290万円、法人町民税が約500万円の増という結果です。徴収率なんですけれども、現年度課税分に関しましては98.9%、対前年度比0.1%の伸びと。滞納繰越分が21.5%というということで、対前年度比3.3%増になります。現年度、過年度合わせて一般にいう徴収率になりますと、95.6%で対前年度比0.2%の増になります。

あと31ページ、上から2番目ですね、督促の手数料ということです。それから43ページに地籍調査事業の補助金、8千591万2千500円ですね。地籍調査の経費なんですけれども、補助対象経費はもちろん工事委託のところが一番大きいんですけれども、補助対象経費の50%が国で、25%が県です。一括して、歳入では県の補助金という形で歳入になります。

その他ですね。53ページに県の委託金、一番下ですね、これは個人県民税徴収の事務というのを町のほうでやっていますので、それに対する委託金が980万7千547円ということです。

あと65ページの諸収入というところに徴税の延滞金というのがございます。

以上、税務課所管の概要です。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。それでは、それぞれの歳出科目について款項目の枠を中心にページごとに進めてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

なお、歳入につきましては歳出が終わってから行います。

まず80ページ、款1、議会費から127ページ総務費の監査委員費までをページを迫っていきます。議員各位におかれましては、別紙、平成26年度一般会計決算及び特別会計決算、歳出

科目別分掌事務一覧表を御参照ください。本日は、この一覧表の黄色く塗られた部分の協議になります。

それでは80ページの議会費からまいります。

議会費、7千858万2千802円の議会費、目の議会費ですね、3千500万4千円、議長から81ページの広告料まで質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 82、83ページ、全国森林環境税創設促進連盟負担金までが議会費となっております。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 続きまして、総務費にまいります。総務費、13億3千96万8千382円、総務課の所管、一部情報課と住民課の所管です。目の一般管理費、2億5千999万5千798円。83ページの部長から84、85ページまでございませんか。

6番(時松唯一君) 6番時松です。

83ページですね、総務費、総務管理費の中で不用額、説明があったかもしれませんが。再度確認ですけれども、不用額が579万円と上がっておりますが、この主な不用額は为什么呢。

総務課長(松岡勝也君) 83ページの不用額、579万円の不用額ですが、主なものとしましては、その下のところの報酬33万6千円、職員手当等の48万7千円、85ページの需用費143万2千円ということで、基本的には生産実績によるものの不用額ということでございますので、そういったところの不用として出ております。

以上でございます。

議長(渡邊誠次君) 他に、84、85ページまで、質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) では、次のページ86、87ページ。

3番(北里勝義君) 87ページの13の委託料ですけれども、いただいた総務課資料ですね、公会計整備業務委託156万6千円。これによりますと、地域科学研究所に委託をしているようですけれども、これはずっと複数年に渡って業務委託というのが出てきておりますよね。これは大体年度計画あたりで何年計画とか、そういった中で委託業務されているのか、その辺どんなですかね。何年から何年までというような計画があるのか。

総務課長(松岡勝也君) この公会計整備業務委託156万6千円につきましては、この始まりはこの平成18年の総務省の通達によります新地方公会計制度によりまして、行政におきましての業務のコストを明確にするということで、貸借対照表、また行政コスト計算、資金の収支計算等、その他の財務諸表を公表するというので、委託業務が始まったわけです。これと関連しま

して、不動産関係、町の土地ですね、公共財産につきましても並行して公会計整備の委託と関連してきますので、平成22年度からこの事業を委託しておりますけれども、内容的には毎年の決算を公会計による複式簿記に置き換えて公表しているわけですので、金額的には委託業務の主なところは大体終わっておりますが、毎年の実際の決算に対します、複式簿記の導入に対する計上が若干ずつは金額は下がってきますけれども、今後も幾分の委託は続けていく必要があるというふうに思っております。

3番（北里勝義君） それでは、財務諸表の作成支援だとかシステム保守点検、そういったのが出てくるから、毎年あるということですかね。

総務課長（松岡勝也君） 決算につきます町の歳入歳出と複式簿記と内容が違いますので、その分を決算が終わった後に計上いたしまして、それを公表するためには毎年幾分の委託料を計上していく必要があるというふうに考えております。

6番（時松唯一君） 6番です。

今の13節の委託料の中で、法律顧問弁護士委託料60万円、これは年間を通じていつもおぐチャンとかいろんところで案内があっけていますけれども、下から4行目の訴訟弁護委託料、この21万6千円というのは1件についてなのか、その1件についてであれば訴訟が終わればなくなるのか、ずっと継続するものなのか。

総務課長（松岡勝也君） これにつきましては、例の南小国町との境界問題に対する弁護訴訟の着手金ということで、決算いたしております。これにつきましては、一応着手金ということで当初の町に対する訴訟に対する弁護士料でございますので、今継続中ということで、21万6千円の着手金でこの裁判のほうがですね、これは弁護士の事務所とも協議は今後必要だと思いますけれども、今現在ではこの着手金の中で弁護していただいているというところでございますので、協議は必要になる場合もあるかと思いますが、今現在ではこの弁護士料で動いていただいているというところでございます。

6番（時松唯一君） その訴訟弁護という点で、ちょっとお尋ねなんですけれども、その小国町が南小国町に対しての訴訟に対する弁護士料という捉え方でいいのですか。

総務課長（松岡勝也君） 町民から町を訴えられているという訴訟に対する弁護士料の着手金でございます。

6番（時松唯一君） ちょっと消化できないのですけれども、いわゆる小国町と南小国町の中のその訴訟に対する、言ってみれば今の風力の件と思ってもよろしいのですか。

総務課長（松岡勝也君） 風力の件でございますが、町民の方が町を相手取って訴訟を起こしておると、それに対するものでございます。南小国町に対しては訴訟は起こしておりませんので、その弁護人の着手金でございます。

6番（時松唯一君） 何度もすみません。その個人に対する訴訟、いわゆる今おっしゃっているの

は住民の方からの訴訟があったものに対する、小国町の顧問弁護士に対する委託料という捉え方ですかね。ということになれば、町に対して訴訟があっているわけではないんですよ。住民訴訟が今上がっているのは。

総務課長（松岡勝也君） 住民の方から、小国町を相手取ってその町長である北里耕亮に対して訴訟を起こしていることに対する、弁護士料でございます。今、現在進展中でございます。

議長（渡邊誠次君） 他に質疑ございませんか。

1 番（穴井帝史君） 1 8 番の備品購入費です。LED防犯灯の現物支給だと思うのですが、今現在、どのくらい町全体で普及率があるのか、分かればお答えをお願いしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 備品購入費ということで、87ページの一番下のところでございます。

LED防犯灯の購入、179万4千円。平成26年度は220台ということで、これにつきましては進捗率ということで、実際、各行政組の中で全体で2千600個くらいの防犯灯がついているというところの集計が出ております。平成26年度までが、1千15個ということで、約40%のLED化が済んでいるという状況でございます。

議長（渡邊誠次君） 他に、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは88、89ページ上の段になります。公用車重量税までですね。

続きまして、文書広報費の中で一部情報課の所管が混じっておりますが、普通旅費、消耗品費、それから機器保守点検委託料、文書管理システムリース料が総務課の所管となっております。質疑ございませんか。

続きまして、財産管理費が総務課の所管でございます。1億4千497万5千343円。水上村の巡視員報酬から次ページ、91ページまで質疑ございませんか。

11 番（松本明雄君） 11 番です。

お聞きしたいのはですね、91ページの委託料。ケヤキ広場・スギトピア公園の街路灯の点検委託の問題なんですけれども、これは29万円くらいかかっていますけれども、そんなに切れることがあるのか。それから、これは外の業者というか町内の業者じゃないですけども、町内の業者でできるならば、もう町内の業者に委託すればいいのではないかと思うんですけども。

それと、LEDがあればですね、これを替えてやればもうそんなに切れることはないですから、その辺も検討したほうがいいと思われましてけれども、どうでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） スギトピア公園の太陽電池に伴います非常用電気のバッテリー交換ということで、これは平成13年度にスギトピア公園整備と同時にケヤキ広場に6基とスギトピア公園に5基、富くじ六花園に2基付けております。このバッテリー自体が大体5年くらいが寿命ということで、大体5年くらいで更新をしております。この中で使われておりますIC基盤のほう当初付けたところの特許的な基盤になっているということで、その会社と委託を結んでバッ

テリー交換、また保守をいたしております。以前からも、このような御指摘等いただいております。通常の家庭用電源でしていけば保守、いろんな費用がかからないのではないかとということで、現在、そういった方向に考えていくところでございますので、一部は直接100ボルトの電源を結んで一カ所点灯しているところもありますけれども、今後そういった方向で考えております。

3番（北里勝義君） 同じく、13の委託料の中で、先ほど総務課長のほうから一部ちょっと答弁がありましたけれども、公有財産台帳整備業務委託料ですね、これについても複数年でずっと委託を行ってきております。今、台帳整備はどのくらいまで整備されているのか、その辺何か分かれば。あと何年ぐらいかかるのか。

管財係長（佐々木博隆君） 総務課、佐々木と申します。よろしく願いいたします。

公有財産台帳整備業務委託料につきましては、国のほうの公共施設等の総合管理計画の作成推進に基づき、こちらの委託を行っております。その台帳に基づき平成27年度、平成28年度に公共施設等総合管理計画を実施する予定です。進捗状況としましては、約70%ほど現在のところでは進捗しております。

以上です。

3番（北里勝義君） この財産台帳を整備する中で、例えば分収林だとか分収率とか、そういったものを含めて整備をされているのかどうか。かなり分収林あたりも財産としてあると思うのですよね。

管財係長（佐々木博隆君） 山のほうについても一応対象となっておりますので、こちらのほうについても随時委託に基づき、今後の台帳整備を行っている次第でございます。

議長（渡邊誠次君） 他に質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分からお願いいたします。

（午前11時00分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時10分）

議長（渡邊誠次君） 引き続き91ページまで、皆さま方から御質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは92、93ページ。

6番（時松唯一君） 93ページの節25積立金。美術品取得基金積立金439円、これは坂本善三美術館のほうの美術品取得のための基金なんですかね。それとも、庁舎内等に壁画とかそういうことでやるのか。ちょっとそちらをお尋ねいたします。

総務課長（松岡勝也君） これにつきましては、坂本善三美術館の美術品の取得をするための基金
でございましてその分の積立金ということで、一番最後のページにも出ておりますけれども、基
金ということで一覧表がございます。その中で出ております、坂本善三美術館の基金に伴いま
す積立金439円でございます。

議長（渡邊誠次君） 他に質疑ございませんか。

11番（松本明雄君） お聞きしたいのは、地域おこし協力隊に報酬を上げていると思うのですけ
ども、その報酬じゃなくてですね、どちらに来て、まあ地域の方とどのくらい密接な関係でいら
っしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

政策課長（清高泰広君） 平成26年度は、地域おこし協力隊の方は1名でございます。現在は2
名、合計3名の方が活動していらっしゃいます。一応、それぞれに役割を持っていただいております
まして、それなりに活動していらっしゃいまして、現在3名のうち1名の方はどちらかという
と特産品開発ということで、いろいろ岳の湯やはげの湯地区の方といろいろとやったり、あるいは
現在はふるさと寄附金の関係で、今新しい取り組みをしているものですから、いろんな事業所
の方と連携を取ってもらっております。それと1名は、いわゆる移住定住関係ということで、この
方は拠点を木魂館に派遣しております、そちらからいろんな移住希望の方と地元を結びつける
役割をしてもらっております。それともう1名につきましては、この方は環境モデル都市、ちょ
っと技術的なスキルも結構持っていますものから、環境モデル都市関係で、この方はどちら
かというと役場内で活躍してもらっている。まあそういった感じで3人いろいろ役割を持って頑
張ってもらっております。

議長（渡邊誠次君） 他に、質疑ございませんか。92、93ページ企画費です。

それでは94、95ページ、公平委員会費、それから交通安全費、ここは総務課の所管でござ
います。94、95ページまで。

5番（児玉智博君） では1点、乗合タクシーについて伺います。

これがですね、昨年度から乗合タクシーの路線が拡大されました。というのが、産交バスの2
路線が廃線になりまして、それに代わって乗合タクシーがその分をカバーしているという形にな
っております。それで、地域での説明会ですね、私黒淵地区で3カ所開催されておりましたがそ
こに参加しまして、なかなかですね、今乗りたいと思えばバスが来たら乗れたけれども、予約が
必要になったから、急な用事の時に困るじゃないかとかいう声とか、様々出ていたわけですけれ
ども、あくまで今の乗合タクシーは実証であって、この今の状況が永久に継続するわけではない
という説明をされていたかと思いますが、それは今も変わらないかの確認です。

政策課長（清高泰広君） たぶん実証というわけではありませんが、まだ成長の過程といえますか、
今から先もですね、どんどん路線の問題にしても運行の状況にしても、いろいろと考えていくべ
き部分はあるということで、たぶん御説明しておると思います。

5番（児玉智博君） 是非その点は地域の方のなるだけですね、今から先、特に社会的問題として、高齢者の、例えばブレーキとアクセルの踏み間違えであるとかあるし、高齢を迎える方たちが増えていけば、やはり免許を返上していく方なんかも増えていくと思いますので、その時にやはり生活の足を心配することなく、安心してというか、免許をもうちょっと自信がなくなった人は返上しても大丈夫だというような安心を持っていただくためにはやはり様々な改善が必要ですので、そういう意見も取り入れて、どんどん向上させていただきたいというふうに思います。ただですね、すぐにできる改善の要望が出ていたと思うのですよね。それは予約先の電話が携帯で、11桁もボタンを押さないといけないと、もう普通の固定電話にしてもらえば大体町内は46ですから4桁だけ押せばいいから、その間違い電話も少なくなるのではないかとこの要望が出ていました。これはすぐに応えることができる要求であると思いますが、改善はできないのでしょうか。

政策課長（清高泰広君） その話は説明会の中で何度もいただいておまして、私たちが気にはしております。ただ、あくまでもこれは乗合タクシーであって普通のタクシーとちゃんと一線を引いておく必要があります。これは、いわゆる道路運送法とかいろいろな法上もやっぱり一般のタクシーと乗合タクシーは線を引いておくところがありますものですから、ちょっと今の段階でそれぞれのタクシー会社に直接の電話ですね、その辺の境目がはっきりできなくなるといろいろと弊害も出てまいりますものですから。ただ言われているように11桁というのは、非常にお年寄りにとっては大変だと思っておりますので、なんとか解消できるようなことは、これからも考えていきたいと思っております。

5番（児玉智博君） 何も、委託先のタクシー会社の代表番号と一緒にする必要はないと思うのですよね。だから、例えば転送機能を使うだとか、いろんな工夫をすることで固定電話と同じ番号ですよね、それは専用の回線は引かないといけないかもしれないけれども、様々な知恵を出せばいくらでもお年寄りの要求に応えることはできると思うのです。こういう提案をしてもなかなか改善を後にすればするほど、いやそれはもう今、この携帯番号を周知してだいぶかかりますから、逆に固定電話の番号にしてしまえば混乱を招きますとか、そういうふうなこともなりかねないと思う。これは直ちに、改善できることだと思いますので、次年度と言わず、すぐにもやっていただきたいというふうに思います。

終わります。

政策課長（清高泰広君） 申し訳ございませんが、すぐにはちょっと厳しいものがありますので、本年度の地方創生の交付金の中で、また公共交通の検討しますが、その中でちょっと予約システムについてはもう少し考えていきたいと思っております。

11番（松本明雄君） 11番です。なかなか5番議員と同じ質問はないところが多いんですけども、今日は同じ質問をさせていただきます。

乗合タクシーの件は前から決算書を見ると分かるように、金額がどんどんどんどん上がってき

ています。それですね、一般の方がその時間帯に乗ろうとした時に乗れないということが非常に出てきておりますので、ジャンボタクシー、業者によっては大変だと思いますけれども、一人の運転手で多く乗せられるような方式もとっていただきたいと思います。

それともう一つ問題はですね、だんだんだんだんタクシーの数が増えてきていますので、運転手の数が足りなくなっているというような話も聞いておりますので、今後2種免許を取られる時に、町のほうが補助をするなどはどこまでお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

政策課審議員（佐々木忠生君） 一般の方が乗れないというような状況でジャンボタクシーの導入はということですね、今現在、丸善タクシーは一応1台ジャンボタクシーがあると思いますけれども、今後、乗合率の向上、今現在一人1台でというような形がまだちょっと若干多いようでございますので、乗合率を上げるということも含めて、先ほど課長が申しました地方創生の先行型による小国郷公共交通の再編という中で、予約システムとそういう乗合率の向上に向けた対策についても検討をしていきたいというふうに思っております。

人材育成につきましても、現状確かに高齢化もしておりますし少ない人数ということで、これにつきましても、地方創生の中で各資格取得、タクシー業界に限らず農業・林業もありますので、そのへんのところも含めたところで検討させていただきたいと思います。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。今の乗合タクシーの件ですが、たぶん調べれば東北のほうでは建設業者がどうしても冬場の仕事がないとかいうので、白ナンバーでマイクロバスを運転して、たぶんあそこは市だったと思いますが、建設業者の中には大型免許所持者は必ずいると思います。どうしても2種免許になってしまうので人材不足になりますが、その辺調べていただいて、普通第1種大型免許でも乗れるようなものができるのではないかと思います、いかがですか。

政策課審議員（佐々木忠生君） 9番議員の大型1種免許でという話で、なかなか公共のをするという部分でちょっと分かりかねますので、また調べさせていただきたいというふうに思います。

6番（時松唯一君） 95ページの交通安全費の中で、簡単に説明していただきたいのですが、報酬の中で小国町交通指導隊報酬17人で51万円、本来ならばこれは、18人なのか3万円ということであれば、年間一人減ということだと私は理解しますけれども、それが1点。それから、節区分の19負担金補助及び交付金で、小国地区交通安全協会負担金、164万2千円。これは安全協会の中で啓発活動をやられていると、子ども自転車大会、看板設置、新入学児安全用品配付等を行っているということで、児童数も少なくなって今後もこの金額辺りでずっと推移していくのかどうかをお尋ねいたします。

総務課長（松岡勝也君） お尋ねの95ページの小国町交通指導隊の報酬費17名の年間3万円の51万円ということで、平成26年度は17名で、平成27年度現在は18名ということでございます。

その下19の負担金補助及び交付金で、小国地区交通安全協会負担金。これは小国町と南小国

町で組織している協会でございます、両町で金額的には人口割、均等割等ございますのでこれに伴って負担を出しまして、毎年春の交通安全、秋の交通安全、その他高齢者、子どもに対する交通安全の啓発をする負担金で実施しておりますのでございます。

議長（渡邊誠次君） 他に、質疑ございませんか。

続きます、96、97ページ諸費でございます。総務課と政策課の所管でございます。

10番（時松昭弘君） 97ページです。公立病院建設債元利償還負担金ですね。これが2千787万7千67円とありますが、これはいつまで返還をするのかお答えいただきたいと思っております。

財政係長（中島高宏君） 総務課の中島です。よろしく申し上げます。

公立病院の償還金負担金2千787万7千67円ですが、今現在、公立病院の平成26年度末の起債が3億5千861万4千円ほどあります。それについて、小国町と南小国町の両町で負担して償還をしているところです。償還年数については、今後も償還が出てくる部分もありますので、後ほどまたお答えさせていただきます。

10番（時松昭弘君） 期日のほうは後で結構ですが、公立病院の敷地ですね、敷地辺りは町の町有地だと思いますが、敷地につきましてその敷地の料金というは南小国町からもらっていないと思っておりますが、そこはいかがですか。

議長（渡邊誠次君） ここで、暫時休憩をいたします。

（午前11時30分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時34分）

総務課長（松岡勝也君） すみません、ちょっと確認をしていたところです。

今現在の公立病院の建物が建っている所と駐車場の敷地については、現在小国町の名義になっております。現在、一ヶ町村の組合として使用しておりますけれども、それ自体の負担金は町はいただいておりません。その他老健とか個人の土地を借りている分については、両町が負担を出してそこから個人の方に借地料を払っているということですので、実際の公立病院の敷地の使用料は町はいただいておりません。

10番（時松昭弘君） 借地の部分もあると思っておりますけれども、町有地の中で公立病院が建設した時のいきさつもあろうかと思っておりますが、確か、当時の場合は例えば契約年数が確かあったらと思うんです。その後について、一応見直しがなされたかどうか、本来ならば今、南小国との原野の問題等もいろいろあっていますけれども、そういったこともですね、南小国町のほうがある程度自分たちの主張だけをしてくるならば、そういったところまで駆け引きとして公立病院の敷地料もこちらのほうで敷地の料金を新たに契約をして、町のほうに歳入として入れてもらうと、その中から改めて病院の負担割合の中でこちらの償還現行、今までの負担割合のとおりになればいいかなというふうに思いますが、そういったところの交渉をですね、同じ建設負担金もあります

けれども、それだけではなく、他の改良事業負担金440万円ほどの金額もあります。まあ、そういうところも絡めてですね、それは行政と行政のトップ同士の話があれば、そういった話をしてみるのも一つの方法だろうと思います。是非ともそういった土地の町有地の問題については、これはもう一回、もう少し見直してもらいたい、そういうふうに考えますがいかがですか。

町長（北里耕亮君） この部分については、ちょっと私も一昨年ほど病院の組合長の立場もありますものですから、そういった小国町という部分でありまして、少し調査とか聞き取りをしたような部分もあります。答えとしては今の現状のような答えでありまして、議会の皆さま方も図面を一度別の機会に見ていただきながら、現状この部分については小国町、そして老健を後から作っておりますので、民地を購入してそして老健を作った経緯もあります。そこについては、公立病院の本体の部分とは別のような仕組みになっておりますものから、そういう機会を一度、図面を見ながらまずは把握を、私も含めてですが議会の皆さま方と一緒に把握をさせていただきながら、そして今後について公立病院の本体の部分も今建設をして27、8年だったでしょうか。まだ早急なその建て替えとかいう部分はありませんけれども、今後について話題にする必要があるのではというふうに思います。そして、小国町議会とは別の組織体の病院議会という組織もありますものから、当然その中にはこちらの議員も入られておりますので、病院議会は病院議会としてまた話題にすると、そして現状からどうやっていくかという部分を図面を見ながら考えていく必要があるのではないかと。そして、契約上は確認をいたしますけれども、契約書というものはあるのはありますが、金額は先ほど言ったように発生をしております。ペーパーもありますので、そういうのを見ていただきながら、それについては見直しとかそういう部分の条件というのは付いていなかったのではないかなと思います。そういうのも見ていただきながら、今後について一緒に考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

10番（時松昭弘君） これは、小国町としても使用料をもらうということになりますと、それだけ歳入のほうが増えてきますし、こうした形で負担金等の歳出当たりに出しても、そういったことが少しでも軽減できるかなというふうに思います。

以上です。

町長（北里耕亮君） 考え方としては、また話題にするという部分で検討の時にまた話題にしたいと思いますが、小国町所有ですから小国町から、小国町外一ヶ町病院組合という組織に売却という方法もあるし、今議員の御意見のように小国町外一ヶ町から使用料をもらうというような部分もあります。その組合から使用料をもらうときには、そこに2町で負担をしますその分はどのような仕組みがあるかと思いますが、様々な角度から話題にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

財政係長（中島高宏君） すみません、先ほどの病院の償還はいつで満了するかという件ですが、平成35年ということになっております。

議長（渡邊誠次君） 他に、質疑ございませんか。

では、続きまして98、99ページ。地籍調査費からは税務課の所管となっております。

98、99ページ質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） では、続きまして100、101ページの中段、公用車重量税までが税務課の所管でございます。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） では、次にまいります。防災情報施設費につきましては情報課の所管ですので15日に行います。

続きまして電算施設費、102、103ページになります。ホームページ保守管理委託料だけが情報課の所管でございます。102、103ページ電算施設費、ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、続きまして104、105ページ中段上のほうです。会計管理室の担当所管であります。手数料までですね。皆さま方から御質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） では、以降は住民課の所管、情報課の所管と続きますので、次が110ページ環境モデル都市推進費、6千918万9千406円、政策課の担当所管になります。110、111ページ、ございませんか。

6番（時松唯一君） 6番です。

111ページ、電気自動車用急速充電器に関する保守委託料で現在、町内、役場、杖立、ゆけむり茶屋ですね、利用台数あたりが分かればお聞かせください。

政策課審議員（佐々木忠生君） 町内で整備しておりますのが、役場、杖立、ゆけむり茶屋、それからゆうステーションと4カ所施設がございます。今の利用状況というところで、ちょっとまだ3施設につきましては整備してなかなか間もないということで、役場前の急速充電器につきましては、昨年の10月から8月までで、一応205台の利用があっているというような状況で、あと残りの施設につきましては、もしよければ後ほど報告させていただきたいなというふうに思っております。

2番（大塚英博君） 今回の関連ですけれども、この電気自動車用の急速充電器に関する保守委託料というのは、これは毎年この金額がかかっているということですね。かかってくるのか。

政策課長（清高泰広君） 保守委託料につきましては、毎年金額が出てきます。昨年度は11月からの開始ですので、本年度は12カ月になりますものですから、決算以上に本年度からは保守委

託料は上がってきます。

議長（渡邊誠次君） 他に、110、111ページございませんか。

では、続きまして112、113ページ。

2番（大塚英博君） 今の関連ですけれども、今度の電気自動車の専用急速充電設備設計監理業務委託料というのは、これもかかってくるのですか、今から先。

政策課長（清高泰広君） これにつきましては、機械を設置するときの工事のための設計と監理でございまして、平成26年度だけでございます。

議長（渡邊誠次君） 他に質疑ございませんか。

2番（大塚英博君） この下のほうに、収入の6万4千800円というのがございます。113ページの使用料ですかね、6万4千800円です。これは急速充電器を利用した手数料のことですか。

政策課長（清高泰広君） 急速充電器につきましては、町が設置しまして日本充電サービスというところに貸している形になります。ですので、使用料などにつきましては日本充電サービスのほうに1回入ります。ただそれから今度は日本充電サービスのほうから、例えば電気代についてとか、さっきの保守委託料についてとか、あるいは1回課金システムがありますのでその使用料とか、いろんな形でまた翌年になりますが払われる形になっております。ただ、全額電気料や保守やシステム使用料、全額が賄えるほどの金額ではありませんが、それに近い金額を日本充電システムから前年度の実績に基づいていただく形になっております。

2番（大塚英博君） 前回、債務負担行為という中で補正をされたときに、平成27年度の45万6千円を今度は平成28年度、本来ならば144万1千円というところを、45万6千円に減額していますし、この平成28年度は173万円を183万円ということで、この平成28年度の債務負担行為は非常に大きな金額になっておりますが、そういうことを考えたときにですね、電気この次世代の自動車充電インフラ整備というのは、本来収入の中にありますようにPの75番に817万円という補助金と充電インフラの普及支援プロジェクト収入という中の505万9千800円というように、合計の1千322万9千800円あって、その中で今みたいな設置工事が1千360万円、今度保守委託料とか工事全て、115ページにも兼ねるんですけども、充電設備の電力引込工事負担金ということの金額から1千551万8千602円を引いたら、差引228万8千800円という金額しか残らないんですけども、この後の債務負担行為の中で、このリース料の負担金が入ってきますし、それを考えたときには電気自動車というのは、やっぱり町として取り上げましたけれども、あまり今の時代においては、これから先どうなるか分かりませんけれども、どうなのかなと。ここのところを民間のですね、例えば旅館とかいろんなところの場所がたぶんあると思います。そういうところに投げて、そういうところで普及させていく方向をとっていただければいいかなという気はしますけれども、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 小国町においては、ゆうステーションにまず最初、急速充電器を設置いたしました。これについては、他自治体よりも早く設置をさせていただきました。それについては福岡からの観光客の方がやはり電気自動車に乗る機会が多くて、ちょうど阿蘇山に行く途中にこの界限に、小国町界限にあるといいですねという話がありまして、国の補助金も全額ではありませんけれども一部付きまして、そして阿蘇山の登山をする前の阿蘇駅の近くに急速充電器をちょうど同時にですね、というか、小国町よりちょっと遅かったかもしれませんが、そういうふうに付けました。そうこうしているうちに、世界農業遺産に昨年登録が阿蘇地域はされましたものですから、その当時の自動車会社の日産から電気自動車をリースすること、それから急速充電器の設置に協力をすると、増やすという部分の動きがありました。この急速充電器についても、郡内市町村、ある程度足並みをそろえて設置したという経緯であります。確かに、損益を見てみると急速充電器を設置したことによって保守とか様々な部分ではありますが、その分使用料をいただいておりますので、それが先ほど課長が言ったように、それで完全に賄える部分ではないかもしれませんが、それに追いつくぐらいの赤字というか、そういう部分ではなっております。現在は自治体がある程度そういう考え、再生エネルギーをという部分で引っ張ってはいきたいと思っておりますが、議員の御意見のように、将来は民間的な活力を利用するという部分もあるかもしれませんが、当面は小国町としてはこういう部分については推進をしていきたいという、基本的な考えを持っております。

背景とこれからの考えを述べさせていただきました。

以上です。

議長（渡邊誠次君） 他に質疑ございませんか。

それでは114、115ページの中段、社会保障税番号制度費のシステム改修負担金までを審議方お願いします。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして徴税费、同じく114、115ページ、7千20万3千720円、税務課の所管でございます。114、115、116、117ページ。

6番（時松唯一君） 6番です。

115ページの職員手当等で備考欄に、大変だったと思いますが時間外勤務手当が113万円。いわゆる住居手当と同額みたいに上がっていますけれども、これはやはり税金徴収のために数日かかってその職員が携わったということでしょうか。

税務課長（北里康二君） こちらは税務総務費ですので、賦課関係ですので申告ですね。こちらは申告の時にどうしても申告会場に時間を取られますので、その分の時間外が出るということと、また7月が本算定といって税の賦課を決めるときがあります。その際がどうしてもやっぱり時間外が出るということで、そういう形での時間外勤務という形になります。

以上です。

議長（渡邊誠次君） 他に質疑ございませんか。

それでは118、119ページの下のほうまでですね、戸籍住民登録費は住民課の所管ですので、その上の公用車重量税までです。116、117、118、119までございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは次のページ、120ページの下段になります。選挙費、786万5千770円が総務課の所管でございます。120、121ページの下段、それから122、123ページまで、質疑ございませんか。

選挙管理委員会費、農業委員選挙費、県議会議員選挙費、続きまして衆議院議員選挙費が124、125ページまででございます。質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） では進めます。統計調査費、190万1千286円、124、125ページ下段になります。総務課の所管です。126、127ページの中段まで、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） では、監査委員費、960万1千420円、議会事務局の担当所管でございます。126、127、128、129の上段ですね、一番上の研修会負担金までです。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、次は200ページに飛びますので、ここで暫時休憩をしたいと思います

再開を1時からお願いいたします。

（午前11時57分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時00分）

政策課長（清高泰広君） 午前中に御質問がありました、環境モデル都市の急速充電器の件について御説明させていただきます。

昨年の10月に工事が終わりました11月から今年の8月までの間、先ほど役場が205件でしたが、杖立が104件、岳の湯のゆけむり茶屋が71件です。それと、ゆうステーションの充電器はちょっと流れが違いますが、これにつきましても今年の2月から8月までの間で371件の利用がっております。

それと午前中、急速充電器の決算について御説明しましたが、ちょっと説明が十分でなかったところがありますので、もう一回説明させていただきます。

まず、急速充電器設備3つにつきましては、昨年10月に工事しまして、その設計と工事と九

電へのつなぎ込みの負担金、この辺りで約1千820万円ほどかかっております。これにつきましては、補助金を約1千300万円ほどいただいております、一応平成26年度で完全に終わった形になっております。今後につきましては、実はこの4つの急速充電器は日本充電サービス、日本充電サービスというのは合同会社でして、大手の自動車メーカーと電気事業者、東京電力とかこの辺りが作っている合同会社なんです、ここが日本充電サービスという合同会社を作っております、ここのネットワークにこの4つの急速充電器はつながっております。この日本充電サービスが発行していますカードを使いますと、どこのネットワークに参加しているどの充電器からもからでも利用できるという形になっておりまして、それに参加している形になっております。午前中も言いましたが、維持費として電気代や損害保険料や保守の委託料、こういったものを町が支払うことになっております。特に保守委託につきましては、この日本充電サービスのネットワークに参加するには必須事項になっております。ただ、この電気代や保守委託料あるいは課金のシステム、先ほどのネットワークをつなぎますものですから、そういった使用料につきましては定額ではあります、その日本充電サービスのほうから翌年、精算により還付されることになっております。その額につきましては、大体3施設、岳の湯と西里と役場前のにつかしましては、かかった費用とほとんど同じくらいの金額が還付されるということで、若干の持ち出しもありますが、まあそれほどの持ち出しではございません。ただ、ゆうステーションだけが先行して作ったものですから、その日本充電サービスにはつなぐのはつなげたのですが、いろいろとやっぱり、特に昨年平成26年度がですね、この充電器を全国的に普及させようということで、かなり補助率あたりもよかったものですから、若干ゆうステーションだけは他の3つの機械に比べて日本充電サービスからの還付金が下がっているという形になっております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） では、よろしいでしょうか。

では、始めます。200ページ、地域エネルギー費102万6千円、政策課の所管でございます。学びやの里費以降は情報課ですので、この目の1、目の4、地域エネルギー費を御審議方よろしく願います。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは続きまして、214ページになります。消防費、総務課の担当所管でございます。1億7千27万8千778円です。214、215ページ、非常備消防費、消防団員報酬359人からよろしいですか、214、215ページ。

続きまして、消防施設費、災害対策費、216、217ページ、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、219ページの中段よりやや下でございます。隣地安全対策立木等撤去事業補助金まで、ございますか。

2番（大塚英博君） 今の隣地安全対策立木等の撤去事業というのは、176万2千円でございますが、本年度はどのような形というか、こういうふうなところというのは、向こうからこういうふうな要望があって、こちらが出向いてそれに対して資産を割るのか、それともこちらのほうがこういう所を撤去していただきたいなという気持ちで向こうのほうに打診をしているのか、そこを聞かせていただきたいと思います。

総務係長（佐藤則和君） お答えいたします。隣地安全対策立木補助のほうは申請事業でございます、あくまでも申請者の方からそういう事業に取り組みたいということで、行政のほうは受ける形になっております。

2番（大塚英博君） これと同じように、道路沿いの木とかそういう所で、風倒木みたいな形で道路に差し掛かって停電になるような可能性もある所というのに対しては、ごめんなさい、それは建設課ですね。以上です。

議長（渡邊誠次君） 他、質疑ございませんか。

11番（松本明雄君） 11番です。

お聞きしたいのは、備品購入費のところの災害用備蓄品ですけれども、毎年毎年、賞味期限がくれば変えているはずだと思います。それから備品の倉庫の件ですけれども、前々から言っていました、せっかくなら役場の近所のほうがいいのではないかという話もしていましたけれども、その辺はどういうお考えでしょうか。

総務課審議員（木下勇児君） まず、ちょっと順番逆になりますが、備品の配置ですが、各旧小学校の体育館が大きな避難所として指定されておりますので、各大字の旧小学校の体育館、西里の場合は校舎のほうですが、そちらにある程度備品のほうは配備をさせていただいております。宮原地区につきましては、小国ドームのほうで現在保管をしているというような状態です。あと大きなもので、発生時に必要な物についても小国ドームと・田のほうに倉庫がありますが、そちらのほうを中心に保管をしているというのが現状でございます。あと、賞味期限が切れるという話ですが、現在、町のほうでは主な食料品というような形で備品のほうは備蓄をしておりません。いわゆる、数日間を対応するための毛布であったりとか、下のマットであったりとか、そういうものを中心に整備を進めているところです。

以上です。

11番（松本明雄君） 11番です。それでは、もしも災害があった場合、食料品や水とかそういうものは、食料品関係のほうから入れられるようにしてあるのか、そういう協定を結んでいるのか、その辺までお聞きしたいと思いますけれども。

総務課審議員（木下勇児君） 現在ではそういった形で直接災害があった場合に、どれだけの食料を、食料といいますかそういった食べ物とか飲物を調達するというような協定は結んでおりません。

議長（渡邊誠次君） では、他に質疑ございませんか。それでは218、219ページを終わります。

続きまして、258ページになります。公債費、総務課の担当所管でございます。

まず、258、259ページの公債費です。下段になります。

それから260、261ページ、公債費の元金と利子とございますけれども、質疑ございませんでしょうか。

歳出は最後になりますけれども、諸支出金それから予備費まで260ページから263ページまでを御審議方お願いします。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。

261ページの坂本善三美術館の繰出金で939万円。先ほどちょっとお聞きしたんですけれども、美術品の購入とは別ですか。この中に入っているんですか。

総務課長（松岡勝也君） 先ほどの美術館の出ました、美術品の取得基金ということでございます。

そちらとこの繰出金は別でございます。これはあくまでも、坂本善三美術館の特別会計に一般会計から繰出す分でございます。

議長（渡邊誠次君） 他に、質疑はございませんでしょうか。263ページ、最後までです。よろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは議会事務局、監査委員事務局、総務課、会計管理室、税務課、政策課所管の歳出の質疑が終了いたしましたけれども、質疑等の漏れがございましたら、お願いします。

4番（高村祝次君） 113ページの木魂館の太陽光発電設備設置委託料と、木魂館の太陽光発電設備設置工事を合わせると2千914万4千円かかりますけれども、これはどこのメーカーの太陽光を設置してありますか。

政策課審議員（佐々木忠生君） 太陽光等蓄電池につきましては、パナソニックのメーカーを利用しております。

4番（高村祝次君） それは蓄電池についてはどこですか。

政策課審議員（佐々木忠生君） 蓄電池についても、パナソニックを利用しております。

4番（高村祝次君） 非常に単価的には、普通個人でやる場合ですね、全く採算が合わないような単価でございます。まあ、補助事業でやるからこういう金額が出ると思いますがけれども、キロワットで大体170万円ぐらいかかっております。普通の人やる時には、全く採算が合わないというような金額でございます。

それから、前のほうの83ページに部長手当がありましたね。これは年間に313万7千400円。これは、年間に大体どれくらい部長にお願いをすることがありますか。

総務課長（松岡勝也君） 毎月、大体10日には部長にいきまして、それからまた出して、それからまた回収する場合もございますので、年間最低でも12回、それからまた部長が持ってこれるということで、往復すれば24回ぐらいは部長の行ったり来たりが発生しているという状況でございます。

4番（高村祝次君） それでは最後になりますけれども、いろいろ補助事業がありますけれども、来年度に向かってここはやめたいとか、やめるとかというような補助金があったら報告をしていただきたいと思います。今、考えているとか、検討しているとかいう項目があったらお願いしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 限られた財政の中で、こう決まりきったというか、慣例的になっている部分も確かにあります。ただ、町の政策を進める上で町民の生活に密接に関係している分野もあります。その部分については予算を決める予算議会が3月議会にございますが、早い段階から11月の末ぐらいから、各課、各担当、それぞれたいへん何度も何度も予算の審議というか、この事業についてはどうするかという部分を内部で入念に見直しだったり、計画を上げたりしております。今年度もそういうふうなつもりであります。

私が議会の開会の挨拶のときに、決算は予算の鏡でありますから、皆さま方の御意見を拝聴しながらまた今後につなげたいという旨の発言もいたしましたので、議会の皆さま方からの御意見も参考にしながら、今後決めていきたいというふうに思っております。個別には、ここで検討の段階でありますので、一つひとつは言いませんが、常に見直しはしているというところで発言をさせていただきました。

以上です。

議長（渡邊誠次君） 他に、質疑ございませんか。

2番（大塚英博君） 税金の徴収のほうの未納額というのが結構あると思うのですが、ページ数は、最初の予算のところ、予算じゃない、ごめんなさい、まだ前のほうです。それでですね、税務課のほうの町税の徴収ともう一つは、いろんな関連がありますけれども、特別会計の中にもいろんな未納額というのがございます。そういう中で、税務課としては税の徴収の一体化というものを考えておられるのかどうか。これはどういうことかと言いますと、やっぱり同じような方々がいろんなところで、同じような未納をかかえている可能性が非常に大きいもので、そういうふうなもので、一つの徴収に対して関連を持たせながら徴収をしていくという、合理的なそういうような一体化のことができないでしょうか、ということの質疑でございます。

町長（北里耕亮君） 歳入の部分になると思いますので、議長のほうから歳入に入った後に、執行部のほうから答えさせていただきたいと思います。まとめて言いますと、債権管理条例を、これからの話も含めてでしょうけれども、町税とそれから他の税、料、その辺りの御質問かと思っておりますので、歳入に入ってから執行部のほうから答えさせていただきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） 他に、質疑ございませんか。

ないようでしたら、ただいまから歳入に入ります。

徴収係長（菅尾宏幸君） 税務課の菅尾と申します。よろしく申し上げます。

ただいま2番議員さんから御質問がありました、税とその他のいわゆる主債権の徴収の一元化というところですが、ただいま北里町長のほうからも御説明ありましたけれども、債権管理条例というものを昨年12月に議会のほうに提案いたしまして議決いただき、本年4月から条例が施行されております。その中で各いわゆる税、公課もなんですけれどもその他、議員仰せの部分が例えば水道料であったり住宅使用料であったりそういったものを含めての、一元化の徴収ができないかというところですが、担当レベル、あるいは課長レベルで連絡会議、対策本部会議というようなものも開催しております、特に税のほうは今までの徴収係職員、搜索・滞納処分も実施しております、冒頭の税務課長からの説明にありまして、町税は現年度徴収率で98.9%、滞納繰越額で平均で21%ほどありまして、県内でもある程度の実績を示している町村とはなっております。ただ、小国町全体としてこれからの課題というのが、ただいま議員が御指摘の部分であろうかと思えます。あくまでもこの徴収に限っては、税とその他の料金関係で未納が出た後の、その後の滞納処分の手続きというのが法律にうたわれておりまして、実施方法が変わってきております。特に主債権については、私たち徴収係に滞納処分という自立執行権が認められておりますが、いわゆる主債権につきましては裁判所に強制執行をお願いするとか、そういった飛躍すればそういうところまで行き着くかと思えます。ですので、税のほうに臨戸催告に行くときには、他の料とも連携をとりながら催告をする、あるいは相談に来た時には、税務職員だけでなく関係する料関係も一緒に、それから分納、納税、その他の料金の納付相談を併せて行っております。これがですね、これから小国町のほうには、この税以外の料金も含めたところでの料金徴収というのが大きな課題になっているのかなというふうに思っております。

以上でございます。

2番（大塚英博君） 徴収係というのは、非常に嫌われるというか、非常に厳しいところがあるかと思えます。しかし、やっぱりその人間関係の中に、つながりの中で払っていかうという、要するにお金を取られるというよりか、お金を出すというそれだけのことだと思っておりますけれども、やっぱりつながりの中で集金業務というものを個別に絶え間なくやっていくということ。それともう1点は、福祉と関係があるのですけれども、非常に払いたくても払えないという、収入がなくてどうしても払えないという現状の中で、こういうふうな方たちというのはどうなのかということをも税務課として把握していただいて、その現状というものを集金業務の中に入れていただきたいという気持ちはございます。そういう中で、これからの徴収におきましてのどのような形で徴収していきたいとかそういうふうなものがありましたら、お聞かせください。

町長（北里耕亮君） かなり深い議論になってきておりますので、またこれからの政策的な方向性

とかそういう部分であれば、また一般質問の時にでもですね。ただ、この決算議会で言えることは監査の意見にも載っておりますとおりに、徴収業務に強く求めるといような文言も意見書の中にはたくさん出てきます。そういう部分において、払いたくても払えないそういう方々のお気持ち、それは相談業務にもなるかと思えますけれども、しっかりそこは対応させていただきながら、御本人様のためになるような、その後の生活の再建ができるような、そういうことも一部含めながら丁寧な対応をしていきたいというふうに思っております。また、この分については深い議論になると思えますので、別の機会にまたいただければというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） よろしいでしょうか。それでは、歳入に入ります。

16ページから町税です。町民税、固定資産税、軽自動車税、税務課の所管になります。

質疑ございませんでしょうか。16、17ページまでです。よろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは18、19ページ。たばこ税、入湯税までが税務課の所管です。地方譲与税以下は総務課の所管になります。18、19ページよろしいですか。

6番（時松唯一君） 18ページの項の入湯税なのですが、収入済額で1千580数万円の歳入が
あっています。この件で、歳出になるんですけれども、大体環境及び消防関係にどの割合ぐら
いが出ているか分かりましたら。

財政係長（中島高宏君） お答えします。平成26年度財源充当に関わる分でございます。

財源充当につきましては、観光振興費、それから鉱泉地の保護管理施設、それから環境衛生施設の整備のほうに充当をさせていただいております。おっしゃるとおり、消防施設の整備にも充当ができるのですが、平成26年度については以上の3つのほうに充当させていただいております。

議長（渡邊誠次君） 他に質疑ございませんか。

それでは20、21ページ、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、22、23ページの交通安全対策特別交付金までが総務課の所管
です。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは次に、26、27ページの使用料の1、目の総務使用料の中の公有
地使用料が総務課の所管になっております。26、27ページにおいては、公有地使用料のみが
総務課の所管です。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） では続きまして、28、29ページの中ほどにあります目の土木使用料の法

定外公共物使用料が総務課の所管でございます。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) では30、31ページ、台帳等閲覧手数料、町税督促手数料、一つ飛ばして
その他証明手数料、この3つが税務課の所管になっております。質問はございませんか。

6番(時松唯一君) ただいまのその町税督促手数料、督促を出した結果としては結果は出ている
のですか。

税務係長(久野由美君) 督促を出した後に、収納はあっております。

6番(時松唯一君) 督促を出しますよね。出した結果としてその方々からちゃんと入金がされて
いるか、どのくらいされているかという質問をしているんですけども。

税務係長(久野由美君) それぞれの税についてということで、よろしいでしょうか。

6番(時松唯一君) 大変でしょうから、1点でも結構です。固定資産税なら固定資産税だけでも
結構ですから、だいたい何%ぐらいが督促した時点で、どのくらい入っているか大体概算で結構
ですので。固定資産税だけでもいいですよ。

税務係長(久野由美君) 固定資産税でそれぞれ1期から4期ありますけれども、督促後の納付と
いうことで、1期で263件、2期で195件、3期で142件、4期で124件となっております。

税務課審議員(橋本修一君) 今のにちょっと補足しますけれども、固定資産税でいいますと督促
件数が1期の件で話しますけれども、324件ほど1期督促を出しております。それで入ってきた
ものが263件になっております。

以上です。

6番(時松唯一君) 結果的に、非常にいい結果が出ているかなと思いますので、引き続きやって
いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長(渡邊誠次君) 他に質疑ございませんか。それでは31ページまでよろしいでしょうか。

続きまして、36、37ページの一番下の段になります。総務費、国庫補助金、それから38、
39ページの中ごろになります。がんばる地域交付金、自衛官募集事務委託金、ここまでが総務
課の所管になります。質疑ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) それではまた飛びまして、次のページで40、41ページの下段になりま
す。県補助金の中の総務費補助金、2項目、土地利用規制等対策費交付金と熊本県地方バス運行
等特別対策補助金、この2つが政策課の所管になっております。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) では、次のページにまいります。42、43ページの地域調査事業費補助金、

税務課の所管です。一つ飛びまして同ページですが、熊本県権限委譲事務市町村等交付金、総務課の所管です。よろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 一つ飛びまして、木の駅プロジェクト推進事業補助金と県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金、この2つが政策課の所管でございます。質疑はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、よろしいでしょうか。続きまして、ページ飛びまして52、53ページの一番下の段になります。県委託金の中の総務費委託金が税務課と総務課の所管でございます。まず、52、53ページの個人県民税徴収事務取扱委託金、よろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、54、55ページの中段下の部分までですね。県議会議員選挙委託金までが総務課の所管でございます。皆様方、質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは飛びまして、56、57ページの財産収入。財政調整基金積立金利子収入、それから減債基金積立金利子収入、1つ飛びまして悠木の里づくり事業基金積立金利子収入、庁舎建設基金積立金利子収入、地域福祉基金積立金利子収入、各総務課の所管でございます。質疑ございませんか。56、57ページまでは他よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、58、59ページのネットワーク事業基金積立金利子収入です。それから小国町地域の元気基金積立金利子収入まで、6項目が総務課の所管でございます。質疑ございませんでしょうか。少し飛び飛びで分かりにくいかもしれませんが、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） では続きまして、60、61ページ一番上の段ですね。町直営林立木売払収入、総務課の所管になります。続きまして寄附金の一般寄附金、ふるさと寄附金、両項目が総務課の所管でございます。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、繰入金に入ります。60、61ページです。ネットワーク事業基金繰入金、地域福祉基金繰入金、財政調整基金繰入金。

10番（時松昭弘君） 61ページ、財政調整基金の分についてお尋ねします。これは、財調基金が2億1千300万円ということですから、これは学校建設関係に使ったお金かなと思いますが、いかがですか。

総務課長（松岡勝也君） 財調のこの繰入ですが、結局どこの部分と申しましょうか、結局歳入歳出に対する不足分を財調繰入した金額が2億1千300万円ということで、平成26年度、公共事業が非常に多かった分、特に全体的に学校建設、又は屋外放送施設とかそういった全体公共事業の大きくなった部分で繰入が全体的には必要が生じたという部分でございます。

議長（渡邊誠次君） よろしいですか。他に、質疑はございませんか。

では、次のページにまいります。62、63ページ、減債基金繰入金、悠木の里づくり事業基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金、小国町地域の元気基金繰入金、総務課の所管でございます。よろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、次のページにまいります。64、65ページ、繰越金です。前年度繰越金、諸収入の町税延滞金、加算金、歳計現金預金利子、これに関しては会計管理室の所管になります。

次にまいります。続きまして、諸収入の68ページの雑入です。雑入の上2段、電話料外、コピー使用料が総務課の所管です。この2項目ですね。それから中ほどにあります総務課の所管ですが、公有建物災害共済金、それから熊本県市町村振興協会市町村交付金、この2項目が総務課の所管でございます。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして次のページ、同じく70、71ページになります、諸収入。自動販売機電気料収入、3段目ですね、それから6段目の消防団員福祉共済加入事務費返戻金、市町村振興事業補助金、それから一番下の派遣職員給与負担金。70、71ページに限ってはこの4項目になります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） では、諸収入。同じく72、73ページの阿蘇世界文化遺産登録推進事業返還金、これが政策課の所管です。1つ飛んで公用車自賠責保険解約返戻金、総務課の所管です。

1つ飛んで公有自動車損害共済金、総務課の所管です。2つ飛びまして森林総合整備事業補助金、こちらが総務課の所管になります。よろしいでしょうか。

続きまして、74、75ページです。上のほう2つですね、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金、それから充電インフラ普及支援プロジェクト収入、この2つが政策課の担当所管になります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それから同じく二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、その下の会場使用料負担金、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、町債に入ります。同じく74、75ページですが、一番下の臨時財政対策債。

3番（北里勝義君） それでは町債の中の臨時財政対策債についてお尋ねをいたしたいと思います。この対策債については、地方交付税等が減額されていく中で、それを補完していく対策債として設けられておるといふふうに思っております。確か100%の交付税措置があったかと思っておりますけれども、今、国の予算等を見ますと、やっぱり地方交付税も平成26年、平成27年を見ますと1千300億円ほどやっぱり国の予算も地方交付税は減額されております。町においても普通交付税は減る傾向にあるのではないかなというふうに思っておりますけれども、この臨時財政対策債については多分枠配分でくるかと思うのですが、これはやはり減少傾向にあるのかどうか、そこらへん分かりましたらお尋ねいたしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 3番議員のおっしゃるとおりでございます。国につきましても地方交付税の不足分を補うという、これは法律での取り決めがございます。そういったところで、その分補うということで赤字地方債ということで臨時財政対策債が平成13年度から義務化されているというところでございます。その分が、やはり町の地方債の一覧表からも御覧になっていただきますように、今平成26年度末でも臨時財政対策債のほうが今、20億円程度はございます。そういったところで、国のほうもこの全国的な臨時対策債の圧迫が、国の財政もかなり圧迫されておるといふところで、今後地方交付税と併せて臨時財政対策債についても減少傾向にあるのではないかなというふうな文献等で表されておりますので、今後、今年行われます国勢調査等の影響もまた交付税及び臨時財政対策債に影響してくるといふふうに今心配しているところでございます。

議長（渡邊誠次君） 他に、質疑ございませんか。

それでは、町債、引き続き76、77ページ全般です。地域情報通信基盤運営事業から一番下の町営住宅浴室改修事業まで、全て総務課の担当所管でございます。質疑はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは最終ページになります。一番上の、町営住宅建設事業から土木施設災害復旧事業、よろしいでしょうか。

よろしいでしょうかね。以上、79ページ町債まで終わりました。

本日の審議の中で、歳入並びに歳出に関しての質疑の漏れがあれば、お願いしたいと思います。漏れはございませんでしょうか。質疑等、よろしいでしょうか。

なければ、これをもって本日の全員協議会を終了いたします。お疲れさまでした。

（午後1時52分）

平成 27 年

第 5 回 全 員 協 議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

平成27年第5回全員協議会記録

日 時	平成27年9月14日（月曜） 開会 10:02 閉会 16:03
場 所	小国町山村開発センター502号室
出 席 員	穴井帝史 大塚英博 北里勝義 高村祝次 児玉智博 時松唯一 穴見まち子 松崎俊一 熊谷博行 時松昭弘 松本明雄 渡邊誠次
事務局 職員	小田宣義 穴井桂子
説明員	別紙座席表のとおり
会議に付した事件	1. 平成27年度第3回小国町議会定例会提出議案について （住民課・福祉課・保育園・教育委員会）
会議の経過概要	平成26年度一般会計歳入歳出決算認定及び平成26年度特別会計歳入歳出決算認定について、各課からの説明及び議員との質疑応答があった。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

全 員 協 議 会 座 席 表

平成27年9月14日(月曜) 午前10時00分

	宇都宮 子ども未来係長 (宇都宮健治)			穴井 書記 (穴井 桂子)	
小野 隣保館長 (小野 昌伸)	前田 福祉係長 (前田 孝也)			石原 社会教育係長 (石原 誠慈)	
澁谷 住民係長 (澁谷 広美)	松崎 地域包括支援センター長 (松崎 優子)		小林 保育園副園長 (小林 徳子)	河津 学校教育係長 (河津 佐和子)	
秋吉 住民課審議員 (秋吉 陽三)	生田 福祉課審議員 (生田 敬二)		梶原 保育園長 (梶原 良子)	藤木 教育委員会事務局次長 (藤木 一也)	
河野 住民課長 (河野 孝一)	穴井 福祉課長 (穴井 幸子)	北里町長 (北里 耕亮)	北里 教育長 (北里 武一)	横井 教育委員会事務局長 (横井 誠)	
2 大塚				11 松本	
3 北里勝				10 時松昭	
4 高村				9 熊谷	
5 児玉	6 時松唯	議長 渡邊	副議長 穴井	7 穴見	8 松崎

小田議会事務局長
(小田 宣義)

議事の経過 (h. 27. 9. 14)

議長（渡邊誠次君） 皆さん、おはようございます。

時間少々早うございますけれども、始めたいと思っております。

昨日ですか、黒淵方面では敬老会が行われたみたいですが、連休中までに随時いろんなところで敬老会等々はあると思いますし、また気候が少し涼しくなりましたので、いろんなイベント等も開催されると思います。皆さま方お忙しい中におられるでしょうけれども、本当に朝晩の冷え込みがちょっと始まりましたので、何名かは風邪を引いておられる方もいらっしゃるみたいですので、体調の変化にくれぐれも気を付けていただきたいというふうに思っております。

それでは、本日北里町長に御出席をいただいておりますので、一言御挨拶をお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 皆さん、おはようございます。

第5回の全員協議会ということで、お休みを挟みましてまた開催されます。本日は住民課、そして福祉課、保育園、教育委員会の分野でございます。一般会計の決算認定とそれぞれの特別会計の決算認定でございます。本日は、教育委員からは北里教育長をはじめ、それぞれの分野の課長、そして審議員、係長の出席をさせていただいております。慎重審議よろしくお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ただいまより全員協議会を開催いたします。

ただいま出席議員は12人です。直ちに会議を開きます。

本日の協議事項については、お手元に配付してあるとおりです。平成26年度決算ということで、十分なる御審議方よろしく申し上げます。

(午前10時00分)

議長（渡邊誠次君） ①平成26年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について
②平成26年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
③平成26年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
④平成26年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
⑤平成26年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について
⑥平成26年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について
であります。よろしく願いいたします。

本日の担当課については、住民課、福祉課、保育園、教育委員会です。北里教育長、課長及び局長並びに審議員と担当係長も出席をお願いしています。

それでは課長、局長から所管の平成26年度一般会計歳入歳出決算の概略説明をお願いしたい

と思います。

住民課長（河野孝一君） おはようございます。

それでは最初に住民課から説明させていただきます。住民課の所管の決算項目としましては決算書3ページ、歳出の総括表で説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。住民課所管の決算項目としましては、款の2総務費のうち、行政相談費、住民支援費、戸籍住民登録費として3千763万1千968円を歳出させていただいております。

続きまして款の3民生費のうち、人権政策費、隣保館運営費、児童館運営費として3千490万9千688円、それから款の4衛生費のうち、予防費、環境衛生費、清掃費として2億4千306万4千107円、それから款の9教育費のうち、集会所運営費として58万1千487円、以上3つの款、9の目にまたがりまして事業を執行しております。住民課所管の決算総額としまして、3億1千245万6千240円で、歳出総額に占める割合としまして5.5%、それから予算の執行率といたしまして98.8%でございます。それでは歳出目ごとに説明をさせていただきたいと思います。

104、105ページをお願いいたします。款の1総務費、12の行政相談費でございます。主なものといたしまして無料法律相談業務、それから消費生活相談業務、行政相談業務に対する費用を歳出させていただいております。

続きまして108ページ、109ページをお願いいたします。同じく総務費目14の住民支援費でございます。主なものとしましては、金婚、ダイヤモンド婚、米寿、百歳表彰等の町民表彰関係事務、それから保護司会、人権擁護委員協議会、更生保護女性会等の活動に対する費用を歳出させていただいております。なお住民相談、町民表彰の実績につきましては、別添の主要施策成果品調書に記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。また、この予算の中には翌年度への繰越額373万1千円がございますが、これは3月議会の補正で承認を受けました、まち・ひと・しごと創生関連事業の少子化対策といたしまして、平成27年度事業として婚活に取り組む予算でございます。現在婚活事業を先週土曜日、日曜日ですね、11日、12日で婚活のイベントを実施しているところでございます。

続きまして118ページ、119ページをお願いいたします。同じく総務費の目の3戸籍住民登録費でございます。主なものとしましては、戸籍住民票、印鑑証明書発行等の窓口業務に対する費用を歳出させていただいております。

続きまして144ページ、145ページをお願いします。款の3民生費、目の9人権政策費でございます。主なものといたしましては人権カレンダーの作成、それから部落解放同盟小国支部補助金を含む人権啓発に関する業務費を歳出させていただいております。

続きまして146、147ページ、同じく款の3民生費、目の10隣保館運営費でございます。

主なものといたしましては隣保館運営に係る経費、館が実施しております交流事業、人権フェスティバル等の人権啓発実施に伴います費用を歳出させていただいております。

続きまして156ページ、157ページをお願いいたします。款の3民生費、目の3児童館運営費でございます。児童館は隣保館と併設しておりますので、児童館として児童に健全な遊びを提供するために行っております各種教室、例えば子ども料理教室や子育てひろば等の開催に関する費用を歳出させていただいております。

続きまして164、165ページをお願いいたします。款の4衛生費、目の3環境衛生費でございます。主なものといたしましては、ごみの不法投棄の防止を目的とした監視活動費、河川水質検査費等を歳出させていただいております。また節の19負担金補助及び交付金のうち、火葬関係の業務を阿蘇広域行政事務組合に委託しております。その経費としまして北部火葬施設費負担金、それから火葬施設事務負担金を住民課所管の予算として歳出しております。

続きましてその下になりますけれども、清掃費、清掃総務費をお願いしております。ここでは一般家庭から出るごみ及びし尿等の一般廃棄物の処理を阿蘇広域行政事務組合に業務委託しております。なお各負担金の詳細につきましては、住民課決算資料として委託業務調書、負担金調書、補助金調書等を配付させていただいておりますので、審議の参考にしていただきたいと思います。

続きまして242ページ、243ページ、教育費をお願いします。目の3集会所運営費でございます。住民課では倉原集会所の維持管理を行っておりますので、施設の維持管理費をここで歳出させていただいております。以上、歳出についての概略を説明させていただきました。

次に、歳入を説明させていただきます。26、27ページをお願いします。使用料及び手数料のうち目の2民生使用料で地方改善施設使用料で改善施設使用料を歳入しております。

続きまして、30ページをお願いいたします。同じく使用料及び手数料、2の手数料、1総務手数料のうち3列目でございます。自動車臨時運行許可手数料、それから戸籍関係交付手数料、印鑑証明書交付手数料、住民票関係交付手数料、身分証明書交付手数料、印鑑登録証再交付手数料、同じく印鑑登録証交付手数料、次ページ上段の犬の登録及び注射済票等交付手数料及びその他証明手数料、お墓の移転に伴う証明書ということになります。これが住民課所管の手数料でございます。

続きまして38、39ページをお願いいたします。項の3国庫委託金、総務費委託金として中長期在留者住居地届出等事務委託金を国からの委託金として収入しております。

続きまして42ページ、43ページをお願いいたします。項の2ですね、県補助金、総務費県補助金として上から2列目、人口動態調査事務補助金、それから4列目、消費者行政活性化補助金を歳入しております。

続きまして44、45ページをお願いいたします。項の2民生費県補助金として上から2列目です。地方改善補助金等を歳入し、隣保館の運営費に充当しております。

続きまして54、55ページをお願いいたします。目の2民生費委託金の人権啓発推進事業費委託金を歳入して、人権政策費の人権カレンダー作成に充当しております。

それから、続きまして62、63ページをお願いいたします。項の2特別会計繰入金、1の地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金でございます。これにつきましては本会議の特別会計のほうで説明を行いましたけれども、特別会計の余剰金を繰出金として出したものをこの一般会計で受け入れるものでございます。

以上、簡単でございますが一般会計の歳入歳出の主な説明を終わらせていただきます。

福祉課長（穴井幸子君） おはようございます。

それでは福祉課関係の一般会計決算状況について御説明させていただきます。

それでは、歳出のほうから御説明させていただきます。決算書の128ページ、129ページをお開きください。まず款3の民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。社会福祉総務費は社会福祉全般ということで、職員給関係と地域の見守りや地域支援等の地域福祉を行っていくことを目的としているところです。そういったところで民生委員、福祉協力員などの報酬、民生委員協議会や社会福祉協議会への補助金等を上げております。また平成26年度は消費税の引上げに伴う、低所得者に対する暫定的、臨時的な給付措置がございまして、臨時福祉給付金関係をこちらのほうで上げてございます。

続きまして130ページからでございます。目2障害者福祉費でございます。障害者福祉関係の決算をここで計上させていただいております。障害者総合支援法に基づき様々な福祉サービスを行っておりまして、その決算状況を計上してございます。

続きまして134ページです。こちら目3で国民年金事務費でございます。これは年金関係の市町村事務をここで計上させていただいておりますけれども、これにつきましては年金機構のほうから平成26年度は270万円ほどの委託料をいただいております。

続きまして同じ134ページからの目4老人ホーム費です。それから140ページからの目5老人福祉費でございます。これにつきましては老人福祉関係の決算を上げてございます。現在老人福祉関係の大半は介護保険で賄っている状況でございますが、それ以外の部分として一つは養護の必要な高齢者の方を養護老人ホームへ措置いたします。これにつきましては小国町が木野里荘、現在は悠和の里となっておりますけれども、そちらへの措置あるいは町外の数箇所への施設に措置しておりますので、そういった形での経費と平成26年度木野里荘におきまして、町外の市町村からの措置を受け入れておりますので、それに関する経費を上げております。それから老人福祉費でございますけれども、老人クラブ活動の補助金や敬老会への補助金などを決算として上げさせていただいております。

続きまして142ページでございます。目6医療費一部負担金でございます。これにつきましては重度の障害者医療費、それから乳幼児医療費、ひとり親家庭等の医療費、児童医療費、これ

らの医療費の本人負担について助成を行っておりますので、その決算でございます。

続きまして一番下ですね、7、高齢者等活動支援促進施設費、144ページに移りますけれども、こちらにつきましては宮原深瀬でございます高齢者等活動支援施設、悠工房についてでございます。その維持管理費を決算しております。これにつきましては現在この建物ができたときからのいきさつで当時は小国学園、現在のサポートセンター悠愛が主に使っているものですから、この運営費につきましては相当額をサポートセンター悠愛のほうから負担金としていただいております。

続きまして144ページ、目8後期高齢者医療事業費でございます。後期高齢者医療につきましては、後期高齢者医療広域連合が保険者でございます、そこでの事務費の町村割の負担金とあとは小国町の方が使った療養給付に対する町村の負担金をここで上げさせていただいております。

続きまして148ページでございます。目11老人保健費でございます。老人保健につきましては平成19年で終了しておりますけれども、まだ事務手続が終了しておりませんので、その分の額でございます。

続きまして同じく148ページから、項2児童福祉費、1児童福祉総務費でございます。児童福祉総務費につきましては、一番大きいものとしましては児童手当の支給でございます。また平成26年度は、先ほどの消費税の引上げに伴います子育て世帯への影響を緩和するための臨時的な措置としまして、子育て世帯臨時特例給付金を支給しておりますが、その関係経費を上げております。それ以外に出生祝い金あるいは放課後健全育成事業委託金ということで、放課後児童クラブにつきましてはの委託料、それから地域活動子育てクラブ活動補助金を計上させていただいております。

続きまして156ページをお願いいたします。こちらの一番下のほうになりますが、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。保健衛生総務費では、町全体の保健医療についての経費でございます。主なものにつきましては住民健診がございます。各種のがん検診、国保の特定保健健診以外の一般的な住民健診、それと妊婦健診、乳幼児3カ月、6カ月、1歳、1歳半、3歳児と乳幼児健診を行っております。それらに関する経費、またそれ以外としましては、救急医療や休日医療に対する阿蘇郡全体への負担金ということで計上させていただいております。

続きまして162ページからの、目2予防費でございます。予防費は予防接種の経費でございます。18歳未満の子どもたちに対する定期の予防接種、またインフルエンザの予防接種、そういったものの経費を上げさせていただいております。

続きまして260ページからでございます。こちらの款12諸支出金、項1特別会計繰出金、目1繰出金でございます。その中で国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、次

のページの後期高齢者医療特別会計繰出金をそれぞれ支出させていただいております。以上で歳出のほうの説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入でございます。歳入につきましては24ページの項2負担金、目1民生費負担金ということで、ここでは老人ホーム関係の負担金、また他市町村からの措置委託料の負担金を上げさせていただいております。それと目2衛生費負担金で養育医療保護者負担金を計上させていただいております。

続きまして26ページです。款12使用料及び手数料の中で2の民生使用料ですね、こちらのほうで福祉センター悠ゆう館の使用料を上げさせていただいております。

続きまして32ページ、13国庫支出金、1国庫負担金から36ページまでは国の負担金や補助金でございます。それから38ページから40ページまでが、県支出金、県負担金でございます。障害者関係につきましては国・県負担金や補助金で、あるいは児童手当の国・県の負担金、そして医療費関係です。国保と後期高齢者につきましては保険料の軽減を低所得者に対して行いますけれども、その部分の収入減につきましては国・県・町が補てんするもので、その国・県の負担金、これらを上げさせていただいております。また臨時福祉給付金関係もこちらで上げさせていただいております。

次に38ページです。2民生費委託金でございます。こちらでは国民年金関係事務委託金を上げております。

42ページから45ページでございます。こちらでは民生費県補助金でございます。ここに福祉関係の県の補助金がございます。民生委員・児童委員活動助成費、補助金や老人クラブ助成、高齢者住宅改造事業、重度障害者医療費補助金など医療費関係補助金をここで上げさせていただいております。

続いて46ページでございます。目3の衛生費県補助金で健康増進事業費等補助金、むし歯予防対策事業費補助金などをここでいただいております。また64ページからでございますが、こちらでは諸収入といたしまして、貸付金元利収入、災害援護資金貸付金元利収入ということで、災害援護資金貸付金元利償還金の収入がございます。

それから66ページ、雑入、過年度収入で平成25年度事業での精算によりまして、国・県からの超過交付があつてございます。

68ページの雑入でございます。この中で社会福祉協議会関連の負担金あるいは地域支援事業関連の負担金をいただいております。

以上、一般会計につきましてはの説明をこれで終わらせていただきます。

保育園長（梶原良子君） おはようございます。

それでは保育園費の歳出のほうから御説明をさせていただきます。151ページの下のほうからになります。保育園費は人件費が85.6%を占めております。その中で153ページの賃金の

ほうですが、当初12名の臨時保育士を予定しておりましたが、途中の臨時保育士の退職等もあり結局1年間で11名ということで少し残があります。

それから、主なものといましては155ページをお願いします。備品購入です。備品購入の中で前年度は木育推進のために、子育て支援拠点に大型の木製遊具を小国杉でつくっていただきました。丸太の滑り台とどんぐりプールというのを地元の木工職人に東京おもちゃ美術館の監修を得てつくっていただいております。それから0歳児が多くなりましたので、0歳児用の机、椅子、それからお散歩カー、それから保育室のロッカー、収納棚等を購入しております。歳出の主なものは以上になります。そのほか決算資料として提出しております委託業務それから補助金、負担金については、決算資料のほうを御覧いただきたいと思います。

それでは歳入のほうにうつります。25ページをお願いいたします。25ページの児童福祉費負担金です。下のほうになります。民生費負担金の中の児童福祉費負担金です。保育料の負担金、現年度分と滞納繰越分になります。

続きまして45ページをお願いいたします。県支出金で児童福祉費補助金になります。真ん中の2段目になります。多子世帯子育て支援事業交付金です。こちらは18歳以下の子どもを扶養している世帯で、第3子以降で3歳未満の子どもが保育園に入った場合に対象となりまして、県と町で保育料の2分の1ずつを負担して実質保育料が無料になるという事業です。平成26年度の該当者は17名でした。

その下の段になります保育士研修事業です。こちらは保育の質の向上のために保育団体等の研修に参加した場合に県のほうから2分の1の補助を受けております。

それから67ページをお願いいたします。諸収入の保育園費受託事業収入です。67ページの一番上になります。これは小国町以外に居住する世帯で、保護者の勤務先が小国町にあるため、送迎等の理由で小国の保育園に入園している子どもの保育運営費です。平成26年度は南小国町から1年であったり3カ月であったり6カ月であったりしますが、5名の子どもを受託しております。

それから67ページの下のほうです。雑入ですが保育園の給食収入です。67ページに職員、それから69ページに実習生等ということで上がっております。実習生、中学校、高校、大学の実習や、中学、高校はインターンシップや職場体験ですが、そのときの給食費です。

それから、同じページの雑入です。6段目になります。実習生受入謝金です。これは短大、大学からの実習生を受け入れたときの謝金です。

それからその3つ下になります。一時保育事業負担費です。一時保育は保育園に在籍していない子どもで、どうしても家庭で見られないというお子さんを日にち限定ですがお預かりすることができる事業です。平成26年度の利用者数は延べ人数ですが、1日利用が151名、半日利用が68名でした。簡単ですけども、保育園費の説明を以上で終わらせていただきます。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 続きまして、教育委員会事務局所管の決算内容について説明させていただきます。まず資料でございますが、先日配付してあります平成26年度決算資料、教育委員会事務局所管と書いてあるものがあるかと思えます。この資料につきましては、平成26年度におきまして実施しました委託、工事、補助金、負担金の一覧でございますので御参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは決算書の2ページから説明させていただきたいと思えます。総括表の歳入でございます。教育委員会事務局に係る款名としましては、12の使用料及び手数料、13の国庫支出金、14の県支出金、15の財産収入、17の繰入金、19の諸収入がございます。また財源充当としまして、16の寄附金、17の繰入金、20の町債がございます。両方合わせました総額は約4億8千730万円でございます。

次に3ページが総括表の歳出でございます。教育委員会事務局に係るものとして、9の教育費、7億9千603万5千558円のうち、7億9千545万4千73円と12の諸支出金、3億3千124万2千290円のうち、939万8千944円でありまして、合計で8億485万3千17円となります。対前年度比としましては、188%となっております。増加の主な理由としましては、学校建設費の増額によるものでございます。また町全体の歳出額からの割合は、14%となっております。平成26年度の主な事業としましては、主要施策成果調書に記載してございますが、小学校における学習・生活活動支援員の配置、中学校における学習活動支援員の配置、小国小学校におけるスクールバスの運行等を行っております。また学校施設整備事業として平成25年度からの繰越分あるいは平成27年度への繰越しもございますが、学校給食センター、小中学校のプール、中学校の柔道施設、中学校の連絡通路などの整備工事を行っております。また全日本中学生ホッケー選手権大会も開催しているものでございます。

それでは歳出の内容から説明させていただきます。218ページをお願いします。218ページから221ページの上のほうまでが教育委員会費でございます。教育委員会の運営に係る費用を計上させていただいているものでございます。

次に220ページからの事務局費は、職員の人件費と事務費が主なものでございます。

223ページをお願いします。補助金としまして、小国高校支援補助金120万円と小国高校ホッケー全国大会補助金40万円がございます。

次に222ページに国際交流指導費がございます。語学指導委託料320万円につきましては、2名の方に小中学校の英語指導をしていただいているものでございます。

次の同じく222ページから225ページにあります小中高連携事業推進費のうち、225ページの12役務費の中の検定手数料106万5千600円につきましては、学力向上に向けた取り組みとしまして、小学校が学力検査、漢字検定、中学校が同じく漢字検定や英語検定と確認テストを受けたものでございます。

次の幼稚園費の教育振興費にございます私立幼稚園就園奨励費補助金593万6千200円につきましては、保護者の保育料等の負担軽減を目的としまして、国の補助に伴い実施したものでございます。平成26年度の対象者は37名でございます。

その下からが小学校費でございます。学校管理費は学校を管理・運営していくために必要な費用を支出させていただいています。225ページの報酬費としまして学習・生活活動支援員報酬、1千13万9千700円がございます。内訳としましては成果調書にありますとおり、学習活動支援員が2名と生活活動支援員が5名でございます。

次の227ページには委託料としまして、スクールバス委託料4千469万400円がございます。

続きまして228ページからが教育振興費でございます。ページ飛びまして、231ページの負担金補助及び交付金でございます。修学旅行費補助金としまして53万1千円を支出させていただいております。一人当たり9千円で対象者は59名でございます。

その下の扶助費につきましては、就学援助を目的として実施したものでございます。36名の児童が対象でございます。

同じく231ページが学校建設費でございます。工事請負費の下のほうの学校給食センター等建設工事3億1千484万4千円は、教育委員会の資料にございますナンバー8からナンバー9にあります8件の工事を合算した金額となっております。

その下からが中学校費でございます。学校管理費は小学校と同じく、学校を管理・運営していくために必要な費用を支出させていただいております。

233ページの報償費の心の教室相談員謝礼64万2千円は、学校に行けない生徒に対しての相談員をお願いしているものでございます。

続きまして236ページをお願いします。教育振興費でございます。次の237ページの負担金補助及び交付金としまして、修学旅行費補助金84万6千円を支出させていただいております。1名当たり1万8千円、対象者は47名でございます。

その下にあります扶助費は、小学校と同様で就学援助を目的として実施したものでございます。27名の生徒が対象でございます。

次が寄宿舎居住費でございます。寄宿舎の管理・運営に関する費用でございます。平成26年度は男子8名、女子11名、合計の19名の生徒が入寮していました。

次に238ページからが学校建設費でございます。これも教育委員会の事務局資料のナンバー3にあります1件の委託業務とナンバー9にあります5件の工事を実施したものでございます。

続きまして240ページからは社会教育費でございます。社会教育費は学校での教育活動を除く、青少年や成人に対して行われる教育活動に関するものでございます。

まず、社会教育総務費でございます。現在、社会教育委員は5名の方になっていただいております。

ます。243ページの中ほどに貸付金がございますが、平成26年度におきましては1名の方に新規の貸付を実施しているものでございます。

またその下の奨学金事業基金積立金は、奨学金の原資としまして返還金を積み立てているものでございます。14名の方が対象でございます。

次が公民館費でございます。公民館費は主に文化祭、成人式、子ども会関係に関する費用でございます。平成27年1月の成人式には男性35名、女性32名、合計の67名の方が参加しております。

続きまして244ページに文化財保護費がございます。小国町には国指定が9件、町指定が12件の文化財がございます、その保護等に関する費用でございます。

245ページには工事請負費としまして、阿弥陀杉支柱補強等工事121万5千89円がございます。

続きまして同じく244ページの下のほうからが開発センター費でございます。報酬費の時間外管理業務につきましては、夜と休日の管理業務を2名の方で交代をお願いしているものでございます。

また247ページの工事請負費の空調機設置工事41万1千480円は、302号室にエアコンを設置させていただいたものでございます。

次に246ページの下のほうからが交流多目的施設費で小国町図書室に関する費用でございます。平成26年度の図書室入館者数は8千669人で、貸し出した冊数は1万6千393冊でございます。

249ページにあります備品購入費は図書等の購入費としまして、49万9千230円を支出させていただいております。この分につきましては利用者の要望等も取り入れながら、新たな図書を購入したものでございます。

248ページの下のほうからが保健体育費でございます。保健体育総務費につきましては、主に251ページから253ページにかけてありますとおり、スポーツの振興を目的としまして各種の補助を行っているものでございます。

251ページには、全日本中学生ホッケー選手権大会実行委員会補助金348万7千638円がございます。

続きまして252ページからが体育施設費でございます。報酬の非常勤職員報酬144万円は、小国ドームの管理をお願いしているものでございます。その下の臨時雇用賃金217万2千162円は、林間広場の管理清掃と小国ドームと旧小学校の体育館の清掃をお願いしているものでございます。

次の254ページからが給食センター費でございます。学校給食に関する業務を事務長1名、調理員8名の方に行っていただいております。

次に260ページに繰出金がございます。次のページに坂本善三美術館特別会計繰出金としまして、939万8千944円を計上させていただいているものでございます。支出としましては以上でございます。

次に歳入のほうを説明させていただきます。29ページからお願いします。使用料としまして、学校教職員住宅使用料97万2千700円がございます。帯田、広瀬、関田の教職員住宅に関するものでございます。その下に開発センター使用料89万1千460円、また小国ドーム使用料42万6千円、夜間照明施設等使用料119万1千700円、それから林間広場駐車場使用料8万7千415円がございます。

次に37ページをお願いします。国庫補助金でございます。幼稚園就園奨励費補助金としまして147万2千円がございます。次に小学校費補助金としまして、特別支援教育就学奨励費補助金7万3千円でございます。また次の学校施設環境改善交付金2千690万3千円につきましては、給食センター、プールの整備工事に係る補助金でございます。

次に中学校費補助金としまして、へき地児童生徒援助費補助金200万8千円は、寄宿舎居住費に係る補助金でございます。

次の特別支援教育就学奨励費補助金2万9千円につきましては、これも小学校と同じく教育就学奨励費補助金としていただいているものでございます。

続きまして50ページから53ページにかけては、県補助金となっております。地域改善対策奨学資金事業市町村返還事務費交付金3万5千円と水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金11万6千円、それから研究指定校補助金10万円がございます。またその下には緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金3千50万円がございます。この分につきましては、中学校の柔道施設建設に伴う補助金でございます。

次に、57ページに支援学校給食委託金275万8千425円がございます。支援学校への給食供給に係る委託金でございます。次の利子及び配当金につきましては、上から3つ目に美術品取得基金積立金利子収入439円、それから一番下の奨学事業基金積立金利子収入としまして3千922円がございます。

次に61ページをお願いします。奨学金事業基金繰入金54万円につきましては、歳出のほうで説明しました新たな借入者1名分が計上されているものでございます。

次に63ページの公共施設等整備基金繰入金5千773万2千670円のうち、3千157万1千392円を、またその下の小国町地域の元気基金繰入金6千46万6千711円のうち、722万7千円を学校施設等整備事業に財源として充当させていただいているものでございます。

次に65ページの奨学金貸付金元金収入としまして、現年度分が157万6千500円、過年度分が32万円でございます。収入未済額223万6千円につきましては、4名の方の未済によるものでございます。過年度分が4名、現年度分が2名、重複していますので実数としましては

4名でございます。

次に67ページに学校給食収入としまして、現年度分2千412万2千697円と滞納繰越分17万3千680円がございます。収入未済額93万9千460円につきましては、19名の方の未済によるものでございます。

次に69ページからの雑入としましては、上から3つ目の中学校寄宿舎宿泊負担金64万5千円、それからその下に体育施設自動販売機収入37万3千210円、71ページの下から2節目に、小中学校の太陽光発電売電料39万7千728円がございます。

また次の73ページでございますが、下から3つ目に小国郷特別支援連携協議会負担金としまして8千654円がございます。

それから最後になりますが、78ページから79ページの教育債は備考にあります3つの事業の財源として充当させていただいたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時15分からお願いいたします。

（午前11時03分）

議長（渡邊誠次君） では休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

議長（渡邊誠次君） それでは、それぞれの款ごとに進めていきますのでよろしく願いいたします。議員各位におかれましては別紙平成26年度一般会計決算及び特別会計決算歳出科目別分掌事務一覧表を御参照ください。本日は、この表の桃色に塗られた部分の協議になります。

それでは款2総務費の総務管理費の中で104ページの行政相談費、108ページの住民支援費、118ページの戸籍住民登録表をお願いし、続きまして128ページ民生費の社会福祉費から167ページ衛生費の清掃費までが住民課、福祉課、保育園の所管でございます。

では、ページを追ってまいります。まず104ページ、行政相談費117万8千44円、住民課の担当所管でございます。通信運搬費104、105ページの5段目ぐらいですね、行政相談費が住民課の所管です。

御質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは続きまして108ページになります。住民支援費108万8千723円、108ページ、109ページでございます。男女共同参画推進懇話会委員から110ページ、111ページまでの上段ですね、小国町更生保護女性会補助金、そこまで御質疑ございませんでしょうか。108ページ、109ページ、110ページ、111ページ、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは続きまして118ページ、戸籍住民登録費3千464万5千201

円、住民課の所管でございます。下2段ですね。職員給料から120、121ページの下段ですね。住基ネットシステム負担金まで、御審議方よろしく申し上げます。

質疑ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) よろしいですか。それでは次は128ページに飛びます。民生費でございます。まず目の社会福祉総務費1億3千865万3千86円、非常勤委員日額報酬から129ページの戦没者追悼式典費までございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) それでは続きまして130ページ、131ページ、障害者福祉費もそうでございます。

3番(北里勝義君) それでは19の負担金補助交付金の中の社会福祉協議会補助金ですね、2千340万円の実績ですけれども、これは確か人件費等の補助金ということで、算出基礎は人件費になっていたかと思えますけれども、何名分かとそれから人件費だけですかね、算出基礎になっているのは。本年度予算は2千250万円で予算を計上していますので、90万円ほど本年度は予算から見れば下がっているかなという感じなんです、その辺ちょっとお尋ねしたいと思えます。

福祉課長(穴井幸子君) 社会福祉協議会への補助金につきましては、おっしゃるとおり人件費が主でございます。地域福祉の職員のほうで、職員が3名と事務局長、事務局長のほうは障害関係と地域福祉を兼ねておりますので、そのところは半分の平成26年度は50%、2分の1というふうにしております。

3番(北里勝義君) こういう補助金に差が出るというのは、その異動等で職員が変わったから差が出てくるということですか。それとも事務局長あたりの割合が変わるとかそういった感じですかね。

福祉課長(穴井幸子君) 平成27年度の予算がちょっと少し下がっているということでの関連ですよね。平成27年度は木野里荘ですね、老人ホームが社会福祉協議会のほうへ譲渡をされまして、高齢者福祉部門が社会福祉協議会のほうに増えております。そこで事務局長の部分がまた更に分割されたということがございます。それと職員の異動等もあってございますので、その分で話をさせていただいております。

議長(渡邊誠次君) ほかに質疑ございませんか。

11番(松本明雄君) 前のページなのですけれども、民生委員のことで金額等は構いませんがちょっとお聞きしたいんですけれども、民生委員を今いろんな方がされていますけれども、特に役場を変わられた方なんか非常に多くなって大変ななっています。それから柏田住宅なんかは特に老人の方なんかが多くなってきていますので、その辺を交代するときがこの前大変だったので、

柏田住宅はそれだけ負担があるなら、今人数は1人ですけれども2人置くとか、きめ細やかな対応をされたほうがいいと思いますけれども、そのあたりはどうお考えかちょっと聞かせていただきたいと思います。

福祉課審議員（生田敬二君） 今議員のほうから言われましたように、民生委員の推薦にあたっては大変ちょっと苦慮している部分もあると思います。基本的には地域からの推薦と地元からの推薦ということになっておりますが、なかなか見付からないのでというようなことで役場も入ったりする場合もございます。その中で民生委員の区域割、地区割の件ですけれども、一応小国町の場合が、政令で人数あたりが定められている枠がございます。現在区域担当の民生委員が23名で、主任児童委員がお二人ということで25名で会合のほうをできておりますが、そこら辺の人数の区域の割り方等もちょっと検討してまいりたいというふうに考えております。加えて民生委員の補助的機関ということで、平成21年度からでしたか福祉協力員の制度をつくっております。町全体で今48名の方が活動をされておまして、民生委員の補助、補助的とかお手伝いをさせていただくということで、そちらのほうも研修会等、会合のほうもやっているところでございますし、民生委員の手助けになっているものと考えております。

以上です。

11番（松本明雄君） その福祉協力員の件も僕は前が主任児童委員をしていましたので、そのときをお願いしてつくっていただいたと思います。そのときになるべく福祉協力員のほうから民生委員に上がるのが一番いいかと思うのですけれども、その辺の協力体制ができないのもちょっと難しい部分もあると思いますけれども、民生委員の方は今それだけいろんな問題がありますので、なるべくこんな会議のときでも言っていただいて、協力をできる範囲でしていただくようにお話のほうをしていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 民生委員や先ほど話題になりました福祉協力員については、住民の見守り、支え合いに非常に貢献をいただいております。先日からの台風等においても、その後に見回りとか訪問をしていただいた民生委員もおられて、大変行政としては感謝を申し上げるところであります。今11番議員がおっしゃいましたような部分で、なかなかそういう業務もありますが、大変なものもありますので、なり手とかそういうふうな部分で非常に難しいという現状もありますけれども、町としてもその業務が非常に大事なものですから、しっかりそのあたりのところは、民生委員は民生委員の中身をまた把握しながら、できるだけスムーズになっていただけるような人材づくりといいましようか、そういう部分も視野に入れていきたいと思います。議会の皆さま方もよければ地域の事柄でありまして、またそういうご加勢とか人材育成に御助言いただけるならまた幸いかと思っております。よろしく願いいたします。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。ただいま131ページまで、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君）　続きまして132、133ページ、障害者福祉費の中でございます。

質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君）　それでは障害者福祉費が130、135ページの上段、障害者自立支援給付費負担金返還金までになっております。続いて国民年金事務費、老人ホーム費、134ページ、135ページの審議方お願いします。

質疑はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君）　それでは老人ホーム費の続きで136ページ、137ページ。それでは138ページ、139ページ御質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君）　それでは140ページ、141ページの上段までが老人ホーム費になります。

続きましてその中段から老人福祉費4千998万7千164円、143ページ下段の介護保険低所得者対策事業補助金返還金までございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君）　それでは同じく142ページ、143ページ、医療費一部負担金、よろしいでしょうか。

7番（穴見まち子君）　7番です。医療費の負担金で143ページのひとり親家庭の医療費とありますけれども、どのくらいの方が対象になっているのかをお聞きしたいのですが。

子ども未来係長（宇都宮健治君）　平成26年度の実績としまして、全部で81名の方が対象というふうになっております。

議長（渡邊誠次君）　ほかよろしいでしょうか。

7番（穴見まち子君）　7番です。ひとり親というのも男の方と女の方がおられますけれども、人数的にどのような方がおられるかですよね。結構ひとり親の方というのは町外から来られて帰られて、小国はそれで住みやすいところと聞いているのですけれども、どんな状況があるかなと思いました。

子ども未来係長（宇都宮健治君）　81名の内訳につきましては、男性の方が15名、女性の方が66名というふうになっております。

議長（渡邊誠次君）　ほか質疑ございませんか。

7番（穴見まち子君）　ちょっと失礼かもしれませんが、所得制限といいますかね、もらえる範囲の、大体の範囲というのはどのくらいとか家族状況にもあると思うのですけれども、そのようなことはわかりますでしょうか。

子ども未来係長（宇都宮健治君）　これは、ひとり親家庭医療費というのは児童扶養手当を受給さ

れる方が対象というふうになっております。児童扶養手当につきましては、7番議員がおっしゃられたとおりに所得制限がありますけれども、これも例えばその受給者の方が一人で住まれているとか、もしくはその親御さんと住まれていると、その親御さんのほうの所得とかも支給要件の対象になりまして所得制限がかかってきます。その扶養人数や所得の金額によりまして、段階的にその所得制限が幅が広がっております、ちょっとこの場で一概にその所得制限が幾らだから受けられないとかいうふうなのは、ちょっと資料をこの場では御用意しておりません。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは続きまして同じく144ページ、145ページの後期高齢者医療事業費、それからその下の段、人権政策費。

5番（児玉智博君） 人権政策費について質問します。人権政策費の支出済額344万5千100円、このうちの200万円が部落解放同盟小国支部補助金というふうになっております。この半分以上が特定の団体への補助金というのは、これはどう見ても異常だと思います。これは人権政策費じゃなくて、部落解放同盟費といっても過言じゃないような状況じゃないかと思うのですが。やはり昨日の全員協議会の中で、こういう団体に対する補助金が何というか惰性的に支出され続けている部分もあるから、見直しを考えるとというような町長の答弁もありましたが、まさにこれはそういう見直すべき補助金だとはお考えになっていないのでしょうか。

町長（北里耕亮君） 全般的な話でございますけれども、過去からの補助金等の話ですが、過去からのいろんな部分について町としてやはり町民の生活のために効果があるもの、ここはその別の部分にというような話題もありますけれども、この部分についての補助金については町としては必要であるという認識を持っております。でありますので、この部分について平成26年度きちっと支出をさせていただいて、効果があったというふうに町としては判断をしております。

以上です。

5番（児玉智博君） やはりその人権政策というのであれば、町としてどういうふうに行っていくのかと、特に最近ドラマなんかでもありましたけれども、いろいろハラスメントとかそういう部分がありますので、やはりこの人権政策というのは必要だと思うのです。しかしその人権政策費の費用の半分以上が、特定の団体に支出され続けている。こんな人権政策でいいのかというのが問われていると思います。しかも過去にもこの問題を取り上げてまいりましたが、ここはそういう人権政策で協力をしていかなければならないと。それは協力はどんどん大いにしていって結構だと思います。毎年行われているフェスティバルですね、こういうところで協力をしていけばいいのです。なぜこのお金を出すのが協力になるかという。やはりですね、そこまで徹底的に考えていく必要があるのではないかと思います。この協力の在り方そのものを見直すべきと思

ますがいかがでしょうか。

隣保館長（小野昌伸君） お答えいたします。もう御存じかと思いますが、2000年11月に国のほうでも人権教育啓発推進法というのが成立されております。翌年の3月に基本計画を作りなさいということで、国のほうが基本計画を作っております。小国町もその8年後、2010年3月に小国町人権教育啓発基本計画を立てています。今議員がおっしゃるとおり、いろいろな人権という形で女性、子ども、障害者、高齢者、いろんな12項目ぐらいの人権政策を立てています。その中の一つとして同和問題というのが入っております。この同和問題に関して200万円という金額に関してですが、9割がこの前から議論しているとおりに研修費という形で上がっております。その研修がどういった研修かといいますと、その中の半分以上が今からの子どもたちに対する研修ということで行っております。小国町は御存じのとおり人権啓発フェスティバルをはじめとして、就学前、小学校、中学校、高校と非常にこの同和問題は先進地であります。今からの子どもたち、この時代において大変陰湿ないじめ、いわれもない差別によってその子どもたちが命を自ら絶つことのないよう、結婚差別、就職差別等々まだ全国的にも残っております。こういったものを打破するために、自分に力をつけていくため、子どもたちが行き抜くために補助金を与えて研修を重ねていくと。これはいわば命の補助金と言ってもいいぐらいの補助金だと思いますので、今後差別がある限りは続けていってほしいものと思います。

以上です。

5番（児玉智博君） 最後にやはり言わせていただきたいのが、やはり子どもを育てていくというのであれば、それは学校教育であつたりとかそういう教育費で対応していくべきだと思いますし、それにこの団体自体が、ほとんどが99%この補助金で運営を賄っているというようなところですよね。しかもその活動の拠点となるような、あとから出てきますけれども集会所運営費も町のお金でやっちゃっていると、これはほとんどもう町営の団体じゃないですか。そうであるならお金を出すこと自体私は反対ですけれども、こういう決算書にこの同盟の補助金で200万円という、こういう大ざっぱなものを出してくるのではなくて、そういう車両借上料や費用弁償とかそういう個々の項目ごとに出すようにして、その出し方もちゃんと明確な毎回の例月監査で駐車場代とかそういう事細かな領収書、ここまで出てくるようにするべきですよ。やはりこういう出し方をしていれば、いわば一般の町民の方たちからは、やはりこれは逆差別じゃないかというようなことで疑念が生じてくる、そういう不透明ですから。やはりそれは差別を解消するどころか、新たな差別の再生産であつたりとか差別を固定化するようになって、町が本当にこの差別をなくしたいというふうに思うのであれば、今のやり方は絶対に改めるべきであるということを経済に申し上げまして、この件についての質疑は終わりたいと思います。

町長（北里耕亮君） なかなか意見の相違があるようでございますけれども、制度上団体補助金の部分で上程の仕方というか決算書に明記する仕方ほかの部分と一致しておりますし、また役場

内の部分でこの団体補助金の調書といいたいまいしょうか、こういった使われ方をしているかというのはチェックをしているわけでございます。今担当のほうから研修費用が多いという部分もありましたけれども、一定の協力のもとで解放運動だけでなくあらゆる差別という部分で、この団体とも協力して人権啓発に努めているところであります。ぜひ議会の皆さま方も一定の御理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは続きまして146ページ、147ページ、隣保館運営費1千万19万3千392円、御質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは148ページ、149ページ、老人保健費、福祉課の所管になります。引き続き同ページ、児童福祉費の児童福祉総務費、それから次ページの150ページ、151ページになります放課後児童健全育成事業等補助金返還金まで質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） よろしいですか。それでは同ページ、150ページからが保育園費になります。2億6千263万7千730円、157ページ中段までが保育園費ですけれども、まずは150、151、152ページ、153ページまで保育園費です。

御質疑ございませんでしょうか。153ページまでです。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは154ページ、155ページ。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは156ページ、157ページ、児童館運営費も今日の担当所管でございます。

御質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは下段の衛生費に入ります。保健衛生費、次ページの158ページ、159ページ、ただいま衛生費のところでは156、157、158、159ページ、よろしいですか。

7番（穴見まち子君） 159ページの委託料の子宮がん検診の委託料なのですが、受けられている方の人数と前年と比べてどのような推移があったのでしょうか。

福祉課長（穴井幸子君） 子宮がん検診でございます。子宮がん検診は平成26年度は623人です。前年度が578人ですので伸びております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

7番（穴見まち子君） 助成金があると思えますけれども、病院で受ける場合と町で受けますよね、その医療費の差額はどのくらいあるのか大体分かりますでしょうか。

福祉課長（穴井幸子君） 子宮頸がん検診なのですけれども、検診を受けますと委託料が大体4千円なのですが、20歳から74歳までは受診者の負担金500円なんです、それと無料クーポンの年齢に該当しますと無料になったりいたしますので、大変申し訳ございません、医療機関で検診した場合の数字というのははっきり把握しておりませんが、ぜひこの安い金額の住民検診のほうで受けていただきたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは続きまして160ページ、161ページ。同じく保健衛生費でございます。

御質疑ございませんでしょうか。161ページまでです。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして162ページ、163ページの中段、公用車重量税までを御審議方お願いします。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。食生活改善推進員協議会補助金とありますが、金額はいいのですが、どういうことをやっているんですかね。

福祉課長（穴井幸子君） 食生活改善推進員協議会といいますのは、以前の栄養教室を卒業された方が協議会のほうに入ったりしておられます。活動としましては、町内の一人暮らしのお年寄りの方の食事が年2回ですかね、あと男性の料理教室、それからいろんな町内の方々のお味噌汁の減塩というか塩分の測定をしたりとか健康増進のほうに結構活動されていますし、多方面にわたっているいろんなイベントといいますか、例えば戦没者追悼式のときのお弁当を作っていたりとか、いろんな活動をしていただいております。

9番（熊谷博行君） はい、分かりました。今回から小中学校が新しく給食システムが変わると思います。ぜひこの予算でも増やして、もう少し食育のことについて子どもたちにしっかり教えてやればいいと思います。その専門家が小国町はいますので、波多野先生という人が。その人を使ってでも食育のほうを子どもたちにしっかり教えて、親ももちろんなんです、そういうところを推進していったらいいと思いますがいかがですか。

教育委員会事務局長（横井 誠様） 今回学校給食センターが新しくなった折には、食べるところと作るところが隣り合わせになって、そういう利点を利用して今議員がおっしゃいましたとおり、食に関するいろんな学習とかもできるように取り組んでいきたいと考えております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは目の予防費に入ります。同じく162ページ、163ページ下段まで。よろしいでしょうか。質疑ございませんか。予防接種等です。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では次ページ164ページ、目の環境衛生費です。環境保全監視員報酬から火葬施設事務費負担金まで。負担金補助及び交付金の浄化槽関係2項目については、建設課の担当所管ですので明日でございます。よろしいですか。

6番（時松唯一君） 6番です。まずお尋ねいたします。165ページの報酬ですね。節の報酬で環境保全監視員報酬13人、これは以前も私お尋ねしたと思いますけれども、まず小国管内の不法投棄関係の監視をやられているかなというふうに理解しております。それから13節の委託料、河川水質検査委託料で21万5千460円と、説明書を見ますと株式会社三計テクノス、小国町内の河川水質調査を行うものとして調査箇所19カ所、これが河川の大ざっぱでいいんですが、この資料がありましたらあとでいただきたい。それから検査項目7項目ということですよね。この検査項目も説明なさると大変でしょうから、あとでちょっと資料をいただきたいと思います。

各施設関係は詳しく言えば物産館とか、あるいは滝美園のし尿処理場やごみ処理場、あるいは学校施設の厨房から出るものについては、必ず検査をなささいという義務付けがあるかと思えます。そこら付近は各事業主体のほうでやられたと思いますので、小国町でやらなければいけないものの検査箇所だと思いますので、これは通常ずっと何十年も同じ箇所で行われているのか、あるいは3年に1回とか5年に1回とかですね、そういう検査を変えられる、変えなきゃいけないものかどうかあわせて、こちらはちょっと答弁をお願いしたい。

住民課審議員（秋吉陽三君） 河川水質の検査につきましては、検査地点におきましては定点ということでこれは変えておりません。ずっと同じ箇所での検査を行っております。検査回数は年に1回ですが、そういう形での検査で検査地点は定点検査ということで、筑後川の本線及びその支流で行っております。

住民課長（河野孝一君） 一番最初に質問のございました環境保全監視員につきましては、町内の道路沿いであったり、ちょっと見えないところあたりに不法投棄をされた一般家庭から出るごみ等の監視を行っていただいております。毎年2回春と秋、大字ごとに宮原3名、各大字から2名ということで町内を監視してその監視をした結果、不法投棄等があれば町のほうでその不法投棄を除去して環境を守っていくという活動でございます。それから先ほど説明の中でありました水質検査の検査結果ですが、これにつきましてはあとでお配りさせていただきたいと思えます。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

7番（穴見まち子君） 165ページの北部火葬施設費負担金が出ていますけれども、一部負担金ですかね、その火葬施設で使う燃料は、燃料というか普通に使う燃料ですけれども、灯油だと思ふのですけれども、燃料費が結構高騰しているからほかのにも少しは使えないかなということを経理員の方から言われたんですよね。何かどうだろうかと思つて。

住民課長（河野孝一君） 北部火葬施設の維持管理につきましては、阿蘇広域行政事務組合が事業主体で行っておりますので、その内容におきましては町のほうはどうということはなかなか言うことができない。ただそういう環境面を考えたものを考えていけたらというようなことで助言はしていきたいと思つております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

11番（松本明雄君） 今、同僚議員から不法投棄の話が出ましたけれども、いろんな業者があつていろんな回収をしていますけれども、テレビと冷蔵庫だけは持っていきませんので、そのあたりが小国町でも捨てているところが増えているのか減っているのかその辺もお聞きしたいと思います。そしてもしも増えているのであれば、また町のほうからでもチラシとかそういうものを配つて絶対捨てられないということで、周知徹底をしていただきたいと思つています。

住民課審議員（秋吉陽三君） 不法投棄につきましてはテレビは消費税が上がる前、その駆け込みのときにやっぱり若干量が増えましたけれども、現在に至ってはテレビが捨てられているような箇所はございません。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 清掃費全般についてですが質問します。現在、小国町内においてごみ回収は行われているんですが、なかなか今さっきテレビや冷蔵庫の話がちらっと出ましたけれども、それは持込みをしないとなかなかならないということで、今後高齢世帯も増えていってなかなか車も運転しないという方たちが増えたりとか、やはりそういう粗大ごみを運ぶには普通車では困難ですから、今後そういう粗大ごみの収集ですね、もちろん有料になると思つていますけれども、そういうものの実施も今後検討していくべきじゃないかと思つていますがいかがでしょうか。

住民課長（河野孝一君） 一般廃棄物の運搬、テレビであつたり大きなものを滝美園に運び込むときの運搬の問題かと思つています。確かに今の小国町においては高齢化あるいは一人暮らし、そういう高齢の一人暮らしのお年寄りであつたり、二人世帯であつたり、そういうところのごみ問題というのは、今後の町の課題の一つであると思つております。福祉課のほうといろいろ協議しまして、今後何らかの検討を進めていく時期がきているのではないかなとは思つております。

5番（児玉智博君） ぜひ検討していただきたいと思つています。やはり住民課、福祉課だけじゃなくて、こういう今後Iターン、Uターン、Jターンとかいって、主要政策の中に人口減少、移住者の受入れとかいう定住とかいうこともうたわれておりますので、やはりそうであれば住みやすい町にしていかなければならない。町外から入ってくる人が住みやすいと思つてもらふ町にするた

めには今住んでいる人たちも住みやすい町でなければならないと思いますので、そういういろんな課の枠を超えて、この問題についても検討していただきたいと思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） それではよろしいですか。それではここで暫時休憩をいたします。再開を1時からお願いいたします。

（午後12時01分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） 質疑を続けます。

住民課長（河野孝一君） 先ほど6番議員のほうから質問のあった資料について2枚資料を配付してありますので参考にさせていただきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） それではただいま164ページ、165ページです。

1番（穴井帝史君） ちょっと繰り返しになりますが環境保全監視員の問題ですが、今387号線等がバイパスができて特に西里方面ですね、あれは町道に今は格下げになっているのですかね、昔の旧道は。

（「町道です」と呼ぶ者あり）

1番（穴井帝史君） それで年に2回監視するとさっき住民課長のほうから説明がございましたが、夏休み明けとか電話があったからちょっと現場に行ってみたら、バーベキューをした跡があったりとか、何しろ常時ちょっと散らかり方がひどいところが数箇所あるんですよ。

住民課長（河野孝一君） 環境監視員にお願いしております監視という部分が年2回、春と秋ということになりますので、そのほかの町道沿いであったり、町内でそういうごみが山積してあるところが見受けられたら、役場住民課の支援係のほうまで御連絡ください。うちのほうが見に行つてその除去とか、そこでしないような立札設置とか、除去したあとに今後してもらわないように立札を立てたり、そういう措置は住民課のほうで行っていきたいと思っております。

1番（穴井帝史君） その都度、一応対応してくれるということでよろしいですか。

住民課長（河野孝一君） はい、そのとおりでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは164ページ、165ページ、清掃費に入ります。166ページ、167ページの上段、清掃施設運営費負担金までが所管でございます。ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは次に218ページ、款9の教育費から257ページ、給食センター費までが教育委員会の所管でございます。なお242ページの集会所運営費につきましては、住

民課の所管です。それでは218ページ教育総務費からページを追ってまいります。218ページ、219ページ、教育費7億9千603万5千558円ですね。教育総務費9千68万756円、218ページ、219ページ、引き続き220ページ、221ページ、上から事務局費8千153万2千235円です。質疑はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして222ページ、223ページ、国際交流指導費、小中高連携事業推進費、223ページまで御質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは引き続き224ページ、225ページの上段、自動車等借上料までが小・中・高連携事業推進費です。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは同じく幼稚園費、小学校費にまいります。幼稚園費603万6千200円、続きまして小学校費が4億1千204万2千109円。224ページ、225ページ。

それでは同じく小学校費の226ページ、227ページ、委託料、教職員胃がん検診委託料まで御質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは228ページ、229ページ、一番下にある教育振興費に入ります。279万4千35円、228、229、230ページ、231ページ、小学校費が学校建設費3億3千106万8千312円までが小学校費です。

質疑ございませんか、小学校費。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。ちょっと確認なのですが、229ページ、校舎ガラス清掃委託料。ガラス清掃もありますが、各課とも清掃費でここは株式会社総美ですか、ちょっと読み方としてはよく分かりませんが、もう1件、いろいろ業者は二、三転しているところもございませぬけれども、これは理由があつての清掃会社なのか、まとめて入札を行っているのか、ここでなければいけないのかそこら付近があるのかお答えください。

学校教育係長（河津佐和子君） お答えいたします。ガラスの清掃委託につきましては、小学校・中学校ともに夏休み、または冬休みの年1回行っております。こちらの委託につきましては見積入札をそれぞれに行って委託をしているところです。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。ただいま小学校費230ページ、231ページまでの質疑をお願いします。よろしいですか。

10番（時松昭弘君） 231ページの工事請負費というのがありますが、この翌年度繰越額5億3千516万6千円、これは工事はまだ今から取り掛かって行うわけですか。お尋ねをしたいと

と思いますが。

教育委員会事務局次長（藤木一也君） 繰越しにつきましては、学校給食センター等の建設工事の分でございます。現在行っております分でございます。

以上でございます。

10番（時松昭弘君） これは大体いつごろ完成がなされるわけですか。

教育委員会事務局次長（藤木一也君） 外構工事が10月いっぱいです。それ以外の建物につきましては今月いっぱいとなっております。

議長（渡邊誠次君） ほかに御質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは中学校費に入ります。230ページ、231ページ、232ページ、233ページ。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは引き続き234ページ、235ページ。いいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 236ページ、237ページ、教育振興費に入ります。422万9千818円です。それからその下の段、寄宿舎居住費1千382万2千946円、よろしいでしょうか。次のページの238ページ、239ページ下段、団体生命保険料負担金までが寄宿舎居住費でございます。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは238ページ、239ページ下段、学校建設費1億3千971万4千714円です。240ページ、241ページの柔道施設棟建設工事まで、質疑はよろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは続きまして社会教育費にまいります。240ページ、241ページ下段まで、社会教育費の社会教育総務費です。817万5千811円、社会教育委員報酬から241ページ下段、小国郷人権教育研究協議会補助金まで質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） では引き続きまして242ページ、243ページ中段までです。奨学金事業基金積立金までございませんか。

6番（時松唯一君） 6番です。243ページの貸付金ですね。小国町奨学金貸付金でお尋ねいたしますが、支出済み54万円で不用額が288万円とありますけれども、奨学金の借り入れる方

が少なくなっているのか、あるいは借りにくいようになってきているのか、ちょっと私この金額を見てそういうふうにしたのですが、どのような形になっていますでしょうか。

社会教育係長（石原誠慈君） 奨学金について貸付金のほうが今54万円上がっていますが、これは昨年度1名おましてそれに対してのものです。募集は早めに3月の広報で行っているのですが、そこからの申込みが今現在は少ないというかないという状態です。

教育委員会事務局次長（藤木一也君） 貸付けを申し込む方が減っている理由としては、ひとつは高校のほう授業料が免除になっております。それからかなり減っております。ほとんど高校のほうは少なかったのですけれども、大学のほうもここ2、3年少なくなっております。町の奨学金の貸付けにつきましては、以前大学生それから高等専門学校、それから高校生だけだったのですが、通常の特設生1年でも貸付けをしますということで途中から変更しているのですが、なかなか増えていない状況でございます。

6番（時松唯一君） 内容的には理解したつもりですけれども、やはり周知をですね、奨学金がありますよというような周知あたりをおぐチャンでもホームページでももう少しやれば、皆さんがよく分かってまた奨学金というものを理解されて借りる方がおられるかと思っておりますので、そこら付近は周知徹底のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

社会教育係長（石原誠慈君） 今のところ広報でも行っておりますが、今言われたおぐチャンのほうでも周知を行っていきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは目の公民館費に移ります。242ページ、243ページ。87万1千546円です。引き続き集会所運営費58万1千485円、これが次ページ244ページ、245ページの清掃具リース料まで。

5番（児玉智博君） それでは集会所運営費の作業員賃金、245ページの最上段の備考のところについて質問いたします。この賃金ということですね、一人作業員の方がいらっしゃる月に何回かいろいろそういう清掃をされていることに対して、それが年間36万円支出されているわけなのですが、例えばこの先にある開発センター、これは御存じのとおり5階建てでありますけれども、これは賃金という形で清掃はしていなくて委託料というところでそういう清掃業者に対して委託料として支払われているのです。それが69万4千円です。いろいろ委託料になるといろんなところに見積りを出して一番安いところに決定していくというのが流れだと思っておりますが、この作業員賃金というのはこの人を決めるに当たって、こういった形で人員の選定をされているのかまず確認させてください。

隣保館館長（小野昌伸君） お答えしたいと思います。日数的には作業員月8日、1日当たり4時間で月32時間という形で行っております。作業員の選定理由といたしましては、集会所の隣に

母屋が1軒ありまして、この前お亡くなりになられました方が御住居を構えておりました。年間ですね、いろんな研修等と学校の教員の先生とか成人学習とかで年間100回ほど利用があります。それも夜に会議を行いますので、もちろん子ども会の会議もあります。鍵の開け閉め、施錠等をすぐ隣に住んでいる昔社会教育指導員をされていた方に歴史的に頼んでいた経緯があります。亡くなられたのはこの前ですが、非常に御高齢で体調等もですね、もちろん集会所の中の清掃もしなければいけないので、そういった意味で現在は息子さんでありますこの方に一緒に清掃作業も手伝ったことがある、経験もある、どういうところを掃除したほうがいい、どういう鍵の施錠をしたほうがいいのかというのにも熟知していますので、そういう熟知しているという形で息子さんのほうに現在は依頼しております。

以上です。

5番(児玉智博君) まずこの集会所というのはあくまで町が管理している施設だと思うのですが、結局今の説明で明らかになったのは、要は鍵なんかの施錠とかそういう肝心なところまで全部投げちゃってしまっていると。事実上お金の出所が町だけであって、結局利用しているところはそういう地区の人たちだけだということが明らかになったのだと思います。それであればですね、やはりいろいろ設置根拠が違ったりとかおっしゃるけれども、町内各地にあるような集会所や集落館や公民館とか、それぞれ呼ばれ方は地域地域によって違うけれども、そういうところと同じような性質になっているのではないかと思います。そうであればやはりその建物自体を倉原集会所があるところの地域の方とも話し合っ、払い下げるなり譲渡するなりそういうことをして、少しでもこの町の支出を減らしていくべきじゃないかと思います。大体その自分たちが使うところを掃除するのに町から賃金なんかが出るところはここ以外にないですから、そういう意味でもあまりにこの不公平なやり方というのは改めていくべきではないかと思いますがどうでしょうか。

住民課長(河野孝一君) お答えします。この倉原集会所というものは、建設されたいきさつとしては、同和地区の識字率の低さ、それから生活苦による進学率の低さというような学力の向上を目標として国の補助で建てられた教育施設でございます。一般的に今の利用といたしましては、地区の成人学習、夜間に年間40回使っております。そのほかにつきましては学校教育主任の研修の場であったり、それから人権子ども会の学習の場であったりに利用されております。人権子ども会の学習につきましては、地区の子どもたちは4人しかおりません。全体の人数でいきますと37名中4名、これは一般の子どもたちの教育の場としても利用されております。ですからあくまでもこの倉原集会所というのは地区の集会所ではなくて、教育の集会所と町は考えているところでございます。

5番(児玉智博君) あくまで教育の場と、そういうふうにおっしゃるのであれば、今言われたように地区の子ども4人に対してでも全体では30人来ていますと言うのであれば、もうちょっとそれこそいろんな人が集まりやすいような、場所的にもやはり駐車場が確保できているこういう

開発センターとかですね、そういうふうやっていくべきだと思う。やはりどうしても言われた、当初建てられたのが識字率や進学率とかいうふうな目的があったというけれども、それであれば当初の目的は達成されていると思うのです。そうであればまた違う目的に比重が移ってきているのであれば、そもそもからそういう建物の位置でそういうことを行う場所であったりとかも見直していくべきだというふうなことを求めまして、この問題につきましては終わりたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。244ページ、245ページ上段までよろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、文化財保護費に入ります。同じく244ページ、245ページ、225万1千827円。

3番（北里勝義君） 3番、北里です。文化財保護費の中の13番委託料ですね。流湿原管理委託料35万円、これは流湿原の希少植物保護を目的として毎年管理委託をされているかと思います。内容は監視だとか、それから火入れ、そういったのが主な業務だったかと思いますが、希少植物の生育状況調査あたりもこの中に含まれているのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

社会教育係長（石原誠慈君） 流湿原についての委託料なのですが、内容としましては巡回と盗掘の監視、草刈り、火入れなどが内容になっております。

3番（北里勝義君） そういう希少植物を保護するためにずっとこの管理委託を行っていて、その希少植物の生育状況というのは、教育委員会でつかんでおられますかということです。

社会教育係長（石原誠慈君） 今委託しているところがですね、報告は年間いただいております。その中で教育委員会として把握をしているという状況です。

3番（北里勝義君） 分かりました、報告いただいた。一時期ですね、この希少植物は減少傾向にずっとあっていた時期がありましたよね。そのためにそういう管理委託もずっと進めてきた経緯があるかと思うのですが、今現在その減少傾向にあった希少植物がどれだけか戻ってきているのか減少傾向は減少傾向にあるのか、そこら辺はちょっと教育委員会としてつかんでおられますかということです。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 教育委員会として実際にどのぐらいの生育状況かであるとか、そういう直接の数字や状況とかはまだつかんでいません。ただ地元がそういった草切りであるとかパトロールであるとか、そういう報告の中で特に状況が例年より悪くなったとかそういう報告も今のところ上がっている状況ではございません。今御質問にありますように、ただ管理を委託するだけではなくて、またそういった一番重要なところの大事なところをつかむよう、今後この業務とともに努めていきたいと思っております。

11番（松本明雄君） 3番議員と同じ質問をしようと思っていたのですが、一つ言いたい

ことは、このごろうわさを聞くと、あそこは希少生物のサギソウが多いところなのです。それで写真なんかを撮って出すのはいいのですけれども、流湿原とかいろいろなことを書くと、そこにまた夜盗掘に行く方がいらっしゃるのでその辺の痛しかゆしですね。あそこは広域農道がちょうど通っていますけれども近隣に家がありませんので、だからその辺のところも微妙なところですので、写真などを出すときにはなるべく小国のある場所とか書いて出されたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 確かに道路沿いの非常に場所的にもいいところでございますので、そういった点については十分注意していきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは目の5開発センター費に入ります。497万2千447円、246ページ、247ページまで質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。先ほどと同じような感じなのですが清掃委託料ですね、247ページの清掃委託で九州ビルサービスに開発センターのほうはなっていますよね。私、どうも理解できないのは、業者がそこそこのセンターごとに違うということは、違わなければいけないような理由があるのでしょうか。まずは、九州ビルサービス株式会社を開発センターの清掃業務に委託しているこの教育委員会ですか。その確認だけですから、これがどうのこうのという意味ではございませんから、一括していろんなことをやったほうが私は効率的ではないかというところで、今意見を言っているわけですけれども。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 開発センターの委託料につきましては、教育委員会独自で毎年見積りを取りまして一番安いところに実施しております。開発センターだけではなくて、ほかの施設と抱き合わせでできないかということも、今後効率的であるとか経済的に大変有利であるとか、そういうものは今後ちょっと調査しまして、もしそういう面で有利であるということであればそのときに検討したいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは246ページ、同じく下段に入ります。交流多目的施設費、500万6千672円です。次の248ページ、249ページ、阿蘇郡市図書館活動振興協議会負担金まで。

9番（熊谷博行君） すみません、ちょっと分からないので質問です。スポーツ推進委員というのは小国町に存在するのですか。

議長（渡邊誠次君） それでは保健体育費までいきます。249ページ下段までいいですよ。

9番（熊谷博行君） スポーツ推進委員の10名というのは小国町在住の方なのですか、それとも外部なのですか。それと一緒に言います、その下の小中学校社会体育指導者謝礼とスポーツ少年団指導者謝礼、これは多分外部コーチのことだと思いますが、小学校の部活動というのはまだこのまま続けていかれるのか、スポーツ少年団という名の下でしていくのか、そこを質問でございます。

社会教育係長（石原誠慈君） まずスポーツ推進委員の方ですが、今現在10名いらっしゃいます。すべて小国町在住の方です。それと小国中学校社会体育の指導者謝礼ということで、これは議員が言われたように外部指導者です。約10名いらっしゃいます。その方たちに指導をしていただくための謝礼金です。それとあとスポーツ少年団の指導者謝礼。これも外部から指導に行っております。現在20名ぐらいいますが、今県のほうで社会体育に移行していくという流れでありまして、今後5年間で小学校のほうは社会体育に移行していくというような条件になっています。それを受けまして小国町でも今からそのあたりの審議をして、移行していくようにしたいと思っています。

以上です。

9番（熊谷博行君） スポーツ少年団の指導者は何名ですか。

社会教育係長（石原誠慈君） 平成26年度は3名です。

9番（熊谷博行君） 金額がかなり違うのではないですか。4万5千円と10万円ですか。

社会教育係長（石原誠慈君） 今言われた小中学校の45万円とスポーツ少年団の金額がということですか。

9番（熊谷博行君） 小中学校の外部指導者は10名で45万円ですよね。スポーツ少年団の指導者は3名で31万円ということは、スポーツ少年団のほうが高いわけですか。

社会教育係長（石原誠慈君） まず、スポーツ少年団のほうなのですけれども、1回、年間何回かやりますけれども、1回につき3千円の支払いをしております。それから小中学校の社会体育につきましては、上限が45万円ということでそれに対しての単価を割り出し、回数で掛けて支払いをしております。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。もしスポーツ少年団に移行した場合は、同じだけの金額を1回3千円で今の外部指導者に払うわけですか。

社会教育係長（石原誠慈君） 今さっき言いました社会体育に移行した場合は、今やっているホッケーのスポーツ少年団なんですけれども、これが社会体育に移行するとそこに則った単価で支払をすることになると思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 交流多目的施設費について伺います。ここは図書館ではなく小国町図書室というふうになっておりますけれども、一般に図書館であれば図書館法で設置基準やいろいろなこ

とが決められているのですが、この図書室と図書館の違いというのは簡単に結構なのですが、御説明いただけますか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） すみません、詳しい資料はちょっとありませんが、図書館であれば施設の中に館長を置くようになると思います。室であれば館長までは必要ないというふう

に理解しております。

5番（児玉智博君） そうですね、館長を置くこともそうなのですが、館長を置くだけであればですね、坂本善三美術館みたいに教育長兼任というやり方もあるので、図書館にしたほうがいいのではないかなと思うのですが、ただ一つ大きな違いとしては、図書館法の20条か21条に、図書館には国が補助金を交付することができるというふうになっておりまして、その必要な経費に対して国の補助が受けられるようになっているのですが、今現在の小国町図書室はその20条に基づいた補助金というのは受けることはできるのでしょうか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） ちょっと確認してあとからお答えをさせていただきたいと思

います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） では、保健体育費248ページ、249ページから251ページまで質疑をお願いいたします。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。負担金補助及び交付金251ページ、総合型地域スポーツクラブ補助金300万円ですが、確か5年ぐらい前に決まったのだらうと思いますが、バレーをすとか何をすとかで内柴を呼んで意味の分からないことをしたのだけは記憶にありますが、これはちょっと説明していただきたいのですが、ちょっと僕は分かりませんのでお願いします。

教育委員会事務局長（横井 誠君） ただいま質問がございました総合型地域スポーツクラブについてでございます。この組織については小国町だけではなくて、全国で今件数的にも増加している状況でございます。小国町の組織としましては小国ゆうあい倶楽部という組織が運営しているものでございます。種目としましては卓球、ピラティス、ユニホック、ペタンク、バドミントン、バレーボール、サッカー、野球、バスケット、トランポリン等を行っております。また年度ごとに種目等も少しずつ増えてございまして、平成27年度におきましても剣道だったと思いますけれども種目も増えてございます。指導者としましてはそれぞれの種目ごとに指導者がいまして、その方に謝金を支払いまして、会員からの入会金あるいは年間費等をいただきまして、その費用に、また今t o t oの助成金がございますので、t o t oの助成金あるいは町からの補助金を活用しまして運営している状況でございます。現在の会員数でございますけれども、平成26年度末におきましては163名、それから平成27年8月末現在におきましては、185名の会員の

方が参加して活動しているものでございます。

簡単ですが以上です。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。よく分からないのですが、ゆうあい倶楽部というのがあって種目がトランポリンなんかやっていますか、見たことありませんが。それとか卓球はやっていますかね。小国ドームでやるのですか、どこでやるのですか。会員が163名もいますがどこでこういうのをやっているのか。そしてまたt o t oの助成金は確か4、5年でなくなってしまうという話だったと思いますが、助成金がなくなったらあとの運営はどうしていくのですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 実際、トランポリンは小国ドームの2階で行っております。各種目ごとに場所が小国ドームであったり、林間広場であったり、小国小学校のグラウンドであったり、一定の場所で必ずそこで行っているわけではございません。種目ごとに空いている施設を利用して実施しているような状況でございます。それとt o t oの助成金についてでございますけれども、確かに助成金のほうは5年間ということで、平成28年度までは助成金がございますけれども、平成29年度からはt o t oの助成金が減ることはちょっと間違いないと思いますので、それからの運営についても先ほど言いました、ゆうあい倶楽部のほうでは種目を増やしたり、会員数を増やしたりそういった手立てを今後また煮詰め直して、先ほど質問にございました小学校の部活動が社会体育にという話もございますので、そういったことも絡みまして運営のほうが何とかうまくいけるよう今後検討していきたいと思っております。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。いまいち分からないのですが、体育協会の助成金も50万円以上あるのですが、重複している協会はないのですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 種目でいいますと、ちょっと見ただけでも卓球とか重複している種目はありますけれども、実際活動されている人あるいは運営している人、これは別団体になりますので、全く同じところに同じ補助をしているという状態ではございません。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。この助成金の振り分けというのは会員の数で振り分けているのですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） このゆうあい倶楽部の運営につきましては、ゆうあい倶楽部のほうで入会金あるいは年会費等を定めてございます。入会金、年会費等はそれぞれの種目ごとにそんなにばらばらになるような金額ではございませんので、ある程度統一した金額で実施しております。種目ごとにそういった金額がばらついているということはないと思っております。

9番（熊谷博行君） いまいち分かりませんでしたので、また後日質問します。

6番（時松唯一君） 6番です。9番議員が質問なされたことは、多分前年度でもこの総合型地域スポーツクラブに対しては、体協のほうでどうかという提案をした経緯があるかと思っております。この300万円というのは、多分指導なさっている方の給与、報酬、賃金どうやっていいか分かりませんが、そのことに使われているのが大半ではなかったかと私は記憶しております。来年度予

算に上がる場合、ここら付近をきっちりと皆さんに分かるように、そして透明度のある予算組みをしていただきたい。

以上です。

議長（渡邊誠次君） 今の6番議員の質問に対して、答弁をお願いします。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 全国的にこういった総合型地域スポーツクラブが活動を行っていると思います。熊本県内においてもある程度名前が出たところは、かなり経営的にも直接のスポーツに限らず福祉とかにも絡ませたところで、NPO法人化とかそういった組織づくりあるいは事業内容についてかなり手広くやって、また自治体からの補助金もかなりいただきながら運営しているのが現状ではないかと思います。この経営につきましては、本来であれば自立するのが目標ではございますけれども、自立するまでの間、ある程度自治体からの助成は何らかの形で必要ではないかと考えておりますけれども、今後の運営につきまして皆さんの納得いくような方針を打ち出せるよう、ゆうあい倶楽部とも今後協議を進めてまいりたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

11番（松本明雄君） この体育協会費の話になったのですが、グラウンドゴルフは補助金が1万円しかもらえないと。西原村あたりは15万円ぐらい出るという話も聞きましたけれども、今グラウンドゴルフをされている方は健康なお年寄りが多いですので、健康なお年寄りをつくるためにもその辺の補助金のやり方は考えていただきたいと思っておりますけれども、どのようなお考えでしょうか。

社会教育係長（石原誠慈君） 体協からの各種目協会への補助金なのですが、小国町は今20種目ありまして、一律均等に補助金を出しております。他の阿蘇郡内の状況をちょっと聞いたら、今議員が言われたように10万円程度出しているところもあるみたいです。ただ市町村によっては種目の数が少なかったり、それと人口割で補助金を出しているというようなところもあるみたいです。今その差が出てきているのではないかと思います。今現状では小国町は均等で出して各種目の協会に出しております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは続きまして252ページ、253ページ、体育施設費1千496万470円も御審議方をお願いします。

質疑ございませんか。252ページ、253ページです。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） では続きまして254ページ、255ページ、県体育施設協会費負担金までが体育施設費ですが、次の給食センター費も含めて御審議ございませんか。5千363万3千956円です。給食センター費。

5 番（児玉智博君） 給食センター費の報酬、賃金の部分での質疑なのですが、もう間もなく今施設の建設が竣工するのだと思います。今後あちらのほうに機能が移転した場合に、こうした人件費にかかっている分ですね、あとはそのセンターの中の体系ですね、それは変更が生じてくるのかどうか伺いたいのですが。

学校教育係長（河津佐和子君） お答えします。現状では、このまま今お勤めしていただいている事務長お一人、それから調理員8名いらっしゃるのですが、その方たちに引き続き業務を行っていただくようにしております。

5 番（児玉智博君） ということは、学校施設の給食センターの部分については教育委員会が直接指導するというふうな形でいいのですか。学校はそれぞれ学校長がトップにいて、そういう組織形態になっているかと思うのですが、その系統からちょっとずれた部分でこの給食センターというのは今までのような形でやっていくと、そういうことですね。

学校教育係長（河津佐和子君） はい、形態的には建物が移動するのですが、中身的には今までと同じような状態で行っていくところです。

以上です。

6 番（時松唯一君） 6 番です。今の報酬の件で重複するかもしれませんが、非常勤職員（事務長）ということになれば、建物管理から厨房関係の衛生管理から機械管理、電気管理、それにそぐえるような人材でないと今回からは厳しいのかなと私は思いますが、いかが考えていますか。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。再開を2時10分からお願いします。

（午後1時58分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分）

議長（渡邊誠次君） 質疑を続けます。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 先ほど255ページの給食センターの報酬費の関係で質問がございました。非常勤職員の件でございますけれども、非常勤職員につきましては、町のほうとしましては1年間の契約を結んで4月から3月まで、そのたびに1年契約で更新するようになっていきますので、来年度新しい施設になったときにどういうふうにするかというのはまた今後。業務内容としまして、給食センターは以前学校がまだ多かったころ、それから今現在学校が少なくなりまして、また今回新しい施設ができますと、いよいよ配送とかそういう業務のなくなるかわりに施設の管理としましてかなり大きなものになりますし、個別の施設の管理につきましては、専門の業者の方に委託をして管理をしてもらわなければならない部分も多々ございますので、そういう部分についてはそういった専門の方に支障がないように安全、いろんな対策を講じていただきたいと思います。事務長の職務につきましてもそういった全体的な把握も含めまして、今度からはまたいろんな会計システムも一応できるようにしたいと考えておりますので、そういっ

た面についても業務内容をまた検討しまして、今後どういった対応にするかを決めていきたいと思いを思います。

以上でございます。

6番（時松唯一君） 6番です。何となくオブラートに包まれたような感じなのですが、私が言っているのは事務長職それと調理員とありますけれども、事務長というのはいわゆるそのひとつのまとめ役になるわけですね。ですから建物でいわゆるコンサルタントに頼む、いわゆる専門的な部分は分かるのです。ただ事務長としての責務をしっかりとやれるような説明、今からもやっていないと駄目なんでしょうけれども、最低限必要な免許、そういうものを網羅できる事務長を来年度からは採用していかないと最終的には教育委員会でしっかりとやると、いわゆる担保はないのですよね。そういう方だと私は信じていますから、そういうところはやっぱり教育長をはじめ町長と教育委員会でしっかりと協議し、間違いのない、間違いがあっては困りますから。だから私は来年度予算についてもこの事務長という職務は大変だなと、大変だなということはそれだけの責務を背負うということですから、しっかりと肝に銘じてその方と今からでもちゃんと教育していったほうが得策かなとそういうふうに思います。

以上です。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 学校給食センターにおきましては、児童・生徒の安全・栄養いろんな面で重要な業務と思いますので、ただいま議員からお話がありましたとおり、事務長あるいは調理員につきまして例年どおりの面接と確認事務ではなくて、今度施設も新しくなります関係もありますので、そのあたりは十分今後認識していきたいと思いを思います。

5番（児玉智博君） 先ほどまでの私の質疑に対しては、だから学校の組織系統からは外れて給食センターは教育委員会が直接指導するという答弁で、この非常勤職員も現状のままということでした。しかし学校の側にあつて、学校のそういう組織系統の中に入っているのであれば、これでも十分ではないけれどもまあいいかなと思うわけですよ。しかし離れた教育委員会という、離れたところの系統の中に入っておいて、しかも毎日子どもが口にする食べ物を作って食べさせるわけでしょう。そういうところでやはりこういう所で働いている人たちが、すべて非常勤というそういう不安定な雇用形態でいいのかということが私は気になるわけですよ。現に隣保館には係長級ですかね、正職員を配置しておきながら、なのにそういう食べ物という、生きていく上で本当に重要な分野を担うところはこういう非常勤に置き換えてしまっていると、こういうやり方がやはり今からの子どもを増やしていかなければならないというような、そういうプランまでつくってやっていく小国町がこれでいいのかということが私はちょっと聞きたいわけですが、どうでしょうか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） この件につきましてはほかの市町村のどういった、この件に関してだけではなくてほかのいろんな面もちょっと調べまして、また再度内部で検討したいと思

います。

5番（児玉智博君） やはりほかのところもみんな非正規職員だからといって、だったら小国町もそれでいいのかということではなくて、本当にこれは小国町の姿勢が問われている問題ですので、やはり小国町はこうしていくのだというようなそういうちょっと気概を見せてほしいかなというふうに思います。

以上です。

教育委員会事務局長（横井 誠君） この非常勤職員での対応という件でございますけれども、ほかの市町村の施設では議員がおっしゃられた職員であったりとか、あるいはほかの会社のほうに委託して実施している等いろんなところがあると思います。そういったいいところ、悪いところを十分検討して、町のほうとしても一番子どもさんにとって対応ができるような仕方でもう1回確認してみたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは最終、256ページ、257ページの中段下、自動車重量税までです。そこまでが教育委員会の所管でございます。

質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。新しく給食センターになるということは、従来の・田の管理があんまりできていないようなところに比べれば、もちろんこれにありますが汚泥の処理とか諸々で新しくなったほうがお金がかかるのか、今までのほうがかかっているのかその辺の比較はできていますか。

教育委員会事務局次長（藤木一也君） 新しい施設と現在の施設につきまして、委託料等につきましては新しくなったほうが確かに高くなります。それは、一つは現在の施設は空調設備が全くございません。外気を取り入れてのものでして。今回は衛生面も考えましてすべて空調で管理するようになっております。そういった点で現在の施設よりもかなり高くなると見込んでおります。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） 比較してどちらがお金がかかるかかからないかを聞いているのですが。建物がどうのこうのではなくて、今からの維持管理で古いのと新しいので汚泥の処理とかいろいろまた変わってくるかと思いますが、どちらがお金がかからないかという問題でございます。分かりますか。

教育委員会事務局次長（藤木一也君） 現在の施設よりも今の施設のほうが高くなると思っております。管理につきましては。

9番（熊谷博行君） 分かりました。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） よろしいでしょうか。それでは住民課、福祉課、保育園、教育委員会の歳出の質疑が終了いたしました。質疑漏れ等ございましたらお願いを申し上げます。

歳出について質疑はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それではないようでしたら、ただいまから歳入に入ります。

それではページを追って桃色の部分ですね、項目のページを追います。まず24ページ、25ページ、負担金の民生費負担金、老人ホーム入所者負担金から福祉課の所管でございます。保育料負担金、児童福祉費負担金が保育園の担当所管でございます。24ページ、25ページ、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは26ページ、27ページ、こちらが目の2民生使用料。地方改善施設住宅使用料と福祉センター悠ゆう館使用料、こちら2つでございます。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして28ページ、29ページ、目の教育使用料、学校教職員住宅使用料、開発センター使用料、小国ドーム使用料、夜間照明施設等使用料、林間広場駐車場使用料が教育委員会の担当所管でございます。

6番（時松唯一君） 6番です。29ページの公営住宅使用料で不納欠損額、167万2千930円ですが。

議長（渡邊誠次君） そこは建設課の所管です。

6番（時松唯一君） ごめんなさい。

議長（渡邊誠次君） 28ページの教育使用料の部分ですね。教育委員会の担当所管をお願いしております。教育使用料です、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして30ページ、31ページですが、飛び飛びになります。自動車臨時運行許可手数料が住民課の所管です。それからそのあとの一つ飛ばして戸籍関係交付手数料から印鑑登録証交付手数料までが住民課の担当所管でございます。30ページ、31ページよろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして一番下の段、衛生手数料から32ページ、33ページの上の段、犬の登録及び注射済票等交付手数料とその他証明手数料が住民課の所管です。その下、目の土木手数料は違います。建設課の所管です。よろしいでしょうか。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 以下、国庫支出金のところで障害者自立支援給付費負担金から最終の養育医療給付費負担金まで、32ページ、33ページが福祉課の所管でございます。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして34ページ、35ページ、国庫補助金の部分で目の民生費国庫補助金、地域生活支援事業費補助金から一番下の母子家庭等対策総合支援事業補助金までが福祉課の担当所管です。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして36ページ、37ページ、衛生費国庫補助金の中の循環型社会形成推進交付金は建設課の所管でございます。感染症予防事業費等補助金それから次の幼稚園就園奨励費補助金、特別支援教育就学奨励費補助金、学校施設環境改善交付金、へき地児童生徒援助費補助金、特別支援教育就学奨励費補助金、ここまでの教育委員会の担当所管でございます。

質疑皆さま方ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、次のページにまいります。国庫委託金、38ページ、39ページになります。総務費委託金の中の中長期在留者住居地届出等事務委託金、それからその次の基礎年金市町村事務委託金、年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金、ここが福祉課の担当所管でございます。

質疑はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして40ページ、41ページ、目の民生費県負担金、保険基盤安定県負担金、衛生費県負担金、ここまでの福祉課の担当所管でございます。40ページ、41ページ。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして県補助金の中の42ページ、43ページになります。こちらの2段目、人口動態調査事務補助金、こちらが住民課の所管です。それから一つ飛ばして消費者行政活性化事業補助金、こちらが住民課の所管です。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） では民生費県補助金の民生委員児童委員活動助成費補助金、老人クラブ助成補助金、高齢者住宅改造事業補助金、重度障害者医療費補助金、44ページ、45ページまですべてこちらは福祉課の所管になっております。44ページ、45ページまでよろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして46ページ、47ページ上の段、衛生費県補助金の中の2段目から健康増進事業費等補助金、むし歯予防対策事業費補助金、自殺対策推進事業補助金、風しん予防接種事業補助金、こちらの4項目が福祉課の所管でございます。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それではページ飛びまして、50ページです。50ページ一番下の段、教育費県補助金の地域改善対策奨学資金事業市町村返還事務費交付金、続いて52ページ53ページのあと2段ですね。水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金、それから研究指定校補助金、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金、こちらが教育委員会の担当所管でございます。

質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは続きまして54ページ、55ページ、目の民生費委託金です。人権啓発推進事業費委託金、こちらが住民課の担当所管になります。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） では56ページ、57ページ、目の教育費委託金の中の支援学校給食委託金、それから引き続き財産収入の中の備考欄で美術品取得基金積立金利子収入、それから一番下の段、奨学事業基金積立金利子収入、この2項目が教育委員会の所管でございます。

10番（時松昭弘君） ちょっと元に戻りますが53ページ、中学校費補助金というのが緑の産業プロジェクト促進事業補助金というのが3千50万円の補助金が出ております。これは武道場のほうに使われたものというふうに先ほどの歳出のほうで説明がありましたが、武道場の建設あたりにはですね、この緑の産業更生プロジェクト推進事業、この基金も当時建設をするに当たって武道場の分について当時の木材利用促進法というような法律の中で、農水あたりの予算が出ておりますけれども、そういったものが使えなかったかというようなふうにちょっと疑問を感じるわけですが、こちらのほうにしますと補助率がちょっと若干少ない、利用促進法だったら5割の補助金が出るということでございますが、このときのいきさつが、これは一応建物を造ってしまっただけで、その状況を分かれば分かる範囲で結構ですから教えていただきたいと思っております。

教育委員会事務局次長（藤木一也君） 柔道場建設の際に補助金のほうの比較等も当時しておりますが、こちらの緑の産業再生プロジェクト促進事業につきましては、柔道場本体に対する工事費の2分の1を補助していただけたということでこちらのほうを選んでおります。

議長（渡邊誠次君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ございませんか。ただいま57ページまで進んでおりますがよろしいでしょうか。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは飛びまして60ページの款の繰入金の中の目、奨学金事業基金繰入金、こちらが教育委員会の担当所管でございます。よろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは1ページ飛びまして62ページ、63ページの目、地方改善施設住宅新築資金貸付金特別会計繰入金、こちらが住民課の担当所管でございます。

質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ64ページ、65ページ、諸収入の中の項3貸付金元利収入の災害援護資金貸付金元利収入とその下2項目です。64ページ、65ページ、3項目ございますけれどもよろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして引き続きです。66ページ、67ページ、農業者年金業務委託料以外が担当所管でございます。66ページ、67ページ、雑入も担当所管でございます。66ページ、67ページよろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは68ページ、69ページ、目の雑入で飛びますので読み上げて参ります。中学校寄宿舎宿泊負担費、体育施設自動販売機収入、こちらが教育委員会の担当所管です。それから居宅介護サービス計画給付費、福祉課の所管です。続きまして実習生受入謝金、保育園担当所管です。悠ゆう館施設負担収入、福祉課の担当所管です。1つ飛んで一時保育事業負担費、保育園の担当所管。2つ飛んで地域生活支援事業負担収入、70ページ、71ページに入ります。子育て広場負担収入、2つ飛びまして後期高齢者療養給付費負担金精算返還金、こちら2つ項目が福祉課の担当所管です。3つ飛びまして太陽光発電売電料、教育委員会の担当所管になります。よろしいでしょうか。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして72ページ、73ページ、一番上ですね。高齢者等活動支援促進施設負担収入、それから間が飛びます。下段のほうになりますけれども、下から3段目、小国郷特別支援連携協議会負担金、それからその下の段、第三者納付金、こちら2項目が福祉課の担当所管です。72ページ、73ページよろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして74ページ、75ページの中段、地域福祉（活動）計画推進に伴う社協負担収入、こちら1項目が福祉課の担当所管でございます。

質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それではこれをもちまして歳入の質疑を終わりますが、本日の歳入及び歳出に関しまして、質疑漏れがあればお願いいたします。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 先ほど御質問にありました小国町の図書室関係の補助事業でございます。確かに図書館法の第20条に、国は図書館を設置する地方公共団体に対し予算の範囲内において図書館の施設・設備に要する経費、その他必要な経費の一部を補助することができるというふうになってございます。小国町の場合は既設の建物を利用してまして、現在予算で計上させている分は図書室に係る管理運営費が主なものでございます。通常図書室、ほかの施設に限らず、その建物を設置するときにも補助はあると思えますけれども、通常の維持管理、運営については補助等は特にないと思っております。

5番（児玉智博君） ということは、まさに既存の建物とはいえ図書室でやっぺらっぺらかと思うのですが、例えば今後そういう施設のそういう本を置く場所の改築とかそういう部分であれば、図書館になれば必要なそういう経費なんかを受けることができるということですかね。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 今の図書館法の一部だけを一応確認しましたので、あとそういった補助事業をする場合は、実施要綱であるとか交付規則とかいろんな細かい細部の部分があると思しますので、その点をいま補助対象としてできるできないはちょっとなかなか言い難いものがございますけれども、その点はちょっと今のところ施設等の改修等は現在考えてはございませんので、今お答えするのはちょっとできない状態でございます。

5番（児玉智博君） すぐにそういう改修が必要であるとかそういうふうには私も思っておりませんが、ただある程度決算額なんかを見ますと、やはり新規での図書購入も50万円ちょっとで非常に少ないと思うのです。また例えば最近どこか静岡か藤沢か忘れちゃったけれども、図書館がツイッターでそういう新学期が始まって、9月1日が子どもの自殺率がものすごく高い。だからそういう人たちは、どうぞその図書館はずっといても何も言わないから、学校に行くのがつらい子はおいでとかそういうつぶやきをしたということで、賛否あったみたいですが、でも賛の意見のほうが世論としては大きかったというようなニュースも最近流れましたけれども、やはりそういう社会教育を支えるのがこの図書館だと思う。小国町は図書室ですけども、ただそういうのにふさわしいものにやっぺらっぺらしていきなさいと思うのです。ですから来年度予算では、もうちょっとその辺の充実も検討していただきたいなということを申し上げまして終わりたいと思います。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 貴重な意見ありがとうございます。図書の購入等につきましては町の予算で購入するほか、あとはほかの県立の図書館であるとかそういったところからの蔵書の借入れ等も行っており、より多くの図書を読んでもらうよう図書室としても努力しているところでございます。また図書室業務のほかにもいろんなほかのこともちょっと考えたらどうかということでございますけれども、現在図書室のほうは職員の方が交代で、大体1名の方で管理をし

ている状態でございますので、またそういった点は今後も検討課題としていきたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

2番（大塚英博君） 35ページの臨時福祉給付金という金額が2千450万円に対して、131ページの給付金という支払ったお金というのが2千149万5千円という中で、300万5千円の差が出てきているわけですね。もう1点は、これは同じくページの35ページで子育て世帯臨時特例給付金というのが694万円に対して、給付されたのは687万円という7万円の差が出てきているわけです。このことについて見解を、どうしてその差が出てきているのかということについて答弁願いたいと思っております。

福祉課審議員（生田敬二君） 臨時福祉給付金につきましては、平成26年度から消費税が8%に上がったことに伴う所得の低い方々への補てんという形で支給されたものです。対象が所得の低い方と申しましたけれども、住民税が課税されていない方ということになります。均等割も課税されていない方ということになります。平成26年度補正予算で対応させていただきましたけれども、その把握というのがちょっと厳しかったというか、対象者の把握又はその中で申請をされる方の把握というのができなかったということで、予算を基にして国庫補助金の申請をいたしますけれども、その補助金の金額が実績、住民の皆さんから申請を受けて支給を実際にした金額が少なかったということです。国保補助金に対して支給額が少なかったので、35ページですかね、補助金は2千450万円ですが歳出のほうは2千100万円程度になっているかと思っております。このお金についてはまだ確定はしておりませんが、300万円ほど国のほうに返還する必要が出てまいります。まだ確定という形で国のほうから通知が来ておりませんので、改めて今年度の補正予算に300万円の返還金、歳出予算の増額のほうで対応させていただきたいと思っております。子育て世帯給付金にしても同じ内容の形になります。

2番（大塚英博君） P35のほうにありますように、給付の事務補助金という金額の中で390万円と100万円という490万円を補助しているわけです。お金をいただいているわけですね。そういう中でできるだけ把握された中に、全額その人たちが給付できるようなシステムというのを、返還しなくてもこのお金を100%確保できるようなシステムというのを何とか構築させていただきたいと思っております。

以上です。

福祉課審議員（生田敬二君） 先ほどちょっと私も何というか説明不足の点がございました。制度的には先ほど言いましたように、住民税の非課税世帯の方々が、これは給付金で消費税の影響を受けやすい方々ということで、そういう規定がされておりますが、その方々の申請によって支給をするということです。実際対象になる方ならない方、町のほうというか福祉課のほうできちんと把握できない。これは個人情報の取扱いとかもあるのですけれども、そういったことで申請があって本人から同意書もらった上で本人を確認させていただいた上でその方の課税の状況、ま

た扶養の状況、要は申告の状況ということになりますけれども、そういうのを調べさせていただくと、そのときには把握できませんので、その同意書をもって初めて調べさせていただく。中には他市町村の全く違う方の申告に関わっている方もおられます。どうしても日数がかかってしまいますのでそういう形で申請があった方、同意を得た方について調査をして、支給対象となるかならないかというのを決定していくという格好になりますので、ちょっと加えて説明をさせていただきます。

2番（大塚英博君） 要は支給漏れではないということですかね。

福祉課審議員（生田敬二君） 申請によりましてその方が支給決定か、あるいは不支給決定かということでどちらかに決定しますので、申請のそういった漏れとはちょっと意味合いが違ってまいるといふふうに考えております。

2番（大塚英博君） 要するに、これは申請をすればお金がもらえて、申請をできなければお金がもらえなかったということですかね。

福祉課審議員（生田敬二君） そのとおりでございます。本人しか分からないこともありますので、いろんな例えばおぐに広報であるとか、おぐにチャンネルであるとか同報無線等で制度のほうは周知をさせていただいているところがございます。現在も申請受付をしておりますが、本年度も同じ方式で申請のほうを受付業務しております。

以上です。

2番（大塚英博君） 民生委員の協議会の補助金というのがP131番にあります。これについては115万円という補助をいただいておりますけれども、これはあくまで民生委員協議会に対する補助で、活動をやっていますとこれに対しては非常に不足額というか大変な、11番の同僚議員が言ったように、今の高齢化の中では大変な仕事を請け負っている中で活動事業ということについては非常に厳しいところがございます。ちなみに民生委員の県の補助金というのが14万6千円については、非常に115万円というの大きいように見えますけれども、この点についても同僚議員が言いましたように、これから福祉社会に入っている中でいかにやっぱりこれから子育てにだけじゃなくて、高齢者福祉に対して携わっていかなければいけないかと。そういう中で、人材確保が非常に厳しい中で、この活動そのものの支援そのものが福祉の根幹ではなかろうかと思っておりますので、この点についても増額というかそういう形でお考えいただきたいと思っております。その点についてどうお考えですか。

町長（北里耕亮君） 質問の中で私からも言いましたように、いろいろな部分で活動をしていただいております。そういう部分ではありますけれども、これは歴史的な部分で予算の部分もありますので、活動をしていただいているというのは行政としても理解はしているというか、感謝しているところでありますが、これをすぐなかなか増額という部分についてはですね、先ほど答えの

中に言いましたように福祉協力員という制度も設けまして、業務の軽減化というのにも努めております。そういう部分でちょっとまた内部でいろんな話題にはしていきたいと思いますが、御意見のとおりすぐさま増額という部分には少し思いがあります。

以上です。

2番（大塚英博君） これは民生委員に対する手当補助ということではなくて、その活動に対する多分補助金という金額だと思います。その中でこれから先の活動に対して今、社会福祉協議会という中でやっていますけれども、社会福祉協議会という金額の中でも、町から大きな金額が補助金として出されていますので、そういう中からでもこの独立して115万円の金額を上乗せしていただければいいかと思いますが。

町長（北里耕亮君） 話題が深くなりつつありますので、今年度の決算はこれということで御理解いただいて、今後についてはまた一般質問等で話題にさせていただければと思っております。政治判断というか政策判断をする上において、仕組みはこういうような仕組みになっておりまして社協からの補助金というのは、また社協は社協で団体補助金は利用の目的がありますものですから、この増額するかどうかはあとは町の判断になるかと思えます。ただ今繰り返しのようになりますが、議論を深めていくにはまた別の部分でお願いを申し上げたいというふうに思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

2番（大塚英博君） すみません、老人クラブの補助というのがページの143にございますが、299万5千360円という中で先ほど11番議員が話したように、グラウンドゴルフですね。

10番（時松昭弘君） 1回これは歳出が前に終わったのだから、だから終わってまた今項目は、だから前のときに質問してもらわないと困るわけですよ。今のところは歳入の中でやっているから、そうした場合には繰り返しのになってしまうわけですよ。全体的にして、またそれは一般質問なんかでしないと、これは今個別でまた前のことを言っても、ぶり返しのなってしまいますよ。

2番（大塚英博君） すみません、私がちょっと今私が分からなかったもので、こういう中で一遍にまとめていこうという形だったもので、そういう質問になりました。では、質問は却下します。

5番（児玉智博君） 一応質問漏れはありませんかと言って、質問する権利はあるのだから、ある程度権利はやっぱり尊重しないと。

10番（時松昭弘君） いやいや、それは質問はしていいですよ。それでまた歳出の項目で歳入。だからその項目ごとで。

（雑談あり）

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。

（午後14時58分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 15 時 08 分)

議長（渡邊誠次君） 質疑を続けます。本日の歳入歳出に関しまして、質疑漏れはございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） なければ次に別冊の平成 26 年度小国町特別会計歳入歳出決算の中の平成 26 年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び平成 26 年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算並びに平成 26 年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成 26 年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算、平成 26 年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算について、各課長及び局長より説明をお願いいたします。

福祉課長（穴井幸子君） それでは小国町国民健康保険特別会計決算の説明をさせていただきます。小国町特別会計歳入歳出決算書の 4 ページをお開きください。4 ページから 11 ページを使って説明させていただきたいと思います。

まず、8 ページをお開きください。8 ページ、9 ページです。8 ページの歳出のほうから説明させていただきます。本会議でもお話いたしましたけれども、平成 26 年度は前年度から人数、世帯数も減少しております。ですからそれを受けての決算状況となっております。款 1 総務費につきましては、特別会計全体の総務管理費と徴税费、国保運営協議会の経費でございます。平成 26 年度は調整交付金システムのバージョンアップ委託料がございまして、総務管理費が前年より増になっております。

款 2 の保険給付費でございます。療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費を支払っております。これにつきましては、本年度は合計いたしまして 6 億 6 千 7 0 0 万円ということで、この保険給付費につきましては昨年より 7.6%ほど減となっております。昨年は療養費が多かったものですから、平成 26 年度はとて低く見えておりますけれども、一人当たりの医療費は平成 25 年度と比べましても高い水準ではございます。

続きまして款 3 後期高齢者支援金等でございます。これは国保特別会計から支援をするものでございます。

款 6 介護納付金でございます。これにつきましては介護保険第 2 号被保険者で国保の被保険者の方、40 歳から 65 歳までの方の支払う介護保険料を納付するものでございます。これにつきましては平成 25 年度は 7 千 5 0 0 万円、平成 26 年度は 7 千 7 0 0 万円と少し上がっております。

款 7 でございます。共同事業拠出金でございます。これは 30 万円を超す療養費につきましては熊本県全体でまとめてストックして、それでお互いの保険者の高額な療養費に対しましての影響を少しでも抑えようということで、熊本県の国保連合会に共同事業の拠出金として出しております。昨年と同程度の金額でございます。

款8保健事業費につきましては、保健事業費と特定健診等の事業費でございます。保健事業費は40歳未満の保健事業、40歳以上になりますと特定健診ということになりますので特定健診と人間ドックの助成を行っており、そういったものが上がっております。

10ページでございます。諸支出金ということで償還金が出ております。以上で合計11億3千635万9千159円でございます。平成25年度に比べますと0.4%の事業費の減となっております。

次に、歳入でございます。4ページからでございます。款1国民健康保険税につきましては、平成25年度が2億3千300万円ということです。平成26年度は2億2千700万円ということで減になっております。世帯数や人口の減少などが影響しているのではないかと思います。あとは県支出金、共同事業交付金、先ほどの共同事業で拠出したうちから返ってくる金額が1億2千500万円ほどでございます。

款10でございます。繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れと基金からの繰り入れでございます。基金からの繰り入れを2千万円、これは予定どおり行いましたけれども、それでも歳出に対して不足が生じておりますものですから、更に法定外といわれる一般会計からの繰り入れ3千万円をお願いしていただいております。以上で歳入の合計が11億5千525万6千684円で前年に比べ0.3%減の歳入となっております。以上でございます。

続きまして小国町介護保険特別会計について御説明させていただきます。介護保険につきましては44ページから49ページまでの表で御説明させていただきたいと思っております。それでは48ページ、49ページの歳出のほうからでございます。まず総務費でございます。国民健康保険と同じで、介護保険会計を維持するための総務的な管理が主でございます。平成26年度は第6期の介護保険事業計画等を作成しておりますので、その委託料で金額が増になっております。

続きまして保険給付費でございます。介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費などサービス等諸費で合計9億383万3千744円となっております。平成25年度が8億9千900万円ほどでしたので、約500万円の増加となっております。

続きまして3地域支援事業費です。これは介護予防を受けていない方の予防事業と要支援の方まで含めましたところでの介護予防・日常生活支援総合事業また包括的支援事業・任意事業ということで小国町独自の事業を展開するということで、2千9万5千606円の事業費を使わせていただきました。これにつきましても昨年より100万円ほどの増加となっております。あとは諸支出金で償還金が出ております。合計の9億4千484万7千13円となっております。平成25年度より約7%の伸びとなっております。第1号被保険者が前年度より47人の増となっておりますので、そういった関係で伸びているものと思われれます。

続きまして、歳入のほうです。44ページを御覧ください。44ページ、45ページです。1の保険料でございます。この保険料といいますのは第1号被保険者、65歳以上の介護保険被保

険者の保険料でございます。1億3千534万2千679円ということで、昨年平成25年度よりも約500万円ほど伸びております。団塊の世代の方々が入ってきていることから影響していると思われま。あとは国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、こういったものは保健給付に対してのそれぞれの負担金となっております。あと繰入金といたしまして、一般会計から1億1千975万6千878円の繰り入れと繰越金がございます。諸収入としまして要支援認定者のサービス計画に対する収入が入ってきております。

46、47ページでございます。合計で歳入が9億6千111万2千942円ということでこちらは平成25年度に比べまして約1.4%の減となっております。以上、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、小国町後期高齢者医療特別会計決算の御説明を申し上げます。これにつきまして は決算書78ページから81ページで御説明させていただきます。

まず歳出からです。80ページ、81ページをお願いいたします。1の総務費はこの会計を維持するための費用でございます。款2後期高齢者医療広域連合納付金でございます。これは徴収した保険料、それと保険料につきましては低所得者に対しまして減額がございます。減額した分での保険料の徴収につきましては低所得者に対しては減額がございまして、減額した分での保険料の徴収につきましては国、町が補てんするようになっております。その町の分を一般会計からいただいて、それも合計して広域連合のほうへ支払っております。その合計が9千261万2千260円です。款3保健事業費です。後期高齢者の健康診査ということでの保険事業委託を受けまして、341万5千449円で行っております。以上、歳出の合計額が9千695万7千171円ということで昨年度と同程度となっております。

続いて、歳入です。78ページでございます。1後期高齢者医療保険料が5千846万500円、それと繰入金ということで一般会計からの繰入金が3千530万1千160円、諸収入といたしまして保険事業の受託事業収入が269万2千252円、そして繰越金で歳入合計が1億149万6千432円でございます。ほぼ昨年と変わりはありません。以上、後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

住民課長（河野孝一君） 特別会計、平成26年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計の決算につきましては、先日の本会議で説明させていただきましたので今回は省略をさせていただきます。

教育委員会事務局長（横井 誠君） それでは坂本善三美術館特別会計の決算について説明させていただきます。まず、本日配付させていただきました教育委員会事務局資料2について簡単に説明させていただきます。この資料は平成26年度における坂本善三美術館の事業等の実績でございます。まず1ページ目が美術館で開催しました企画展とその関連行事でございます。次の2ページ目が保育園と小中学校を対象としました鑑賞と体験教室でございます。3ページ目が一般の

方を対象として開催しました美術教室でございます。次の4ページ目は友の会主催で開催しました事業とその他の事業でございます。5ページ目は前述の小学校の鑑賞体験教室の内容を示したものでございます。それから最後の6ページ目が入館者の推移を示した資料でございます。

それでは決算書のほうをお願いします。決算書の116、117ページをお願いします。歳入の明細でございます。入館料が261万2千280円、前年度と比較しますと約54万円ほどの減でございます。次に一般会計繰入金939万8千944円、同じく前年度と比較しますと約84万円ほどの増でございます。諸支出金が92万4千480円、これも前年度と比較しますと約11万円ほどの増となっております。なお一番下にあります、花王芸術科学財団助成金50万円は先ほどの資料の1ページの一番下に掲載しています、若木くるみの制作道場にかかる助成金でございます。また収入の減につきましては決算審査意見書にもありますとおり、昨年度行われました旅行会社のバスツアーによる入館者が減となったためでございます。

次の118ページから121ページまでが歳出の明細でございます。前年度と比較しますと総額で約42万円ほどの増になっています。対前年度比率としましては103.4%の決算額でございます。増額の主な理由としましては、平成26年度におきまして美術館内のトイレの改修工事を行ったためのものでございます。

119ページの真ん中より少し上にあります報償費の講師謝礼32万円につきましては、美術教室と企画展を開催した折のものでございます。

次の121ページには下のほうにトイレ改修工事97万2千円がございまして、この工事は美術館内のトイレが和式であったため、男性用1基と女性用2基を洋式トイレに改修したものでございます。その次に備品購入費としまして、補正予算で計上させていただきました事務室用のエアコン購入費14万円がございまして、それからほかの歳出につきましては美術館の管理運営、企画展や展示等にかかわる費用でございます。

以上簡単ですが説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（渡邊誠次君） それではただいま所管課より説明が終わりましたので質疑に入ります。それでは特別会計決算ごとに進めていきたいと思っております。まず福祉課所管の国民健康保険特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について審議に入ります。福祉課所管の特別会計について歳入歳出ともに質疑ございませんでしょうか。

5番（児玉智博君） ではまず全体を通じてですね、この特別会計ほとんどがやはり財政的には決して楽ではないものだというふうに思っています。そうした中でやはり平成27年度については、特に介護保険は料金が上がったし国税についても増税の条例改正案が出されたわけです。ただし、やはりそういう町民とか保険者に更に重い負担を求めるのであれば、やはり無駄な部分ですね、それを徹底的にやっぱりなくしていかないと、負担だけ重くされたのではやっぱり被保険者はたまらないし納得は得ることはできないと思うのです。そこで次年度以降、やっぱりここは見

直すべきところだというようなところはありますでしょうか。

福祉課長（穴井幸子君） 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療なのですけれども、特に国民健康保険につきましては住民の方の健康づくりということ、健康を維持するための医療費関係や健康づくり関係を賄っております。そこを一番大事にしておりますところで、毎年ギリギリの予算を立てております。ひとつ考えますにはそれぞれの担当ですね、あと町のほうもこの国保の運営について検討しておりますので、今のところギリギリ一生懸命考えてしているところでございます、というふうに考えておりますので。

5番（児玉智博君） やはりですね、その給付の部分とかいうのはもう削ることはできないわけですよ。ただ、本当に大変な思いをして被保険者の人たちというのは保険税や保険料を納めていると思います。そうであればやはり1円でも無駄にすることはできないと思うのですよ。だから例えば消耗品費とかそういうところは、やっぱりそれこそ鉛筆はもう最後の最後まで使うとかそういう気持ちでやっていただきたいのですが、例えば35ページの疾病予防費になりますか、印刷製本費で20万円ちょっと含まれているのです。これが要は町内全戸に配布されている、すこやか国保という雑誌とか広報のような二つ折りのやつだと思うのですけれども、実際これでどれほど効果が上がっているかということを私は思うのです。しかも、これはどこが出しているかということと熊本市の製薬会社ですよ。熊本市の製薬会社が出して一般的に健康づくりをしましよいうねという啓発のようなものなのですけれども、そんなのをわざわざ製薬会社が出しているのに20万円もかけてやることかと。毎月出している小国町の行政広報にちょっとそういうページを作って、職員にやはり保健師なんかもらっしやいますので、そういう人たちがやはり自分の経験に基づいた記事を書いて、そういう健康づくりを呼びかけると、そういうふうにしていったほうが町民には伝わるのではないかと思うのですが、こういう部分は見直さないのですか。

福祉課長（穴井幸子君） 健康づくりに関しまして、この印刷製本費は言われますように、すこやか国保でございます。これは6町村が共同して行っているものでございます。やっぱりいろんな啓発をするということに関しましてはいろんな形、手法を用いて啓発はしていかななくてはならないかと思っております。郡全体で健康づくり関係、それとかどうやって過ごしたらいいとか、あと健診の重要性とかですね、そういったのをカラー刷りで呼びかけていく、そしてまた広報誌でも保健師だより、保健師のページがございます。健診が近づきますとおぐちゃんとかで載せておりますし同報無線もしております。いろんな形で広報していきたいと思っております。おっしゃるとおりいろんなことがありますけれども、そういったところで少しずつ、ここの6町村でございますので、そういったところで協議とかもしてどのような仕方がいいのかというのをまた考えられたらと思っております。

5番（児玉智博君） 少しずつと言っているぐらい財政に余裕があればいいのですけれども、そうじゃないですよ。だからやっぱりこういうのは、6町村でやっているからといって誰も言いた

さなければ、これはいつまでも毎年毎年出し続けることになってしまうと思います。やはり必ず共同でやっているのなら、ほかがやめないと小国町がやめられないとそういう問題じゃないと思いますので、やはりもうちょっとこういう見栄えはカラー刷りでいいかもしれないけれども、それを出したことで啓発をやった気になるのではなくて、やはり自分たちの経験に基づいたプリントを作ればこんなお金はかからないだろうし、何よりやっぱりそういう町民のもとに老人会の集まりなんかがあったりもするでしょうから、そういうところに足を運んで、やっぱりそういうのを呼びかけていかないとなかなか健康づくりなんていうのはうまくいかないのではないかなというふうに思います。

次が介護保険特別会計についてなのですが、67ページの二次予防事業の委託料で256万4千640円というのがございます。この調書の中を見ますと、調書は何ページ、介護保険ですので、ナンバー6ですね。ナンバー6の熊本健康支援研究所ほかというところに委託がされているわけですね。同時にこの決算書の中の次1枚めくっていただいて、1枚、2枚めくっていただいて71ページ、ここの中ほどの委託料の介護給付費等費用適正化事業委託料というので120万円ちょっと出ております。この二次予防事業とこれとの関係が何かありましたら説明をお願いしたいのですが。

地域包括支援センター長（松崎優子君） まず介護給付費等費用適正化事業ですけれども、これは平成21年度から平成25年度に新規に介護認定された821人の方について要介護状況の認定者の発生状況でありますとか、予防給付の受給者状況の分析をしたものでございます。それを分析して地域支援事業ですね、二次予防事業や一次予防事業など、そういったものがどんなふうな効果といたしますか、そういったものの介護予防事業の振り返りといたしますか、そういったものをして次の介護予防事業へつなぐというところで評価の適正化事業を行ったものです。適正化事業の分析内容としましては、新規認定者の年齢ごとの発生の推移でありますとか、新規の要支援、要介護者に占める自立高齢者の占める割合ですとか、新規認定者数の推移、原因疾患とかそういったところを分析しております。以上です。

5番（児玉智博君） 要するにこの67ページの二次予防事業委託料の評価を簡単に言えば71ページの適正化事業で評価したということでした。それでですね、私は問題だと思うのがこの委託先が全く同じ熊本県健康支援研究所か、同じところが評価して意味があるのかと。やはり第三者的な目で見ると評価しないと、正しい評価というのはできないと思うのです。私も評価書が成果としてできてきたものを見ましたけれども、転倒によって介護が必要になった方が西里は何人いました、下城は何人でしたとかそんな小国町の大字内でそんな転倒が原因で何か介護が必要になったとか、地域によってそんな因果関係があるわけがないのですよね。気温も少しは違うけれども、ほぼ同じ気候だし、天候というのも大体町内雨が降ればほとんどのところが雨が降るわけだし、そういうことをしかもその評価書を作るのに120万円も予算を使ってやるということ自体が大

体その介護予防にどれだけの効果があるのかと私はこれは疑問でならないわけです。一応確認しますけれども、これは何か法的にやらなければならないことなのですか。

地域包括支援センター長（松崎優子君） 介護給付費等費用適正化事業というものは、地域支援事業の中の任意事業で行うことができるようになっております。

5番（児玉智博君） できるわけで、しなければならぬわけではないのですよね。やはりそういうそもそもから実際その二次予防事業をやっているところと、それと同じところに適正化事業とって評価するところを委託すること自体が、大体それはそんなことをしたら自分がやっていることの評価は甘くなるに決まっているじゃないですか。結局結論としては、自分たちがやっている木魂館でやっている何とか学校とかですね、それをもっと頑張っていかなければなりませんね。何か自分の会社のPRのような結論で終わっていると。そんなことにこんな120万円もお金を使うこと自体がこれはもう考え直すべき、次年度は絶対にこんなものはやめてもらいたいというふうに思います。

それと最後に1点聞きますが、やはり今度の鬼怒川の氾濫においてテレビなんかではあそこの地域のどこかに寝たきりのおばあちゃんがいるかもしれないということで、自衛隊がどこか分からないわけで、1軒1軒施錠されたところを、誰かいますか、誰かいますかと言って呼びかけていったけれども、結局はその方は入院していて助かったわけですが、やはり今から小国町のやり方としては地域で介護を支えていきたいと思いますというふうになっているわけですよね。そうであるならやっぱり高齢者世帯が町内に何軒あって、その中に単身でお年寄りの一人暮らしをしているところが何軒あるかというのをこういう適正化事業をやる前に町はつかんでいくべきだと思うのです。だからそれは別に災害に備えるだけではなくて、やっぱりその地域で可能な限り自分の慣れ親しんだところでお年寄りが暮らせるように、その保障をしていくということは大事なのですが、そういうことはやっているのですか、つかんでいますか。

福祉課長（穴井幸子君） すみません、2つよろしいでしょうか。最初の介護給付費等費用適正化事業関係ので1つちょっとお話をさせていただいてよろしいでしょうか。一応この地域支援事業を初めて町は取り組んできておまして5年です。それを行ってきまして、その間、小国町の高齢者の方々がどのような状態であるかというのをちょっと1回検証しようということでこの事業を行いました。どうしてここにきたかといいますと、1つはここの方がデータを持っているものですから自分の事業の評価ではなくて、小国町のデータを出していただくということでお願いをしています。これに基づいて小国郷内の事業所の方々に来ていただいて、小国町の状態はこういうことですよということで、今後の介護関係に役立てていただくということで説明会等は行っております。すみません、ちょっとお話をさせていただきました。

それと小国町の高齢者のことなのですが、小国町は災害時の要援護者という名簿を民生委員の方々から御本人の同意を得たところで名簿を出していただいております。その中219人

おられますけれども、その中で高齢者のお一人暮らしが90人、高齢者のお二人暮らしが35人、二人暮らしで35人というのは変ですけれども、二人暮らしが35人で障害をお持ちの方が58人、日中の独居の方が30人、夜間の独居の方が1人、その他ということでデータを把握しております。確かに言われるとおり今度の災害については大きなものでした。行方不明の方が22人、あとのほうから7人は所在が分かったということで、その間の心配はいかばかりかと思えます。人ごとではもうないというふうに思っております。この間の大雨のときに西里、北里地区が停電になりました。そのときもこの要援護者の名簿とこの方はお一人暮らしではないかという名簿といますか、大体把握ができていない部分については、その方々については民生委員とか、あとまた職員もですけれども声かけ、見回りを実際しております。そういったところの対応はやっぱりしっかり考えていかななくてはならないというふうに思っております。

5番（児玉智博君）　そういうふうに地域で介護を支え合おうというふうにやはり町が言うのであれば、そういうこともしっかりつかんでいただきたいと思えますし、ちょっと言われたから私もちょっと思うところを言わせてもらいますけれども、例えそこの熊本健康支援研究所がデータを持っているからといって、役場にもその同じデータがあるわけでしょう。そうであればわざわざ120万円もかけて、要するにそのデータがあるかもしれないけれども、成果品の情報量として非常に無駄なものが多いわけですね。そうであればやはり自分たちで大変なことかもしれないけれども、そもそもそれは別にそれをしなければならぬわけではなくて、つくることができますというふうになっているわけですから、その辺はもうちょっとやっぱり予算とか、元はそういう保険料とかから町民や被保険者の人が支払ったものですから、もっと大事に執行していただきたいと思いますということを申し上げて終わります。

議長（渡邊誠次君）　ほかに質疑ございませんか。福祉課所管の各特別会計について質疑ございませんか。

それでは次に住民課所管、地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　それでは最後に教育委員会の所管、坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番（児玉智博君）　坂本善三美術館については、一般質問の通告も出しておりますので、それとちょっとかぶらない程度に少しだけ聞かせていただきたいと思えます。実際いろいろ県内にも市町村が運営している美術館というのは、津奈木町であったりとか宇城市にもあるのですが、入館料はほかのところと比べるとやっぱり収入の部分としては非常に頑張っているというか多いというふうに思っています。ただ、これはずっと今年も900万円ぐらい一般会計からの繰り出しも行っているのですが、それは実際なかなかそういう美術館とかで利益を生み出すことそのものは

難しいですので、ある程度のやっぱり教育施設としてそういう一般の予算から出していくというのはそれは仕方がないことかなと思います。ただそうであればやっぱりもうちょっと町民の学術・文化に役立つようなそういう運営をしていただきたいというふうに思うのですが、それでこの教育委員会配付の資料を見ますと、平成26年度坂本善三美術館の企画展及び関連事業ということでいろいろやっているのですが、何と云うかその中でなかなか誰が見ても分からないというか、見る人が見ないと分からないような部分もあるのですよね。例えばこの若木くるみさんの制作道場というのが社会教育の中でも社会体育なのか何なのか分からないような、町内を走りまわったりとかですね、なかなかそういうことをやっている町民が近づきにくいというか、そういうふうになるのではないかと思うのです。だからやっぱり美術館という本当にこういう田舎の小さい美術館ですから、やっぱり足を踏み入れたいと町民の人たちが思うような美術館づくりをしていく必要があるのではないかと思うのですが、ちょっとこの点でここ数年の美術館の方向性というのがちょっと迷っているのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長(横井 誠君) 美術館が開催していますいろんな事業でございますけれども、今年が20周年を迎えるということで、当初の事業内容から現在に至るまで多種多様な事業を行ってきたものと思っております。その中で先ほどの資料でも説明させていただきましたけれども、いろんな一般の方を対象にしたり、あるいはうるるん体験の方を対象にしたり、保育園あるいは小中学生を対象にしたいろんな事業を開催してございます。毎年似たような事業もあるかもしれませんが、この美術館につきましては当初設立したときから小国町は交流ということを進めて、この部分も美術館の経営にはかなり考慮して開催設立したものと考えております。そういった意味におきまして議員からの御意見がありますとおり、美術に関する基本的な学習でありますとか、そういうことも十分考慮してそれとプラスした形でいろんなちょっと大きさに言いますと、県内・県外あるいは全国的にもいろんなそういった芸術に関する人がございますので、小国町の方をメインには置きますけれども、そういった方のいろんな文化活動を取り入れることによって、また小国町にも新しい目が向くのではないかと考えております。

以上であります。

5番(児玉智博君) またこれは後日一般質問でも通告を出しておりますので、引き続きそのときに聞かせていただきたいと思います。終わります。

議長(渡邊誠次君) ほかに質疑ございませんか。

6番(時松唯一君) 6番、時松です。同僚議員が一般質問で質問するということで、私は簡潔にちょっと質問いたしますけれども、今度のおぐに広報等に坂本善三美術館の20周年記念ということで表紙を飾っております。決算の中で981万8千円ですね、美術品購入を含めて約1千万円の一般会計からの繰入れということになっております。平成7年から開館して、今年平成26年度までに約3億5千万円ほどの繰入金をしているわけでございます。ここで提案でございます

けれども、鍋ヶ滝も10万人を超えていると、10万人を超えた中に坂本善三美術館は収入がちょっと目減りしていると。あくまでもこれは点で考えている。線で考えるべきかなと。鍋ヶ滝、坂本善三美術館、それから・田滝、城村滝、下城滝から杖立、それからわいた。というようなことを以前にも私は申し上げたことがあるかと思うのですが、まずは鍋ヶ滝とそれから坂本善三美術館というものを名前が変わったらいいのかなと。坂本善三美術館は残して、指定管理者制度あたりを同時に取り入れてそこで一緒にやっていると、これは単体でやっているとどこまでも繰入金が続いて10億円になるのかなという私は危惧しておりますけれども、そこら付近の見解をお伺いいたします。

町長（北里耕亮君） 議員のおっしゃるとおりに鍋ヶ滝はお陰さまで増えております。坂本善三美術館はなかなか厳しい状況ではありますけれども、先だっても学芸員と話をしているときに、やはりたくさんの方がこられている部分をどうにか美術館のほうにというような思いも、学芸員の方は言っておりますが、ではどういうふうにしてここに引き入れるかという部分でこれから一緒になって考えていきたいと思いますというようなことを私は言いました。その部分で何か美術館の部分は、美術館というのはやっぱりその方の趣味嗜好というか、価値観というか、そういう部分で強制的に中に、やっぱり好きだから中に入るといった部分もあるかと思えます。その一歩手前で例えば以前は喫茶コーナーが建物の中にあっただけでございましてけれども、何かそこを立ち寄りやすいようなそういう部分をこれから考えられないかなというような部分を話しましたが、なかなか場所も限られた場所になりますので、一朝一夕にはいかないかなというような思いはしております。制度的な枠組みの話でありますと、当面は美術館を指定管理等にはなかなかちょっとそれは町の姿勢としてはその考えまでは至ってはおりません。これから検討するかどうか、そこは検討に値するかどうかちょっと考えさせていただきたいというような思いをしております。やはり町の進める分野として坂本善三美術館は、美術館としては町営でさせていただきたいというふうな思いはしております。そこはしっかり進めていきたいと。ただこれだけの繰入金はありますので、5番議員がおっしゃったような社会教育のような、もっと町民にもっと親しみができるような事柄を、催しをどんどんつくっていききたいと。このペーパーを見ますと、学校関係からもたくさん入っております。そういう部分をもっと増やして町民の理解を得るようなそういう施設にしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

6番（時松唯一君） ちょっと私が消化不良なのですが、この関連行事あたりを見ますと、多分前年度いただいた概要、展覧会、名前が少し変わっているのかなと。そういう中において、今町長がおっしゃった町としてやっていくと。町としてやっていくということは、やはり町の町長としての責務が非常に大事だと思うのですよね。町を代表している町長がこの坂本善三美術館を町として維持していくということですから、よほどいろんなアイデアあるいは方針、政策、そ

ういうところを持っていかないと町民もはっきり言いますと坂本善三画伯も結局マニアックな人たちと言うとおかしいのですけれども、その坂本善三先生が好きな方々がいらっしゃると思うのです。逆に言えば違う先生が好きな方もいらっしゃるとすれば、やはり私個人からして言わせていただければ、坂本善三美術館というのはどうもピンとこないのです。いわゆる坂本善三先生がその中にあるということであればいいと思いますけれども。

町長（北里耕亮君） このあたりについても随分深い議論に入り込んでいておりますので、先ほどからちょっと違う部分の質問で、深く議論が入り込むときにはまた一般質問という部分もありますので、たくさんのまた意見をお聞きしたいと。それからまたこの美術館に関しましては、坂本善三美術館運営協議会という組織もございます。そういった部分でもまた議論していきたいし、よければこの部分について執行部の考えもありますが、議会のいろんな考えも常任委員会とかそういう組織が議会にもおありでしょうから、またいろんな部分で話題にさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑等ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは決算全般について質疑漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって、本日の全員協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

明日15日は、建設課、産業課、情報課です。

（午後4時03分）

平成 27 年

第 6 回 全 員 協 議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

平成27年第6回全員協議会記録

日 時	平成27年9月15日（火曜） 開会 10:03 閉会 14:16
場 所	小国町山村開発センター502号室
出 席 員	穴井帝史 大塚英博 北里勝義 高村祝次 児玉智博 時松唯一 穴見まち子 松崎俊一 熊谷博行 時松昭弘 松本明雄 渡邊誠次
事務局 職 員	小田 宣義 穴井桂子
説明員	別紙座席表のとおり
会議に付した事 件	1. 平成27年度第3回小国町議会定例会提出議案について (情報課・産業課・建設課)
会 議 の 経 過 概 要	平成26年度一般会計歳入歳出決算認定及び平成26年度特別会計歳入歳出決算認定について、各課からの説明及び議員との質疑応答があった。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

全 員 協 議 会 座 席 表

平成27年9月15日(火曜) 午前10時00分

					穴 井 書 記 (穴井 桂子)
				橋 本 農林土木係長 (橋本 弘二)	緒 方 商工観光係長 (緒方 幸子)
	加 祥 農業委員会係長 (加祥 一恵)			秋 吉 公共建設係長 (秋吉 祥志)	小 野 情報係長 (小野 寿宏)
穴 井 林政係長 (穴井 徹)	宮 崎 農政係長 (宮崎 智幸)			北 里 建設課審議員 (北里 慎治)	時 松 情報課審議員 (時松 洋順)
村 上 産業課審議員 (村上 弘雄)	澁 谷 産業課長 (澁谷 洋典)	北 里 町 長 (北里 耕亮)		佐 藤 建設課長 (佐藤 彰治)	藍 澤 情報課長 (藍澤 誠也)
2 大塚					11 松本
3 北里勝					10 時松昭
4 高村					9 熊谷
5 児玉	6 時松唯	議長 渡邊	副議長 穴井	7 穴見	8 松崎

小田議会事務局長
(小田 宣義)

議事の経過 (h. 27. 9. 15)

議長（渡邊誠次君） 皆さん、おはようございます。

本日、全員協議会 3 日目でございます。産業課、建設課、情報課の協議をよろしく願いいたします。

昨日御報告にありましたとおり、阿蘇で噴火がございまして農作物の被害が多分一番懸念されるところでございますけれども、報道でも出ましたとおり、かなり阿蘇のほうで風評被害の影響が観光面にも出る予想がされておりますので、非常に考えるところでございます。では、北里町長に御出席をいただいておりますので、一言御挨拶をよろしく願い申し上げます。

町長（北里耕亮君） 皆さん、おはようございます。

本日、全員協議会 3 日目でございます。本日の所管は産業課、建設課、情報課でございます。各課長、審議員、係長それぞれ出席をいたしております。慎重な審議をよろしく願い申し上げます。

(午前 10 時 00 分)

議長（渡邊誠次君） ただいまより、全員協議会を開催いたします。

ただいま出席議員は 12 人であります。直ちに会議を開きます。

本日の協議事項につきましては、お手元に配付してあるとおりです。平成 26 年度決算ということで十分なる審議方よろしく願い申し上げます。

1. 平成 26 年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について
2. 平成 26 年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
3. 平成 26 年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
4. 平成 26 年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

でございます。よろしく願います。本日の担当課については産業課、建設課、情報課です。各課長及び審議員並びに担当係長の出席をお願いしています。

それでは各課長から所管の平成 26 年度小国町一般会計歳入歳出決算の概略説明をお願いいたします。

情報課長（藍澤誠也君） おはようございます。

それでは平成 26 年度情報課所管の決算状況について説明をしたいと思います。

まず、歳出から説明をいたします。ページ 88 ページ、89 ページを御覧いただきたいと思えます。88 ページ中ほど文書広報費というものがございまして、この目は広報おぐにを作成する経費が主なものでございます。需用費の中で印刷製本費が 238 万 2 千 400 円ということで、平成 26 年度におきましては 3 千 200 部作成しているところでございます。

続きましてページ 100 ページ、101 ページを御覧いただきたいと思えます。目の 9、防災

情報施設費でございます。こちらの目に関しましては屋外トランペット、屋外放送施設関係の管理に関する経費になっております。主なものとしましては、101ページ委託料、下のほうですがコミュニティFM放送局施設業務委託料765万円、それから防災行政無線保守点検委託料135万円というものが主なものでございます。

続きまして103ページをお開きいただきたいと思います。工事請負費、エフエム小国主調整室機器更新工事ということで262万3千860円が支出されております。

続きまして1枚めくっていただきまして、104ページ、105ページ。目の13下のほうになりますが、地域情報基盤管理運営費でございます。こちらのほうは、主なものとしまして光ファイバー関係の管理運営に関する経費でございます。

1枚めくっていただきまして107ページ委託料を御覧いただきたいと思います。光ファイバーネットワーク通信関連施設・設備等保守点検業務委託料2千57万6千916円。それから地域情報基盤代行業務委託料392万円、おぐにチャンネル番組制作業務委託料985万円というふうにとくさんの委託料で光ファイバー施設、それからおぐチャン、そういうものを運営しているところでございます。その下の使用料、STBリース料513万1千224円、CS番組使用料、電柱共架料等支払われております。

1枚めくっていただきまして109ページ、工事請負費になります。昨年度補正を計上させていただきますまして、屋外情報システム整備工事ということで1億9千50万3千902円の支出をしております。

続きましてページ飛びまして192ページ、193ページを御覧いただきたいと思います。上の段の目の1水産業振興費でございます。こちらは小国町、南小国町の組合員で構成しております小国漁業協同組合への補助金45万円を支出しております。

その下の目の1商工総務費。こちらは、商工関係の職員の人件費が主なものになっております。

1枚めくっていただきまして、目の2商工振興費でございます。主なものとしましては委託料、ゆうステーションの公園整備を検討いたしております。その関係の設計の契約を513万円で契約しておりまして、年度末前途金としまして153万9千円を支払っております。そこに書いてありますとおり、386万1千円におきましては、平成27年度へ繰越をしているところでございます。

そのページの下のほう、負担金補助及び交付金になります。商工振興補助金460万円、小国町商店街等おもてなし事業補助金500万円、小国町商店街空き家対策事業補助金226万4千円等を支払っております。

続きまして、1枚めくっていただきまして196ページ観光費でございます。需用費の中で修繕費として324万9千462円が支出されております。こちらのほうは、昨年度末にゆけむり茶屋のシャワーが壊れまして営業ができなくなっておりました、こちらのほう291万6千円で

シャワー室の工事を行い、その間営業ができなかったわけですが、救急に対応しまして営業ができるようになっていたという状況でございます。

197ページの下のほう委託料、昨年補正でお願いいたしました鍋ヶ滝の設計監理委託料として69万1千200円、料金徴収所それから直売所の屋根の増設等を行っております。

1枚めくっていただきまして、199ページ工事請負費でございます。鍋ヶ滝公園整備工事ということで、先ほど申しました関係の工事で586万2千240円を支出しております。備品購入費、こちらのほうは阿蘇ふるさと市町村圏のほうから38万円の補助をいただきまして、鍋ヶ滝の備品関係を購入させていただいております。

19負担金補助及び交付金でございます。小国郷観光振興会議補助金50万円、鉱泉維持補修費補助金107万5千円、鉱泉浴場所在地地域活性化事業交付金950万円、わいた温泉組合と杖立温泉観光協会のほうに支払っているところでございます。そのほか杖立温泉観光振興補助金が266万7千円、わいた温泉観光振興補助金こちらは事業費の3分の2を補助するものでございます。以上を支払っております。

1枚めくって200ページと201ページになります。目の5学びやの里費でございます。こちらのほうは修繕費202万6千355円が支払われておりますが、昨年度補正でお願いしました博士の湯の水中ポンプのほうが故障しまして、またお風呂のほうが営業ができないというようなことで補正予算をお願いいたしまして、緊急に工事をしたところでございます。

その下、13委託料でございます。北里柴三郎博士顕彰事業委託料として200万円。北里研究所から3年間8千万円の援助を得まして、記念館の完全リニューアルを行っております。そのグランドオープンの費用等としまして、委託をしたところでございます。

1枚めくっていただきまして、203ページになります。学びやの里環境推進事業業務委託料255万円でございます。こちらのほうは県の基金事業をいただきまして、木の駅プロジェクト事業、木魂館の木質バイオマス関係の事業、そのフォークリフトやボイラーなどの資格をすることで、1名緊急雇用として雇っているものでございます。

あと工事請負費、175万3千920円の支払いと。こちらのほうは木魂館のトイレの改修を行ったものでございます。

続きまして、歳入のほうに移らせていただきます。ページ24ページ、25ページを御覧いただきたいと思っております。24ページ、目の2総務費分担金でございます。25ページのほうに光ファイバー加入分担金とあります。こちらは加入者が3万円の加入金を支払っているところでございます。

1枚めくっていただきまして27ページ、使用料及び手数料でございます。27ページ中ほど設備使用料ということで中ほどにあります。光ファイバー使用料現年度分4千224万7千300円、過年度分としまして85万200円ということで使用料を受け入れております。

1枚めくっていただきまして28ページ、目の6商工使用料です。29ページの下のほうに公園使用料というものがございますが、鍋ヶ滝公園直販所使用料としまして、243日の営業で12万1千500円を受け入れております。

それから1枚めくっていただきまして、総務手数料です。31ページの下のほうを御覧いただきますと光ファイバー休止・再開手数料というものがございます。光ファイバーは1回やめると3万円の加入金があるようになりますが、休止をすれば1千500円で一度終わりますので、そういう形で休止と再開ということで1千500円ずつの手数料をいただいているところです。昨年は48件あっております。

ちょっと飛びまして50ページ、51ページをお願いしたいと思います。50ページの目の5商工費県補助金でございます。先ほど学びやの里費で申しましたところの費用でございます。519万円のうちこれは森林組合と学びやの里の2人分の緊急雇用の補助金が入っております。その下、都市農村交流対策事業補助金ということで150万円、ツーリズム大学等の経費になっているところでございます。

55ページを御覧いただきたいと思います。55ページの一番下、県有公園施設清掃管理委託金ということで、杖立にあります県有地の清掃に関する委託金でございます。1万7千280円です。

次めくっていただきまして70ページ、71ページを御覧いただきたいと思います。雑入になります。71ページの上から2番目の阿蘇ふるさと市町村圏地域振興助成金ということで38万円、これは鍋ヶ滝の備品購入に充てさせていただいております。中ほど阿蘇の火まつり事業補助金40万円、これは杖立の鯉のぼり祭りと鍋ヶ滝のライトアップに充てさせていただいております。それから下のほう、伝送路利用収入、IRU利用収入、番組配信利用収入がございます。

1枚めくっていただきまして、73ページ中ほどに光ファイバー引込工事費収入105万4千728円、光ファイバーケーブル保守費用負担金としてこれは南小国町から入ってくるものですが、38万5千553円がございます。

歳出におきまして、委託料、工事請負費、それから負担金補助及び交付金につきましては、情報課資料1のほうに掲載しておりますので、そちらと併せて御覧いただきたいというふうに思っております。以上、情報課の説明を終わります。

産業課長（澁谷洋典君） おはようございます。

それでは産業課、農業委員会の所管となります平成26年度決算の概要を説明させていただきます。

農業費の歳出のほうから説明させていただきます。決算書166ページをお願いいたします。款の5農林水産業費でございます。目の1農業委員会費からページ182ページ、目の15循環型農業推進費までの農業費でございますけれども、目の10の団体営土地改良事業費から目の1

2までは、建設課の所管となりますのでよろしくお願ひいたします。歳出総額といたしましては、3億5千974万9千円となっております、対前年度比といたしまして8.9%、金額にいたしまして2千900万円ほどの増となっております。その主な要因といたしましては、平成25年度より繰り越しました雪害による緊急対策事業費が約2千万円、また昨年度まで建設課のほうの所管でありました多面的機能支払が産業課の所管となったことが主な要因でございます。

それではページを追いまして、目ごとに主な概要を説明させていただきます。

171ページをお願いいたします。中段ほどでございます。農業総務費の中の負担金補助及び交付金といたしまして、阿蘇区域農用地整備公団事業償還金がございます。これは農業用道路、通称ファームロードでございますけれども、それと一般開発に伴います償還金で1億6千413万4千728円の決算となっております。なお、一般開発分の償還は平成26年度で完了いたしましたので、ファームロード分の償還が平成30年度まで残ることとなります。

続きまして173ページをお願いいたします。目の3農業振興費、負担金補助及び交付金におきまして、雪害復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金2千98万6千円がございます。平成26年2月の降雪による被害の復旧事業繰越によりまして行っております。申請対象者は27名でございました。

続きまして目の4水田農業関係でございます。175ページ上段にあります経営所得安定対策推進事業費補助金200万円がございます。これは水田農業における経営所得安定対策事業小国町再生協議会のほうで行っておりますので、それに対する事務的経費を補助するものでございまして、100%の補助でございます。続きまして目の5中山間地域等直接支払推進事業費でございます。同じページ下段のほうになりますけれども、中山間地域等直接支払交付金事業補助金6千604万821円がございます。実績といたしましては、集落協定数30集落協定、農家戸数これは延べの戸数になりますけれども801戸。対象農地面積が954ヘクタールに対しての交付実績でございます。

続きまして177ページにかけまして畜産業費がございます。阿蘇あか牛草原再生事業補助金につきましては、放牧による草原再生を目的といたしまして、放牧資材の管理費の助成を4牧野組合に行っております。これにつきましては100%県費補助でございます。また家畜改良事業補助金といたしまして533万5千円がございます。これにつきましては家畜改良を目的に精液代、技術料に対する補助がございまして、約2千200頭の実績となっております。続きまして目の7担い手育成推進事業費でございます。負担金補助及び交付金におきまして、農業担い手支援補助金といたしまして130万円がございます。これにつきましては、小国町農業担い手支援給付要綱というのがございまして、それに基づきまして1名の方に年度途中からではございましたけれども10カ月分を給付しております。

続きまして、178ページ、179ページにかけてでございますが、手づくりの館、悠工房施

設費がございます。主に施設の維持管理に関わる経費でございます。利用実績といたしましては延べ人数ではございますが、手づくりの館で387名、悠工房で385名の利用実績となっております。

続きまして182ページ、183ページをお願いいたします。目の14農地・水保全管理支払事業費でございます。実績といたしましては集落協定数として25協定、対象農地面積744ヘクタール、構成員数は929名で町負担として480万円ほどでございますが、事業費といたしましては約1千900万円ほどの事業実施を行っております。また冒頭申し上げましたとおり、本事業においては国の法改正によりまして日本型直接支払制度の枠内で多面的機能支払事業となりまして、産業課の所管として行うこととなります。

続きまして185ページ、循環型農業推進費でございます。13委託料におきまして循環型農業指導委託料がございます。AML農業経営研修所との委託契約分でございます。また、葉味野菜の里出荷協議会を中心といたしまして、肥培管理など様々な講習会を開催し、指導を受けながら循環型農業の推進、また定着に向けた取組を実施しております。

続きまして林業費でございます。184ページから190ページにかけまして林業総務費、林業振興費が産業課の所管となります。

主なものとしまして187ページの林業総務費の負担金補助及び交付金におきまして、野生動物生息数適正管理助成金255万5千円、鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業補助金61万円、次のページになりますけれども、有害鳥獣駆除補助金241万3千円などの補助金を活用いたしまして、また猟友会、駆除会の協力を得ながら農林業の被害防止に取り組んでおります。

また、189ページのほうでございますが、林業振興費におきましては造林・育林部門として、主伐促進支援事業、間伐材供給安定化緊急対策事業、森林整備地域活動支援交付金事業など。また後継者育成として林業担い手育成事業、林業機械導入事業など。また販売促進といたしましては小国杉使用建築物支援事業、小国材販売促進事業など、それぞれ記載のとおり決算となっております。以上産業課所管の歳出の概略を説明いたしましたが、委託料、補助金、負担金におきましては別途産業課資料として配付してございますので、詳細においては御覧いただきたいと思っております。

続きまして、歳入でございます。23ページをお願いいたします。中段ほどに農業費分担金、阿蘇区域農用地整備公団事業分担金116万4千980円、また一番下段の国有地貸付分担金3千円などございますけれども、ページが飛びましてなかなかわかりにくいと思っておりますので、産業課の所管分だけの歳入を取りまとめた資料といたしまして、3枚ほどの資料だと思っておりますけれども、産業課の所管分だけを取りまとめまして、その内容また歳入先などを記載した資料を配付してございますので、そちらのほうで御説明に代えさせていただきたいと思っておりますので御覧いただきたいと思っております。以上簡単ですが、産業課所管の主な決算概要の説明を終わらせていただきます。

す。

建設課長（佐藤彰治君） おはようございます。

決算の御説明をする前にお断りと御報告を申し上げておきます。本日農林土木係長の橋本のほうが出席すべきところですが、本日農災、災害の査定がございまして、出席できませんのであらかじめお断りを申し上げておきます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは建設課所管につきまして、平成26年度の決算について概略御説明をさせていただきます。まず先に配付してございます平成26年度決算資料、建設課所管と書いてございますこちらの資料を御参照いただけたらと思います。

それでは決算書の2ページをお開きくださいませ。総括の歳入ですが、建設課に関する款名としましては、11の分担金及び負担金、12の使用料及び手数料、13の国庫支出金、14の県支出金、15の財産収入、19の諸収入がございまして、歳入総額は約1億8千767万3千円でございます。

右のページ、3ページでございます。総括の歳出でございます。建設課に関する款名としましては、4の衛生費、5の農林水産業費、7の土木費、10の災害復旧費、12の諸支出金でございます。7の土木費につきましては、対前年度比87.2%の支出となっております。歳出総額は6億2千355万3千円でございます。歳出の対前年度比82.1%となっているところでございます。

次に歳出の内容について説明をさせていただきます。165ページをお開きくださいませ。環境衛生費の負担金補助及び交付金のうち、個人設置型の合併処理浄化槽補助金としまして、530万4千円がございまして、平成26年度におきましては5人槽6基、7人槽8基の計14基を設置しております。国、県、町のおおの3分の1の定額内の補助で実施したものでございます。

次に180ページをお開きくださいませ。180ページに団体営土地改良事業費でございます。主な内容としましては、181ページの農業農村整備工事1千518万8千734円としまして建設課資料の10ページにございます5カ所の水路の整備工事を実施したものでございます。

次のページ、182ページをお開きくださいませ。特定中山間保全整備事業費につきましては、上段のほう1つ目のほうが1千1万7千966円が一般開発事業であります区画整理、水路、暗渠排水、ため池等を整備したものに對するものでございます。その下の2つ目の972万8千421円につきましては、林道部分の受益者負担に對する町の負担金でございます。

次に190ページをお願いいたします。林道費におきましては通常の維持補修のほか、林道岩ノ上線の舗装工事及び作業道高花線の改良工事2路線を実施いたしましたものでございます。また木材搬出道維持管理補助金250万円は、28路線の草刈等を実施したものでございます。

続きまして193ページをお開きくださいませ。治山事業費の工事請負費1千71万3千41円につきましては、建設課資料の11ページにございましており切通地区、それから室園地区の2

カ所におきまして治山工事を実施したものでございます。

次に205ページをお開きくださいませ。土木総務費の中の19の負担金補助及び交付金としまして、単県砂防工事負担金、単県道路改良等工事負担金及び急傾斜地崩壊対策工事負担金がございます。熊本県が小国町管内で実施した事業についての負担金で町負担金でございます。

続きまして206ページをお開きくださいませ。水道総号武務費でございます。水道総務費としまして、小国町水道補助金1千749万3千円がございます。次は同ページに道路維持費がございます。これは道路の通常の維持管理をする費用のほか、委託料としまして除雪・除草作業等の維持管理費用と道路台帳補正業務、路面性状調査業務、道路防災総点検委託料としまして、4千710万6千750円を支出いたしております。また工事請負費としまして、資料のほうの13ページでございますとおり4件の維持工事を実施いたしております。

続きまして209ページをお開きくださいませ。209ページには道路新設改良費でございます。工事請負費としまして、資料の14ページから17ページに記載しております7路線12件の道路改良工事を実施いたしたものでございます。ここで若干御説明をさせていただきたいと思っております。不用額が4千986万414円とちょっと大きなお金が不用額として出ている分について若干御説明をさせていただきたいと思っております。大きく3つの要因があるかと思っております。路線につきましましては、対象路線、町道明里線、それからはげの湯線、この道路改良2件についての要因が大きいものでございまして、まず第1に、前年度からの繰越予算であることで未契約繰越で平成25年度から平成26年度に国庫交付金を繰り越して、2契約で翌年度平成26年度に契約をして発注した工事でいずれもでございます。そういう中で繰越予算ということで繰越年度で実施なことから、これにつきましましては補正等の予算の増減ができないという要因が1つ考えられるところでございます。それから2つ目は、事業予算に対する契約の差金並びに工事のそれぞれの生産額、それぞれに生産額が発生しております。原の変更契約をいたしております。明里線につきましましては競売工事とございまして、これにつきましましては深礎杭4本を打設するところでございますが、当初10メートルの予定をしておりましたところが、半分の5メートルで済んだというようなところで基礎工事の変更が生じております。それからはげの湯線につきましましては、電柱移転、九電柱の移転を待っての工事ということで九電柱の移転が遅れたことによります工事着手が遅れたというようなことで年度工事でございますので、最終年度工事でございますので、その分について一部の工事が執行できなかったということでそれぞれの対するいわゆる不用額、予算に対する精算額との差額その分が2路線につきまして4千900万円発生したというような理由として考えられるところでございます。

それから211ページをお開きくださいませ。河川総務費としまして、県管理河川の清掃業務委託料194万5千円がございます。これは県から委託を受けて補助金100%で実施するものでございます。

それから210ページから213ページにかけましてが住宅管理費でございます。213ページの工事請負費としまして、資料の17ページにありますとおりに柏田住宅の浴室改修工事と桜ヶ丘住宅の解体撤去工事を実施したものでございます。

続きまして212ページから213ページに住宅建設費がございます。設計委託料といたしまして390万1千862円につきましては、倉原住宅の建設工事に伴います実施設計委託料でございます。

続きまして256ページをお開きくださいませ。農地災害復旧費でございます。工事請負費としまして農地災害復旧工事を実施したものでございます。繰越工事としまして、4件の工事を実施しております。また258ページには土木施設災害復旧費がございます。資料のほうでは18ページ、20ページにございますとおりに、8件の道路災害復旧工事を実施したものでございます。

続きまして260ページをお開きくださいませ。特別会計繰出金としまして、農業集落排水事業特別会計繰出金7千249万4千円がございます。支出については概略ですが、以上でございます。

続きまして、歳入の主なものについて御説明をさせていただきます。

戻りまして22ページをお開きくださいませ。22ページから25ページにかけましてが農業費分担金と林業費分担金でございます。各種工事に係る受益者負担金でございます。建設課は上から2つめの単県農業農村整備事業分担金9万円からになっております。

続きまして26ページをお開きくださいませ。農林水産使用料と土木使用料でございます。上のほうの5万3千321円の道路占用料は農道と林道に係るもので、下のほうの119万8千700円の道路占用料は町道にかかる占用料でございます。公営住宅使用料につきましては、平成26年度末におきまして304戸の入居者にかかる使用料になっております。

続きまして35ページをお開きくださいませ。公共土木施設災害復旧費国庫負担金としまして312万7千円がございます。国の負担率66.7%の歳入でございます。

次のページ、37ページをお開きくださいませ。衛生費補助金としまして循環型社会形成推進交付金176万8千円がございます。個人設置型の合併処理浄化槽に対する3分の1の補助金でございます。同じページに社会資本整備総合交付金としまして9千642万6千円がございます。道路改良住宅建設浴室改修工事、住宅解体撤去工事にかかる50%あるいは65%の補助率での交付金でございます。

次に46ページでございます。県の補助金としまして浄化槽設置整備事業補助金176万7千円がございます。個人設置型の合併処理浄化槽に対する3分の1の補助金でございます。

次に49ページをお開きくださいませ。農業農村整備事業交付金990万円につきましては、水路工事にかかる50%の補助金でございます。

続きまして51ページをお願いいたします。単県林道事業補助金640万円につきましては、

林道岩ノ上線の舗装並びに作業道高花線の改良に係る40%の補助金でございます。その下の単
県治山事業補助金520万円につきましては、2地区の工事に係る2分の1の補助金でございま
す。

それでは53ページをお願いいたします。中段にあります電源立地地域対策交付金635万6
千円でございます。この交付金は町道対岸線の改良工事に活用させていただいているものでござ
います。同ページの下方のほうには農地災害復旧事業補助金494万1千390円がござい
ます。

57ページをお願いいたします。土木費委託金としまして、県管理河川清掃業務委託金194
万5千円がござい
ます。これは県からの清掃受託に対する委託金でございます。町内の団体で実
施しています県河川の草刈りや清掃活動に対する県のほうの委託金でございます。

続きまして69ページをお願いいたします。雑入としまして下段のほうに柏田第1期浄化槽負
担金17万5千264円がござい
ます。これにつきましては、柏田住宅に隣接して浄化槽を設置
している警察住宅並びに公立病院住宅にかかるそれぞれの負担収入でございます。以上で簡単で
ございますけれども、建設課所管の分の説明を終わらせていただきます。

情報課長（藍澤誠也君） 決算におきまして、ちょっと説明が漏れておりましたので追加をしたい
と思います。決算書の195ページを御覧いただきたいと思います。商工振興費の中で195ペ
ージの中ほど繰越額としまして3千606万1千円が出ております。これは3月議会で補正をさ
せていただきまして、翌年度へ繰り越したものでございます。この時に地方創生関係で国の先行
型の交付金、それから消費喚起型の交付金という形で交付をされております。そちらの分プレミ
ウム商品券関係が2千200万円、おもてなしほかの事業が1千20万円、それから先ほど申し
ましたゆうステーションの繰越額が386万1千円ということで、合計の3千606万1千円の
繰越をしているところでございます。以上説明を終わります。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時からお願いいたします。

（午前10時49分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

議長（渡邊誠次君） それぞれのページを追って進めていきます。よろしくお願
いします。議員各
位におかれましては、別紙平成26年度一般会計決算及び特別会計決算歳出科目別分掌事務一
覧表を御参照ください。本日は、この表の緑色に塗られた部分の協議になります。

まず最初に歳出からまいります。では88ページから始めます。

88ページ、文書広報費の中の旅費、印刷製本費、通信運搬費について質疑ござい
ませんか。

88ページ、89ページです。

それではページ飛んで100ページになります。防災情報施設費、情報課の担当所管でござ
い
ます。100ページ、101ページ、それから102、103ページの上段、エフエム小国主調

整室機器更新工事まで。よろしいですか。それから電算施設費の中の13委託料、ホームページ保守管理委託料、この1つが情報課の所管になります。よろしいですか。

それでは104ページ、105ページになります。目の13地域情報基盤管理運営費、104ページ、105ページよろしいですか。

続きまして106ページ、107ページ、これ全部でございます。よろしいですか。

108ページ、109ページ、日本ケーブルテレビ連盟負担金までが情報課の所管でございます。質疑ございませんでしょうか。

それではページを飛びます。164ページ、165ページの下のほうですね、負担金補助及び交付金の中の浄化槽補助金、その下の浄化槽普及促進協議会負担金、この2つが建設課の担当所管でございます。質疑ございませんでしょうか。

それでは166ページの農林水産業費に入ります。まずは目の農業委員会費、166ページ、167ページ、質疑ございませんか。

それでは次のページ、168ページ、169ページ、こちらも全部でございます。よろしいですか。

続きまして170ページ、171ページ、通信運搬費から小国町有害鳥獣防除柵設置事業まで、質疑ございませんでしょうか。

9番（熊谷博行君） 171ページの小国町有害鳥獣防除柵設置事業。要するに電柵の補助金だと思いますが、小国町は電柵なのですが津江や日田管轄、九重町もだったのですが、2メートルぐらいのワイヤーメッシュ等で作っているのがありますが、そういう計画は小国町はないんですかね。

産業課長（澁谷洋典君） この電気牧柵の補助事業でございますけれども、今年で5年目を迎えて一応5年計画ということでやっております。今後は中山間あたりの直接支払い等でも検討していただきたいというような説明を農家の皆さんにもしているところでございますが、今言われた鋼製の柵防除柵についてはですね、現在のところ小国町としては計画はしておりません。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

それでは次ページ、172ページ、173ページ、水田農業構造改革対策事業費まで。172ページ、173ページ、質疑ございませんか。

それでは174ページ、175ページ。中山間地域等直接支払推進事業費、下の畜産業費。174ページ、175ページ、質疑ございませんでしょうか。

それでは176ページ、177ページ、担い手育成推進事業費。

5番（児玉智博君） 担い手育成事業の認定農業者の会負担金というのが出ております。後継者育成とかそういったものを目的として新たに人・農地プランというのもできているわけですが、その認定農業者制度というのも残ってある程度の2つの制度の整合性も図られているんだと思いま

すが、まずこの認定農業者の会ですね、この制度が作られたこの意味、どういったことがあって作られた制度なのちょっと簡単に御説明いただければと思います。

農政係長（宮崎智幸君） 今質問のありました認定農業者の会負担金、これにつきましては現在小国町では認定農業者が76名おります。認定は5年後の改善計画を町のほうに出してそれが認められれば、認定農業者になれるという制度になっております。特に一定水準以上の経営規模であったり、農業による所得あたりが一定水準以上ということで審査をして認定を行っております。認定農業者の会につきましては、阿蘇郡の認定農業者の会、それから熊本県の認定農業者の会がありまして、そちらのほうで各種研修であったり情報交換あたりを行うということで、この負担金につきましても、県の認定農業者の会のほうに支払う負担金となっております。以上です。

5番（児玉智博君） 要するにそれとこの小国町にも認定農業者の会があって、76人小国町では認定されているということでした。つまり要はいかに持続可能な農業、稼げる農業にしていくかというような意味合いだと思うのですが、これは非常に大事なことだと思うのですよね。そういった中で、これは県の認定農業者の会への負担金だということであったのですが、果たして町内の認定農業者の会が、どれほどその県のほうに行っているいろいろな研修はされているらしいですが、それでもやっぱり町内の認定農業者同士の交流というか、いろんなその情報交換なんかもちきちんとしていくことが大事だと思うのです。例えば小国町のこの認定農業者の会というのは年1回の総会なんかきちんとかきかれていますのかとか、まずこの点について確認したいのですが。

農政係長（宮崎智幸君） 実はですね、小国町の農業認定者の会につきましてはここ数年ちょっと活動のほうで停滞しておりまして、実は今年度役員あたりとちょっとした協議を行いまして、今後の町の認定農業者の会のあり方について協議を行うということで考えております。一応役員3名の方にはそういった話を行いまして、今後の活動につなげていければというふうに考えております。もう1つ若手の認定農業者と同じように、若手の担い手の方がおられますけれども、それにつきましては農友会という形で昨年度より活動を始めまして、毎月の定例会をはじめとして各種事業に現在取り組んでいるようなところなんです。そういった部分も連携しながら、今後の認定農業者の会の小国町の会のあり方については今年度中に方針をまた固めていきたいというふうに考えております。以上です。

5番（児玉智博君） やはり活動が停滞したのが、やはり今までいろんな要因はあると思うのですが、この町のしっかりとした援助がなされていなかったという点については、是非ちょっとその辺は総括というか反省するべきじゃないかなと思います。特に大津町や菊陽町とかあの辺に行く認定農業者の会の会としての活動もしっかりとしているそうなんですよね。今後やはりこういう失敗を繰り返さないように、しっかりそういう支援体制なんかも強めていっていただきたいなと思います。

農政係長（宮崎智幸君） 今御指摘のあったことにつきましては、これまでは一方的な情報の発信

という形でいろんな情報提供のほうは行っていましたが、定期的な会合あたりを開くとかいうことも考えながらですね、会を発展させるように頑張っていきたいと思います。以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。177ページの19負担金補助及び交付金ですね、約920万円ありますが、補助金の調書を見ればほとんど交付先がJA阿蘇になっているのですが、小国町の畜産家にすべてのお金が下りているのですか。

産業課長（澁谷洋典君） 畜産業費の負担金補助でございますかね。これはJAのほうに經由して生産者のほうの費用負担の補助に充てられるという形になります。

9番（熊谷博行君） すべてですか。

産業課長（澁谷洋典君） はい。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

それでは次のページに行きます。178ページ、179ページ、全ページの手づくりの館施設費、悠工房施設費。質疑ございませんでしょうか。178ページ、179ページ、よろしいですか。

180ページ、181ページ。団体営土地改良事業費、建設課の担当所管になります。農道維持費。質疑ございませんか。

それでは182ページ、183ページ。全般です。特定中山間保全整備事業費、農地・水・環境保全向上対策費、農地・水保全管理支払事業費、循環型農業推進費。182ページ、183ページ、質疑ございませんか。

それでは次のページにまいります。184ページ、185ページ、上段に続いて林業費1億1千745万8千7円です。184ページ、185ページ、質疑ございませんか。

では続いて186ページ、187ページ。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。187ページの負担金補助及び交付金の備考の欄で野生動物生息数適正管理助成金、有害鳥獣被害防止協議会負担金、それから鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金、今年はちょっと不幸なこともありましたけれども、猟友会それから捕獲隊等々の話がしっかりできているのかが1点と、それから今9番議員がおっしゃった、多分ですね電牧外にフェンスがあるのはあれはシカ対策だと思うのです。シカがかなり今増えている。私どもの里にもシカが入ってきているということで、そのシカ対策についても考える時に来ているのかなというところで、今までのその頭数の状況、今後どうするのか等をちょっとお聞きいたします。

林政係長（穴井 徹君） それでは現在の猟友会と駆除隊のまずの人数のほうから御報告させていただきます。猟友会のほうは現在総数で58名が猟友会に所属されております。種別からいきますと、銃器が19名、罾が43名、網が1名、重複して免許を持たれている方がおりますので免許の数からいきますと63ですが実数でいくと58名になっております。それから駆除隊のほう

ですが、罾と銃器で参加されている方が5名、銃器の方が12名、罾の方が28名、計の45名の方が駆除隊に参加していただいております。銃器の方については、要件を満たしております方はほぼ参加していただいている状況になります。それから捕獲の状況ですが、昨年度の有害鳥獣ほか駆除隊のほうで、イノシシが181頭、シカが49頭、計の230頭。野生動物、猟期期間中に狩猟者登録された方がイノシシ、ニホンジカを捕獲された場合の助成金です。こちらがイノシシが432頭、ニホンジカが79頭、計511頭。平成25年度と比較しますとイノシシ、シカ合わせまして96頭の増となっております。先ほどお話にありましたシカ対策のフェンスですが、いろいろ検討しておりますが、フェンスの延長が延びますと、大体フェンスの前後2メートルの草をずっと切りまして、草や花木等を切って維持管理しないとかえってそこに寄せるような状況になりますし、イノシシのほうもなかなかフェンスを設置しても下を掘ったり、あと2メートル50センチ以上設置しないとシカも上を越えるという状況がありますので、維持管理の面等も考えてですね、今のところは先ほど産業課長のほうからも話がありましたが、小国町では導入を見合わせているような状況になっております。あとはシカに対する駆除としましては、やはり今のところ銃器が1番になっております。それから箱罾ですとシカ用もありますが、なかなか捕獲が難しいので、くくり罾等も現在導入されておりますので、そういったところで罾で様子を見ているところです。補足ですが、シカネットのほうについては森林組合のほうの造林事業として、昨年度は新規に植林された地域についてはシカネットを設置しております。以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

それでは次のページにまいります。188ページ、189ページ、引き続き林業振興費7千464万244円。188ページ、189ページ、質疑ございませんか。

それでは次のページ、190ページ、191ページ、林業振興費に続きまして林道費、治山事業費。190ページ191ページございませんか。

それでは次のページにまいります。192ページ、193ページ、水産業費は情報課の担当所管でございます。192ページ、193ページ、商工総務費にまいります。1千840万3千216円。192ページ、193ページよろしいですか。

それでは次のページにまいります。商工総務費に引き続きまして商工振興費1千666万2千484円です。194ページ、195ページ。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。195ページの下から3番目ですね、小国町商店街空き家対策事業補助金等に対するの各戸のやった結果等が出ているかどうかお尋ねいたします。

情報課審議員（時松洋順君） 小国町空き家対策事業補助金につきましては、年間で10件の方から申請がございまして、それぞれ家賃が違いますけれども5万円から1万円未満の家賃について補助させていただいております。その業種につきましては、飲食店等が8件、あと老人ホーム、音楽活動の方という内訳になっております。以上です。

6番（時松唯一君） 6番です。ちょっと私消化できないんですが、年間10件で1万円から5万円まで借りられている方がいるということなのか、その空き家が今対策事業の中で何軒あったかとその中で今後どうするのかとそういう事業の補助金じゃないのかなと私は思いますけれども。

情報課審議員（時松洋順君） お答えします。補助対象になる方は小国町へ出店をされる新規出店者の方々に対しまして、町内の商店街で積極的かつ継続して事業を営む方ということになっております。また商工会の会員であると。それから原則として店舗ということになっておりまして商工会のほうで審査をし、そちらで認められた方について家賃を補助しております。補助金の金額といたしましては、賃借料の2分の1で限度額が月5万円ということになっております。空店舗数というのが、すみません、今私のほうでは把握いたしてはおりません。以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） 195ページの13委託料で、ゆうステーション施設等整備設計業務委託料、話は聞いていますがどういう形でできるのかを御説明ください。

町長（北里耕亮君） この部分のいきさつを少しお話させていただきたいと思いますが、今現在あるゆうステーションのところがありますけれども、実は大分交通のバスが以前走っておりました。それが諸事情により止まるという部分で実は車庫が空まして、そこを有効利用しようと。元来からゆうステーションとの意見交換の中では、非常に連休時や行楽シーズンにおいては駐車場が不足をしているという部分でございました。そこでバス会社の車庫のあとを町で購入をいたしまして、そして議会にもそれを報告いたしましたところ、議会の中の御意見もありまして、河川側に実は町有地がまだ残っているところがあります。今現在駐車場になっているところから少し河川側に町有地が残っているところがありますので、そこを埋めて造成してスペースを確保しようという計画を今ちょうどしているところでありまして、併せてトイレや様々な部分もこれを機に誘道路を、あそこは一方通行になっておりますけれども、スムーズに入りやすくしたいというようなところの様々な検討を今しております。このあたりについてはまた今後いろいろな部分で常任委員会等でも話題にさせていただきながら、推移を議会にも報告をいたしますので、またいろいろご意見をいただければというふうに思っております。以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

それでは196ページ、197ページ、観光費に移ります。質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは198ページ、199ページ。

3番（北里勝義君） 199ページの19の負担金補助及び交付金の中で、これはちょっと前にも話題になったこともあるかと思っておりますけれども、鉱泉浴場所在地地域活性化事業交付金があります950万円、それからその次のページに同じく観光振興補助金というのが出てまいっております。頂いた資料によりますと、活性化事業交付金については観光施設の整備を図ることを目的に

補助金を出すと、それから観光振興補助金については活性化推進のための補助金ということになっているようですが、ハード面とソフト面という考えで理解してよろしいですか。

情報課長（藍澤誠也君） 事業の中身としては、そのように御理解していただいて結構かと思いません。

3番（北里勝義君） それとこの中で観光施設の整備ということで補助金がありますけれども、平成26年度はどういった施設を整備されたのか、実績がわかればちょっと教えていただきたいと。

情報課長（藍澤誠也君） 平成26年度におきましては一般施設関係としまして元湯、足湯の修理等、それから看板の設置と、敷地代等そういうものになっております。それは施設費として計上されております。あと環境整備事業としまして公衆トイレ関係の清掃、街路灯の整備等が出ております。

3番（北里勝義君） 私がこれをお尋ねしたのは、そういう施設の整備に対する区分というか採択要綱、どういった施設までやれるのかと。例えば私が記憶している中で、防災ですね、杖立の各旅館に屋内消火栓を以前入れたことがあります、防災関係でですね。その時に町からの交付金を充てたというような話を聞いておりますし、今後またそういった防災関係でそういった各旅館が整備をしていきたいと言った時に、あるかどうかわかりませんが、そういった公金が充てられていいのかどうか、その辺の区分は補助金交付要綱あたりを決めてやっているのかちょっとお尋ねいたしたいと思えます。

情報課長（藍澤誠也君） 鉱泉浴場所在地地域活性化事業補助金交付要綱の中では、目的としましては、鉱泉浴場所在地の活性化と併せて観光施設の整備を図ることを目的として交付金を交付するというようになっております。今の要綱の中におきましては、観光振興と観光施設整備とを行うことを交付の対象とするというふうになっておりまして、防災もそれに入るのかどうかというのをちょっと検討しなければならないかと思えますが、お話にあった防災関係等につきましては、ちょっと総務課と協議しながらどういうふうに防災関係について考えるかも必要かと思えます。今の交付要綱としましては、観光振興というふうな形の要綱でございます。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。ちょっと確認です。一番最上段の阿蘇の火まつり事業補助金40万円ですけれども、これはちょっと確認でお伺いします。来年度あたりのは事業主体が変わりますけれども、これは阿蘇市が継続してやるようにしているのか、やるとすればやはり補助金を出さなければいけないのか。どういう話までやっているか。

情報課長（藍澤誠也君） 阿蘇の火まつり事業補助金につきましては、阿蘇の事務組合のほうから基金事業として交付されておりました。その基金のほうは消防施設関係で基金を崩しておりましたのでこの事業に充てた基金財源等がなくなるということで聞いております。平成26年までの交付で確か終わるということで私どもは聞いているところでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

8番（松崎俊一君） 8番です。この決算書に直接的には出てきていないかもしれませんが、観光における例えばホームページの整備や修正、情報のアップとかその辺がどのようにされているか、同じく看板類もどのようにされているか。

情報課長（藍澤誠也君） 先ほどの予算書の中で、電算施設費の中の103ページになりますが、ホームページ保守管理委託料というものがございまして、こちらのほうでホームページのほうは管理をさせていただいております。ホームページの更新の手続と申しますのは、各課から新しい情報をこういうものを載せたいということで各課から決裁が回ってきます。うちが最終的な主管課になりますので、そこで決裁をしたところで担当課からホームページを管理する事業者へメールが流れていって、そのデータがそのまま更新されていくというような形になっております。

情報係長（小野寿宏君） ホームページの修正作業については、新規追加が去年68件で、修正編集作業が33件ありますが、それはほかの部分も全部入ってございまして、観光については観光情報があれば、担当者から要望があれば掲載していくのですが、フェイスブックを別に立ち上げてございまして予告とかあるいは当日の状況とか、そういうところを担当のほうでリアルタイムで出したりしてございしております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませぬでしょうか。

次の地域エネルギー費は政策課の所管でございまして、飛びまして目の5学びやの里費1千314万5千510円。200ページ、201ページ。202ページ、203ページの上段までが学びやの里費でございまして。よろしいでしょうか。

それでは、款の7土木費に移ります。202ページ、203ページ建設課の担当所管でございまして。まず、目の土木総務費7千836万9千587円でございまして、質疑ございませぬでしょうか。

それでは続きまして204ページ、205ページ。

11番（松本明雄君） 11番です。金額的にはそんなにかかっていないからいいんですけども、いつも一般質問で僕が質問している国道の件ですね。ここで期成会にいくつも行っておられますけれども、今後大分県側がほとんど212号線も改良工事が終わっていませんので、そのあたりの話をこの前も212号線の期成会があったと思われまして、どの辺の進捗状況なのか。それからこの前選挙があって、日田市長は道路網の整備を掲げて、それが当選の1つの要因になっておりますので、日田市は中だけをするのか、それからその大山の先の部分の拡張工事をするのか。4年前に聞いた時にはもうトンネル工事に入るような話だったんですけども、その兆候も全然見られませんので、そのあたりが出ていましたら町長のほうから報告をお願いしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 決算とは少し、現在の状況を少しお話をさせていただきますが、先日来の212号線の期成会において説明を受けました。今議員がおっしゃいましたひびきトンネルは、計画は進んでございまして今用地の買収をしているということでございまして。それから一部大山エ

リアの歩道整備の話題も若干ありました。それから松原ダムからこれは小国に一番関係あるところなのですが、杖立の県境までの部分を、これは私が意見を言ったんですが、落石等の話もさせていただいて、そういうことがないように引き続き維持管理等、そして実は大分県庁へ要望に行った時にも、大分エリアの土木事務所にも話をしたんですが、治山砂防と併せてしっかり維持管理をお願いしたいという旨も言いました。その時もあったんですが、道路側溝の蓋をかぶせていくというような計画を大分県側はしていただいているようでございます。これについても、私のほうから大分県内の道路幅を拡幅というのは技術的になかなか難しいのですが、少しでもという部分で蓋をかぶせていただくようなお願いをさせていただきました。それと期成会の時あわせてでございますが、大観峰が冬場凍結するという部分もありまして、その時には県の振興局も熊本県側もおいででございましたので、トンネルの話などもさせていただいて、212号線の道路の状況はほぼ完了に近くなってきておりますけれども、新たな課題ということで話題にさせていただいたそういう現状でございます。以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

204ページ、205ページですが、質疑はございませんでしょうか。

それでは続きまして水道総務費、その下の欄の道路橋りょう費の中の道路維持費、206ページ、207ページでございます。

3番（北里勝義君） 3番、北里です。207ページの委託料ですね、測量設計委託料1千493万9千528円。建設課で頂いた資料の中で橋りょうの補修、架け替えの業務委託だろうと思えます。補修については神原橋ですかね、それと多分倉本橋だろうと思えます。それからもう1件は、福坂橋ですね。これは架け替え測量設計業務委託ということで出ております。今後こういった設計委託に伴って、補修だとか架け替え整備はどのような計画を持っておられるか、またこの整備に対しての財源をどのように考えておられるかをお尋ねしたいと思います。

公共建設係長（秋吉祥志君） お答えしたいと思います。委託3件の橋りょうにつきましては、以前町内全域に遠望目視という方法で橋りょうの点検をすべて行っております。その点検を行った結果、この3橋が非常に損傷が激しいということで、早いうちに維持補修をしなければならないという結果に基づきまして、測量設計委託をさせていただきました。まず財源としましては、社会資本整備交付金事業を基に整備をしていきたいというふうに考えておりますが、近年、非常に公共施設の老朽化による災害等が発生しております。これに伴いまして、国としても道路ストック点検ということで方針を決めまして、昨年度の平成26年7月1日付で橋りょうにつきましては、全橋りょうを5年間のうちに点検をしなければならないと、5年に1回は必ず点検をしなければならないというふうな法的義務が課せられました。これに伴いまして、前回は遠望目視という遠くはなれて状況がどうかということを調査するというものになっていたんですが、今回からは近傍目視ということで実際橋りょうがどうなっているのかというものを橋りょうの状況を確認

しながら調査をするというふうな形に変わってきております。この橋りょうの点検を行った結果に基づきまして、社会資本整備交付金事業の対象事業となるというのが要件になっておりますので、今後は要点検、要修繕なり架け替えをしていく橋りょうを中心にですね、そういう点検結果に基づいて順位を決めていきながら順次公金事業に乗せていきながら、修繕のほうを進めていきたいというふうに考えているわけでございます。以上です。

3番（北里勝義君） 社会資本整備事業の中でやっていくということで理解したいと思います。それから今答弁の中にありましたが橋りょう調査を確かに小国町のをずっと行ってきております。今年の初めに国交省からその調査の結果報告みたいなのが報道で出ておりまして、全部で70万橋の調査をやったと。その中で、4割が建設年度が不明だということが出ておりました。またその4割のうちの8割が市町村管理の橋だということが出ておりまして、このことは建設年度が不明というのは今後橋りょうの維持だとか、それから災害、人命救助、こういった中で大きな支障が出てくるのではないかなというふうに専門家の先生方が言うておられます。わかる範囲で結構なのですが、小国町にそういった建設年度不明の橋があるのかどうか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

公共建設係長（秋吉祥志君） 現在遠望目視を行ったときに、そういう橋りょうの架けた年数あたりも調査をしておりますが、今現在のところ町としては全くの不明という橋りょうはございません。ただしやはり中には橋脚の部分に架けた年数あたりがはっきりわからないという橋りょうもございまして、それにつきましては、橋りょうのタイプであったりとかコンクリートの劣化状況とかそういったもので判断いたしまして、後は近隣の方たちに架けた時期がいつ頃だろうかというような聞き取り調査等も行いまして、推定の部分になるんですけれども小国町としては今のところ架けた橋の年数というのは、すべて把握している状況にはなっております。

建設課長（佐藤彰治君） ちょっと補足ですけれども、先ほど係長がお話しましたとおり橋りょう点検を毎年度進めてまいっているところございますけれども、先ほど議員からありました3橋の倉本橋、それから福坂橋、蓬萊の神原橋というところが非常に劣化が進んでいるという結果が現在出ているところでございまして、今年福坂橋につきましては、現在予算を頂いて架け替え工事の発注をいたしております。その橋りょうにつきましては順次そうしたことで最も優先順位の危険度の高い橋りょうから、予算の許す限りでございましてけれども、その中で順次補修なり架け替えなりを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。ちょっと関連になるかと思うのですが、今町道にファームロードはなっていますけれども、その2、3年前だったと思うのですが、国のほうの国交省あたりと経緯の説明をして県道に格上げができないかという質問をしたかと思うのです。その後どう

なっているのかですね。今の佐藤課長ではなかったかと思うのですが。ファームロードの格上げをもう1回検討して国のほうと、という話をした時に、国のほうも多分2、3年で何かいろんな方が、政策等が変わるかもしれないというようなことをお答えしていただいたと思っていますけれども。

建設課長（佐藤彰治君） 確かにそういったお話も承っております。その後に熊本県のほうとそういったお話もちょっと時折させていただいております。ただし県のほうとしましては、やはり県の財政難もございますし、なかなか即話が進むというようなことではなさそうな状況でございます。なかなか橋りょう等もかなり長大橋がございますし、延長もかなり延長がございます。そうした中で県のほうにそうした県道昇格の要望等はした経緯がございますけれども、その後の返事等はなかなかはっきりしたものは今のところちょっと頂いておりません。ただし引き続きそうした話も建設課としても非常に維持管理に苦慮している路線でもございますので、そうした中で県道に昇格していただければ、小国町には維持管理費の節減にもなるかなというふうに考えますので、引き続きそうした話を県のほうと交渉を重ねていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

それでは続きまして、208ページ、209ページ、道路維持費に続きまして目の道路新設改良費1億7千152万826円。質疑ございませんか。

2番（大塚英博君） 2番、大塚です。町道沿線立木安全対策事業補助金ということでもありますけれども、これはあくまで前も聞きましたけれども、申請者の要望があつてそれを切っていくということですね、実際、そのところを。枝打ちとかいう道路掃除の中で、例えばその枝を打つことによってその道路が要するに大きな車が上をずっと非常に通りやすくなるという、本人の依頼がなくても客観的に見たときに、この木がなければとてもスムーズに行くということもあるのではないかなと思いますけれども、これは枝打ちとかそういうものに対する補助ではないんですね。

公共建設係長（秋吉祥志君） この事業につきましては、町道にこの前台風が来ましたけれども、そういった場合に風倒木あたりで緊急車両が通行できないとか、住民の方たちが避難できないとかそういったものを未然に防ごうということで、そういうことを目的に作られた補助金でございます。今議員のおっしゃったような支障になるような枝ですね、そういったものにつきましてはもう通行上の支障になる部分につきましては、町のほうでまずは山主さんのほうに除去依頼をするんですが、どうしてもなかなかできないということであれば、もう町のほうで対応させていただくというような形で枝打ちあたりについてはそういった対応をして、この事業につきましては、あくまでも支障となるであろう木をすべて伐採していただくということに限定を今させていただいているところです。

2番（大塚英博君） 冬場の非常に凍結のときに対して、道路が凍結して通行がとても困ると。この枝がなければ枝というかこの木がなければ、非常にここの便利がいいのではないかなという箇所というのがあるかもしれませんけれども、あくまでそれは申請者の持ち主が、その切らないと言えばそれで終わるんですけれども、そここのところの入り込んだところというのはどうなんですか。

建設課長（佐藤彰治君） 事業そのものの趣旨等につきましては、先ほど係長がお話しましたとおりでございます。ただし立木につきましては持ち主がいらっしゃるわけですので、こちらで勝手に邪魔になるからというようなお話も、改良等の局部改良とかそうした道路の四境を確保する上で、必要な部分については町のほうで買収や立木補助とかいうような形で進めていく、改良事業の一環として進めていくことはございますけれども、例えばただ単にそのこの1本が邪魔になるというような話の中では、まずはもって持ち主のほうに、そうした住民からのお話があればこちらのほうから御相談に上がることは可能かと思えます。その上でこの事業を利用していただけるということであれば、2分の1補助で町のほうから支障木の補助をさせていただいて、伐採するというようなことで対応ができるかと思えます。以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩いたします。再開は1時からです。

（午後12時00分）

議長（渡邊誠次君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） 質疑を続けます。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。209ページの町道沿線立木安全対策事業補助金ですね。これに似たようなのが総務課にもあると思いますが、よろしかったら条件とかそういうのを示していただきますと、要望があった人たちにも説明ができますので、できるできないというのは決まっていると思いますので、どういう条件ですのかをちょっと説明してください。

公共建設係長（秋吉祥志君） 町道沿線の立木安全対策事業につきましては、これは名前のとおり町道沿線の立木についてそういう被害、災害時に支障となるような立木を伐採するという目的で設置された補助金でございます。総務課のほうの事業ですが、こちらは家に対する危険木ということで、隣接する立木が例えば台風であったり災害であったり、家屋に倒れて家屋が災害を受けるというような状況が発生する前に、その危険な立木を除去しようということで始められた補助金です。町道沿線は山林所有者本人が申請して、森林組合のほうで見積りをいたしまして、森林組合が窓口になって役場のほうに申請手続を行って、作業を行うという形になっております。総務課のほうの事業につきましては、これは山林所有者と家屋の所有者が別でないという形にはならないという形になっておりますので、自分の家の裏山の木が倒れそうなので除去してもらいたいということについては、これは対象にならないと。あくまでも山林所有者と家屋の所有者は別

な方でないと、この総務課のほうの事業は対象にならないという形になっております。それと町道沿線につきましては、伐採した以降はそこに決して木はもう植えてはならないという条件が付いております。これは双方の事業の中身になっております。以上です。

9番（熊谷博行君） 大体わかったんですが、総務課だから本当は関係ないんでしょうが。私が今認識している分では、その家の人の裏にある本人の木は駄目で、その横の家の人が申請すればいいわけですかね。

町長（北里耕亮君） この部分は総務課になりますので、また後日というか別の時にでも総務課から議員のほうにお伝えをさせていただきたいと思います。もし、ほかの議員の方もということであればまた別な時にお伝えができるものと思います。基本的にはこの林地安全対策事業という名前でございますけれども、もともとはやはり台風とかそういう部分において自宅があり、そしてよその方の所有する木があると。その木が倒れてきてその損害賠償といいたいでしょうか、その責任の所管がどちらかという部分が非常に微妙なときがございました。そういう部分について、あくまで防災の観点から町も一部分だけ助成をして双方に協力するような形でなっております。また詳しい話は、必要があれば総務課のほうにお願いを申し上げたいと思います。以上です。

9番（熊谷博行君） わかりました。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 先ほどから道路沿線の話が出ておりますけれども、今回ちょうど台風が来たわけですけれども、6番議員が前期の時に一般質問で出しましたけれども、岳の湯線ですね、土地はおそらく町道ならば町の路肩になると思いますけれども、そういう場合は結局誰が申請しますか。今課長は地権者が申請する、しないとできないというようなことでしたけれども、実際台風の時に停電になって、特に酪農家などは迷惑をした、大変だったという話を聞きましてわざわざ電話がかかりまして、やはり道路沿線の木はもうはやく木を切られるのは切ってもらわないと困るというような話をされましたけれども、ああいうところの木は誰が申請しますか。岳の湯地区の人がしますか、町が率先して切らせますか。どういう判断をしますが。

建設課長（佐藤彰治君） 事業の趣旨は先ほど係長がお話したようなことでございます。安全対策というのは防災と通行の安全対策というような2つの観点がございます中で、そうした通行に支障があるような枝類とかいうものについては、先ほどのような事業で対応ができるというようなことで、あくまで所有者の申請に基づくものであるという事業の説明があったかと思いますが、特に岳の湯線につきましては一部道路敷のほうにそうした樹木等も植わっておるのは確かでございます。そちらについては、一応温泉組合のほうで管理をしていただくという、以前同じようなお話があった際に、組合長のほうにお話してそうした話があるけれどもということで、御相談を申し上げた経緯がございます。その際に組合のほうで管理をしますというお話をいただいているものですから、その組合が植えた部分につきましては、そちらのほうの管理にゆだねるというよ

うな判断をいたしているところでございます。その他の支障木につきましては、基本は所有者等が申し出ていただくことが主旨ですけれども、午前中にお話がありましたとおり、それでもなかなか手が出ないというようなものにつきましては、枝等の伐採等も含めて町のほうである程度は管理をしていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（渡邊誠次君）　ここで暫時休憩をします。

（午後1時08分）

議長（渡邊誠次君）　では、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時09分）

4番（高村祝次君）　そういうことだったら、ほかの町民の方に迷惑がかからないように課長しっかり指導をしてください。町民の方からわざわざそういう電話が私にありましたので、是非岳の湯地区には指導して、ほかの人の迷惑にならないようにやってもらうように指導をお願いします。

建設課長（佐藤彰治君）　そういったお話をちょっと口頭等でさせていただいているわけですが、再度確認の意味でもう一度組合あたりとお話をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

1番（穴井帝史君）　先ほど建設課長のほうから組合が管理といいましたけれども、あそこは町道を作った最初にイチョウとモミジとケヤキを町のほうが植栽しているんですよね。そしてコナラのほうはある程度現在も手入れはしていますので、電線や光ケーブルに対しては支障がないような形はとっております。その辺はちょっと勘違いしなすようにお願いいたします。

建設課長（佐藤彰治君）　ちょっと私の勘違いがございました、大変申し訳ございません。先ほどの樹種3品目については、町のほうの管理ということで、何らか対応をしていきたいと思っております。以上です。

10番（時松昭弘君）　今、道路沿線立木安全対策の事業補助金ということで241万円ほど上がっていますけれども、今の岳の湯線あたりにしても、やはり町が植えたなら一応この際台風等の被害があつて、そういった支障木等があれば思い切って全部切るという形にしたほうがいいのではないですか。そうするとこういった問題もなくなるし、できるだけこの沿線木あたりも金額的にしますと、なかなか赤字になって木を伐採しないという方もおられるわけですよ。ですからこういったことについて先ほどの危険木と沿線木の分についても、これも総務課の予算と建設課の予算と二通り一応予算を計上しておりますけれども、これを一括してやるとかいう形にしたほうがもう少し使い勝手がいいのではないかというふうに思います。そしてこの金額あたりにしてももう少し予算を増やすという形にできるだけしたときには、こういった沿線木あたりがなくなってくるとすれば、当然先ほどの雪のときの融雪剤等の金額等も少なくなってくる、600万円ほどの金額が上がっていますが、こちらのほうは毎年雪が降ればそれだけのお金がかさむわけですけれども、もう少しここあたりを工夫すればお互い片一方の予算を増やしても融雪剤が将

来的にはなくなるというようなゼロとまでは言いませんけれども、半分ぐらいになるというよう
な形になりますから、できるだけそういうことも工夫をする必要があるのではないかとこのふう
に思います。

町長（北里耕亮君） この町道沿線もですね、施行させていただいてからまだそう年月もたってお
りません。ただ一定の効果は行政としてはあるものと思っております。予算の範囲内でできるだ
けやっていきたいという考えを持っております。それと今御意見の総務課の林地安全対策事業と
一括してという御意見もありましたけれども、そもそものちょっと意味合いが違いますものでか
ら、その防災の面でのこの林地安全と、町道沿いではありませんのでその分はまた活かさせてい
ただいて、こちらの林地安全も大変好評を得ております。今まではなかなかそれぞれの所在の責
任という部分がなくて話が進まないのに、行政の一部助成金があることによってその損害も回避
できるという部分において、一定の効果があるものというふうに思っておりますので、一括とい
うのはちょっと行政としてはまた少し御意見とちょっと違う部分があります。それから特に岳の
湯線の部分については再度私も含めまして担当課とよく協議をさせていただいて、私自身も把握
が足りない部分が、町がそもそも植えた樹木があるという部分について少し把握が足りませんで
したので、そういう部分と、あとから組合のほうで植えた部分があるという部分を把握させてい
ただいて、また考えたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

それでは続きまして210ページ、211ページに移ります。河川費それから住宅費の住宅管
理費に移ります。210ページ、211ページ質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

では引き続き212ページ、213ページ。住宅建設費、危険住宅移転費。

5番（児玉智博君） それでは危険住宅移転費について質問します。当初予算80万円に対して執
行額がゼロということなんですけれども、全額不用額となっている。この危険住宅という捉え方
がされるような住宅はもうないということですか。

公共建設係長（秋吉祥志君） お答えいたします。当初予算80万円計上させていただいておりま
して、今回不用額でそのまま80万円という形にしておりますが、実際1件ほど掛金としまして
危険住宅として取り壊しの費用をお願いしたいということで町のほうに申請が上がってしまし
た。手続をする中で県のほうから実行する段階におきまして、今回の取り壊す住宅については補
助金の要件を満たしていないということで県のほうから補助対象にならないということと言われ
たものですから、今回取り下げるといふことしかできなくて今回不用額として計上させていただ
いたという経緯がございます。以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

それではページが飛びます。続きまして256ページ、257ページ、災害復旧費。建設課の
担当所管でございます。256、257ページの下のほうになります。農地災害復旧費656万

2千330円以降ですね、質疑ございませんか。

それでは258ページ、259ページ、農業用施設災害復旧費、それから公共土木施設災害復旧費の中の土木施設災害復旧費でございます。立木補償費までが建設課の担当所管でございます。質疑はございませんでしょうか。

それでは産業課、情報課、建設課の歳出の質疑は終了いたしました。質疑等の漏れがございましたらお願いします。質疑ございませんか。

それではないようでしたら、歳入に移ります。

それでは22ページ、款の分担金及び負担金からお願いします。以下歳入明細書の緑色の項目をページを追って進めてください。22ページ、23ページの農業費分担金はすべてでございます。阿蘇区域農用地整備公団事業分担金から国有地貸付分担金まで。よろしいでしょうか。

続きまして24ページ、25ページ、単県林道事業分担金、単県治山事業分担金、光ファイバー加入分担金までが担当所管でございます。質疑ございませんでしょうか。

それでは続きまして26ページ、27ページの使用料及び手数料の中で、光ファイバー使用料、光ファイバー使用料の現年度分と滞納繰越分が情報課の担当所管でございます。26ページ、27ページ。その後は2つ飛んで農産物等加工試作施設使用料、地域農産物処理加工施設使用料、産業課の担当所管でございます。質疑ございませんか。

では次のページにいきます。28ページ、29ページ、冷蔵倉庫使用料、道路占用料が産業課担当所管です。その次の公営住宅使用料、現年度分と滞納繰越分。それからその次の道路使用料が建設課の担当所管です。質疑ございませんでしょうか。一番下の鍋ヶ滝公園直販所使用料も情報課の担当所管です。よろしいですか。

次のページ、30ページ、31ページ、下のほうにあります農地等証明手数料、産業課の所管です。その次の光ファイバー休止・再開手数料、情報課の担当所管です。質疑ございませんか。

それでは次のページ、32ページ、33ページ、上段の中ほどにありますその他手数料が建設課の担当所管ですね。土木手数料です。よろしいですか。

では次の34ページ、35ページ、一番上の段です。公共土木施設災害復旧費国庫負担金、建設課です。質疑ございませんでしょうか。

それでは続きまして36ページ、37ページ、目の2衛生費国庫補助金の中の循環型社会形成推進交付金、それから飛びまして社会資本整備総合交付金、この2つが担当所管です。よろしいでしょうか。

では続きましてページ飛びまして46ページ、47ページ、一番上にあります浄化槽設置整備事業補助金、こちらが建設課の担当所管です。それから4つ飛びまして、農林水産業費県補助金で農業委員会交付金、国有農地等管理処分事業事務取扱交付金、以下産業課の担当所管です。46ページ、47ページ、質疑ございませんか。

次の48ページ、49ページは、産業課及び建設課の担当所管になります。質疑ございませんか。

では50ページ、51ページ、商工費県補助金までが担当所管です。

5番（児玉智博君） この単県治山事業補助金についてですが、平成26年度は2地区が行われたということでありました。実際そういう危険な箇所について申請があっても、その手の付いていないところがどのくらい残されているのでしょうか。

建設課長（佐藤彰治君） 単県治山事業につきましては、基本的に災害復旧の分類となります。実際家の裏が壊れてとか、崩壊した、それで家屋に影響があるというようなところに対して手当をするというような基本事業でございます。そのほか壊れる危険があるというような箇所については、また単県事業の別メニューでございますけれども、いずれにしても事業費等が300万円を超えるような事業費がかかってまいりますし、その要件となっております。なおかつ単県事業につきましては、申請事業ですけれども、本人負担が10%いるというようなこともありまして、実際上がってくる件数というのは、よっぽど身に迫るような災害であれば別ですけれども比較的少ない件数ではございます。しかし予防的に申請される方は、ちょっと私の記憶では5件ほどあっているかなというふうに思っております。以上でございます。

5番（児玉智博君） 小国町内で、これは県が進めている危険箇所指定が大体実地調査なんかも済んで、地図上に落とされたものが各地区で説明会なんかも開かれて、今後市町村長が意見を言う機会なんかも出てくるかと思うのですが、ただ実際自分のご自宅なんかがそういう黄色や赤いエリアに指定されたところでは、おそらくそれを機にこういう何とかしたいというところで、たとえ自己負担はかかっても、家に住めなくなるならというような気持ちで申請も増えていくのではないかと思うのですが、そうなった場合、大体平成26年度は2地区でまだ後5カ所ほどご記憶ではあるということだったんですけれども、この数そのものは増やすことはできるんですか。

建設課長（佐藤彰治君） 工事を増やすという意味でしょうか。実は、これは名称にもありますように県の単独費でございます。それで一部町負担と地元負担という構成で財源は確保して実施される事業でございます。いずれにしましてもそうした個人負担、いわゆる県負担がございまして、県の要件といいますか、現場状況等も含めて要件に合わなければ事業採択とならないということでございますので、そこら辺については今後増える可能性はあるかもしれませんが、すべてが単県の事業に乗るといようなことでもございませんので、なおかつ先ほど申しましたように御自身の負担金も事業費に対して10%は必要になってくるというようなこともございまして、そこらあたりで必ずしも急激に増えるというようなことは、ちょっと予想できませんけれども、いずれにしても減ることはないかなというふうに感じております。以上です。

5番（児玉智博君） 要するに今の答弁を聞いていると、個人負担とかは別として、要は県のそれはよくわかっていますけれども、これは小国町だけじゃなくてほかの市町村からもその要求が上

がってくるから、そういう県費の問題でその事業採択とかいろいろ言われましたけれども、その問題があるのかなと県の予算の範囲という部分がですね。だけれどもやはりそういう防災に対して、そういう町民の安心した暮らしを確保していくという意味では、やはりそのあたりは町村会なんかもありますので、そういうところを通してでも県に予算要求していくべきじゃないかなと思うのですが、いかかでしょうか。

町長（北里耕亮君） 単県治山だけでなく、県道改良、県に関わる案件は意外と多いです。頻繁に小国町単独でも要望をいたすこともありますし、阿蘇郡町村会で要望いたすこともあります。その部分については具体的に県道の場合は路線、それから危険というかそういうエリア治山関係ではエリア、そういう部分を明記しながら出していくケースも多ございますので、そこはしっかり要望はしていきたいと思います。ただ建設課長が今言いましたように、県の予算の枠のハードルはやはりたこうございまして、絞りというか厳しい状況は向こうは発言の中ではありますけれども、そこはこちらの緊急性や順位などそういう部分もありますので、しっかり要望していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。町長は、今年度から治山林道協会の副会長に就任なさっているとしますので、大いに力を発揮していただいて事業を持ってきていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 場所優先でありまして、役についたからという部分ではこの公の場ではなかなか明確には言えないのですが、意見を言う機会は多くなると、それは役員になればその会合に頻繁に出ますので意見を言う機会は多くなると思います。一般論として非常に県内で治山関係の部分、林道関係の部分、話題にしていきたいというふうに思っておりますので頑張りたいというふうに思います。以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

それでは50ページ、51ページよろしいですか。

続きまして52ページ、53ページの中ほどの電源立地地域対策交付金、それからその下の農地災害復旧事業補助金、こちらは建設課の担当所管になります。

3番（北里勝義君） それでは中ほどにあります電源立地地域対策交付金ですね。この交付金はいろんな事業に充当してきた経緯があるかと思いますが、平成26年度は町道対岸線の改良工事に充当したということですが、この町道対岸線の改良工事については何年くらいこの対策交付金を充当していくのか、そのほかに交付金の活用計画がほかの事業あたりであるのかどうか、ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） ここ2年ほど対岸線の道路改良工事を継続して実施してまいりました。その財源としてこの電源立地交付金を使って実施されたものでございます。これはダム所在地に交付されます経産省からの交付金でございまして、昨年度で一応対岸線の工事については一通り

のめどがついたと。しかしながらもう1カ所ほど残ってはおります。これにつきましてはまだ用地買収等がございますので、その部分につきましては、それが済み次第また利用できるものであればこの交付金を利用して完了させたいというふうに思っております。なお今年度につきましては、この電源立地交付金対岸線の一応めどがついたということで今回は岳の湯線の舗装の打ち替え工事を予定しておるところでございます。以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

それでは次のページ、下の段になります。54ページ、55ページの農地中間管理機構の特例事業等業務委託費、県有公園施設清掃管理委託金56ページ、57ページになります。その下の県管理河川清掃業務委託金、こちらまでがそれぞれ産業課、情報課、建設課の担当所管になります。この3項目質疑ございませんか。54、55、56、57ページです。よろしいですか。

それでは58ページ、59ページ、一番上の中山間ふるさと水と土保全対策基金積立金利息収入、それから一番下になりますその他財産運用収入でJ-VERクレジット売払収入、この2つが建設課と産業課の担当所管になります。質疑ございませんでしょうか。

それではページが飛びます66ページ、67ページ、目の農業費受託事業収入、農業者年金業務委託料、産業課の担当所管です。この1項目ですね。よろしいでしょうか。

続きまして、目の雑入に入ります。70ページ、71ページ、上から2段目阿蘇ふるさと市町村圏地域振興助成金、それから2つ飛ばしまして阿蘇の火まつり事業補助金、情報課です。3つ飛びまして伝送路利用収入、IRU利用収入、番組配信利用収入、この3つも情報課の担当所管です。質疑ございませんか。よろしいですか。

では次のページ、72ページ、73ページ、上から2段目です。中山間地域等直接支払交付金事業返還金、産業課の担当所管です。1つ飛んで光ファイバー引込工事費収入、それからもう1つ飛んで光ファイバーケーブル保守費用負担金、こちらが情報課の担当所管です。質疑ございませんか。

74ページ、75ページに入ります。一番上2つですね、農地・水保全管理支払交付金事業返還金、それと物品汚損料、この2つが本日の担当の所管になります。質疑ございませんでしょうか。

ないようでしたら、歳入並びに歳出に関しまして、全般質疑等の漏れがあればお願いをします。歳入歳出、本日の担当所管どちらでも結構です。ご質疑漏れがあればお願いします。よろしいですか。

次に、別冊平成26年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算及び平成26年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算並びに平成26年度小国町水道事業会計歳入歳出決算について、所管課より御説明ください。

建設課長（佐藤彰治君） それでは、まず特別会計のほうから御説明させていただきます。特別会

計の決算書を御用意いただきたいと思います。それでは建設課所管の特別会計及び水道事業会計の決算について概略を説明させていただきます。

まず、小国町簡易水道特別会計から説明させていただきます。施設としましては、杖立水道、小藪水道、それから市井野水道、上滴水水道の4施設の会計になります。特別会計決算書の124ページをお開きくださいませ。総括表としましてのまず歳入でございます。使用料及び手数料と繰越金で751万8千930円でございます。使用料及び手数料の対前年度比は約95.3%となっているところでございます。

次の125ページの総括表歳出でございます。総務費と公債費の合計で728万8千930円でございます。

続いて130ページをお開きくださいませ。歳入から歳出を差し引いた残りの23万円を繰り越しさせていただいたものです。

まず特別会計歳入歳出決算書の132ページをお開きくださいませ。歳入の明細でございます。今年の3月末までの給水戸数は、杖立水道が185戸、小藪水道が21戸、市井野水道が11戸、上滴水水道が13戸で昨年度から杖立水道のほうで3戸の減となっております。

それから次のページ、134ページでございます。こちらは歳出の明細でございます。水道組合ごとの一般管理費でございます。

続いて右のページ135ページの中ほどに13委託料としまして、維持管理委託料538万4千842円とございます。この金額は収支として残った金額を水道組合の維持管理費として支出しているものでございます。他の3組合水道につきましても、実質的な維持管理は各水道組合で実施している関係で、同様にこのように支出をされております。

最後の139ページが公債費になっております。

以上、小国町簡易水道特別会計の決算について簡単ではございますけれども、説明を終わらせていただきます。

引き続き、小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について御説明させていただきます。ページ142ページをお開きくださいませ。総括表としての歳入でございます。分担金及び負担金それから使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入、町債、繰越金の合計が1億4千491万3千231円で、対前年度比としては102.1%となっております。

次の143ページが歳出でございます。総務費と公債費の合計で1億4千153万8千906円でございます。

続いて148ページをお開きくださいませ。歳入から歳出を差し引きました337万4千325円を翌年度へ繰り越しさせていただいたものです。

続いて150ページをお開きくださいませ。このページからが歳入の明細になります。農業集落排水事業分担金として90万円が納入されています。内容につきましては、新規加入10件の

加入金の合計でございます。今年3月末までの加入状況は、田原地区につきましては44戸、西里地区につきましては158戸、黒淵地区につきましては296戸でございます。3地区あわせて498戸で加入率は81.27%になっております。加入金の次に各地区の使用料がございます。

それから続きまして152ページをお開きくださいませ。152ページ、153ページに一般会計繰入金、それから154ページに基金繰入金、町債等がございます。

続きまして158ページを御覧ください。ここから歳出の明細でございます。施設の維持管理に関する一般管理費等の決算でございます。

以上、小国町農業集落排水事業特別会計の決算について説明を終わらせていただきます。

続きまして、小国町水道事業会計について説明させていただきます。別冊の小国町水道事業会計決算書をお開きくださいませ。

小国町水道事業会計決算書のまず1ページを御覧ください。総括事項を掲げてございます。給水戸数が平成26年度におきまして、2千659戸でございまして、前年度より181戸の減となっております。総配水量につきましては、10万7千117立米でありまして、前年度から4万3千265立米の減でございます。それから有収水量は71万5千342立米で前年度から8千282立米の減でございます。有収率につきましては65.8%で1.8%の増となっております。

次に3ページ、4ページをお開きください。3ページから4ページにかけましては、建設工事の概要でございます。平成26年度は5件の工事を実施いたしております。

5ページには業務量及び供給単価、給水原価を掲載しております。

6ページでございます。6ページは事業収入に関する事項でございます。平成26年度におきましては、営業収益それから営業外収益の合計としまして、1億3千198万1千231円の収益がありました。対前年度比で801万3千833円の収益増となりました。これは地方公営企業会計制度の改正に伴い、平成26年度決算より新たに長期前受金戻入額が計上されることになったことによるものです。

7ページを御覧ください。事業費に関する事項でございます。営業費用、営業外費用の合計としまして、1億2千369万9千108円になっております。

続いて8ページには性質別支出状況、そして次の9ページには重要な契約の要旨としての9件の委託並びに工事の契約内容を掲載しております。

それから10ページでございます。水道事業の決算報告書でございます。収益的収入及び支出でございます。10ページの収益的収入につきましては、1億4千61万7千655円、それから11ページの支出につきましては、1億2千649万4千226円となっております。

次の12、13ページにつきましては、資本的収入及び支出でございます。12ページの資本的収入としまして5千668万8千760円、13ページの支出としまして1億2千652万1

千644円となっております。13ページの下のほうに記載しております事柄ですが、収入が支出に対して不足する額6千983万2千884円に対しまして、消費税資本的収支調整額573万4千798円及び減債積立金1千147万6千548円、建設改良積立金1千500万円、過年度損益勘定留保資金3千762万1千538円で補填しているところでございます。

次の14ページからは損益計算書を添付し、19ページからは貸借対照表を添付しております。24ページからは付属の明細書を34ページに固定資産明細書を添付しております。

最後になりますが、35ページ、36ページをお開きください。企業債の明細書でございます。上水道と簡易水道別に示しております。合計が36ページの一番下にございまして、上水、簡水合計40件、6億9千73万4千814円が平成26年度末の起債残高となっておりますところでございます。以上、水道事業会計決算についての概略説明をさせていただきました。以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩いたします。再開を2時5分からお願いいたします。

（午後1時55分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時05分）

議長（渡邊誠次君） ただいま所管課より説明が終わりましたので、質疑に入ります。各小国町簡易水道特別会計、それから小国町農業集落排水事業特別会計、それから小国町水道事業会計の決算について、歳入歳出どちらでも結構です。質疑をお願いいたします。

11番（松本明雄君） 全部いいんですね。では毎年質問していますけれども、水道事業のほうについてお聞きします。本管工事はほとんど終わったと思うのですが、その割にはこの有収率のほうあまり上がっていませんけれども、その辺の説明と、今水源地がある小学校の下の水が相当減っていますので、その辺もう考えていかないと大丈夫かなあと考えています。もしも大規模な地震が起きた場合は、地殻変動によってあそこがかれる可能性もありますので、その辺も考えていかなければならないと思いますけれどもどうでしょうか。

建設課審議員（北里慎治君） それではお答えいたしたいと思います。平成20年度から大きな工事を行ってきております。平成26年度までにできました大体1万2千メートルほど配水管の敷設替えを行いました。総延長が74キロぐらいありますので大体率にして17%ぐらいというような率になっております。有収率の向上につきまして、私どもにおいてはこれが唯一のバロメーターになります。はっきり申しまして水道の職員といたしましては、これを向上させるというのが最大の目標でございますが、いかんせんなかなかこう有収率が上がらないというのが現状でございます。ちょっと1つの例で申しますと、昨年度におきましては、上水道におきましては26件で約207万円ほど漏水修理を行っております。なおかつ簡易水道におきましては23件の230万円ほど漏水修理を行っておりますが、やはりなにぶんその瞬間私たちの机の横に毎日の有

収、今の状況というのがわかるようになっていきます。そのようなを見ましても瞬間瞬間は上がってきていますが、やはり長くなってくると落ち着いてまた元の数字になってしまうというように多々あります。ただ近年、昨年夜間水量を大体私ども2時、3時を推移していますと、上水道の夜間水量で大体30トンぐらい時間です。30トンぐらいのペースでいっていたのが、最近でございますけれどもそれを切ってまいりました。27、8トンになってきております。そして昨年度、今年の3月末に竣工しました北里簡易水道の桑鶴辺りを去年工事しましたが、そこにつきましても夜間が12、3トンいっていたのが今は3トンぐらいで落ち着いています。そういったふうに老朽管の敷設替えを今どんどんしていきまして、毎年起債を4、5千万円借りてやる事業としましては、一応平成26年度で終了しますが、今後平成27年、平成28年これをやめずに、今VP管といって昔使った何ていいますかちょっとこういった壁の色みたいな感じのパイプの古いのがございまして、それがもう既に40年過ぎて耐用年数を過ぎてきたというケースがございますので、その辺につきましても重点的に今後も進めていきたいと。大体の概数でいきますと後10キロぐらいございます。それがですね。ですのでそれを後10年ぐらいに分けてやるのか、5年でやってしまうのかというのも、少しこちらの経営状況を見ながら徐々にそのへんは踏んでいきたいというふうに思っております。それとやはりもう1つの手としては、まずその本管を終わってこの次は少し枝管といいますか、メーターまでの管というのがありますが、そのあたりのことも考えながらやっていかなければならないのかなと。とりあえずは本管から進めようというふうには思っております。

それと先ほどもう1つありました水源池の問題ですが、昭和44年ですか上水道の認可が出まして、ずっと今まで活用していきましてもう50年ぐらい近くなっておりますが、今のところ順調でございますが、おっしゃるとおり近年のいろんな気象状況の変化等でどういうことになるかわからないということで、いろいろ水源のことについてはこの課の中、あるいはそういった関係でいろいろ論議されているところです。何分大きな問題ですのでどういうふうに持っていこうかというのも最大の懸案でございますので、その辺はもう少し論議を深めながら、いろんなことの情報入手しながら、またどの時期なら、例えば今なら補助金とかがどういうふうにあるよというのを調査しながらですね、いろんなことを考えながら検討していきたいと思っております。以上でございます。

11番（松本明雄君） 毎年北里君の答弁を聞くといつも何か騙されたような気持ちになるんですけども、福岡市や北九州市とか大都市でも有収率が80%を超えていますので、今後言葉通りに北里君には頑張っていただきたいと思っております。期待をしておきますのでこれで終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

10番（時松昭弘君） 水道事業には直接は関係ないのですが、この前から上田地区のほうで道路工事があり、その地下に水道の埋設管が埋設していると、その工事のほかにマンホールがあるん

ですね、マンホールの上にトラックあたりが夜間に通ると、その振動が近隣の家にまで振動がしてそれが夜も眠れないというような苦情が、5月の14日におそらく町のほうにも伝えてありますけれども、その後いろいろ調査をしてみたところが、担当者と県との話し合いがうまく合っていないというような振興局のほうから答えが来ておりましたが、その後、町のほうから担当者が一応その家のほうに行って事情を説明したという経緯があります。この問題についても早急に解決しないと道路工事をし、その後に水道の埋設管が中に入っているということは大体原因がわかっているわけですから、これは早急に対応していただきたい。これは一般質問でしょうかと思いましたが、この全員協議会の中で一応話をしておきましたが、それでもなおかつしないということであれば、また次の機会にでも一般質問等をやっていきます。早急に相手方が毎日のことで振動が家のほうにもあるわけですから、そのことについては担当課の所管のほうで、早急に対応していただきたいというふうに思います。

建設課審議員（北里慎治君） その件につきまして、私どもも4月の段階で住民の方から要望がありまして、直ちに県のほうへ写真、そして現場の状況など踏まえまして担当のほうに送ったところでございます。私どももやはり県に報告して終わりというような形にとっていたのかなというふうに思っております。再三その後ご指摘がありましたとおり、何回も催促してようやくこの前早急に対応しますという返事はいただきました。この件につきましては、私が今担当の窓口になっておりますけれども、即座に対応して県に確認し、返事をもらうように今後していきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました

10番（時松昭弘君） 一応道路工事関係でそういったことが発生しているわけですから、町の水道会計のほうから負担をするということではなくて、まずもって県のほうにそういったことを強く要望するということがまず1つであるというふうに思います。それでなおかつ埋設工事等の中にそういう原因があるとしたら、また水道会計のほうで対応すると。ですからいくつものことを考えながら是非とも早急に進めていただきたいと。今でも音がしているわけですからそういうことに対して町が進捗状況等を先方のほうに連絡をすると、これも何回も担当者にも言いましたが、動かないから私のほうがこの前から県のほうにも行って、担当の方と話をしやると動いたというような経緯があります。是非ともそのことについては、早急に前向きに取り扱っていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

なければ、これをもって本日の全員協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

なお、この3日間で審議いたしました事項につきましては、9月17日の午前10時から、本会議にて平成26年度小国町一般会計歳入歳出決算及び平成26年度小国町特別会計歳入歳出決算それぞれを採決いたしますので、よろしくお願いたします。

(午後2時16分)

小国町議会会議録
平成27年第3回定例会

平成27年9月発行

発行人 小国町議会議長 渡邊 誠 次

編集人 小国町議会議務局長 小田 宣 義

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会議務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119